

東北学院大学論集

歴史と文化

(旧歴史学・地理学)

第63号

宮城県亘理郡山元町合戦原古墳群第4次発掘調査報告	辻 秀人	1
東北地方における中世城館関係史料集成		
—— 宮城県編 ——	竹井 英文	19
福島県川内村小田代集落の儀礼文書 (一)		
—— 山之神講文書 ——	金子 祥之	(1)
先秦都城の門朝・城郭構造 (二)		
—— 文献伝承と考古知見の照合・鄭韓故城 ——	谷口 満	(81)

2021年

東北学院大学学術研究会

東北学院大学論集

歴史と文化

(旧歴史学・地理学)

第63号

2021年

東北学院大学学術研究会

宮城県亘理郡山元町 合戦原古墳群第4次発掘調査報告

辻 秀人・板垣 溪太・上野 加織・大友健太郎・金澤 日本
今野 莉帆・佐藤 志帆・佐藤 緋菜・佐藤有莉佳・奈良 朋宏
福澤淳之介・横山 志穂・吉村奈々子・米澤 侑夏

調 査 体 制

第 4 次調査

調 査 期 間	2019 年 8 月 5 日～8 月 18 日 8 月 26 日～9 月 2 日
調 査 主 体	東北学院大学文学部歴史学科考古学専攻辻ゼミナール
調 査 担 当 者	辻 秀人（東北学院大学文学部教授）
調 査 員	横山 舞（東北学院大学大学院博士課程前期 2 年） 加藤雄大・賀屋由布・高橋伶奈（大学院博士課程前期 1 年） 板垣溪太・上野加織・大友健太郎・金澤日本・今野莉帆 佐藤志帆・佐藤緋菜・佐藤有莉佳・奈良朋宏・福澤淳之介 横山志穂・吉村奈々子・米澤侑夏（歴史学科 3 年） 浅野壺斗・阿部遼人・五十嵐雅陽・狩野山航・坂田智哉 高野ほのか・沼崎雅弘・藤村 楽・古川真登・松田 進・松橋七海 村上景亮・村松大永（歴史学科 2 年）
調 査 協 力	山元町教育委員会 山田隆博・佐伯奈弓（山元町教育委員会）
土 地 所 有 者	山元町

例 言

1. 東北学院大学考古学辻ゼミナールでは、2018 年から宮城県亘理郡山元町合戦原古墳の調査を継続して実施してきた。合戦原古墳群はこれまでに緊急調査、測量調査が実施されている。これに加え、2017 年に山元町教育委員会が古墳群性格解明のための調査を実施している。この調査を合戦原古墳群第 1 次調査と理解し、2018 年夏の調査を第 2 次調査、2019 年春の調査を第 3 次調査、2019 年夏の調査を第 4 次調査とした。本書は合戦原古墳群第 4 次調査の報告書である。
2. 調査は東北学院大学文学部歴史学科考古学専攻辻ゼミナールのゼミ活動の一環として実施したものである。
3. 調査は東北学院大学文学部教授辻秀人が担当した。調査の主な参加者は東北学院大学大学院文学研究科アジア文化史専攻学生、考古学ゼミナール所属学生を中心とする東北学院大学文学部歴史学科の学生、参加を希望した歴史学科 1 年生である。
4. 作成図面などの整理作業は、東北学院大学文学部歴史学科考古学ゼミナール所属の 3 年生が中心となって行った。
5. 本書の編集は辻秀人が担当し、執筆は参加者が分担した。報告の記載は各執筆の原稿に辻が加筆訂正を行ったものであり、最終的な文責は辻にある。
6. 本書に掲載した図面の高さ表示はすべて海拔高、北はすべて真北を示す。

これまでの調査概要

合戦原古墳群は昭和38年に国道6号線改修工事で一部壊されることになり、事前に調査されたことがある。3基の古墳が調査されたが、埋葬施設は発見されず、若干のガラス小玉が出土した(志間1965)。また、1996、1997年には考古学研究者有志による測量調査が実施され、古墳群全体の姿が明らかにされた(青山、岩見、鈴木、田原、藤沢2000)。

2017年には山元町教育委員会による発掘調査が実施された。これまでの調査を踏まえて、東北学院大学考古学辻ゼミナールでは、古墳群の様相の解明と年代特定を目的とし、第2、3次調査を行った(辻2020)。調査は、最大の円墳である1号墳と、最高所に築かれた前方後円墳、5号墳を対象とした。調査の結果、1号墳では墳頂平坦面に埋葬施設を発見し、木棺直葬であることが判明した。また、木棺埋納後、上面に木棺よりやや広い範囲に白色粘土を敷いている。5号墳は土地所有の問題で全面を掘り下げることができなかったが、測量の結果、全体像を把握した。5号墳は前方部が細長く、地形を利用して築かれていることが判明した。これらの調査により、現段階では1号墳、5号墳ともに古墳時代前期から中期にかけてのものであると推測される。

参考・引用文献

志間泰治 1965「合戦原古墳群調査概報」『埋蔵文化財緊急発掘調査概報』

青山、岩見、鈴木、田原、藤沢 2000「宮城県山元町合戦原古墳群測量調査」『宮城考古学』第22号

辻秀人他 2020「宮城県亘理郡山元町合戦原古墳群第2、3次発掘調査報告」『東北学院大学論集 歴史と文化』第61号



写真1 4号墳墳端検出作業

第1章 古墳群の概要

1. 古墳群の立地

合戦原古墳群は、宮城県亶理郡山元町高瀬字合戦原に所在する。阿武隈高地から樹枝状に東へ伸びる丘陵末端部に立地する。現状では国道6号線に接する位置にあたる(第1図)。古墳群東側台地上に平坦面があるが、その先は海岸平野で、太平洋に臨んでいる。

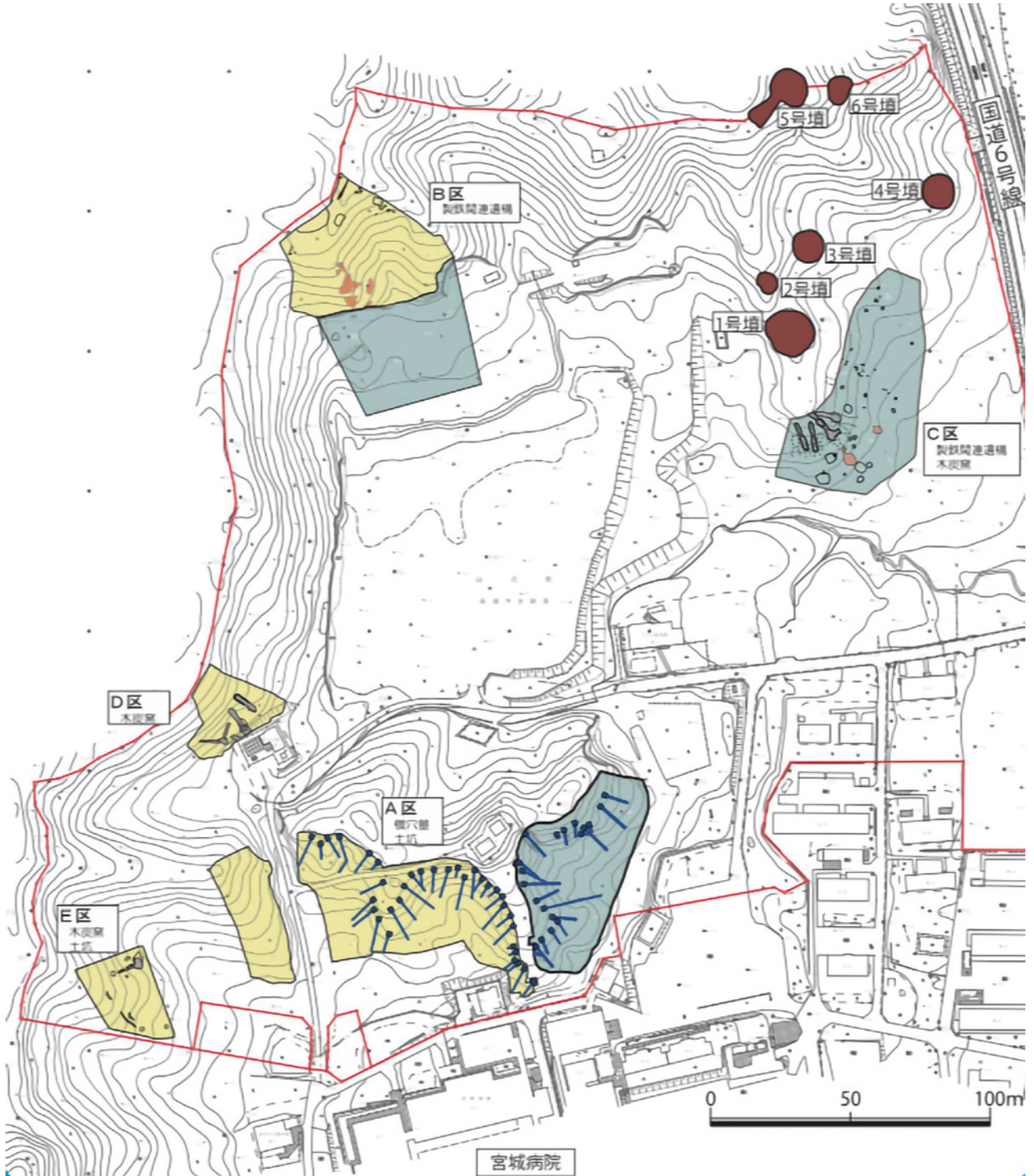
古墳群の周辺には多くの製鉄遺跡群が分布しており、この地域が福島県浜通り地方に展開する製鉄遺跡群の北端であることが判明している。また、南東約4kmには木簡が出土し、古代官衙と目される熊の作遺跡があり、古墳群の南西に接して54基を数える大規模な横穴墓群で、豊富な遺物を持ち、線刻画が発見されたことで知られる合戦原横穴墓群がある(第2図)。

2. 合戦原古墳群について

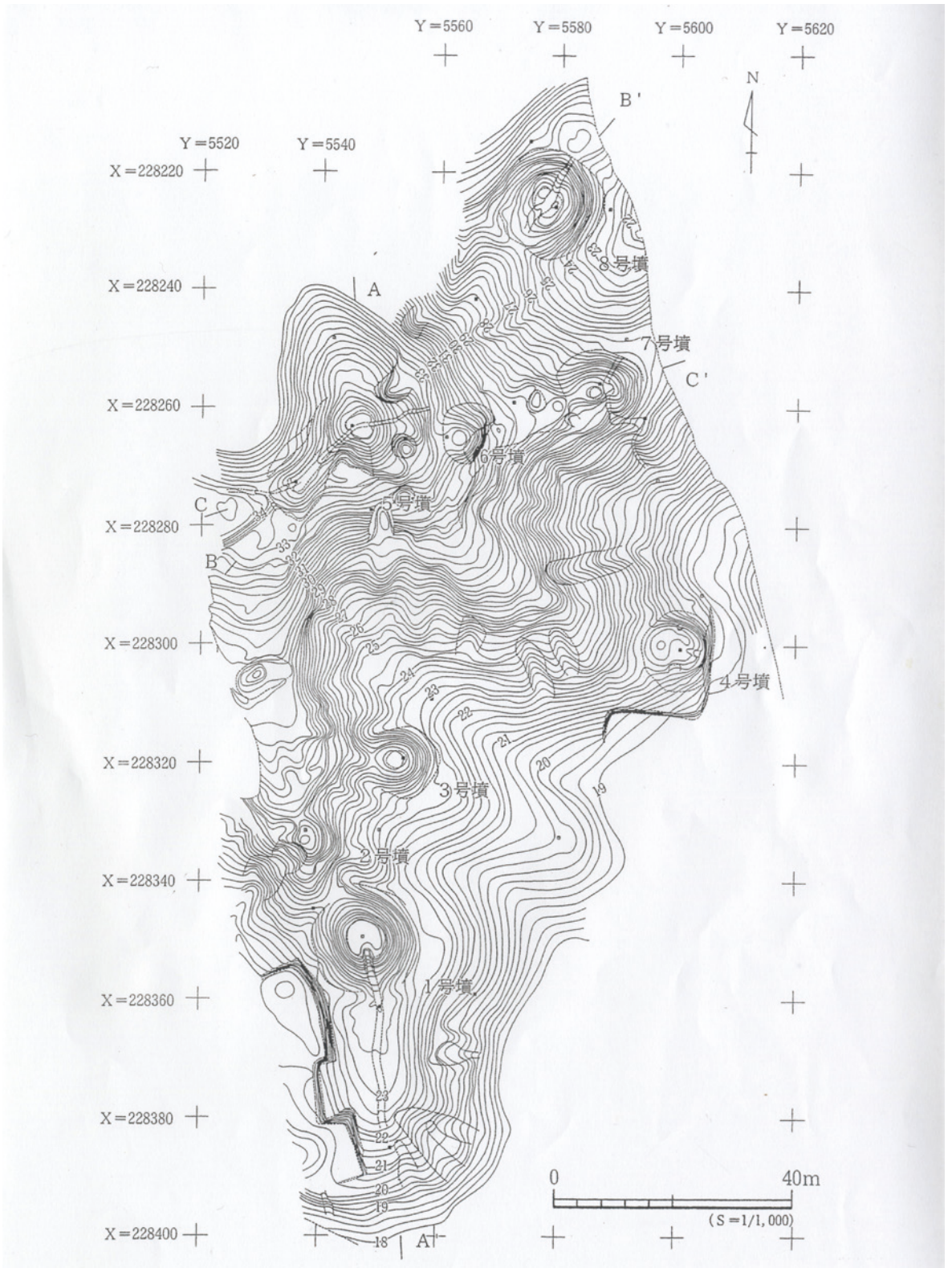
本遺跡は前方後円墳と円墳で構成されている。前方後円墳は最高所に位置しており、3次調査の測量の結果、全長25.4m、前方部前端幅約10.0m、後円部直径約15.7mを測る。円墳は測量段階では7基が確認されている。1963年に実施された緊急調査では円墳3基が対象とされているが、すでに失われている可能性が高い。本来は前方後円墳1基と円墳10基程度で構成されていた古墳群であったと思われる。



第1図 合戦原古墳群の位置(国土地理院GSIマップに加筆)



第2図 合戦原古墳群と横穴墓群の位置関係（宮城県山元町合戦原遺跡説明会資料より転載）



第3図 合戦原古墳群測量図
 (青山、岩見、鈴木、田原、藤沢「宮城県山元町合戦原古墳群測量調査」宮城考古学第2号 2000年より転載)

第2章 発掘調査

1. 第4次調査の目的

東北学院大学辻ゼミナールでは、東北地方古墳時代の様相を解明するために活動しており、2018年夏から山元町合戦原古墳群の発掘調査を開始した。山元町では3.11の大震災の復興に伴う大規模な調査が行われている。これまでに合戦原横穴墓群で線刻画が発見されるなど大きな発見があり、古代役所跡と考えられる遺跡や古代製鉄が行われていた遺跡も確認されている。この地域は古代の中心地の一つであったとみられる。しかし、合戦原横穴墓群以前、古墳時代の姿には不明な点が多い。

2018年夏の第2次調査、2019年冬の第3次調査では、本古墳群がどのような古墳群で、いつの年代のものなのかを明らかにすべく円墳の1号墳、前方後円墳の5号墳を対象にの調査を実施した。

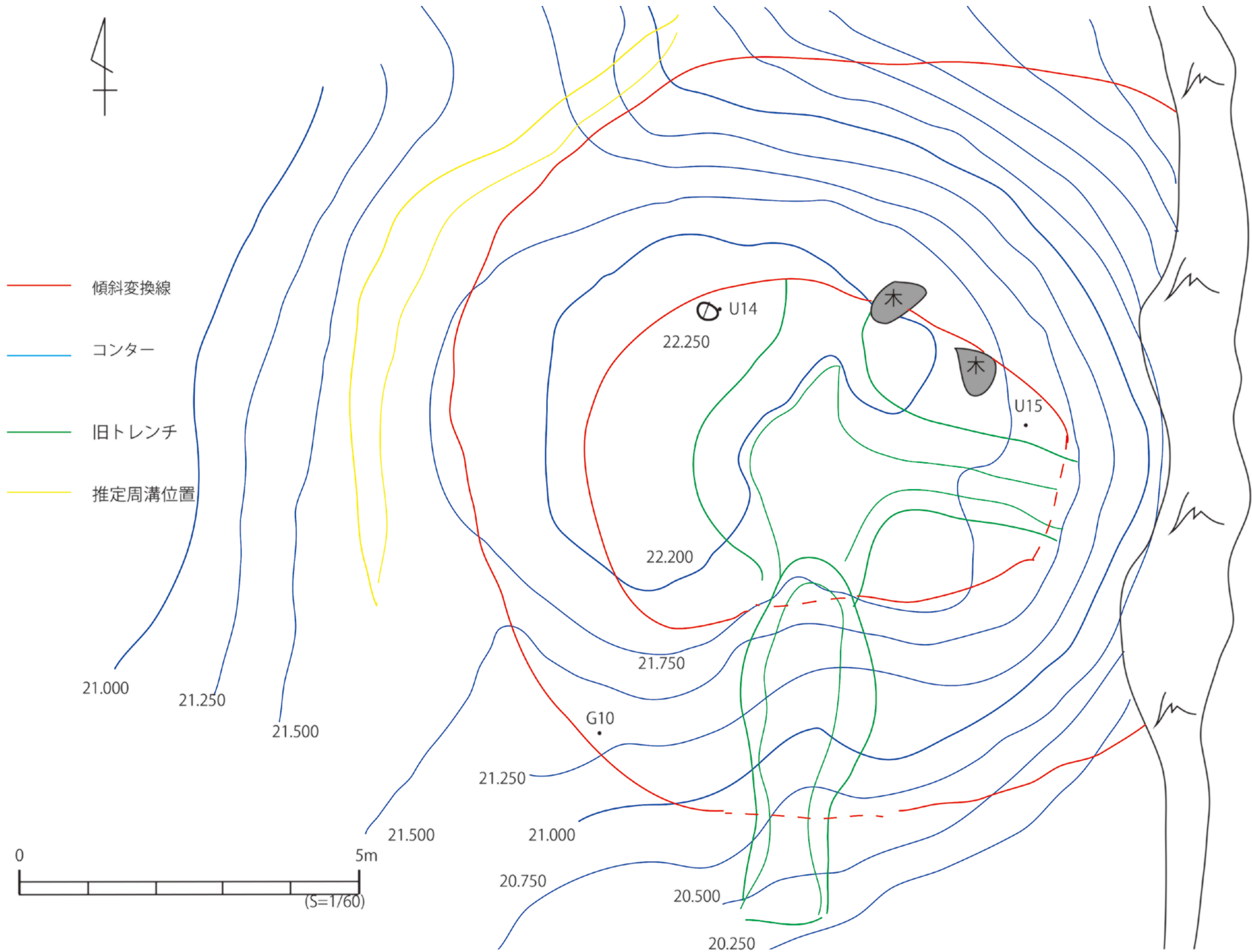
第4次調査では、前回までと同様、古墳群全体の性格を解明することを目的に調査を実施した。調査対象は、国道6号線沿いに位置する円墳の4号墳と、前方後円墳の東側に位置する円墳の6号墳である。4号墳、6号墳ともその構造と全体像を解明することを目的に測量をし、墳丘面を平面的に検出する作業を実施した。

2. 発掘調査結果

(1) 4号墳

4号墳は合戦原古墳群第3次調査で調査した5号墳から東側に延びる尾根上の先端に位置する。墳丘は国道6号線の改修工事によって東側が1/3ほど失われている。6号墳と同様東西の高低差が大きい。今回の調査では、古墳本来の状況の復元のために、幅約40cmの十字の畦によって区画設定した。北東の区画から時計回りに1区・2区・3区・4区とした。また古墳と尾根の関係を調べるため4区から幅約1mの5区を設定した。

5区では周溝の立ち上がりがあるか確認するため丘陵の方向へ区画の延長をしたが、明確な立ち上がりは確認されなかった。それぞれの区画を掘り進めたところ、山元町の調査によって設定された十字のトレンチ（以後旧トレンチと呼称）が確認された。そこで各区画の表土剥ぎと並行して旧トレンチの検出を進めた。その結果、旧トレンチが墳頂付近では墳丘表面より深く掘られ、墳端付近では墳丘表面を底面に掘られていたことが分かり、墳端付近では旧トレンチの底面を広げる形で墳丘表面の検出をしている。しかし墳端付近は堆積土が非常に多く、全区画での墳丘表面の検出には至っていない。その為、図面作成などの記録作業は手つかずの状況である。次回の調査では墳丘表面の検出を終わらせ、記録作業後埋葬施設の検出に移る予定である（第4図）。



第4図 4号墳平面図（掘り下げ前）



写真2 4号墳掘り下げ前

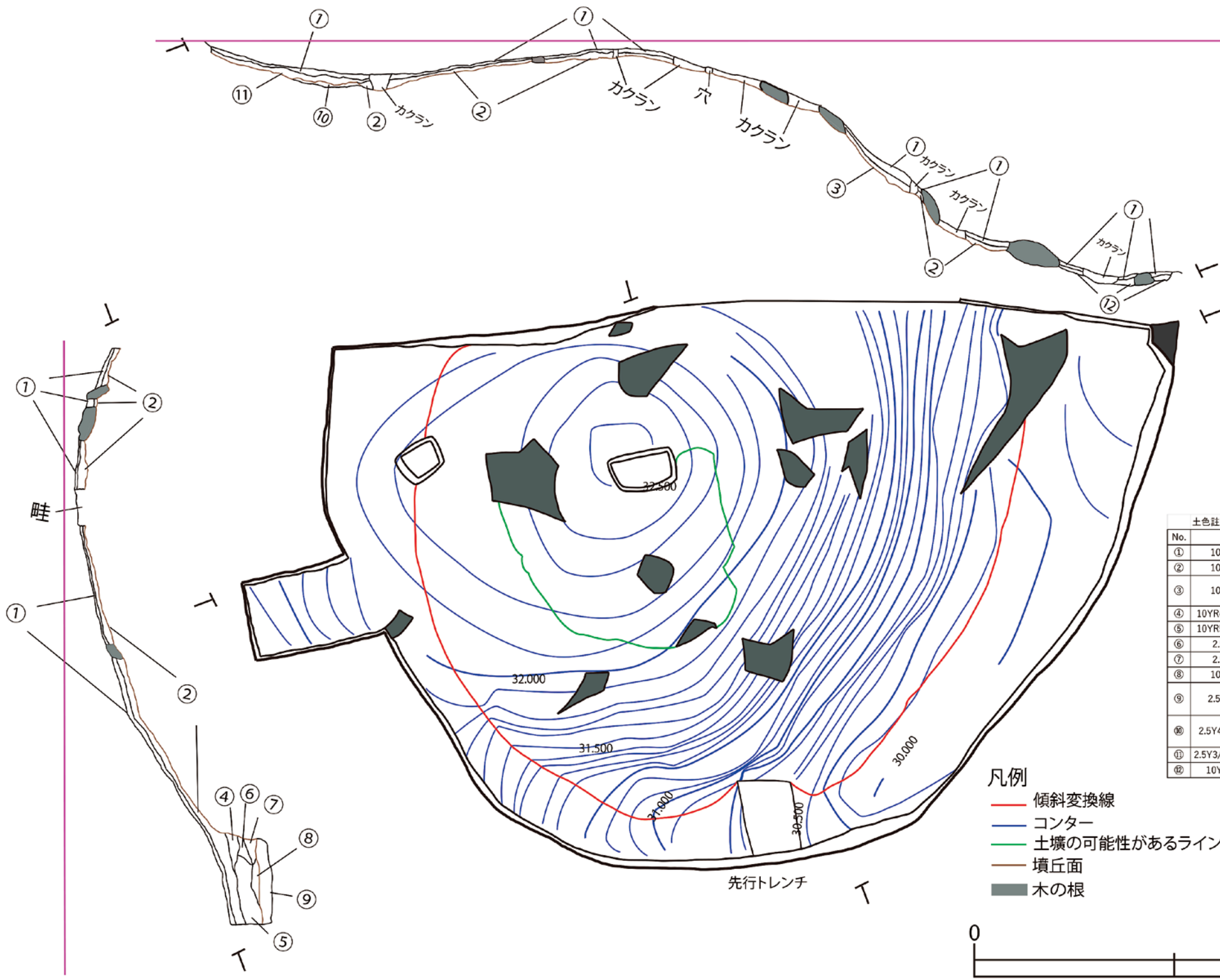
(2) 6号墳

6号墳は直径約7.6m、高さ約2.6mの円墳である。合戦原古墳群唯一の前方後円墳5号墳の東側に位置する。今回の調査では、古墳造営当時の墳丘の形状を見るために十字状に畦を残して区画を設定した。また、古墳の西側にある丘陵側にも区画を設定し、調査を実施した。墳丘北側は山元町所有外の土地であったため調査を行うことができなかった。

全区画で表土と墳丘堆積土等の除去が終了し、墳丘面が検出された。(写真4)東西の高低差が大きい特徴がある。(写真3)また、東からのびる丘陵を利用し、一部を成形した上で、土を積んで墳丘を形成されている(第5図)。

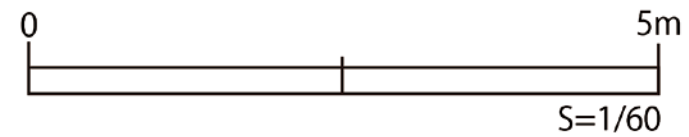
南北セクションの観察から、南側の墳端が検出された。北側は、調査区外であったため検出できなかった。また、東西セクションの観察から、東側の墳端は木の中と考えられ、検出できなかった。西側は検出された。

墳丘面では、土の質が異なる部分を検出した。(写真5)次回の調査では、墳丘面を中心に調査を進めていく。



土色註記					
No.	土色	しまり	粒度	粘性	備考
①	10YR3/4暗褐	弱	シルト	弱	腐植土
②	10YR4/4黄褐	中	シルト	中	墳丘堆積土 濁った黄色
③	10YR5/6黄褐	中	シルト	中	②を掘り抜いた可能性あり ②の下層か? 積土か
④	10YR4/3にぶい黄褐	中	シルト	中	
⑤	10YR5/4にぶい黄褐	中	シルト	中	
⑥	2.5Y5/6黄褐	中	シルト	中	
⑦	2.5Y5/4黄褐	中	シルト	中	
⑧	10YR5/6黄褐	中	シルト	中	
⑨	2.5Y6/6明黄褐	弱	粘土	弱	地山、白っぽい →東西セクション西側南壁と異なる質
⑩	2.5Y4/6オリーブ褐	強	粘土	強	地山 →南北セクション南側東壁と異なる質
⑪	2.5Y3/3暗オリーブ褐	中	シルト	中	墳丘積土
⑫	10YR4/2灰黄褐	弱	シルト	弱	地山の上 堆積土

- 凡例
- 傾斜変換線
 - コンター
 - 土壌の可能性のあるライン
 - 墳丘面
 - 木の根



第5図 第6号墳墳丘面平面図



写真3 6号墳全体（東から）



写真4 墳丘東側



写真5 墳丘上面付近



写真6 墳丘東側墳端（丘陵との接続部分）

ま と め

合戦原古墳群第4次調査では、再高所に位置する前方後円墳、5号墳のすぐ隣、東側に築かれた6号墳と古墳群の中で現状で東端に位置する4号墳を対象とした。6号墳は小規模な円墳で、4号墳は古墳群東端に位置し、比較的規模の大きい円墳である。この二つの古墳を調査することで、古墳群全体の様相を把握することが調査の目的である。

調査はいずれも十字にアゼを残して墳丘面を露出し、墳丘の姿を明らかにすることを目指した。4号墳は墳裾に墳丘から流出した土が厚く堆積し、墳裾の一部が未検出の状態です。調査期間が終了したため、平面図作成に至らなかった。6号墳は墳端を全面的に検出し、構築当時の墳丘の姿を再現することができた。

4、6号墳のいずれも東から延びる丘陵尾根線が降り始める地点を選んで構築されている。墳丘面西側は墳丘面傾斜は緩やかであるのに対して、東側はかなりの急傾斜を形成している。このため、それぞれの古墳は東側から見ると墳丘は高く、大きく感じられる。古墳築造者の意図を示すのだろう。これまで調査した1号墳でも同様に構築されており、未調査の古墳も同様の姿をしている。このような占地と墳丘構築方法は、合戦原古墳群を築造した人々の一環した手法であったと考えられる。

調査は4号墳で墳裾の一部が未検出であり、埋葬施設の探索もできていない。6号墳でも埋葬施設の検出はこれからの課題である。本来であれば、2020年3月に第5次調査を実施し、これらの課題に取り組む予定であった。しかし、2020年3月には新型コロナウイルス感染症が広がり、第5次調査を実施することができなかった。2021年1月の本原稿執筆時でも、首都圏などで緊急事態宣言が発出されるなど新型コロナウイルス感染症は収束の気配を見せておらず、今後の状況は見通せないが、いずれ第5次調査を実施し、調査成果をまとめる予定である。

謝辞

調査の実施に当たっては、山元町教育委員会をはじめ関係機関の皆様、調査を暖かく見守っていただきました山元町の皆様、宿舎をご提供いただいた宮城病院の皆様、調査地に隣接する復興住宅にお住まいの皆様にご協力を感謝申し上げます。

東北地方における中世城館関係史料集成

—— 宮城県編 ——

竹 井 英 文

本稿は、科学研究費補助金・若手研究（B）「東北地方における中世城館関係史料の基礎的研究」（研究代表者：竹井英文。2016年度～2018年度）の研究成果の一部である。本研究は、東北地方の中世城館に関する文献史料を網羅的に収集・分析し、各城館の年代・築城主体・機能などの基礎的な情報を、全国に向けて発信することを主な目的としている。

これまで、その研究成果の一部を「東北地方における中世城館関係史料集成—青森県・岩手県編—」（『東北学院大学論集 歴史と文化』第57号、2018年）、「南北朝期東北地方の城館関係史料集成」（同第59号、2019年）、「東北地方における中世城館関係史料集成—秋田県・山形県編—」（同第61号、2020年）として発表してきた。本稿は、その続きとして、宮城県における中世城館関係史料を集成したものである。

本研究の趣旨は、前稿「東北地方における中世城館関係史料集成—青森県・岩手県編—」に記したとおりである。データベース作成上の注意点についても、基本的に同様であるので、そちらをご参照願いたい。特に注意されたい点をいくつか挙げる。収集対象時期については、平安・鎌倉期は除外し、南北朝期から近世初期（寛永年間を下限）を範囲としている。収集方針としては、城館の存在そのものを示す史料が当然基本だが、なるべく幅広く収集し、参考として収めてもよいと判断した史料（たとえば、城そのものというよりも地名・人名として登場するもの、廃城後と思われる時期に地名が登場ものなど）も、少なからず入れている。そのため、明確で客観的な判断基準がないといわざるをえない。

本稿も、基本的に古文書のみを対象としている（「奥州余目記録」など一部は入れた）。宮城県に関わる重要な古記録である『伊達天正日記』ほか伊達氏関係の記録類、近世初頭の「戦功覚書」類、金石文などは今回も除外した。これらについては、他県のものと同合わせて別の機会に古記録編としてまとめる予定である。

使用した史料集について述べたい。南北朝期については、前稿「南北朝期東北地方の城館関係史料集成」の成果を基本的には流用し（一部修正、追加）、『南北朝遺文 東北編』を出典としている。それ以降については、『仙台市史』資料編1 古代中世、『仙台市史 伊達政宗文書』、『大日本古文書 伊達家文書』を軸とし、県内主要自治体史を参照した。「伊達正統世次考」については、『梁川町史』5を軸とした。近世初期については、『仙台藩重臣 石母田家文書』を多用した。出典については、基本的には主要なもののみ記入している。前稿もそうだが、掲載されているすべての史料集を記入しているわけではない。

各史料集の名称は、適宜省略して記した。略称は以下の通りである。

- ・『南東』…『南北朝遺文 東北編』
- ・『岩中』…『岩手県中世文書』（上・中・下）
- ・『岩戦』…『岩手県戦国期文書』（1、2）
- ・『宮』…『宮城県史』30 資料篇7 史料集1
- ・『仙伊』…『仙台市史 伊達政宗文書』（資料編10～13）
- ・『仙伊』補遺…伊達政宗文書補遺（『市史せんだい』各号所収）
- ・『仙中』…『仙台市史』資料編1 古代中世
- ・『仙近』…『仙台市史』資料編2 近世藩政
- ・『伊』…『大日本古文書 伊達家文書』
- ・『浅』…『大日本古文書 浅野家文書』
- ・『古』…『古川市史』第7巻 資料Ⅱ 古代・中世・近世1
- ・『石』…『石巻の歴史』第8巻 古代・中世編 資料編2
- ・『梁』…『梁川町史』5 古代・中世 資料編Ⅱ
- ・『相』…『相馬市史』4 資料編1 中世
- ・『福』…『福島県史』7 古代・中世資料 資料編2
- ・『桑』…『桑折町史』第5巻 資料編2 古代・中世・近世史料
- ・『石母田』…大塚徳郎編『仙台藩重臣 石母田家文書 史料編』
- ・その他は書名・論文名を記入。『仙臺市史』は旧市史

毎回の繰り返しになるが、本稿は筆者一人の作業により作成していることもあり、見落としや勘違い、ケアレスミスなどの問題が多々あるものと思われる。何かお気づきの際には、ぜひご指摘頂きたいと思う。追加・修正分については、今後補遺として公開していく予定である。内容の不十分さは否めず、あくまで暫定版といわざるをえないが、東北六県でこうした作業はほとんど行われていないため、今後の議論のたたき台になればとの思いで行っている。大方のご批判を仰ぐとともに、多くの方々にご活用頂き、東北六県における中世城館研究に寄与することができれば幸いである。

東北地方における中世城館関係史料集成 — 宮城県編 —

番号	城郭名	所在地	年代	西暦	文書名	所収史料名	内容	出典	備考
1-1	大森	石巻市	(天文5年) 6月25日	15360625	「伊達種宗書状」	伊達家文書	兼又大森・中島之事、 不動堂落居以来、彼地 楯籠候凶徒	『伊』134号。『石』 247号	
1-2	大森	石巻市	文禄5年1月吉日	15960100	「葛西桃生郡大森 名寄帳」	伊達家文書	西館 弥左衛門	『宮』692号	「西館」=大森城か
1-3	大森	石巻市	(年未詳) 6月晦日		「葛西晴胤書状写」	「阿曾沼興廃記」所収 文書	翌廿日向大森要害、張 陣候処…要害責破、属 本意候	『石』284号	永禄・元龜期頃か
2	神取	石巻市	慶長17年9月 14日	16120914	「伊達政宗伝馬黒 印状」	北海道開拓記念館所 蔵斉藤家文書	高城 ふかや ぬか塚 かん取 寺崎 柳津 ひねうし まいや 大 いぬ川原	『仙伊』1329号	
3-1	渋江	石巻市カ	建武5年9月4日	13380904	「石塔義房軍勢催 促状」	石水博物館所蔵佐藤 文書	為渋江城凶徒対治、近 日可発向也	『南東』422号	
3-2	渋江	石巻市カ	暦応3年7月23日	13400723	「石塔義房軍勢催 促状」	磐城相馬文書	渋江凶徒等、可寄来松 高之田有其間	『南東』520号	
3-3	渋江	石巻市カ	康永2年8月21日	13430821	「石塔義元軍勢催 促状」	磐城相馬文書	為誅伐渋江凶徒、所発 向也	『南東』680号	
4	寺崎	石巻市	慶長17年9月 14日	16120914	「伊達政宗伝馬黒 印状」	北海道開拓記念館所 蔵斉藤家文書	高城 ふかや ぬか塚 かん取 寺崎 柳津 ひねうし まいや 大 いぬ川原	『仙伊』1329号	
5	中島	石巻市	(天文5年) 6月25日	15360625	「伊達種宗書状」	伊達家文書	兼又大森・中島之事、 不動堂落居以来、彼地 楯籠候凶徒	『伊』134号。『石』 247号	
6	糠塚	石巻市	慶長17年9月 14日	16120914	「伊達政宗伝馬黒 印状」	北海道開拓記念館所 蔵斉藤家文書	高城 ふかや ぬか塚 かん取 寺崎 柳津 ひねうし まいや 大 いぬ川原	『仙伊』1329号	
7-1	岩沼	岩沼市	(天正16年) 3月1日	15880301	「伊達政宗書状」	所蔵者不明	又者、北目・岩沼へ、 自是方端加下知候奈	『仙伊』208号	
7-2	岩沼	岩沼市	(天正18年) 10月6日	15901006	「伊達政宗書状写」	「引証記」十四	定其地を可罷通候間、 於其元可被相抱候	『仙伊』773号	「其地」=泉田重光 の居所 = 岩沼

7-3	岩沼	岩沼市	(天正19年) 2月9日	15910209	「伊達政宗書状」	仙台市博物館所蔵伊達家文書	一揆大將於岩沼擲取之由	『仙伊』819号。『伊』585号
7-4	岩沼	岩沼市	(天正19年) 7月3日	15910703	「伊達政宗黒印状写」	『松岡本系支流並御先祖軍功勳功覚書』	国分 北目 まし田 岩沼 大かわら ミヤ	『仙伊』補遺190号
7-5	岩沼	岩沼市	天正20年5月 21日	15920521	「石田宗朝起請文」	『引証記』十七	奥州名取南方岩沼ノ城石田豊前守居城拝領与在之	『仙中』編年562号
7-6	岩沼	岩沼市	慶長6年8月11日	16010811	「伊達政宗伝馬黒印状」	永沢家文書	仙台 増田 岩沼	『仙伊』1155号
7-7	岩沼	岩沼市	慶長15年1月 15日	16100115	「伊達政宗伝馬黒印状」	仙台市博物館所蔵片倉家文書	白石台宮 大川原 船 増田 中田 仙台迄也	『仙伊』1293号
7-8	岩沼	岩沼市	慶長17年6月1日	16120601	「伊達政宗伝馬黒印状」	半澤家文書	仙台台ノ中田 増田 岩沼 舟迫 大かわら ミヤ	『仙伊』補遺206号
7-9	岩沼	岩沼市	(寛永11年) 寛永4年(頃力) 10月4日	16241004	「伊達政宗書状」	巨理伊達家文書	岩沼ニ案内者一人為待可申候	『仙伊』3752号
7-10	岩沼	岩沼市	(寛永2年) 12月11日	16251211	「奥山大学・石母田大膳連署書状写」	石母田家文書	岩沼馬町之儀…岩沼町前他国へ馬子罷出候様ニ…岩沼町相立候様ニ	『石母田』220号
7-11	岩沼	岩沼市	(寛永2年) 12月11日	16251211	「奥山大学・石母田大膳連署書状写」	石母田家文書	岩沼町相立不申候間…岩沼相立候様ニ	『石母田』221号
7-12	岩沼	岩沼市	(寛永3年) 力 5月4日	16260504	「大町駿河書状写」	石母田家文書	はや岩沼迄御越候由御留守居衆被申候付而	『石母田』249号
7-13	岩沼	岩沼市	(寛永9年) 力 12月晦日	16321231	「茂庭良綱・奥山常良連署書状」	石母田家文書	白石大河原岩沼仙台ニ御宿一ヶ所二三ツ宛造作仕候	『石母田』446号
7-14	岩沼	岩沼市	(年未詳) 10月14日		「巨理元安斎元宗書状」	伊達家文書	抑岩沼此方細事出来、好味之間と云	『伊』251号
7-15	岩沼	岩沼市	(年未詳) 11月13日		「巨理元宗・重宗連署書状」	伊達家文書	仍岩・当間之義付而…於岩不通候…於岩信用無之候事	『伊』252号

8	蟻ヶ袋	大崎市	(天正18年)2月20日	15900220	「伊達政宗書状写」	『引証記』十二	一ありか袋・坂もとより知行望之義候哉	『仙伊』622号	
9-1	岩手山	大崎市	(南北朝末期)		「奥州余日記録」	余日家文書	岩手さへより手勢三百余騎にてはせつき	『仙中』余日家文書16号	永正11年(1514)成立
9-2	岩出山	大崎市	(文明元年)12月13日	14691213	「薄衣状」	仙台市博物館所蔵文書	石城引込、時々剋々打出御領内	『石』505号	「石城」=岩出山城か
9-3	岩出山	大崎市	(天文5年)6月25日	15360625	「伊達植宗書状」	伊達家文書	高清水自落之間、向岩手沢可及進陣候、彼城中申合子細	『伊』134号	
9-4	岩出山	大崎市	(天文10年カ)7月21日	15410721	「伊達植宗朱印状」	遠藤家所蔵文書	采月五日岩手山へ着陣、を六日二向新城可成行候	『古』301号	
9-5	岩出山	大崎市	(天文10年カ)8月12日	15410812	「伊達晴宗書状」	個人蔵	廿日仁岩手山へ令着陣、向新城可及行候、	『古』302号	
9-6	岩出山	大崎市	(天正16年)1月6日	15880106	「伊達政宗書状」	箕進氏所蔵文書	氏彈所・四鎌・三迫富沢三ヶ所へ、如何にも細二及音信候キ	『仙伊』166号	
9-7	岩出山	大崎市	(天正16年)5月17日	15880517	「最上義光書状写」	別集奥羽文書纂所収文書	大崎之儀、氏□一城二有之、種々令願望候	『古』418号	
9-8	岩出山	大崎市	(天正16年カ)8月16日	15880816	「伊達政宗書状」	お茶の水図書館所蔵成實堂文庫	支五子今其地ニ抑留之義、尤可然候	『仙伊』3552号	「其地」=宛所の氏家吉継の居所=岩出山か
9-9	岩出山	大崎市	(天正17年)11月6日	15891106	「伊達政宗書状」	遠藤(贗)家文書	将又岩手沢其外彼一味中へ書状越候	『仙伊』541号	
9-10	岩出山	大崎市	(天正18年)7月7日	15900707	「伊達政宗書状写」	『仙台古今名家真蹟書画』	岩手山堅固之由候…彼地番丘一味中	『仙伊』723号	
9-11	岩出山	大崎市	(天正18年)7月22日	15900722	「伊達政宗書状写」	『引証記』十三	岩手沢之警固、単二頼存候間	『仙伊』733号	
9-12	岩出山	大崎市	(天正19年)6月19日	15910619	「伊達政宗書状」	『奥羽史学会会報』第巻号	則其地被明渡候、満足此事候	『仙伊』3600号	「其地」=氏家氏の居所=岩出山か
9-13	岩出山	大崎市	(天正19年)9月10日	15910910	「徳川家康書状」	伊達家文書	近日者普請取紛、無音相過	『伊』618号	「普請」=岩出山城
9-14	岩出山	大崎市	(天正19年)9月22日	15910922	「石田三成書状」	伊達家文書	随而当地家共、岩手沢之地へ可有御引之由尤候	『宮』676号	

9-15	岩出山	大崎市	(天正19年9月22日)	15910922	「伊達政宗書状」	伊達家文書	明日者いはて山へあひうつし候間	『仙伊』860号	
9-16	岩出山	大崎市	(天正19年)9月27日	15910927	「伊達政宗書状写」	『引証記』十六	当地岩手山居城ニ付而	『仙伊』861号	
9-17	岩出山	大崎市	(天正19年末カ)	15911200	「伊達政宗消息」	涌谷伊達家消息	拙子当地在城之上者	『仙伊』877号	
9-18	岩出山	大崎市	(文祿1年)1月4日	15920104	「蒲生氏郷書状」	伊達家文書	仍此五日ニ其地御立候而、御上洛旨	『伊』636号	
9-19	岩出山	大崎市	(天正20年)1月7日	15920107	「伊達政宗書状写」	『引証記』十七	いわて山五日ニ相たち、六日ニハくろかわにて、彼山おい候処ニ	『仙伊』905号	
9-20	岩出山	大崎市	(天正20年)2月24日	15920224	「伊達政宗書状写」	『引証記』十七	いわて山へくたくすへく候	『仙伊』907号	
9-21	岩出山	大崎市	(文祿1年)4月19日	15920419	「石母田景頼書状」	秋保家文書	岩手山ニ御着候哉	『仙中』編年560号	
9-22	岩出山	大崎市	天正20年10月3日	15921003	「伊達政宗朱印制札」	須田靖彦氏所蔵文書	岩出山留守番のもの共へ…留守居のもの共へ	『仙伊』922号	
9-23	岩出山	大崎市	(文祿2年)3月15日	15930315	「伊達政宗書状写」	『引証記』十七	扱又留主中静之義、任入候	『仙伊』936号	岩出山か
9-24	岩出山	大崎市	(文祿2年)3月15日	15930315	「伊達政宗書状写」	『引証記』十七	扱又留主中堅固之義、任入迄候	『仙伊』937号	岩出山か
9-25	岩出山	大崎市	(文祿2年)6月14日	15930614	「伊達政宗書状」	仙台市博物館所蔵伊達家文書	国之留守居越候文	『仙伊』945号	岩出山か
9-26	岩出山	大崎市	(文祿2年)7月21日	15930721	「伊達政宗書状」	仙台市博物館所蔵伊達家文書	はるはるの留守ニ心尽し共、令察候	『仙伊』946号	岩出山か
9-27	岩出山	大崎市	(文祿3年)11月28日	15941128	「伊達政宗書状」	仙台市博物館所蔵伊達家文書	無際限留守中、□事機遣苦勞之儀	『仙伊』987号	岩出山か
9-28	岩出山	大崎市	(文祿3年)11月28日	15941128	「伊達政宗書状写」	『引証記』十八	長々留主中、方々機遣之義、察入候	『仙伊』988号	岩出山か
9-29	岩出山	大崎市	(文祿3年)11月28日	15941128	「伊達政宗書状写」	『引証記』十八	無際限留守中二候へ八、毎物苦勞之義、察入候	『仙伊』989号	岩出山か
9-30	岩出山	大崎市	(文祿3年)11月28日	15941128	「伊達政宗書状写」	『引証記』十八	留主中無際限候間、方々苦勞共察入候	『仙伊』990号	岩出山か

9-31	岩出山	大崎市	(文禄3年) 11月28日	15941128	「伊達政宗書状写」	『引証記』十八	長々留守中、万々機遣 察入候	『仙伊』991号	岩出山か
9-32	岩出山	大崎市	(文禄3年) 11月28日	15941128	「伊達政宗書状写」	『引証記』十八	扱々無際限留守中二候 へへ	『仙伊』992号	岩出山か
9-33	岩出山	大崎市	(文禄3年) 11月28日	15941128	「伊達政宗書状写」	『引証記』十八	永々留守中候間	『仙伊』993号	岩出山か
9-34	岩出山	大崎市	(文禄3年) 11月28日	15941128	「伊達政宗書状写」	『治家記録』附録三	留守中無際限候間	『仙伊』994号	岩出山か
9-35	岩出山	大崎市	(文禄3年) 11月28日	15941128	「伊達政宗書状」	『伝記史料』	留守中無際限之諸事	『仙伊』995号	岩出山か
9-36	岩出山	大崎市	(文禄3年) 11月28日	15941128	「伊達政宗書状」	橋内望光氏所蔵文書	長々留守中、万々苦勞 之儀、察入候	『仙伊』3626号	岩出山か
9-37	岩出山	大崎市	(文禄3年) 4月18日	15940418	「伊達政宗書状写」	『治家記録』附録三	留守中靜謐之由、満足 迄候	『仙伊』973号	岩出山か
9-38	岩出山	大崎市	(文禄4年) 3月25日	15950325	「伊達政宗書状」	個人蔵	誠無際限留守中、苦勞 共察入候	『仙伊』1001号	岩出山か
9-39	岩出山	大崎市	(文禄4年) 3月25日	15950325	「伊達政宗書状写」	『引証記』十八	誠無際限留守中、苦勞 共察入候	『仙伊』1004号	岩出山か
9-40	岩出山	大崎市	(文禄4年) 3月25日	15950325	「伊達政宗書状写」	『引証記』十八	誠無際限留守中、苦勞 共察入候	『仙伊』1005号	岩出山か
9-41	岩出山	大崎市	(文禄4年) 3月25日	15950325	「伊達政宗書状写」	『引証記』十八	誠無際限留守中、苦勞 共察入候	『仙伊』1006号	岩出山か
9-42	岩出山	大崎市	(文禄4年) 7月16日	15950716	「伊達政宗書状」	『過眼墨宝選集』1	昨日十五日、大崎へ參 着仕候	『仙伊』1007号	岩出山か
9-43	岩出山	大崎市	(文禄4年) 7月29日	15950729	「伊達政宗書状写」	『引証記』十八	大崎不罷出、白河より 彈正様御供仕	『仙伊』1009号	岩出山か
9-44	岩出山	大崎市	慶長4年5月13 日	15990513	「川村孫兵衛宿送 判紙写」	大籠首藤文書	岩出山御用鉄可相渡候	『岩中』下、167号	要検討
9-45	岩出山	大崎市	慶長4年5月27 日	15990527	「川村孫兵衛宿送 判紙写」	大籠首藤文書	岩出山御用鉄、狼河原 通可相送候	『岩中』下、168号	要検討
9-46	岩出山	大崎市	慶長5年6月4 日	16000604	「伊達政宗黒印状 写」	『引証記』二十一	かち十三人岩手山二而 詰	『仙伊』1051号	

9-47	岩出山	大崎市	(慶長5年) 10月7日	16001007	「小宰相消息」	留守家文書	留守家文書	『仙中』 77号	『留守家文書』	
9-48	岩出山	大崎市	慶長6年1月10日	16010110	「伊達政宗伝馬黒印状」	天理図書館所蔵伊達家文書	天理図書館所蔵伊達家文書	『仙伊』 1105号	『留守家文書』	
9-49	岩出山	大崎市	(慶長6年) 9月21日	16010921	「伊達政宗書状」	天理図書館所蔵伊達家文書	天理図書館所蔵伊達家文書	『仙伊』 1169号	『留守家文書』	
9-50	岩出山	大崎市	(慶長13・14年) カ) 6月14日	16080614	「伊達政宗書状」	岩出山伊達家文書	岩出山伊達家文書	『仙伊』 1801号	『留守家文書』	
9-51	岩出山	大崎市	(慶長18年頃) 11日	16130011	「伊達政宗消息」	新潟県立図書館所蔵文書	新潟県立図書館所蔵文書	『仙伊』 1830号	『留守家文書』	
9-52	岩出山	大崎市	(慶長20年) 5月8日	16150508	「伊達政宗書状写」	鈴木(格)家文書	鈴木(格)家文書	『仙伊』 1648号	『留守家文書』	
9-53	岩出山	大崎市	(寛永7年カ)	16300000	「境日出入書物」	石母田家文書	石母田家文書	『石母田』 390号	『留守家文書』	
9-54	岩出山	大崎市	寛永11年3月27日	16340327	「御触承知連名状」	石母田家文書	石母田家文書	『仙近』 23号	『留守家文書』	
9-55	岩出山	大崎市	(年未詳) 10月18日		「伊達政宗書状写」	『中島家記録』	『中島家記録』	『仙伊』 3795号	『留守家文書』	
10	小野田	大崎市	(元和4年) 7月28日	16180728	「伊達政宗書状写」	『引証記』 二十七	『引証記』 二十七	『仙伊』 1992号	『留守家文書』	
11	小野	大崎市	(文明元年) 12月13日	14691213	「薄衣状」	仙台市博物館所蔵文書	仙台市博物館所蔵文書	『石』 505号	『留守家文書』	内崎 = 小野城
12	小袋	大崎市	(天正18年) 4月21日	15900421	「伊達政宗書状」	遠藤(廣)家文書	遠藤(廣)家文書	『仙伊』 675号	『留守家文書』	兵庫館と関係か
13	坂本	大崎市	(天正18年) 2月20日	15900220	「伊達政宗書状写」	『引証記』 十二	『引証記』 十二	『仙伊』 622号	『留守家文書』	
14	沢田	大崎市	(応安6・7年前後)	13730000	「奥州余日記録」	余日家文書	余日家文書	『仙中』 16号	『留守家文書』	永正11年(1514)成立

15	卅番神	大崎市	(応安6、7年前後)	13730000	「奥州余目記録」	余目家文書	すて二長世保卅番神二築館給ふ、徒大崎勢鉢森二取陣 去年觀心二為名□□□ □玉造郡三丁目被□陣之間	『仙中』余目家文書16号 『南東』1135号	永正11年(1514)成立
16	三丁目	大崎市	觀心3年3月日	13520300	「某軍忠状」	駿河大石寺文書			
17	地藏堂山	大崎市	(応安6、7年前後)	13730000	「奥州余目記録」	余目家文書	大崎より打出、羽黒堂山、長岡之地蔵堂山に陣を取給ふ	『仙中』余目家文書16号	永正11年(1514)成立
18	百々	大崎市	(天正19年)6月18日	15910618	「浅野長吉書状」	伊達家文書	江田と申者事、大崎内百々と申所之者にて候	『伊』596号	
19	鳥島	大崎市	(天正17年)11月17日	15891117	「伊達政宗書状」	和靈神社文書	仍鳥島之義、覚外此事二候	『仙伊』547号	
20	長尾	大崎市	(南北朝末期)		「奥州余目記録」	余目家文書	長世保長尾郷八ひろくきと申所二取陣	『仙中』余目家文書16号	永正11年(1514)成立
21	長崎	大崎市	觀心3年3月日	13520300	「某軍忠状」	駿河大石寺文書	遠田郡長崎被召陣処	『南東』1135号	
22-1	中目	大崎市	(天正16年)1月6日	15880106	「伊達政宗書状」	箕進氏所蔵文書	扱々不動堂・中目へも惣衛門尉下候刻	『仙伊』166号	
22-2	中目	大崎市	(天正17年)3月7日	15890307	「伊達政宗書状写」	『引証記』八	仍中目家中…中目所より其元及内儀旨候坎	『仙伊』389号	
23-1	新沼	大崎市	(天正16年)1月27日	15880127	「黒川晴氏書状」	細川家文書	今度於新沼高森被及難義候処、貴殿役地へ被相越	『仙中』編年426号	
23-2	新沼	大崎市	(天正16年)2月3日	15880203	「大崎義隆感状写」	鶏肋編所収文書	然者自新沼之城落散二候為押	『古』387号	
23-3	新沼	大崎市	(天正16年)2月7日	15880207	「伊達政宗書状写」	『引証記』三	物人衆新沼之地へ引入候事	『仙伊』186号	
23-4	新沼	大崎市	(天正16年)2月9日	15880209	「伊達政宗書状」	桑折文書	号新沼之地中途へ引入	『仙伊』188号	
23-5	新沼	大崎市	(天正16年)2月9日	15880209	「伊達政宗書状」	『引証記』三	号新沼之地中途へ引入	『仙伊』189号	
23-6	新沼	大崎市	(天正16年)2月14日	15880214	「伊達政宗書状」	高橋靖夫氏所蔵文書	大崎新沼へ氏家自身打越	『仙伊』191号	

23-7	新沼	大崎市	(天正16年) 2月14日	15880214	「伊達政宗書状」	伊達家文書	大崎新沼へ氏家自身打 越	『仙伊』192号
23-8	新沼	大崎市	(天正16年) 2月16日	15880216	「伊達政宗書状写」	『引証記』三	扱々此度新沼之地へ 各々引入候事	『仙伊』194号
23-9	新沼	大崎市	(天正16年) 2月16日	15880216	「伊達政宗書状」	所蔵者不明	新沼之地ニ引入候面々	『仙伊』195号
23-10	新沼	大崎市	(天正16年) 2月16日	15880216	「伊達政宗書状」	『引証記』三	新沼之地ニ引入候面々	『仙伊』196号
23-11	新沼	大崎市	(天正16年) 2月21日	15880221	「伊達政宗書状」	登米懐古館所蔵登米 伊達家文書	新沼城中俵粮、来月半 訖者	『仙伊』199号
23-12	新沼	大崎市	(天正16年) 2月21日	15880221	「伊達政宗書状写」	『片倉代々記』二	ろうちやうよりかへり 候もの、さうたんニハ	『仙伊』200号 「籠城」=新沼
23-13	新沼	大崎市	(天正16年) 2月24日	15880224	「伊達政宗書状写」	『引証記』三	大崎号新沼之地、当方 人衆数輩相籠候…新沼 之地後詰之兵儀	『仙伊』203号
23-14	新沼	大崎市	(天正16年) 2月28日	15880228	「伊達政宗書状」	針生重次郎氏所蔵片 倉家文書	にいぬまここもり候め んめん	『仙伊』205号
23-15	新沼	大崎市	(天正16年) 2月28日	15880228	「伊達政宗書状写」	『引証記』三	各籠城引除候状、身命 無何事候…諷々籠城之 内	『仙伊』206号 「籠城」=新沼
23-16	新沼	大崎市	(天正16年) 2月28日	15880228	「伊達政宗書状写」	『引証記』三	各籠城引除候状、何篇 旁身命無何事満足候、 諷々籠城之内	『仙伊』207号 「籠城」=新沼
23-17	新沼	大崎市	(天正16年) 3月1日	15880301	「伊達政宗書状」	所蔵者不明	仍新沼籠城之衆、向ニ 懇望	『仙伊』208号
23-18	新沼	大崎市	(天正16年) 3月1日	15880301	「伊達政宗書状」	桑折文書	新沼落居之上、早々被 打帰候	『仙伊』209号
23-19	新沼	大崎市	(天正16年) 3月6日	15880306	「伊達政宗書状」	個人蔵	仍今度新沼仕合始終共	『仙伊』210号
23-20	新沼	大崎市	(天正16年) 3月6日	15880306	「伊達政宗書状」	遠藤(廣)家文書	籠城之刻、南口・最上 口ニ何共機遣候条…身 命無相違出城	『仙伊』211号

23-21	新沼	大崎市	(天正16年) 3月6日	15880306	「伊達政宗書状写」	『引証記』三	其上新沼ニ各引籠候内…無相違出城…籠城之内	『仙伊』212号	
23-22	新沼	大崎市	(天正16年) 3月6日	15880306	「伊達政宗書状」	登米樓古館所蔵登米伊達家文書	新沼出城之面々、内意共候	『仙伊』213号	
23-23	新沼	大崎市	(天正16年) 3月8日	15880308	「伊達政宗書状」	亙理伊達家文書	又新沼より出城之面々も	『仙伊』216号	
23-24	新沼	大崎市	(天正16年) 4月21日	15880421	「伊達政宗書状取意文」	『治家記録』四	新沼仕合ノ義モ、最上ヨリノ助成故ナリ	『仙伊』参考3号	
24	羽黒堂山	大崎市	(応安6、7年前後)	13730000	「奥州余日記録」	余目家文書	大崎より打出、羽黒堂山、長岡之地蔵堂山に陣を取給ふ	『仙中』余目家文書16号	永正11年(1514)成立
25-1	古川	大崎市	(天文5年) 6月19日	15360619	「伊達種宗書状写」	大内源太右衛門所蔵文書	今度古河へ出陣二付…古河父子弟三人初大勢切腹	『奥羽史学会会報』第貳号、「史料及目録」一頁	
25-2	古川	大崎市	(天文5年) 6月25日	15360625	「伊達種宗書状」	伊達家文書	抑去十九古河要害外構攻破	『伊』134号	
25-3	古川	大崎市	(天正17年) 3月7日	15890307	「伊達政宗書状写」	『引証記』八	古川家風之者討候哉	『仙伊』389号	
25-4	古川	大崎市	(天正18年) 11月3日	15901103	「伊達政宗書状」	湯目家文書	一、ふる川ニこもり候かミしゆ、大さきしゆのしう人	『仙伊』779号	
25-5	古川	大崎市	(天正19年) 11月9日	15911109	「浅野正勝書状」	伊達家文書	古河在地々申儀、尤可然候…古川息女えん儀	『伊』628号	
25-6	古川	大崎市	(文禄1年～3年)	15920000	「伊達政宗消息」	亙理家文書	ふる川近辺ニ上々之所候間	『仙伊』1699号	
25-7	古川	大崎市	(元和6年) 9月28日	16200928	「伊達政宗書状案」	『引証記』二十八	来月者中新田・古川辺へ泊野ニ可出候	『仙伊』2239号	
25-8	古川	大崎市	(年未詳) 10月7日		「伊達種宗書状取意文」	『伊達正統世次考』卷之八下	次郎因茲置警固於古河	『古』300号。『梁』541頁	
26-1	松山	大崎市	文明5年9月16日	14730916	「願文」	潮崎稜威主文書	奥州長世保松山住 遠藤綱宗(花押)	『古』262号	
26-2	松山	大崎市	文明13年5月10日	14810510	「旦那亮券」	潮崎稜威主文書	在所者奥州松山之遠藤殿之御拝領	『古』268号	

26-3	松山	大崎市	永正4年7月8日	15070708	「願文」	潮崎稜威主文書	奥州伊達之内松山 遠藤中務大輔重宗(花押)	『古』276号	
26-4	松山	大崎市	(天正16年)2月9日	15880209	「伊達政宗書状」	桑折文書	自隼、松山迄も可被越候歟	『仙伊』188号	
26-5	松山	大崎市	(天正16年)2月9日	15880209	「伊達政宗書状」	『引証記』三	自隼、松山迄も可被越候哉	『仙伊』189号	
26-6	松山	大崎市	(天正16年)2月22日	15880222	「伊達政宗書状写」	『引証記』三	伊肥事者松山江相通候歟	『仙伊』202号	
26-7	松山	大崎市	(天正16年)2月28日	15880228	「伊達政宗書状」	針生寅次郎氏所蔵片倉家文書	松山・大まつさハ・たかきももちかね候て…松山へは、ゑんととうちいり	『仙伊』205号	
26-8	松山	大崎市	(天正17年)3月7日	15890307	「伊達政宗書状写」	『引証記』八	然ハ自松山之書札具披見喜悦候	『仙伊』388号	
26-9	松山	大崎市	(天正17年)3月7日	15890307	「伊達政宗書状写」	『引証記』八	氏彈其地ニ無相違打越	『仙伊』389号	「其地」= 遠藤出羽守の居所 = 松山
26-10	松山	大崎市	(天正17年)4月20日	15890420	「伊達政宗書状写」	『引証記』八	松山遠藤ヲいたし候へ	『仙伊』410号	
26-11	松山	大崎市	(天正17年)11月6日	15891106	「伊達政宗書状」	遠藤(廣)家文書	自其元可及其副候	『仙伊』541号	「其元」= 松山
26-12	松山	大崎市	(天正18年)	15900000	「伊達政宗内覚書状」	伊達家文書	号松山之地罷移之事	『仙伊』797号。『伊』557号	
26-13	松山	大崎市	(天正18年)2月20日	15900220	「伊達政宗書状写」	『引証記』十二	一松山より雪齋請下知候ハて事切…此上も松山口雪齋分別より	『仙伊』622号	
26-14	松山	大崎市	(天正18年)2月26日	15900226	「伊達政宗書状」	登米伊達氏文書	松山境目も近日無何事候哉	『仙伊』631号	
26-15	松山	大崎市	(天正18年)4月14日	15900414	「伊達政宗書状」	八槻神社文書	松山口其外堅固之御扱任入候	『仙伊』668号	
26-16	松山	大崎市	(天正18年)4月21日	15900421	「伊達政宗書状」	遠藤(廣)家文書	其地無油断心得、千言万句候	『仙伊』675号	
26-17	松山	大崎市	(天正19年)8月20日	15910820	「伊達政宗書状写」	東京大学文学部日本史研究室寄託「石井進氏蒐集史料」	各宿老中円居養者、皆以松山江陣替候、	『仙伊』補遺191号	

26-18	松山	大崎市	(天正19年)11月9日	15911109	「浅野正勝書状」	伊達家文書	則松山遠藤息、古川息、女えん儀、早々被申合	『伊』628号	
26-19	松山	大崎市	(寛永9年)11月2日	16320002	「伊達政宗書状写」	仙台市博物館所蔵伊達家文書	茂庭周防二預、松山二置、人と兩人	『仙伊』3478号	
26-20	松山	大崎市	寛永9年10月	16321000	「石母田大膳・奥山大学助連署申上書状」	石母田家文書	同村正右衛門貴殿松山二而穿鑿被申候	『石母田』444号	
27	真山	大崎市	文禄4年1月23日	15950123	「伊達政宗伝馬黒印状」	佐藤文書	真山 柳目 宮野 がんなり 中村	『仙伊』998号	
28-1	宮沢	大崎市	(天正19年)6月1日	15910601	「伊達政宗書状」	高城文書	仍宮沢之城主岩崎讃岐守…彼地ニ相籠…宮沢之地可相除候状	『仙伊』835号	
28-2	宮沢	大崎市	文禄3年9月24日	15940924	「伊達政宗過所黒印状」	永沢家文書	みやさハ 高清水 さぬま にしこほり おいぬかから すり沢	『仙伊』984号	
28-3	宮沢	大崎市	慶長6年1月10日	16010110	「伊達政宗伝馬黒印状」	天理図書館所蔵伊達家文書	登米 佐沼 高清水 宮沢 岩出山 中新田 黒川 松森 国分 以上	『仙伊』1105号	
28-4	宮沢	大崎市	(慶長6年)10月23日	16011023	「伊達政宗書状写」	『治家記録』二十一	先其元ニ、寺家ニ而モ、又在家ニテモ	『仙伊』1172号	「其元」=後藤信康の居所=宮沢か
29-1	名生	大崎市	觀心3年3月3日	13520300	「某軍忠状」	駿河大石寺文書	去年觀心ニ為名□□□□玉造郡三丁目被□陣之間	『南東』1135号	名生城か
29-2	名生	大崎市	(天正11年)10月2日	15831002	「大崎義隆書状」	下飯坂文書	当三日名生在城相移候	『宮』690号。『古』367号	
29-3	名生	大崎市	(天正14年)8月8日	15860808	「氏家隆継書状写」	新編会津風土記所収文書	然而頃日、よしたか所在城、号名生地へ被移候	『古』373号	
29-4	名生	大崎市	(天正18年)4月6日	15900406	「伊達政宗書状写」	所蔵者不明	就中於頃日湯山・名生一統之田、簡用迄候	『仙伊』3578号	
29-5	名生	大崎市	(天正18年)11月~12月	15901100	「伊達政宗覚書」	仙台市博物館所蔵伊達家文書	一、名生之地へ、調義之時	『仙伊』796号。『伊』556号	
29-6	名生	大崎市	(天正18年)11月20日	15901120	「蒲生氏郷書状」	伊達家文書	一、当地一段可然城候間…普請丈夫ニ申付候事	『伊』543号	「当地」=名生城

29-7	名生	大崎市	(天正18年)11月29日	15901129	「蒲生氏郷書状」	伊達家文書	明日定而当地江可被相越候	『伊』552号	「当地」=名生か
29-8	名生	大崎市	(天正18年)12月12日	15901212	「伊達政宗書状写」	『引証記』十四	其後ミやうのやうたひ無心元候	『仙伊』794号	
29-9	名生	大崎市	(天正18年)12月29日	15901229	「伊達政宗書状写」	『引証記』十四	扱々忠三郎殿出城、何とも遅々候哉	『仙伊』795号	「出城」=名生
29-10	名生	大崎市	(天正19年)1月11日	15910111	「伊達政宗書状」	渋谷和邦氏所蔵文書	仍、其地二久々在留、大義	『仙伊』補遺141号	「其地」=名生城
29-11	名生	大崎市	(天正19年)1月13日	15910113	「伊達政宗書状」	所蔵者不明	名生之地へ打越、可致警固候	『仙伊』3592号	
29-12	名生	大崎市	(天正19年)3月8日	15910308	「伊達政宗書状」	巨理伊達家文書	必々登米・名生之番、可為窮屈候	『仙伊』823号	
29-13	名生	大崎市	(天正19年)3月8日	15910308	「伊達政宗書状写」	『引証記』十五	追而、名生城・登米番返々不可有油断候	『仙伊』824号	
29-14	名生	大崎市	(天正19年)3月13日	15910313	「伊達政宗書状写」	『引証記』十五	扱々其身名生ノ地、永々在番太義迄候	『仙伊』825号	
29-15	名生	大崎市	(天正19年)6月1日	15910601	「伊達政宗書状」	高城文書	此兩人在番之内二無之候共、何之番衆にも此心得尤候	『仙伊』835号	「在番」=名生城か 寺池城か
30	師山	大崎市	(貞和5年カ)	13490000	「奥州余日記録」	余日家文書	其より河内志田郡師山へ御つき有しより	『仙中』余日家文書16号	永正11年(1514)成立
31	柳目	大崎市	文禄4年1月23日	15950123	「伊達政宗伝馬黒印状」	佐藤文書	真山 柳目 宮野 がんなり 中村	『仙伊』998号	
32	湯山	大崎市	(天正18年)4月6日	15900406	「伊達政宗書状写」	所蔵者不明	就中於頃日湯山・名生一統之田、簡用迄候	『仙伊』3578号	
33-1	米倉	大崎市	觀心3年3月日	13520300	「某軍忠状」	駿河大石寺文書	次今年壬二月自米倉城御出之簡	『南東』1135号	薄衣城(岩手県一関市) 説も
33-2	米倉	大崎市	正平7年3月25日	13520325	「和賀義勝代野田盛軍着到状」	東北大学日本史研究室所蔵寛柳文書	右今年閏二月十日、為米倉城後追罷向之処	『南東』1133号	薄衣城(岩手県一関市) 説も
34	某城	大崎市	(天正16年)2月5日	15880205	「伊達政宗書状」	志賀横太郎氏所蔵文書	氏一味之衆十八餘、其外五ヶ所、当方属膝下二候	『仙伊』184号	

35	某城	大崎市	(天正16年) 2月5日	15880205	「伊達政宗書状写」	『別集興羽文書纂』	氏一味之衆十八館、其外五ヶ所、当方属藤下二候	『仙伊』185号	
36	某城	大崎市	(天正16年) 7月2日	15880702	「最上義光書状」	室岡正雄氏旧蔵文書	一年其地へ御扶助を相受之由申候間	『古』423号	
37	某城	大崎市か	(年未詳) 7月29日		「最上義光書状」	鴛田家文書	併境目ニ番衆被仰付之由	『古』371号	
38-1	大窪	大郷町	(天正15年) 11月4日	15871104	「伊達政宗書状写」	『引証記』二	其元境之事情間	『仙伊』150号	「其元」=宮沢氏の居所=大窪か
38-2	大窪	大郷町	(天正16年) 2月28日	15880228	「伊達政宗書状」	針生重次郎氏所蔵片倉家文書	松山・大まつさハ・たかきもちかね候て、おのおのミヤきへとりのき候	『仙伊』205号	「大松沢」=大窪城か
38-3	大窪	大郷町	(天正16年) 5月11日	15880511	「伊達政宗書状取意文」	『治家記録』四	勿論其地油断ナキ心得肝要	『仙伊』参考6号	「其地」=大松沢の大窪か
38-4	大窪	大郷町	(天文17年) 1月18日	15480118	「留守景宗書状取意文」	『伊達正統世次考』下	首大松沢請和	『仙中』編年316号	
39-1	大谷	大郷町	(永享年間カ)	14290000	「奥州余日記録」	余日家文書	大谷保ニ其比城くハクナシ、さと在所までニ候を	『仙中』余日家文書16号	永正11年(1514)成立
39-2	大谷	大郷町	(天文12年) 5月2日	15430502	「伊達晴宗書状取意文」	『伊達正統世次考』卷之九上	葛西三郎殿、見合力於種宗出陣于大谷	『古』308号。『石』262号。『梁』551頁	
39-3	大谷	大郷町	天正3年4月8日	15750408	「留守政景宛行状写」	大島正隆探訪文書	此度大谷之者共、其口一反行之所ニ	『仙中』編年371号	
40-1	大衡	大衡村	(天正15年カ) 8月14日	15870814	「黒川晴氏書状」	細川芳久氏所蔵文書	大衡事ハ兼而気色故、定而罷成間布候得共	『大和町史』上巻487頁	
40-2	大衡	大衡村	天正18年9月22日	15900922	「黒川之郡西大平檢地帳」	伊達家文書	ふるたて 下 四反三畝 六百四十五文 ふるたて おわり	『宮』691号	
41-1	角田	角田市	(天文15年) 3月13日	15460313	「伊達晴宗書状取意文」	『伊達正統世次考』卷之九下	急度申啓、角田以來其地様体奈何	『梁』566頁	
41-2	角田	角田市	(永禄7年カ) 11月24日	15641124	「岩城頼隆書状取意文」	『伊達正統世次考』卷之十下	抑輝宗見自政田手式部大輔在城	『梁』601頁	

41-3	角田	角田市	(永禄8年カ) 6月3日	15650603	「二階堂盛義書状」	伊達家文書	仍而角田無事付而、晴宗石母田へ中途之由	『伊』 239号	
41-4	角田	角田市	(天正9年) 4月18日	15810418	「金上盛満書状写」	遠藤家文書	就之角田二御在馬之由	『相』 編 500号	
41-5	角田	角田市	(慶長5年) 9月17日	16000917	「伊達政宗消息写」	『引証記』 十九	かく田の人そく、まつまつかり申ましく候	『仙伊』 1067号	
41-6	角田	角田市	(慶長5年) 9月19日	16000919	「伊達政宗消息写」	『引証記』 十九	角田へ申へく候…角田へ人かへり候ハ、	『仙伊』 1068号	
41-7	角田	角田市	(慶長5年) 11月13日	16001113	「伊達政宗消息写」	『引証記』 二十	高老・角田・こさいなと申あわせ	『仙伊』 1099号	
41-8	角田	角田市	(寛永5年カ7年カ) 9月2日	16280902	「伊達政宗書状」	中村文書	麥喰者、従角田・日理一両度来候得共	『仙伊』 3446号	
41-9	角田	角田市	寛永17年4月 晦日	16400431	「曲木修理ほか連署状写」	『石川氏一千年史』所収	桜村千寿堂脇より本郷町橋場迄	『修訂版 石川氏一千年史』 203頁	
42	金津	角田市	(天正17年) 5月1日	15890501	「伊達政宗書状」	伊達家文書	此由日理・金津・圓森・小齋五六ヶ所へ	『仙伊』 418号。『伊』 414号	
43	竹内	角田市	(天文14年) 6月18日	15450618	「伊達晴宗書状取意文」	『伊達正統世次考』卷之九上 個人蔵	自相馬差置兵衆於竹内之時、汝等為粉骨力戦	『梁』 563頁	角田市小田竹ノ内 か
44	斗藏山	角田市	(慶長5年) 9月14日	16000914	「伊達政宗消息」		とくら山之義…今日よりふしんくハたてらるゝのよしにて候…彼山ハよくハ候へとも	『仙伊』 3633号。1064号	
45	小野田	加美町	(年未詳) 7月6日		「伊達政宗書状」	『伝記史料』	自小野田、昨日掃候由、可然候	『仙伊』 3787号	
46	米泉	加美町	(天正18年) 10月5日	15901005	「木村吉清書状」	浅野家文書	次米泉と申所、中新田より上道一里半計在之所へ伝馬申付	『古』 508号。『浅』 55号	
47-1	中新田	加美町	(天文8年カ) 9月10日	15390910	「大崎義直書状」	宮沢文書	就当城難義、被成出張候、本望此事候	『古』 299号	「当城」はあるいは小野か名生か
47-2	中新田	加美町	(天正16年) 2月7日	15880207	「伊達政宗書状写」	『会津四家合考』 九	今度向中新田之地、被及調義	『仙伊』 187号	
47-3	中新田	加美町	(天正16年) 2月10日	15880210	「伊達政宗書状」	茂庭文書	今度中新田之地へ及調義候事…彼地者黒之抱にて候…中新田へ相はたらき	『仙伊』 190号	

47-4	中新田	加美町	(天正16年) 3月6日	15880306	「伊達政宗書状写」	『引証記』三	其上新沼ニ各引籠候内…無相違出城…籠城之内	『仙伊』212号
47-5	中新田	加美町	(天正18年) 10月5日	15901005	「木村吉清書状」	浅野家文書	次米泉と申所、中新田より上道一里半計在所へ伝馬申付…中新田にてはた物ニかけ申候	『古』508号。『浅』55号
47-6	中新田	加美町	文禄4年7月17日	15950717	「伊達政宗過所黒印状」	佐藤文書	利符 黒川 中新田	『仙伊』1008号
47-7	中新田	加美町	文禄5年9月11日	15960911	「伊達政宗伝馬黒印状」	半澤家文書	中新田 黒河 松森 国分 北目 四保 宮沢 以上	『仙伊』補遺193号
47-8	中新田	加美町	慶長6年1月10日	16010110	「伊達政宗伝馬黒印状」	天理図書館所蔵伊達家文書	登米 佐沼 高清水 宮沢 岩出山 中新田 黒川 松森 国分 以上	『仙伊』1105号
47-9	中新田	加美町	慶長9年10月7日	16041007	「伊達政宗書状」	亙理家文書	中新田などの義ハ少も不申出候	『仙伊』1216号
47-10	中新田	加美町	(元和4年) 5月14日	16180514	「伊達政宗書状写」	『引証記』二十七	明日者中新田へうつしまいらせ候	『仙伊』1983号
47-11	中新田	加美町	(元和6年) 9月28日	16200928	「伊達政宗書状案」	『引証記』二十八	来月者中新田・古川辺へ泊野ニ可出候	『仙伊』2239号
47-12	中新田	加美町	(元和6年) 10月27日	16201027	「伊達政宗書状案」	『引証記』二十八	来月者於中新田、以面可申候	『仙伊』2257号
48-1	宮崎	加美町	(天正19年) 6月25日	15910625	「伊達政宗書状写」	『引証記』十五	号宮崎取詰、鉄炮打懸…要害大崎一之地にて候間	『仙伊』841号
48-2	宮崎	加美町	(天正19年) 6月26日	15910626	「伊達政宗書状」	今井善次郎氏所蔵文書	当地宮崎之事、夜前亥刻ニ責致	『仙伊』842号
48-3	宮崎	加美町	(天正19年) 7月3日	15910703	「伊達政宗書状写」	『豊臣記』	小池之郡号宮崎依名地…從宮崎直ニ押	『仙伊』843号
48-4	宮崎	加美町	(天正19年) 7月3日	15910703	「伊達政宗書状写」	水原明德会所蔵『名将之消息録』	小郡号宮崎与依名地…自宮崎直ニ押寄	『仙伊』3601号

48-5	宮崎	加美町	(天正19年) 7月14日	15910714	「徳川家康書状」	伊達家文書	宮崎・佐沼両地、即刻被乗崩	『伊』598号	
48-6	宮崎	加美町	(天正19年) 7月17日	15910717	「豊臣秀吉朱印状」	伊達家文書	大崎内宮崎城仁、一揆原楯籠候之処、城主を初	『伊』600号	
48-7	宮崎	加美町	(天正19年) 7月17日	15910717	「山中長俊・木下吉隆連署奉書」	伊達家文書	大崎内宮崎之城被責崩、城主を初悉被討捕之由	『伊』601号	
48-8	宮崎	加美町	(天正19年) 7月18日	15910718	「浅野長継書状」	伊達家文書	大崎之内宮崎と申城…則城主同名親歴々々者	『伊』602号	
48-9	宮崎	加美町	(天正19年) 7月20日	15910720	「豊臣秀吉朱印状」	伊達家文書	宮崎之城責崩、自其陣佐沼城へ押詰、即責崩	『伊』603号	
48-10	宮崎	加美町	(天正19年) 7月20日	15910720	「浅野長継書状」	伊達家文書	小池之郡号宮崎地…彼地江被相動…宮崎之以威被打果	『伊』605号	
48-11	宮崎	加美町	(天正19年) 7月28日	15910728	「伊達政宗書状」	仙台市博物館所蔵伊達家文書	同廿四日ニ号宮崎地江相動	『仙伊』854号。『伊』607号	
48-12	宮崎	加美町	(天正19年) 7月28日	15910728	「伊達政宗書状写」	『引証記』十五	同廿四日号宮崎地へ及調儀	『仙伊』855号	
48-13	宮崎	加美町	(天正19年) 7月28日	15910728	「伊達政宗書状」	渥美輝雄氏所蔵文書	殘党等於在沼・宮崎、悉打果申ニ付而	『仙伊』3603号	
48-14	宮崎	加美町	(天正19年) 8月3日	15910803	「浅野長吉書状」	伊達家文書	仍先度宮崎之者首共、依令京着	『伊』606号	
48-15	宮崎	加美町	(天正19年) 8月7日	15910807	「浅野正勝書状」	伊達家文書	拙今度奥へ政宗就働、二ヶ所之城責二、随分出勢	『伊』609号	「二ヶ所」=宮崎城・佐沼城
49-1	砂金	川崎町	(天文12年) 4月15日	15430415	「伊達種宗書状取意文」	『伊達正統世次考』卷之九上	此回最上兵打入之時、自其所押還之大概之	『梁』551頁	「其の所」=砂金氏の居所=砂金城小
49-2	砂金	川崎町	(慶長5年) 9月17日	16000917	「伊達政宗消息写」	『引証記』十九	いさこまで、こうつけ殿こし申候	『仙伊』1067号	前川本城と関係か
49-3	砂金	川崎町	(慶長5年) 9月22日	16000922	「伊達政宗消息」	新田宇一郎氏所蔵文書	たとへ打出候とも、いさこ近打たるへく候	『仙伊』1071号	前川本城と関係か
49-4	砂金	川崎町	(慶長7年) 7月24日	16020724	「伊達政宗消息」	個人蔵	佐竹衆砂金刃石白石へ打返し候事	『仙伊』1189号	

49-5	砂金	川崎町	慶長10年9月26日	16050926	「伊達政宗黒印状」	正楽寺文書	砂金のしづ 四郎兵へ	『仙伊』補遺49号	
49-6	砂金	川崎町	(元和8年)9月4日	16220904	「山岡重長書状」	伊達家文書	今日夜明候と、砂金へ御通候	『伊』844号	
49-7	砂金	川崎町	(元和8年)9月12日	16220912	「伊達政宗書状」	茂庭文書	御帰之時分、砂金辺坎白石へ参候而…於砂金、上野殿へ得御意候由	『仙伊』2346号	
49-8	砂金	川崎町	(元和8年)9月12日	16220912	「伊達政宗書状写」	『引証記』二十九上	今度上野殿白石・砂金向所ニ御泊	『仙伊』2347号	
49-9	砂金	川崎町	(寛永8年)7月26日	16310726	「伊達政宗消息写」	『治家記録』三十六	今日砂金江取移候…ハヤ砂金江ヲナチ候故	『仙伊』3186号	川崎要害と関係か
49-10	砂金	川崎町	(年月未詳)5日		「伊達政宗消息」	所蔵者不明	いさこふ出候せうニ、無類之逸物候	『仙伊』3818号	川崎要害と関係か
50-1	笹谷	川崎町	(慶長5年)9月21日	16000921	「伊達政宗書状」	留守家文書	一、被見合、さ、やを被打通	『仙伊』1070号	前川本城と関係か
50-2	笹谷	川崎町	(寛永13年)12月9日(カ)	16361209	「某申上状写断片」	石母田家文書	山形御立笹屋ニ御寓之由申来候ニ付而	『石母田』564号	川崎要害と関係か
50-3	笹谷	川崎町	(寛永13年)12月9日(カ)	16361209	「某状写」	石母田家文書	保科肥後殿今八日ニ笹屋ニ御留被成候	『石母田』565号	川崎要害と関係か
50-4	笹谷	川崎町	(寛永13年)12月9日(カ)	16361209	「御看の覚写」	石母田家文書	笹屋江遣申候御看之覚	『石母田』566号	川崎要害と関係か
51-1	支倉	川崎町	(天文11年)9月19日	15420919	「伊達種宗書状取意文」	『伊達正統世次考』卷之九上	時今於諸方方開運、其地勉最為肝要	『梁』549頁	「其地」=支倉忠常の居所=上楯城か
51-2	支倉	川崎町	(天文12年)9月12日	15430912	「伊達種宗書状」	佐伯貞氏所蔵文書	兼又小僧殿、其地長谷倉ニ被立馬候ニ付而	『古』313号	上楯城か
51-3	支倉	川崎町	(天文13年)1月26日	15440126	「伊達種宗書状取意文」	『伊達正統世次考』卷之九上	自冬小僧殿擊入於其地、以来久在陣	『古』315号。『梁』556頁	「其地」=支倉氏の居所=上楯城か
51-4	支倉	川崎町	(天文14年)7月11日	15450711	「伊達種宗書状取意文」	『伊達正統世次考』卷之九上	其地即今能計策、要堅固之處置	『梁』564頁	「其地」=支倉氏の居所=上楯城か
51-5	支倉	川崎町	(天文15年)2月27日	15460227	「伊達種宗書状取意文」	『伊達正統世次考』卷之九下	聞於其地於馳走無油断	『梁』566頁	「其地」=支倉氏の居所=上楯城か

53-13	岩ヶ崎	栗原市	(寛永10年カ) 2月8日	16330208	「高城宗直書状」	石母田家文書	三迫二而御飯屋之御作事…貴老御屋敷御留守居之衆へ	『石母田』450号	石母田氏の岩ヶ崎城関係か
53-14	岩ヶ崎	栗原市	(寛永10年8月25日)	16330825	「与助申状」	石母田家文書	三ノ迫二日町与助(印)	『石母田』454号	
54-1	鎌糠	栗原市	(康永1年)10月8日	13421008	「石塔義慶義房書状」	東北大学所蔵鬼柳文書	かまぬカに向城をとり候て	『南東』638号	
54-2	鎌糠	栗原市	(康永1年)10月17日	13421017	「岡本重親代山田重教着到状写」	秋田藩家蔵文書十	十月八日馳参三迫鎌糠城、自同九日至于十七日、於成田城	『南東』641号	
54-3	鎌糠	栗原市	(康永1年)11月2日	13421102	「岡本重親代山田重教軍忠状写」	秋田藩家蔵文書十	十月八日馳参三迫鎌糠城、自同九日至于十六日夜、於里屋城	『南東』642号	
55	金成	栗原市	文禄4年1月23日	15950123	「伊達政宗伝馬黒印状」	佐藤文書	真山 柳目 宮野 が んなり 中村	『仙伊』998号	
56	黒沼	栗原市	観心3年3月日	13520300	「某軍忠状」	駿河大石寺文書	三迫黒沼城水谷右馬権守・葛西伯耆守楯籠之間、馳向佐沼橋本	『南東』1135号	
57	里屋	栗原市	(康永1年)11月2日	13421102	「岡本重親代山田重教軍忠状写」	秋田藩家蔵文書十	十月八日馳参三迫鎌糠城、自同九日至于十六日夜、於里屋城	『南東』642号	
58	新山林	栗原市	(康永1年)10月8日	13421008	「石塔義慶義房書状」	東北大学所蔵鬼柳文書	三迫つくもはし・まひたの新山林、二迫のや八た・とや以上五ヶ所たてをつき候て	『南東』638号	
59-1	高清水	栗原市	康安1年10月5日	13611005	「岡本隆弘代小野右衛門太郎軍忠状写」	秋田藩家蔵文書十	去月廿五日於高泉御陣馳参候上者	『南東』1444号	
59-2	高清水	栗原市	貞治2年9月31日	13630931	「伊賀盛光代光政着到状」	磐城飯野文書	名取御陣馳参候、府中并高清水御下向供奉仕候者也	『南東』1476号	
59-3	高清水	栗原市	(天文5年)6月25日	15360625	「伊達種宗書状」	伊達家文書	高清水自落之間、向岩手沢可及進陣候、彼城中申合子細	『伊』134号	

59-4	高清水	栗原市	(天正16年) 11月14日	15881114	「伊達政宗書状写」	『片倉代々記』二	氏家一統・高清水一統・大洞中過半	『仙伊』343号	
59-5	高清水	栗原市	(天正18年) 11月20日	15901120	「蒲生氏郷書状」	伊達家文書	一、明後高清水、政宗可有御書旨本候…高清水御責候ハんならハ	『伊』543号	
59-6	高清水	栗原市	(天正19年) 6月26日	15910626	「伊達政宗書状」	今井善次郎氏所蔵文書	明日者高清水へ馬ヲ相移	『仙伊』842号	
59-7	高清水	栗原市	文禄3年9月24日	15940924	「伊達政宗過所黒印状」	永沢家文書	みやさハ高清水さぬまにしこほりいぬかハらすり沢	『仙伊』984号	
59-8	高清水	栗原市	慶長6年1月10日	16010110	「伊達政宗伝馬黒印状」	天理図書館所蔵伊達家文書	登米 佐沼 高清水 宮沢 岩出山 中新田 黒川 松森 国分 上	『仙伊』1105号	
60-1	津久毛橋	栗原市	(康永1年) 10月8日	13421008	「石塔義慶義房書状」	東北大学所蔵鬼柳文書	三迫つくもはし・まひたの新山林、二迫のやハた・とや以上五ヶ所たてをつき候て	『南東』638号	
60-2	津久毛橋	栗原市	(康永1年) 11月2日	13421102	「岡本重親代山田重教軍忠状写」	秋田藩家蔵文書十	十七日被寄八幡城之間、令供奉、同廿六日被寄津久裳橋城之間、馳向搦手、同廿八日切入城内	『南東』642号	
60-3	津久毛橋	栗原市	貞和4年11月日	13481100	「鬼柳義綱陳状案」	東北大学大学院文学研究科日本史研究室所蔵鬼柳文書	其後津久毛橋合戦致後政之忠畢	『南東』998号	
61	鳥谷	栗原市	(康永1年) 10月8日	13421008	「石塔義慶義房書状」	東北大学所蔵鬼柳文書	三迫つくもはし・まひたの新山林、二迫のやハた・とや以上五ヶ所たてをつき候て	『南東』638号	
62	成田	栗原市	(康永1年) 10月17日	13421017	「岡本重親代山田重教着到状写」	秋田藩家蔵文書十	十月八日馳参三迫鎌糠城、自同九日至于十七日、於成田城	『南東』641号	
63	宮野	栗原市	文禄4年1月23日	15950123	「伊達政宗伝馬黒印状」	佐藤文書	真山 柳目 宮野 がんなり 中村	『仙伊』998号	

64-1	八幡	栗原市	(康永1年) 10月8日	13421008	「石塔義慶義房書状」	東北大学所蔵鬼柳文書	三つつくもはし・まひたの新山林、二迫のや八た・とや以上五ヶ所たてをつき候て	『南東』638号	
64-2	八幡	栗原市	(康永1年) 11月2日	13421102	「岡本重親代山田重教軍忠状写」	秋田藩家蔵文書十	十七日被寄八幡城之間、令供奉、同廿六日被寄津久裳橋城之間、馳向攝手、同廿八日切入城内	『南東』642号	
65	某城	栗原市カ	天文9年6月20日	15400620	「大崎義直朱印状」	『思文閣古書資料目録』第二百四十三号(仙台市博物館所蔵文書)	就境城巷忍申、近年別而致奉公之条	佐藤貴浩「新出の大崎義直朱印状」(『駒沢史学』86号)	宛所の柳目氏の居城か
66-1	赤岩	気仙沼市	(文明元年) 12月13日	14691213	「薄衣状」	仙台市博物館所蔵文書	此時分一勢被下候者、赤岩辺江通候て	『石』505号	
66-2	赤岩	気仙沼市	(天正16年) 9月2日	15880902	「葛西晴信書状」	仙台伊東文書	其地堅固可被相持事肝要二候	『岩戦』2、90号	要検討。「其地」=宛所の熊谷氏の居所=赤岩城か
67	岩月	気仙沼市	(天正15年カ) 2月3日	15870203	「葛西晴信書状」	一ノ関石川文書	仍浜田安房守・横沢信濃・今泉談合を以、岩付之地乗取候	『石』312号	
68	大谷	気仙沼市	慶長17年9月14日	16120914	「伊達政宗伝馬黒印状」	北海道開拓記念館所蔵斉藤家文書	ひねうし まいや 大いぬ川原 つや 大や けせ沼 気仙中	『仙伊』1329号	嚮館などと関係か
69	気仙沼	気仙沼市	慶長17年9月14日	16120914	「伊達政宗伝馬黒印状」	北海道開拓記念館所蔵斉藤家文書	ひねうし まいや 大いぬ川原 つや 大や けせ沼 気仙中	『仙伊』1329号	赤岩城などと関係か
70	津谷	気仙沼市	慶長17年9月14日	16120914	「伊達政宗伝馬黒印状」	北海道開拓記念館所蔵斉藤家文書	ひねうし まいや 大いぬ川原 つや 大や けせ沼 気仙中	『仙伊』1329号	
71	松崎	気仙沼市	(文明元年) 12月13日	14691213	「薄衣状」	仙台市博物館所蔵文書	元良松崎之城、去二日曉罷落	『石』505号	
72	円田	蔵王町	(天文15年) 3月13日	15460313	「伊達晴宗書状取意文」	『伊達正統世次考』卷之九下	村田亦打入、延田雖請降不容	『梁』566頁	兵糧館と関係か
73	平沢	蔵王町	(天文15年) 3月13日	15460313	「伊達晴宗書状取意文」	『伊達正統世次考』卷之九下	平沢入手之時、村田亦打入	『梁』566頁	

74-1	宮	蔵王町	(天文15年) 3月13日	15460313	「伊達晴宗書状取 意文」	『伊達正統世次考』卷 之九下	而昨旦宮之地走入頼請 降	『梁』566頁	
74-2	宮	蔵王町	(天正19年) 7月3日	15910703	「伊達政宗黒印状 写」	『松岡本系支流並御先 祖軍功勳功覚書』	国分 北日 まし田 岩沼 大かわら ミヤ	『仙伊』補遺190号	
74-3	宮	蔵王町	慶長17年6月1 日	16120601	「伊達政宗伝馬黒 印状」	半澤家文書	仙台の中田 増田 岩 沼 舟迫 大かわら ミヤ	『仙伊』補遺206号	
75	四蔵	色麻町	(天正16年) 1月6日	15880106	「伊達政宗書状」	養進氏所蔵文書	氏彈所・四鎌・三迫富 沢三ヶ所へ、如何にも 細二及音信候キ	『仙伊』166号	
76-1	関	七ヶ宿町	(天文14年) 6月7日	15450607	「伊達晴宗条書取 意文」	『伊達正統世次考』卷 之九上	因予来十一日、先出馬 於関地観察諸方	『梁』563頁	七ヶ宿町関か
76-2	関	七ヶ宿町	(天正19年) 7月3日	15910703	「伊達政宗黒印状 写」	『松岡本系支流並御先 祖軍功勳功覚書』	大かわら ミヤ 白石 七き ゆのはら にい しやく	『仙伊』補遺190号	
77-1	湯原	七ヶ宿町	(天文16年) 2月17日	15470217	「伊達禊宗書状取 意文」	『伊達正統世次考』卷 之九下	向以書言攻放湯原達耶 否	『梁』571頁	
77-2	湯原	七ヶ宿町	(天正15年) 10月14日	15871014	「伊達政宗書状写」	『伊証記』二	為用心之、下飯坂湯原 へ相越候	『仙伊』144号	
77-3	湯原	七ヶ宿町	(天正19年) 7月3日	15910703	「伊達政宗黒印状 写」	『松岡本系支流並御先 祖軍功勳功覚書』	大かわら ミヤ 白石 七き ゆのはら にい しやく	『仙伊』補遺190号	
77-4	湯原	七ヶ宿町	(天正19年) 7月7日	15910707	「伊達政宗書状」	仙台市博物館所蔵文 書	必々其由新宿・湯原・ 下関所々へ	『仙伊』846号	
77-5	湯原	七ヶ宿町	(慶長5年9月 23日カ)	16000923	「小宰相消息」	留守家文書	かけゆ兵へゆのはらを かけとり候よし	『仙中』留守家文書 66号	
77-6	湯原	七ヶ宿町	(慶長5年) 9月26日	16000926	「伊達政宗書状」	留守家文書	昨日廿五日、湯之原へ 足輕動申付、從城即手 二入候…湯之原之者共	『仙伊』1076号	
77-7	湯原	七ヶ宿町	(慶長5年) 9月29日	16000929	「伊達政宗書状」	大阪歴史博物館所蔵 文書	湯之原之城へ押懸、撫 切二可仕存候処	『仙伊』1080号	
77-8	湯原	七ヶ宿町	(元和4年6月 カ)	16180600	「人返についての 書状断片」	石母田家文書	藤太郎当領湯原本町藤 蔵所二罷在候由	『石母田』15号	

77-9	湯原	七ヶ宿町	(元和4年) 6月16日	16180616	「仙台藩奉行衆連 署名状写」	石母田家文書	湯原本町藤蔵所江罷在 候	『石母田』9号	
77-10	湯原	七ヶ宿町	(元和4年) 6月22日	16180622	「仙台藩奉行衆連 署名状写」	石母田家文書	当領湯原本町藤蔵所二 罷在候由	『石母田』11号	
78-1	四保(船 岡)	柴田町	文禄5年9月11 日	15960911	「伊達政宗伝馬黒 印状」	半澤家文書	中新田 黒河 松森 国分 北目 まし田 宮沢 四保 大河原 以上	『仙伊』補遺193号	
78-2	四保(船 岡)	柴田町	慶長6年8月11 日	16010811	「伊達政宗伝馬黒 印状」	永沢家文書	四保 日理 坂本 駒 嶺	『仙伊』1156号	
78-3	四保(船 岡)	柴田町	慶長15年1月 15日	16100115	「伊達政宗伝馬黒 印状」	仙台市博物館所蔵片 倉家文書	白石宮 大川原 船 迫 岩沼 増田 中田 仙台迄也	『仙伊』1293号	船迫 = 四保・船岡
78-4	四保(船 岡)	柴田町	慶長17年6月1 日	16120601	「伊達政宗伝馬黒 印状」	半澤家文書	仙台 中田 増田 岩 沼 舟迫 大かハラ ミヤ	『仙伊』補遺206号	船迫 = 四保・船岡
79	宮沢	柴田町カ	文禄5年9月11 日	15960911	「伊達政宗伝馬黒 印状」	半澤家文書	中新田 黒河 松森 国分 北目 まし田 宮沢 四保 大河原 以上	『仙伊』補遺193号	城館とは無関係か
80	斎川	白石市	慶長17年6月1 日	16120601	「伊達政宗伝馬黒 印状」	半澤家文書	大かハラ ミヤ 白石 斎川 こそこう 桑折	『仙伊』補遺206号	
81	小原	白石市	(年未詳) 8月吉日		「余日撰津守書状 写」	余日家文書	今度劫田小原之者共	『仙中』余日家文書 10号	「小原」=六角館と 関連か
82-1	五賀	白石市	(年月日未詳)		「氏名未詳文書」	伊達家文書	羽田之五ヶへ、近日中 に指趣可申候	『伊』1232号	慶長期頃か。
82-2	五賀	白石市	(年月日未詳)		「氏名未詳文書」	伊達家文書	水ヲすこし申、ごかへ こへ申へく候田	『伊』1233号	慶長期頃か。
83-1	越河	白石市	天文7年3月4 日	15380304	「伊達種宗安堵状 案」	伊達家文書	かつ田しやうこそすかハ のかうの内、いやしき	『仙中』編年286号	中野氏の居館か
83-2	越河	白石市	慶長17年6月1 日	16120601	「伊達政宗伝馬黒 印状」	半澤家文書	大かハラ ミヤ 白石 斎川 こそこう 桑折	『仙伊』補遺206号	
83-3	越河	白石市	(年未詳) 10月16日		「岩城重隆書状」	秋田藩家蔵文書式拾 八	仍種宗白石留守中候 上、小官生へ被相動、 一戦候而被失利	『福』256頁	

84-1	白石	白石市	(天文15年) 6月10日	15460610	「伊達龍宗書状」	中津川泰三氏所蔵文 書	雖然白石之地、次郎留 馬候、於彼地不馳延	『桑』 270号	
84-2	白石	白石市	(天文15年) 6月20日	15460620	「伊達晴宗書状」	伊達家文書	蒔田庄内白石大和守在 地へ、去朔引籠候	『伊』 3238号	「在地」=白石か
84-3	白石	白石市	(天文16年) 10月7日	15471007	「伊達晴宗書状取 意文」	『伊達正統世次考』卷 之九下	因欲徒馬於白石侵相馬 境耳	『梁』 575頁	
84-4	白石	白石市	(天文16年) 10月7日	15471007	「伊達晴宗書状取 意文」	『伊達正統世次考』卷 之九下	近日出馬白石侵擊彼辺 以角其前	『梁』 575頁	
84-5	白石	白石市	(天文17年) 5月9日	15480509	「伊達龍宗書状取 意文」	『伊達正統世次考』卷 之九下	今告来自白石明十日出 兵於光明寺	『梁』 579頁	
84-6	白石	白石市	(天正18年11 月~12月)	15901100	「伊達政宗覚書」	仙台市博物館所蔵伊 達家文書	号白石所へ被及注進候 条	『仙伊』 796号。『伊』 556号	
84-7	白石	白石市	(天正19年) 7月3日	15910703	「伊達政宗黒印状 写」	『松岡本系支流並御先 祖軍功勳功覚書』	大かわら ミや 白石 せき ゆのはら にい しやく	『仙伊』 補遺 190号	
84-8	白石	白石市	(天正19年) 7月13日	15910713	「伊達政宗書状」	針生重次郎氏所蔵片 倉家文書	せめてこくふんかしろ いしへんまでも	『仙伊』 847号	
84-9	白石	白石市	(天正19年) 11月19日	15911119	「仙石曾繁書状」	伊達家文書	一兩日白石逗留仕候	『伊』 630号	
84-10	白石	白石市	(天正19年) 11月19日	15911119	「仙石曾繁書状」	伊達家文書	一兩日白石逗留仕候	『伊』 631号	
84-11	白石	白石市	(天正19年) 7月15日	15919715	「浅野長吉書状」	伊達家文書	国分邊か白石まで、可 被成御出候	『伊』 599号	
84-12	白石	白石市	(慶長5年) 7月25日	16000725	「伊達政宗書状写」	『引証記』 十九	昨日廿四日、白石表相 動候…彼城堅固…町を 始、二三ノ丸迄取破申 候、本丸迄ニ仕候処、 城中より…則本丸請取 申候	『仙伊』 1055号	
84-13	白石	白石市	(慶長5年) 7月晦日	16000731	「徳川秀忠書状」	伊達家文書	仍白石表へ被相働、彼 城堅固相抱候処…本丸 迄屬御手、城主を始	『伊』 694号	
84-14	白石	白石市	(慶長5年8月)	16000800	「伊達政宗書状」	留守家文書	白石筋・丸森口へ動可 有様申来候	『仙伊』 1058号	

84-15	白石	白石市	(慶長5年) 8月11日	16000811	「伊達政宗書状写」	『引証記』十九	雨故、普請事延候而、 笑止二候、仍此普請中	『仙伊』1059号	白石城の普請
84-16	白石	白石市	(慶長5年) 9月21日	16000921	「伊達政宗書状」	留守家文書	角田へ申へく候…角田 へんかへり候ハ、	『仙伊』1068号	
84-17	白石	白石市	(慶長5年) 9月24日	16000924	「伊達政宗書状」	留守家文書	晦日ニ白石へ着陣候而	『仙伊』1074号。『仙中』 留守家文書68号	
84-18	白石	白石市	(慶長5年) 10月5日	16001005	「伊達政宗書状取 意文」	『治家記録』二十下	唯今、白石へ着陣シ玉 フ	『仙伊』参考40号	
84-19	白石	白石市	(慶長5年) 11月13日	16001113	「伊達政宗消息写」	『引証記』二十	しろいし口へ心かけ候 …しろいし口はやうち 候へく候	『仙伊』1099号	
84-20	白石	白石市	(慶長5年) 12月15日	16001215	「伊達政宗書状」	慈光明院所蔵文書	白石の伊達筋、無当年 者深雪二候而	『仙伊』1101号	
84-21	白石	白石市	(慶長6年) 3月3日	16010303	「伊達政宗書状」	千秋文庫所蔵文書	白石表出馬〔 〕陣 屋以下申付	『仙伊』1114号	
84-22	白石	白石市	(慶長6年) 3月22日	16010322	「伊達政宗書状」	土井文書	白石口可罷出と存候	『仙伊』1127号	
84-23	白石	白石市	(慶長6年カ) 9月4日	16010904	「伊達政宗書状」	盛岡南部家文書	白石表在陣仕候間	『仙伊』1164号	
84-24	白石	白石市	(慶長7年) 7月24日	16020724	「伊達政宗消息」	個人蔵	佐竹衆砂金迎る白石へ 打返し候事	『仙伊』1189号	
84-25	白石	白石市	(慶長7年) 12月晦日	16021231	「伊達政宗書状」	仙台市博物館所蔵片 倉家文書	其身事、白石之地へ可 罷越候、彼地之事、境 之義にて候間	『仙伊』1198号	
84-26	白石	白石市	(慶長7年) 12月晦日	16021231	「伊達政宗書状」	巨理伊達家文書	今度片倉備中事、白石 之地へ可相移由、申付 候	『仙伊』1199号	
84-27	白石	白石市	(慶長10年) 3月晦日	16050331	「伊達政宗書状写」	松前英夫氏所蔵松前 家文書	白石へ移候由、尤二候	『仙伊』1231号	
84-28	白石	白石市	(慶長10年カ) 7月10日	16050710	「伊達政宗書状」	所蔵者不明	為川將之白石に一両日 も逗留候を…早々白石 辺ニ而も可懸御日	『仙伊』1238号	
84-29	白石	白石市	慶長10年9月 26日	16050926	「伊達政宗黒印状」	正乗寺文書	白石 とうくわん	『仙伊』補遺49号	

84-30	白石	白石市	慶長15年1月15日	16100115	「伊達政宗伝馬黒印状」	仙台市博物館所蔵片倉家文書	白石より酒取寄候間、いく度も仙台へ此はんにてて…白石の宮原	『仙伊』1293号	
84-31	白石	白石市	(慶長16年か17年カ)8月1日	16110801	「伊達政宗書状」	個人蔵	此中者白石へ川狩に参、又江戸へ客来共候而	『仙伊』補遺7号	
84-32	白石	白石市	慶長17年6月1日	16120601	「伊達政宗伝馬黒印状」	半澤家文書	大かからミヤ 白石斎川 こすこう	『仙伊』補遺206号	
84-33	白石	白石市	(慶長18年)7月19日	16130719	「伊達政宗書状」	所蔵者不明	仍去十六日此地白石へ参着仕候	『仙伊』3653号	
84-34	白石	白石市	元和1年5月17日	16150517	「伊達政宗黒印状写」	東北歴史博物館所蔵佐藤家文書	白石御陣之節、其方才覚を以、小原一宇者共御手入	『仙伊』3664号	
84-35	白石	白石市	(元和4年)4月3日	16180403	「伊達政宗書状」	仙台市博物館所蔵伊達家文書	只今当地白石へ参着候、明日者仙台へ可為着城候	『仙伊』1976号	
84-36	白石	白石市	(元和8年)9月4日	16220904	「山岡重長書状」	伊達家文書	四ッ時分此地白石へ御機嫌能彼為著候…明日白石へ御著候田にて候	『伊』844号	
84-37	白石	白石市	(元和8年)9月12日	16220912	「伊達政宗書状」	茂庭文書	御帰之時分、砂金刃坎白石へ参候而	『仙伊』2346号	
84-38	白石	白石市	(元和8年)9月12日	16220912	「伊達政宗書状写」	『引証記』二十九上	今度上野殿白石・砂金岡所二御泊	『仙伊』2347号	
84-39	白石	白石市	(寛永2年)5月吉日	16250500	「伊達政宗書状」	仙台市博物館所蔵伊達家文書	白石計者無用ニ候…白石の仙台へ之道通之西者	『仙伊』2534号	
84-40	白石	白石市	(寛永2年)5月14日	16250514	「伊達政宗書状」	仙台市博物館所蔵伊達家文書	白石・中ノ日刃、其内之遣ひろき所ニ而…御一家御一族ハ中田、其外ハ白石へ、各同前之事	『仙伊』参考58	
84-41	白石	白石市	(寛永2年)5月14日	16250514	「伊達忠宗入国出迎書」	伊達家文書	白石中ノ日刃…其外ハ白石へ各同前之事	『伊』1245号	
84-42	白石	白石市	(寛永2年)5月19日	16250519	「笹岡備後外四名運署状」	伊達家文書	今日白石迄同心仕	『伊』1246号	

84-43	白石	白石市	(寛永2年) 5月22日	16250522	「伊達忠宗入国出 迎人数書」	伊達家文書	白石迄御迎ニ被罷出候 衆	『伊』 1247号	
84-44	白石	白石市	(寛永6年) 7月28日	16290728	「伊達政宗書状写」	『引証記』 三十二下	白石ヲ責取被申候以 来、景勝与陸奥守中惠	『仙伊』 3139号	
84-45	白石	白石市	寛永6年10月 10日	16291010	「籠にはいつてい る者名簿」	石母田家文書	同六年白石ノ者	『石母田』 371号	
84-46	白石	白石市	(寛永8年カ) 7月28日	16310728	「伊達政宗書状」	亙理伊達家文書	今日白石へ参事ニ候	『仙伊』 3187号	
84-47	白石	白石市	(寛永8年カ) 7月28日	16310728	「伊達政宗消息」	角田市郷土資料館所 蔵和田家文書	白いしへうつし申候、 月あひ比、わか林へか へり申へく候	『仙伊』 3188号	
84-48	白石	白石市	(寛永8年) 8月8日	16310808	「伊達政宗書状写」	『引証記』 三十三	去月廿九日白石迄打 出、御様子悪候ハハ、 従白石直ニ其元江可参	『仙伊』 3190号	
84-49	白石	白石市	(寛永8年) 8月15日	16310815	「伊達政宗書状写」	『引証記』 三十三	従白石帰候事、少も つ、まづ…従白石帰、 御本覆之御様子	『仙伊』 3192号	
84-50	白石	白石市	(寛永8年) 8月18日	16310818	「伊達政宗書状写」	『引証記』 三十三	然共先度従白石之事、 何与哉覽	『仙伊』 3194号	
84-51	白石	白石市	(寛永8年) 8月23日	16310823	「伊達政宗書状写」	『引証記』 三十三	先日従白石帰候儀、余 如在之様ニ御懇衆も	『仙伊』 3197号	
84-52	白石	白石市	(寛永9年カ) 12月晦日	16321231	「茂庭良綱・奥山 常良連署書状」	石母田家文書	白石大河原岩沼仙台ニ 御宿一ヶ所ニ三ツ宛造 作仕候	『石母田』 446号	
84-53	白石	白石市	(寛永10年) 8月7日	16330807	「伊達政宗書状写」	大森康市氏所蔵文書	今日白石へ参事ニ候	『仙伊』 3275号	
84-54	白石	白石市	(寛永12年) 7月2日	16350702	「伊達政宗黒印状 写」	『片倉代々記』 八	従其元商人飛脚之者申 付	『仙伊』 3362号	「其元」=白石か
84-55	白石	白石市	(寛永13年12 月9日カ)	16361209	「某状写」	石母田家文書	翌日白石御留候間	『石母田』 565号	
84-56	白石	白石市	(寛永13年12 月9日カ)	16361209	「御肴の覚写」	石母田家文書	九日 白石江遣申候御 肴之覚	『石母田』 566号	
84-57	白石	白石市	(年未詳) 7月7日		「伊達晴宗書状写」	千葉文書	白石口へ会越馬相馬境 可為行覚悟候	『宮』 560号	

84-58	白石	白石市	(元和後半から寛永初期) 21日		「伊達政宗消息」	青木家文書	明日白石へ之ともを申付候へとも	『仙伊』 2953号	
84-59	白石	白石市	(年未詳) 10月16日		「岩城重隆書状」	秋田藩家蔵文書式拾八	仍種宗白石留守中候上、小宮生へ被相動、一戦候而被失利	『福』 256頁	
85	三沢	白石市	正平7年3月18日	13520318	「吉良貞家軍勢催促状」	磐城相馬文書	今月十七日、踴信卿没落三沢城、引籠小手保大渡城之間	『南東』 1129号	
86	赤石	仙台市	文和2年7月15日	13530715	「吉良貞経寄進状」	陸前名取熊野神社文書	名取郡北南赤石本関所	『南東』 1265号	
87	一名坂	仙台市	文和2年1月1日	13530100	「和賀義綱代某軍忠状」	東北大学日本史研究室所蔵鬼柳文書	同十八日、一名坂城追落畢	『南東』 1213号	
88	今泉	仙台市	慶長10年9月26日	16050926	「伊達政宗黒印状」	正業寺文書	今泉 りうさい	『仙伊』 補遺49号	
89	芋沢	仙台市	慶長10年9月26日	16050926	「伊達政宗黒印状」	正業寺文書	いもさわ 与七郎	『仙伊』 補遺49号	
90-1	岩切	仙台市	曆応4年1月13日	13410113	「石塔義房軍勢催促状」	石水博物館所蔵佐藤文書	可致警固岩切城也	『南東』 536号	
90-2	岩切	仙台市	(観応2年)	13510000	「奥州余日記録」	余日家文書	ある時、畠山殿、宮城之内岩切二たちこもり給ふ	『仙中』 余日家文書16号	永正11年(1514)成立
90-3	岩切	仙台市	観応2年1月28日	13510128	「吉良貞家軍勢催促状」	磐城飯野文書	岩切・新田両城之間、連日合戦最中也	『南東』 1038号	
90-4	岩切	仙台市	(観応2年) 2月2日	13510200	「和賀義光軍忠状」	東北大学日本史研究室所蔵鬼柳文書	府中颯參、岩切城搦手太田口令警固、同二月十二日、自大仏南脇貫上、城内切入	『南東』 1050号	
90-5	岩切	仙台市	(観応2年) 2月2日	13510200	「和賀義勝代野田盛綱軍忠状」	東北大学日本史研究室所蔵鬼柳文書	府中颯參、岩切城搦手太田口令警固、同二月十二日、自大仏南脇貫上、城内切入	『南東』 1051号	
90-6	岩切	仙台市	(観応2年) 2月12日	13510212	「結城頼朝書状写」	結城古文書写有造館本坤	今日十二日、岩切城寄懸て合戦し、被追落了	『南東』 1042号	

90-7	岩切	仙台市	(観応2年) 2月13日	13510213	「結城顯朝書状」	東北大学日本史研究 室保管白河文書	岩切城没落事、先立申 候畢、留守城去夜又落 候	『南東』1044号	
90-8	岩切	仙台市	観応2年3月日	13510300	「和賀義勝代野田 盛綱着到状」	東北大学日本史研究 室所蔵鬼柳文書	馳□府中岩切城搦手太 田口、令警固	『南東』1061号	
90-9	岩切	仙台市	(室町期)	14500000	「奥州余日記録」	余日家文書	我か城高森へ申越…高 森二五木田入道といふ 者有て	『仙中』余日家文書 16号	永正11年(1514) 成立
90-10	岩切	仙台市	天文年間	15400000	「留守分限帳」	留守家文書	高のこう町在家	『仙中』留守家文書 101・102号	岩切城下町関係
90-11	岩切	仙台市	(天文14年) 6月26日	15450626	「伊達晴宗書状取 意文」	『伊達正統世次考』卷 之九上	自此地若其地孰乎其着 手処	『梁』563頁	「其の地」=留守景 宗の居所=岩切か
90-12	岩切	仙台市	(天文17年) 1月18日	15480118	「留守景宗書状取 意文」	『伊達正統世次考』九 下	見馳入於当地	『仙中』編年316号	「当地」=岩切か
90-13	岩切	仙台市	(永祿13年) 6月20日	15700620	「伊達輝宗書状」	余日家文書	仍六郎其地江下向二付 而	『仙中』余日家文書 13号	「其地」=岩切
90-14	岩切	仙台市	天正18年9月4 日	15900904	「天正十八年岩切 居城知行調」	余日家文書	五百地 東光寺	『仙中』余日家文書 15号	岩切城関係か
91-1	小曾沼	仙台市	観応3年9月日	13520900	「和賀義綱着到状」	東北大学日本史研究 室所蔵鬼柳文書	及同山村之向陳於曾沼 城、野田七郎太郎令警 固	『南東』1179号	
91-2	小曾沼	仙台市	文和1年12月 15日	13521215	「吉良貞経軍勢催 促状」	東北大学日本史研究 室所蔵鬼柳文書	山村・小曾沼以下凶徒 対治事	『南東』1201号	
91-3	小曾沼	仙台市	文和2年1月日	13530100	「和賀義綱代某軍 忠状」	東北大学日本史研究 室所蔵鬼柳文書	今年文和二月十日、 宮城郡小曾沼城…小□ 沼城令没落	『南東』1213号	
91-4	小曾沼	仙台市	文和2年1月日	13530100	「和賀義綱代野田 六郎左衛門尉着到 状」	東北大学日本史研究 室所蔵鬼柳文書	今月十日為宮城郡瀬沼 城御対治…同十八日 夜、彼城依令没落	『南東』1214号	
92-1	北目	仙台市	(天文17年) 1月18日	15480118	「留守景宗書状取 意文」	『伊達正統世次考』九 下	一、北目興越子細有糸	『仙中』編年316号	
92-2	北目	仙台市	(永祿後期～元 亀1年) 6月2日	15700602	「高城宗綱書状写」	伊達家文書	将亦先度於于北目、大 町宮内少輔殿端底之趣	『仙中』編年334号。 『伊』171号	

92-3	北目	仙台市	(天正15年) 5月11日	15870511	「最上義光書状」	堀江文書	乍去北目栗野方引綴之 由候之条	『仙中』編年407号	
92-4	北目	仙台市	(天正15年) 6月28日	15870628	「伊達政宗書状」	登米懐古館所蔵登米 伊達家文書	堀江・北日ヲ内□□為 □移、其上従北目も無 何事…菟角北目辺にも …従北目者	『仙伊』118号	
92-5	北目	仙台市	(天正16年) 2月9日	15880209	「伊達政宗書状」	桑折文書	先々北目迄可被打越候	『仙伊』188号	
92-6	北目	仙台市	(天正16年) 2月9日	15880209	「伊達政宗書状」	『引証記』三	先々北目迄可被打越候	『仙伊』189号	
92-7	北目	仙台市	(天正16年) 3月1日	15880301	「伊達政宗書状」	所蔵者不明	又者、北目・岩沼へ、 自是万端加下知候条	『仙伊』208号	
92-8	北目	仙台市	(天正16年) 3月1日	15880301	「伊達政宗書状」	桑折文書	北日へ被打越、大膳亮 談合を以	『仙伊』209号	
92-9	北目	仙台市	(天正16年) 3月6日	15880306	「伊達政宗書状」	桑折文書	先立、北目警固之儀… 北目警固不入之由	『仙伊』214号	
92-10	北目	仙台市	(天正18年) 9月22日	15900922	「大谷吉継書状」	伊達家文書	最前者北目と申仁、可 被相越由候つる	『仙中』編年553号。 『伊』622号	
92-11	北目	仙台市	(天正19年) 7月3日	15910703	「伊達政宗黒印状 写」	『松岡本系支流並御先 祖軍功勳功覚書』	国分 北日 まし田 岩沼 大かわら ミヤ	『仙伊』補遺190号	
92-12	北目	仙台市	(天正19年) 11月13日	15911113	「伊達政宗書状」	遠藤(廣)家文書	然者其地之普請二付而 …併其地まで代官をも 越候而、普請取改候得 共	『仙伊』864号	
92-13	北目	仙台市	文祿5年9月11 日	15960911	「伊達政宗伝馬黒 印状」	半澤家文書	中新田 黒河 松森 国分 北日 まし田 宮沢 四保 大河原 以上	『仙伊』補遺193号	
92-14	北目	仙台市	(慶長5年) 9月15日	16000915	「伊達政宗書状」	留守家文書	山かたより日かけに、 唯此地まで御越候	『仙伊』1065号	「此地」=北目城
92-15	北目	仙台市	(年未詳) 6月25日		「伊達輝宗黒印状」	遠藤(一雄)家文書	又北目と高館間の事 も、加下知候間	『仙中』編年385号	
93	化粧坂	仙台市	(文和3年カ)	13540000	「奥州余日記録」	余日家文書	去間南部勢けはい坂ま てをしてはる間	『仙中』余日家文書 16号	永正11年(1514) 成立

94-1	小泉	仙台市	(天正15年)5月11日	15870511	「最上義光書状」	堀江文書	然者在地被取退候由	『仙中』編年407号	「在地」=堀江の居所=小泉か
94-2	小泉	仙台市	(天正15年)10月9日	15871009	「伊達政宗書状」	小斎俊雄氏所蔵文書	堀抱置候地共、堅固之意見等	『仙伊』139号	小泉か
94-3	小泉	仙台市	(天正16年)3月1日	15880301	「伊達政宗書状」	桑折文書	国分・小泉警固二候…小泉へ差越申義歎	『仙伊』209号	
94-4	小泉	仙台市	(天正16年)3月10日	15880310	「伊達政宗書状写」	『引証記』三	就其地普請二…先々難去所普請可有之候	『仙伊』219号	宛所の堀江長門守の居所=小泉か小松森か
94-5	小泉	仙台市	(天正19年)9月27日	15910927	「伊達政宗書状写」	『引証記』十六	仍而其元小泉へ被相越候や	『仙伊』861号	
94-6	小泉	仙台市	(天正20年)1月7日	15920107	「伊達政宗書状写」	『引証記』十七	当地小いつみことと、まり候	『仙伊』905号	
94-7	小泉	仙台市	(年未詳)3月24日		「伊達輝宗書状」	伊達家文書	仍今月廿七日小泉へ動をなし候	『伊』285号	
95-1	虚空蔵	仙台市	観応2年2月日	13510200	「和寛義光軍忠状」	東北大学日本史研究室所蔵鬼柳文書	次同十四日宮城郡虚空蔵城…彼城馳向	『南東』1050号	
95-2	虚空蔵	仙台市	観応2年2月日	13510200	「和寛義勝代野田盛綱軍忠状」	東北大学日本史研究室所蔵鬼柳文書	同十四日、宮城郡虚空蔵城…彼城馳向	『南東』1051号	
95-3	虚空蔵	仙台市	観応2年3月日	13510300	「和寛義勝代野田盛綱着到状」	東北大学日本史研究室所蔵鬼柳文書	同十四日、虚空蔵御対治之時	『南東』1061号	
96-1	国分	仙台市	(大永年間力)12月26日	15211226	「伊達種宗書状取意文」	『伊達正統世次考』卷之八下	然將再遣使者於国分…謂国分通路截断至于急難焉	『石』244号。『梁』543頁	小泉か
96-2	国分	仙台市	(天文6年)12月26日	15371226	「伊達種宗書状取意文」	『伊達正統世次考』八下	然將再遣使者於国分	『仙中』編年285号	
96-3	国分	仙台市	(天文11年力)11月11日	15421111	「白石実綱書状」	留守家文書	然而国分へ御動、松森被押詰候由承候	『仙中』留守家文書40号	
96-4	国分	仙台市	(天文12年)5月2日	15430502	「伊達晴宗書状取意文」	『伊達正統世次考』九上	以見打越于国分	『仙中』編年293号	
96-5	国分	仙台市	(天文12年)5月2日	15430502	「伊達晴宗書状取意文」	『伊達正統世次考』卷之九上	以見打越于国分、可謂案外至極矣	『古』308号。『石』262号。『梁』551頁	小泉か

96-6	国分	仙台市	永 禄 3 年 3 月 7 日	15600307	「留守景宗宛行状写」	大島正隆採訪文書	今度從国分攻來候	『仙中』編年 325 号	
96-7	国分	仙台市	(永禄 8 年) 5 月 12 日	15650512	「伊達輝宗書状取意文」	『性山公治家記録』一	夫ヨリ国分マテ路次中相違ナク送りヲ添ヘ	『仙中』編年 329 号	
96-8	国分	仙台市	(天正 5 年) 11 月 15 日	15771115	「伊達輝宗書状写」	茂庭家記録良直君記録	マツタタコクフンニヌシナク候ヘハ	『仙中』編年 375 号	
96-9	国分	仙台市	(天正 5 年) 11 月 15 日	15771115	「伊達輝宗書状取意文」	『性山公治家記録』三	鬼庭周防良直ヲ国分ヘ差下サレ…公ノ御代官ニ国分ヘ差越サルヘキ由	『仙中』編年 378 号	
96-10	国分	仙台市	天 正 5 年 12 月 19 日	15771219	「伊達輝宗判物」	慈光明院所蔵文書	今度国分爲代官、九郎殿差越申候付而	『仙中』編年 377 号	
96-11	国分	仙台市	(天正 12 年カ) 5 月 13 日	15840513	「中山光広書状」	砂金文書	依之從天童国分ニ伝御助勢被頼入候之処	『仙中』編年 395 号	
96-12	国分	仙台市	(天正 19 年) 6 月 19 日	15910619	「伊達政宗書状」	『奥羽史学会会報』第 1 巻号	今日十九、国分之地ヘ着馬候条	『仙伊』3600 号	小泉か
96-13	国分	仙台市	(天正 19 年) 7 月 3 日	15910703	「伊達政宗黒印状写」	『松岡本系支流並御先祖軍功勳功覚書』	国分 北目 まし田 岩沼 大かわら	『仙伊』補遺 190 号	小泉か
96-14	国分	仙台市	(天正 19 年) 7 月 13 日	15910713	「伊達政宗書状」	針生寅次郎氏所蔵片倉家文書	せめてこくふんかしろいしへんまでも	『仙伊』847 号	小泉か
96-15	国分	仙台市	(天正 19 年) 7 月 15 日	15919715	「浅野長吉書状」	伊達家文書	国分邊か白石まで、可被成御出候	『伊』599 号	
96-16	国分	仙台市	文 禄 5 年 9 月 11 日	15960911	「伊達政宗伝馬黒印状」	半澤家文書	中新田 黒河 松森 国分 北目 まし田 宮沢 四保 大河原 以上	『仙伊』補遺 193 号	小泉か
96-17	国分	仙台市	慶 長 6 年 1 月 10 日	16010110	「伊達政宗伝馬黒印状」	天理図書館所蔵伊達家文書	登米 佐沼 高清水 宮沢 岩出山 中新田 黒川 松森 国分 以上	『仙伊』1105 号	小泉か
96-18	国分	仙台市	(年未詳) 8 月 2 日		「留守政景感状写」	大島正隆採訪文書	国分より翔落之加藤次郎ヲとらい…国分へもをし付	『仙中』編年 338 号	
96-19	国分	仙台市	(年未詳) 8 月 7 日		「留守政景感状写」	大島正隆採訪文書	国分おさへとして、飯土井之者共二十八	『仙中』編年 339 号	

97-1	小鶴	仙台市	文和2年5月日	13530500	「石川兼光軍忠状」	東京大学文学部所蔵 結城白川文書	馳向于小鶴、懸先	『南東』1254号	
97-2	小鶴	仙台市	永正3年4月7日	15060407	「留守景宗宛行状写」	大高正隆探訪文書	今度国分勢小鶴於戰場	『仙中』編年265号	
98	境野	仙台市	(天正15年)7月19日	15870719	「伊達政宗書状」	秋保家文書	此度自国分相除候者荷物、境野へ被取候付而…則境野玄番所へ	『仙伊』3536号。123号	
99-1	仙台	仙台市	元和9年8月8日	1623808	「伊達政宗黒印状」	佐藤(重雄)家文書	但御城御昨事二付而、間渡候竹二入御用也	『仙伊』2404号	
99-2	仙台	仙台市	(大永年間カ)12月26日	15211226	「伊達種宗書状取意文」	『伊達正統世次考』卷之八下	今度義宗為合力、各々入手于千代	『石』244号。『梁』543頁	
99-3	仙台	仙台市	(天正15年)10月9日	15871009	「伊達政宗書状」	小齋俊雄氏所蔵文書	国千台へ堀打入、結句其外数ヶ所一昧之由	『仙伊』139号	
99-4	仙台	仙台市	慶長5年2月5日	16000205	「川村孫兵衛宿送判紙写」	大籠首藤文書	仙台御用鉄可被相納候	『岩中』下、173号	要検討
99-5	仙台	仙台市	(慶長5年)10月19日	16001019	「伊達政宗覚書写」	『引証記』二十	一爰元居城ノ事	『仙伊』1094号	
99-6	仙台	仙台市	(慶長6年から元和4年カ)8日	16010008	「伊達政宗消息」	『伝記史料』	心安くうへの丸衆しやうはんにめしよせ…又定而町之者共にて候はんや…うへの丸衆よく候へく候	『仙伊』3829号	仙台城か若林城と関係か
99-7	仙台	仙台市	(慶長6年)4月18日	16010418	「伊達政宗書状」	大阪城天守閣所蔵文書	去十四日、此地仙台へ相移申候、誠陣屋之躰、本丸之壁さへつげ不申候…中々普請など存候ても	『仙伊』1133号	
99-8	仙台	仙台市	(慶長6年)5月8日	16010508	「伊達政宗書状写」	『引証記』二十一	爰元ふ語、別而申付候事も無之候へ共	『仙伊』1137号	
99-9	仙台	仙台市	(慶長6年)6月3日	16010603	「伊達政宗拵書写」	『仙臺市史』所収文書	町之拵 一町屋敷一間に付て	『仙伊』1142号	
99-10	仙台	仙台市	慶長6年8月11日	16010811	「伊達政宗伝馬黒印状」	永沢家文書	仙台 増田 岩沼	『仙伊』1155号	

99-11	仙台	仙台市	(慶長6年) 10月23日	16011023	「伊達政宗書状写」	『治家記録』二十一	仙台留守居柴江申付候 …仙台城辺見物有度様 二被申候者	『仙伊』1172号	
99-12	仙台	仙台市	慶長7年1月13日	16020113	「荒鉄要請状」	大籠首藤文書	荒鉄千三百貫目、仙台 御城御用鉄	『岩戦』2、151号	要検討
99-13	仙台	仙台市	慶長7年1月21日	16020121	「吹出鉄要請状」	大籠首藤文書	仙台御城御用鉄五万貫 目	『岩戦』2、152号	要検討
99-14	仙台	仙台市	慶長7年3月4日	16020304	「伊達政宗黒印状」	天理図書館所蔵伊達 家文書	仙台之御普請二付而	『仙伊』1179号	
99-15	仙台	仙台市	(慶長7年) 5月14日	16020514	「伊達政宗書状写」	『引証記』二十一	仙台茂庭主水家をあげ させ候而	『仙伊』1182号	
99-16	仙台	仙台市	(慶長7年) 9月17日	16020917	「伊達政宗書状」	鈴木俊輔氏所蔵文書	せんないおうへこめし つかひ候つると申ねう ほうしゆ	『仙伊』補遺306号	
99-17	仙台	仙台市	(慶長7年) 10月26日	16021026	「伊達政宗消息」	戸村正昭氏所蔵文書	一其元へ下向之事、相 立候ハ、	『仙伊』1194号	茂庭綱元の居所
99-18	仙台	仙台市	(慶長9年) 6月6日	16040606	「伊達政宗書状写」	『引証記』二十一	当城仙台移徙付而、態 使札	『仙伊』1208号	
99-19	仙台	仙台市	慶長9年6月22日	16040622	「伊達政宗黒印状」	佐藤(重雄)家文書	から竹五百本…支倉之 御かりやこきのかみへ 被下候也	『仙伊』1209号	仙台築城関係か
99-20	仙台	仙台市	(慶長9年) 10月13日	16041013	「伊達政宗書状」	弥生美術館所蔵文書	山の上のややしき、ち かい候へ共、下にて一 段ひろく	『仙伊』1217号	仙台城関係か
99-21	仙台	仙台市	(慶長10年代力)	16050000	「伊達政宗書付」	蟻坂家文書	番衆一日一夜宛可仕候 …当番頭衆へ申談	『仙伊』3694号	仙台城関係か
99-22	仙台	仙台市	慶長10年9月26日	16050926	「伊達政宗黒印状」	正栄寺文書	やなき町 とうくわん	『仙伊』補遺49号	仙台城下の柳町か
99-23	仙台	仙台市	(慶長10年代力) 10月12日	16051012	「伊達政宗書付」	仙台市博物館所蔵濱 田家文書	詰衆共当番之時さへ に、番如在仕候	『仙伊』3686号	仙台城関係か
99-24	仙台	仙台市	慶長11年5月5日	16060505	「伊達政宗捷書写」	『引証記』二十一	御町奉行并御町之者共 二被仰付候御捷写	『仙伊』1245号	仙台城下町の町奉行宛て
99-25	仙台	仙台市	慶長11年5月5日	16060505	「伊達政宗捷書写」	『引証記』二十一	御町奉行并御町之者共 二被仰付候御捷写	『仙伊』1246号	仙台城下町の東昌寺宛て

99-26	仙台	仙台市	慶長11年5月5日	16060505	「伊達政宗掟書写」	『引証記』二十一	御町奉行并御町之者共二被仰付候御掟写	『仙伊』1247号	仙台城下町の南町・大町一二丁目宛て
99-27	仙台	仙台市	慶長11年5月5日	16060505	「伊達政宗掟書写」	米川家文書	大町壱式丁目江被下置候 御墨印	『仙伊』1248号	仙台城下町の町一二丁目宛て
99-28	仙台	仙台市	慶長13年8月4日	16080804	「伊達政宗伝馬黒印状写」	須江家文書	仙台の高城迄上下	『仙伊』1285号	
99-29	仙台	仙台市	慶長14年8月24日	16090824	「川島宗泰代物渡状」	昭和四年『仙台市史一』	たきさはの杉、仙台大橋才木に十五本	『仙近』7号	
99-30	仙台	仙台市	(慶長半ばカ)	16100000	「伊達政宗消息」	菅野郁男氏所蔵文書	それハしろよよりほかにてハ…しろのふたいにてなりと	『仙伊』1771号	
99-31	仙台	仙台市	(慶長半ばカ)	16100000	「伊達政宗消息」	所蔵者不明	いそき城へのほり候へく候	『仙伊』1772号	
99-32	仙台	仙台市	(慶長10年代カ)12日	16100012	「伊達政宗消息」	所蔵者不明	其時、此城のおくに少のくつろき所候	『仙伊』1832号	
99-33	仙台	仙台市	(慶長10年代カ)13日	16100013	「伊達政宗消息」	仙台市博物館所蔵文書	于今町中へ鱈不出候由申候	『仙伊』1834号	仙台城下町関係
99-34	仙台	仙台市	(慶長10年代カ)13日	16100013	「伊達政宗消息」	松島福松氏所蔵文書	明日登城候ハ、ちきに可申候	『仙伊』1835号	
99-35	仙台	仙台市	(慶長10年代カ)13日	16100013	「伊達政宗消息」	所蔵者不明	城々被申付候とて	『仙伊』1836号	
99-36	仙台	仙台市	(慶長10年代カ)15日	16100015	「伊達政宗消息」	高森英信氏所蔵文書	少々町中もぞうさにて	『仙伊』1838号	仙台城下町関係
99-37	仙台	仙台市	(慶長10年代後半カ)21日	16100021	「伊達政宗消息」	高橋雄幸氏所蔵文書	仍而今夕よし松屋敷にて	『仙伊』1844号	仙台城下町関係か
99-38	仙台	仙台市	(慶長10年代カ)24日	16100024	「伊達政宗消息」	個人蔵	町中へもきひしくあつけ候へく候…其外ハ町中へあつけ候へく候	『仙伊』1846号	仙台城下町関係か
99-39	仙台	仙台市	慶長15年1月15日	16100115	「伊達政宗伝馬黒印状」	仙台市博物館所蔵片倉家文書	白石より酒取寄候間、いく度も仙台へ此はんにて…中田 仙台迄也	『仙伊』1293号	

99-40	仙台	仙台市	慶長15年閏2月20日	161000220	「伊達氏奉行申渡状書」	伊達氏史料一ノ八(仙台市所蔵)	二日町はたごや仕付而…御日町…惣の御町なみに	『仙臺市史』第8巻249号	
99-41	仙台	仙台市	(慶長15年)4月6日	16100406	「伊達政宗書状」	千葉家文書	今度ほとはら十太夫、火事いだし□□	『仙伊』1299号	仙台城下町関係か
99-42	仙台	仙台市	慶長15年6月12日	16100612	「上遠野勘右衛門材木渡状」	昭和四年『仙台市史一』	本よしの内平磯村、ふとうの御さいもく大小	『仙近』8号	仙台築城関係
99-43	仙台	仙台市	慶長15年7月2日	16100702	「伊達政宗伝馬黒印状写カ」	『大東町史料第一集』	仙台よりとうげ迄	『仙伊』3647号	
99-44	仙台	仙台市	(慶長15年)10月14日	16101014	「伊達政宗書状」	菊池美香氏所蔵文書	当年虫御暇次第に、其地へ下向候へく候	『仙伊』1310号	「其地」=仙台か
99-45	仙台	仙台市	(慶長16年)8月11日	16110801	「伊達政宗書状」	個人蔵	仍而此一種、昨日城下之川に而取申候	『仙伊』補遺7号	
99-46	仙台	仙台市	(慶長17年)3月1日	16120301	「伊達政宗書状」	所蔵者不明	くはたんにて御振舞申度候	『仙伊』3670号	「くはたん」=花壇
99-47	仙台	仙台市	慶長17年6月1日	16120601	「伊達政宗伝馬黒印状」	半澤家文書	仙台の岩 増田 岩沼 舟迫 大か、はらみや	『仙伊』補遺206号	
99-48	仙台	仙台市	慶長17年9月14日	16120914	「伊達政宗伝馬黒印状」	北海道開拓記念館所蔵 藤家文書	仙台のはらの町 高城 ふかや	『仙伊』1329号	
99-49	仙台	仙台市	(慶長17年)12月28日	16121228	「伊達政宗書状」	井伊達氏所蔵文書	せんたい、町中といや共の申上候事	『仙伊』3652号	
99-50	仙台	仙台市	(慶長18年)3月11日	16130311	「伊達政宗書状」	仙台市博物館所蔵文書	我等在所仙台に而仕候箱二候	『仙伊』1392号	
99-51	仙台	仙台市	慶長18年6月1日	16130601	「伊達政宗伝馬黒印状」	天理図書館所蔵伊達家文書	仙台のゆり上	『仙伊』1461号	
99-52	仙台	仙台市	(慶長18年)7月10日	16130710	「伊達政宗書状」	千秋文庫所蔵文書	小日当御用に候者、仙台へ可被下候	『仙伊』1467号	
99-53	仙台	仙台市	(慶長18年)7月19日	16130719	「伊達政宗書状」	所蔵者不明	今日十九日仙台へ参事二候	『仙伊』3653号	
99-54	仙台	仙台市	(慶長18年)11月7日	16131107	「伊達政宗書状」	所蔵者不明	昨夜致帰城	『仙伊』1484号	

99-55	仙台	仙台市	(慶長19年)	16140000	「伊達政宗覚書」	巨理家文書	浜田屋敷・かけゆ屋敷之事…蓋助屋敷与備中立候門間之へい之事	『仙伊』1602号	
99-56	仙台	仙台市	(慶長19年)7月10日	16140710	「伊達政宗書状」	渋谷和邦氏所蔵文書	俄仙台へ下候、当幕ニハ、必々可為参符候条	『仙伊』補遺317号	
99-57	仙台	仙台市	(慶長19年)7月25日	16140725	「伊達政宗書状」	傑山寺所蔵文書	廿八日に仙台へ可参候間、可有其心得候	『仙伊』補遺156号	
99-58	仙台	仙台市	慶長19年9月10日	16140910	「伊達政宗伝馬黒印状」	半澤家文書	仙台的遠島迄	『仙伊』補遺207号	
99-59	仙台	仙台市	慶長19年10月10日	16141010	「伊達政宗伝馬黒印状」	半澤家文書	せんたいのこほうり迄	『仙伊』補遺208号	
99-60	仙台	仙台市	(慶長19年)11月8日	16141108	「伊達政宗書状」	慈照寺所蔵文書	今度大坂之義、在所於仙台	『仙伊』1564号	
99-61	仙台	仙台市	(元和初頃力)	16150000	「伊達政宗書状」	巨理家文書	先仙台之老共へ…仙台へ一篇之届もなく候て	『仙伊』1876号	
99-62	仙台	仙台市	(慶長末から元和初頃力)13日	16150013	「伊達政宗消息」	巨理文書	明日八時分ら城にて、そとふるまい候	『仙伊』1871号	
99-63	仙台	仙台市	慶長20年4月21日	16150421	「伊達政宗伝馬黒印状」	青葉城資料展示館所蔵湯村家文書	仙台のこほり迄	『仙伊』1643号	
99-64	仙台	仙台市	(慶長20年)6月2日	16150602	「伊達政宗書状写」	『引証記』二十五下	早々此方仙台江台下、まち入候	『仙伊』1654号	
99-65	仙台	仙台市	(元和1年)9月4日	16150904	「伊達政宗書状」	仙台市博物館所蔵文書	唯今白石へ相着候	『仙伊』1665号	
99-66	仙台	仙台市	(元和2年)2月15日	16160215	「伊達政宗書状」	所蔵者不明	城へつかハハし、中・こせうしやう二きかせ候へく候	『仙伊』1881号	
99-67	仙台	仙台市	元和2年2月21日	16160221	「伊達政宗伝馬黒印状写」	東北歴史博物館所蔵佐藤家文書	仙台的分国中	『仙伊』1883号	
99-68	仙台	仙台市	(元和2年)5月17日	16160517	「伊達政宗書状」	別所広隆氏所蔵文書	此方へ参候而後、以飛脚も不申候	『仙伊』補遺349号	「此方」=仙台
99-69	仙台	仙台市	(元和2年)6月2日	16160602	「伊達政宗書状写」	『治家記録』二十六	早々此方仙台江台下待入候	『仙伊』1896号	

99-70	仙台	仙台市	(元和3年) 3月19日	16170319	「伊達政宗書状」	櫻田助作氏所蔵文書	去月廿五日に当城へ下 着候	『仙伊』3699号	「当城」= 仙台城
99-71	仙台	仙台市	(元和3年) 4月14日	16170414	「伊達政宗書状写」	『治家記録』二十六	爰元城下之大橋、花壇 之橋落…乍去城之石垣 其外不苦候	『仙伊』1916号	
99-72	仙台	仙台市	元和3年9月13 日	16170913	「伊達政宗書状」	亘理文書	当知行、先々城之くら へ入へ候	『仙伊』1941号	
99-73	仙台	仙台市	(元和4年) 3月12日	16180312	「伊達政宗書状」	中森高氏所蔵文書	其元大橋南の花壇之橋 近所迄之川岸石垣之事 …城之こせうしやう所 へ用所候而	『仙伊』補遺321号	
99-74	仙台	仙台市	(元和4年) 4月3日	16180403	「伊達政宗書状」	仙台市博物館所蔵伊 達家文書	只今当地白石へ參着 候、明日者仙台へ可為 着城候	『仙伊』1976号	
99-75	仙台	仙台市	元和4年5月2 日	16180502	「伊達政宗書状」	増田文書	先々越前守仙台ニ指置 二付而	『仙伊』1979号	
99-76	仙台	仙台市	(元和4年カ) 5月5日	16180505	「伊達政宗書状」	登米伊達氏文書	聽而仙台期帰城之時候	『仙伊』1980号	
99-77	仙台	仙台市	(元和4年) 5月14日	16180514	「伊達政宗書状写」	『引証記』二十七	やかてやかて其地へ帰 候て	『仙伊』1983号	「其地」= 仙台か
99-78	仙台	仙台市	(元和4年カ) 5月29日	16180529	「伊達政宗書状」	太陽コレクション所 蔵文書	石見下屋敷おくのいへ なとこわし候由・又 二郎屋敷…下屋敷の家 ニ…	『仙伊』補遺322号	
99-79	仙台	仙台市	(元和4年) 7月7日	16180707	「伊達政宗書状」	仙台市博物館所蔵文 書	雨以前に仕廻、令帰城 候	『仙伊』1988号	
99-80	仙台	仙台市	(元和4年) 7月7日	16180707	「小笠原美濃書状 写」	石母田家文書	弓之者之子ともつれ仙 台御町に居申候	『石母田』20号	
99-81	仙台	仙台市	(元和4年) 7月12日	16180712	「伊達政宗書状取 意文」	『治家記録』三十	御見廻トシテ直ニ仙台 へ来ラル	『仙伊』参考51号	
99-82	仙台	仙台市	(元和4年) 7月28日	16180728	「伊達政宗書状写」	『引証記』二十七	川俣の帰城ニ付而、飛 脚令祝着候	『仙伊』1992号	
99-83	仙台	仙台市	(元和4年) 8月4日	16180804	「盛岡藩家老衆連 署書状写」	石母田家文書	境目ニ申分も候由、仙 台罷上子細之儀	『石母田』23号	

99-84	仙台	仙台市	元和4年8月28日	16180828	「伊達政宗黒印状写」	『引証記』二十七	むての外ニ仙台へ罷上事無用之由…又ハ仙台御奉行衆江申上	『仙伊』2000号	
99-85	仙台	仙台市	元和4年8月28日	16180828	「伊達政宗黒印状」	須江家文書	又ハ仙台御奉行衆へ申上	『仙伊』3703号	
99-86	仙台	仙台市	(元和4年)9月12日	16180912	「伊達政宗書状案」	『引証記』二十七	又城下近辺銃炮之儀免候間…仍彼兄鷹城近辺之林ら出参候	『仙伊』2009号	
99-87	仙台	仙台市	(元和5年カ)9月20日	16190920	「伊達政宗書状」	仙台市博物館所蔵青木家文書	右近屋敷知行以下めし上候様ニ、仙台へ可申遣候	『仙伊』2076号	
99-88	仙台	仙台市	(元和6年4月カ)	16200400	「伊達政宗消息」	個人蔵	今度火事候町共小屋かけ、大町・さかな町者、是非に、以来、二かい作に可申付候間…	『仙伊』補遺119号	
99-89	仙台	仙台市	(元和6年)4月7日	16200407	「伊達政宗書状案」	『引証記』二十八	大町ら火事出来、悉焼候由、不及是非候	『仙伊』2175号	
99-90	仙台	仙台市	(元和6年)7月11日	16200711	「伊達政宗書状案」	『引証記』二十八	一両日已前令帰城候	『仙伊』2195号	
99-91	仙台	仙台市	元和6年8月24日	16200824	「関東店売商人申上書」	石母田家文書	式丁目四町目へ…通り町之きんへんニ	『石母田』41号	仙台城下町?
99-92	仙台	仙台市	(元和7年カ)4月10日	16210410	「伊達政宗書状」	茂庭文書	花壇之半右衛門火出候ニ付而、城ら飛脚到来候間	『仙伊』2270号	
99-93	仙台	仙台市	(元和7年カ)4月11日	16210411	「伊達政宗書状」	茂庭文書	留守中火之用心、各相談候而	『仙伊』2269号	「留守中」=仙台
99-94	仙台	仙台市	(元和7年カ)5月1日	16210501	「山岡志摩他連署書状写」	石母田家文書	仙台ニ相詰申候へ共、御寄合所へ不罷出候	『石母田』58号	
99-95	仙台	仙台市	元和7年5月28日	16210528	「伊達政宗伝馬印判状写」	『引証記』二十九上	仙台ら沼津へ	『仙伊』2271号	
99-96	仙台	仙台市	(元和7年カ)7月5日	16210705	「石母田宗頼書上」	石母田家文書	くわだんよりつぎ木可被下候由被仰出候	『石母田』61号	「くわだん」=花壇カ
99-97	仙台	仙台市	元和7年7月16日	16210716	「伊達政宗伝馬黒印状」	山田家文書	仙台ら気仙中	『仙伊』2277号	

99-98	仙台	仙台市	(元和7年) 10月6日	16211006	「伊達政宗書状」	佐藤秀一氏所蔵文書	あひあひひ仙たいらも 度々為申上候	『仙伊』2288号	
99-99	仙台	仙台市	(元和8年か寛 永1年) 3月7日	16220307	「伊達政宗書状」	茂庭文書	又大町無残候由…町 人共色々之方便を以、 如形二階をも作候処二	『仙伊』2909号	
99-100	仙台	仙台市	元和8年8月20 日	16220820	「伊達政宗伝馬印 判状写」	『伊証記』二十九上	仙白ら沼津へ	『仙伊』2334号	
99-101	仙台	仙台市	(元和8年) 9月3日	16220903	「伊達政宗書状」	茂庭文書	仙白諸白も今時分悪成 候	『仙伊』2342号	
99-102	仙台	仙台市	(元和8年) 9月12日	16220912	「伊達政宗書状写」	『伊証記』二十九上	各以相談仙白ら可申付 候	『仙伊』2347号	
99-103	仙台	仙台市	元和8年9月25 日	16220925	「伊達政宗伝馬黒 印状」	東北歴史博物館所蔵 石母田家文書	仙白ら藤田迄	『仙伊』2350号	
99-104	仙台	仙台市	(元和8年か寛 永2年か) 9月27日	16220927	「伊達政宗消息」	松本文書	仙白へ罷下候而も、む さとしたるはうはいと もと	『仙伊』3751号	
99-105	仙台	仙台市	(元和8年) 10月14日	16221014	「伊達政宗消息」	涌谷伊達家文書	御ひかしさま、せん の御屋敷へ、はや御う つし	『仙伊』2353号	
99-106	仙台	仙台市	元和9年1月17 日	16230117	「伊達政宗黒印状」	佐藤勘三郎家文書	但 御城御作事ニ付而 入御用也	『仙伊』2356号	
99-107	仙台	仙台市	元和9年1月24 日	16230124	「奥山大学他連署 申状写」	石母田家文書	当月廿四日之朝御城御 番所にて見付	『石母田』90号参考	
99-108	仙台	仙台市	(元和9年) 2月21日	16230221	「伊達政宗書状案」	『伊証記』二十九下	去年日町こも可然馬一 切無之候	『仙伊』2374号	
99-109	仙台	仙台市	(元和末期から 寛永年間) 7月3日	16230703	「伊達政宗消息」	佐藤久一郎氏所蔵文 書	五十人衆之居候町る、 新路作候而、道も能近 候	『仙伊』3786号	仙台城下町か
99-110	仙台	仙台市	元和9年7月22 日	16230722	「伊達政宗黒印状」	佐藤勘三郎家文書	但御城御作事ニ付而入 御用也	『仙伊』2402号	
99-111	仙台	仙台市	(寛永1年か4 年か) 7月28日	16240728	「伊達政宗書状」	亙理伊達家文書	仙台へ者二日三日比二 可為帰城候	『仙伊』3750号	

99-112	仙台	仙台市	寛永1年8月29日	16240829	「仙台藩奉行衆連署書状写」	石母田家文書	御こめ五十石ゆり上 <small>の</small> 仙 <small>台</small> 迄参候御用也	『石母田』160号	
99-113	仙台	仙台市	寛永1年10月17日	16241017	「伊達政宗伝馬黒印状写」	風土記御用書上	仙 <small>台</small> ら東山中	『仙伊』2493号	
99-114	仙台	仙台市	(寛永2年)3月28日	16250328	「上田権左衛門書状写」	石母田家文書	昨日廿七日二御城へ被出候是二	『石母田』203号参考	「御城」= 仙 <small>台</small> 城か
99-115	仙台	仙台市	(寛永2年)5月23日	16250523	「伊達政宗書状」	『引証記』三十下	其元へ越前守始而下向候	『仙伊』2533号	「其元」= 仙 <small>台</small>
99-116	仙台	仙台市	(寛永2年)5月吉日	16250500	「伊達政宗書状」	仙台市博物館所蔵伊達家文書	白石 <small>の</small> 仙 <small>台</small> へ之通道	『仙伊』2534号	
99-117	仙台	仙台市	(寛永2年)6月2日	16250602	「伊達政宗書状」	宮城県図書館所蔵文書	道中無事ニ至仙 <small>台</small> 下着	『仙伊』2535号	
99-118	仙台	仙台市	寛永2年7月1日	16250701	「中嶋監物・茂庭周防守連署書状写」	石母田家文書	御米大豆仙 <small>台</small> 御藏へ納申儀罷成聞敷候間	『石母田』211号	城内の御藏か
99-119	仙台	仙台市	(寛永2年)10月1日	16251001	「伊達政宗消息」	亙理家文書	こくぶん・なとりハせんだ <small>い</small> しろぎハ二候…大さき中ハせんだ <small>い</small> へもちかく	『仙伊』2554号	
99-120	仙台	仙台市	(寛永2年)12月11日	16251211	「奥山大学・石母田大膳連署書状写」	石母田家文書	仍仙 <small>台</small> 御免町他領へうり馬罷通候付而	『石母田』221号	
99-121	仙台	仙台市	(寛永3年)6日	16260006	「伊達政宗消息」	登米伊達氏文書	今日持候て、城へ可参候	『仙伊』3736号	
99-122	仙台	仙台市	(寛永3年)2月12日	16260212	「奥山大学・石母田大膳連署書状写」	石母田家文書	磯崎之内□□仙 <small>台</small> ニ召籠置被申候相返し可申由	『石母田』243号	
99-123	仙台	仙台市	(寛永3年)4月7日	16260407	「富田志岐・中村日向連署書状写」	石母田家文書	御一家御一族衆御番被成御免候付而	『石母田』246号	仙 <small>台</small> 城の御番か
99-124	仙台	仙台市	寛永3年閏4月3日	162600403	「伊達政宗法度書写」	天理図書館所蔵伊達家文書	仙 <small>台</small> 之奉行共・番頭衆ニも不申聞	『仙伊』2781号	
99-125	仙台	仙台市	(寛永3年)6月26日	16260626	「石母田大膳書状写」	石母田家文書	山崎吉左衛門于今屋敷持不申候付而	『石母田』270号	仙 <small>台</small> 城下の屋敷か

99-126	仙台	仙台市	(寛永3年方) 7月11日	16260711	「上田権左衛門ほか二名連署書状写」	石母田家文書	仙台二おゐておのおの御相談之上	『石母田』275号	
99-127	仙台	仙台市	(寛永3年) 7月21日	16260721	「石母田大勝・中嶋監物連署書状写」	石母田家文書	然者花壇之御橋出来申候由…	『石母田』277号	
99-128	仙台	仙台市	(寛永3年) 11月14日	16261114	「伊達政宗書状」	登米伊達氏文書	廿日比仙台可為着城候	『仙伊』2827号	
99-129	仙台	仙台市	(寛永3年) 11月14日	16261114	「伊達政宗書状」	宮城県図書館所蔵文書	廿日比者に到仙台可為下着候	『仙伊』2828号	
99-130	仙台	仙台市	(寛永4年) 2月26日	16270226	「伊達政宗書状」	巨理伊達家文書	疾二可為帰城存候処、昨日其地へ被帰候由	『仙伊』2845号	
99-131	仙台	仙台市	(寛永4年) 7月13日	16270713	「伊達政宗書状」	鴫田克久氏所蔵文書	当城近所ニ隠居屋敷取立、普請半ニ御座候	『仙伊』補遺281号	
99-132	仙台	仙台市	寛永4年7月16日	16270716	「米等輸送についての定断片」	石母田家文書	仙台蔵へ納候米ハ…仙台蔵へ納候時ハ…	『石母田』312号	
99-133	仙台	仙台市	(寛永4年方) 7月29日	16270729	「長岡丹波書状」	石母田家文書	于今仙台ニ御さ候由申来候	『石母田』315号	
99-134	仙台	仙台市	(寛永4年) 8月12日	16270812	「伊達政宗書状」	個人蔵	爰元城之上之事、其外若狭ニ申付候	『仙伊』補遺355号	「城」=仙台城か若林城か
99-135	仙台	仙台市	(寛永4年方) 8月26日	16270826	「上田権左衛門書状」	石母田家文書	新町…三百町…仙台屋敷之内ニかくし置申候由にて候	『石母田』316号	
99-136	仙台	仙台市	寛永4年9月24日	16270924	「伊達政宗伝馬黒印状」	早稲田大学図書館所蔵文書	仙台の藤田迄也	『仙伊』2856号	
99-137	仙台	仙台市	寛永5年4月26日	16280426	「伊達政宗伝馬黒印状」	新井家文書	仙台の駒ヶミね迄	『仙伊』3006号	
99-138	仙台	仙台市	寛永5年5月	16280500	「堀薨渡中諸役御免願状」	石母田家文書	御日春御城井千勝様へ指上申候、折々御西館様へも指上申候…仙台…御町	『石母田』325号	
99-139	仙台	仙台市	(寛永5年) 8月20日	16280820	「伊達政宗書状写」	『伊証記』三十二上	仙台の次飛脚二而	『仙伊』3043号	

99-140	仙台	仙台市	(寛永5年カ) 9月6日	16280906	「蟻坂善兵衛書状 写」	石母田家文書	仙台之屋敷両所相換… 仙台之屋敷を指上…	『石母田』329号
99-141	仙台	仙台市	寛永5年9月7 日	16280907	「伊達政宗伝馬印 判状写」	『引証記』三十二上	仙台ら	『仙伊』3054号
99-142	仙台	仙台市	(寛永5年) 10月晦日	16281031	「伊達政宗書状案」	『引証記』三十二上	竹庵と申葉師妻子、仙 台へ下申候	『仙伊』3078号
99-143	仙台	仙台市	(寛永5年) 11月2日	16281102	「伊達政宗書状」	山本家文書	跡らも仙台へ可有御下 候	『仙伊』3080号
99-144	仙台	仙台市	(寛永5年) 11月8日	16281108	「伊達政宗書状案」	『引証記』三十二上	十二三日頃、仙台へ可 相着候	『仙伊』3083号
99-145	仙台	仙台市	(寛永5年) 11月8日	16281108	「伊達政宗書状案」	『引証記』三十二上	此鱈昨日七日晒、仙台 ヲ罷出	『仙伊』3084号
99-146	仙台	仙台市	(寛永5年) 11月15日	16281115	「伊達政宗書状」	高橋誠一郎氏所蔵文 書	無事二十二日ニ仙台へ 罷着候	『仙伊』3085号
99-147	仙台	仙台市	(寛永5年) 11月(15日)	16281115	「伊達政宗書状案」	『引証記』三十二上	無事ニ、十二日ニ仙台 へ罷着候	『仙伊』3086号
99-148	仙台	仙台市	(寛永6年) 3月23日	16290323	「伊達政宗書状」	覚範寺文書	当城仙台之花盛候由、 申付而	『仙伊』3129号
99-149	仙台	仙台市	寛永6年8月25 日	16290825	「伊達政宗伝馬黒 印状」	東北大学附属図書館 所蔵高柳文庫	仙台ら気仙□	『仙伊』3141号
99-150	仙台	仙台市	寛永6年9月27 日	16290927	「伊達政宗伝馬黒 印状」	三浦久志氏所蔵文書	仙台藤田迄	『仙伊』3144号
99-151	仙台	仙台市	寛永6年10月 10日	16291010	「籠にはいつてい る者名簿」	石母田家文書	同五年七月九日仙台… 御城ノ御くろろかミシや うじなど	『石母田』371号
99-152	仙台	仙台市	(寛永7年カ)	16300000	「兵助子売るにつ いての状断片」	石母田家文書	仙台へ可被為相上由御 意候間	『石母田』391号
99-153	仙台	仙台市	(寛永7年カ) 7月21日	16300721	「高城外記書状写」	石母田家文書	当年者仙台若林之とおと り於御城御見物被成間	『石母田』386号
99-154	仙台	仙台市	寛永8年6月26 日	16310626	「伊達政宗黒印状」	天理図書館所蔵伊達 家文書	仙台より江戸まで御早 飛脚之路銭	『仙伊』3185号
99-155	仙台	仙台市	(寛永8年9月 頃)	16310900	「伊達政宗書状写」	『郷土教育資料我が学 区 第一輯』	舟丁橋下の石牆の事、 並に橋の造作	『仙伊』3202号

99-156	仙台	仙台市	寛永8年11月14日	16311114	「伊達政宗書状写」	『引証記』三十三	仙台ニ而棚売仕候ハ、不寄御国商人・他国商人、大町通ニ而	『仙伊』3206号	
99-157	仙台	仙台市	寛永9年4月27日	16320427	「仙台御城御本丸御門番の次第」	石母田家文書	仙台御城御本丸御門番之次第	『石母田』418号	
99-158	仙台	仙台市	寛永9年7月3日	16320703	「伊達政宗申付状写」	伊達家文書	山之根御普請之儀、御下向之上、可被仰付候事	『仙伊』参考90号	「山之根」=仙台城
99-159	仙台	仙台市	寛永9年8月13日	16320813	「伊達政宗黒印状」	『宮城県史2』	仙台南町 桜井次郎兵衛 同町… 大町二丁目	『仙伊』3244号	
99-160	仙台	仙台市	(寛永9年9月カ)	16320900	「上下御役について御定」	石母田家文書	仙台若林助言拾人可申付候	『石母田』441号	
99-161	仙台	仙台市	(寛永9年9月カ)	16320900	「人売買についての覚断片」	石母田家文書	あら町候断御役之御目安…御町中之…	『石母田』442号	仙台城下町の荒町？
99-162	仙台	仙台市	寛永9年9月9日	16320909	「仙台町人等申上状」	石母田家文書	仙台若林所ニ…北目町…今柳町、袋町、北荒町…	『石母田』437号	
99-163	仙台	仙台市	(寛永9年カ) 9月28日	16320928	「中嶋監物・佐々若狭連署書状写」	石母田家文書	上下屋之事仙台若林所ニ斗候而…仙台若林ニケ所…	『石母田』439号	
99-164	仙台	仙台市	寛永9年10月	16321000	「石母田大膳・奥山山大学助連署申上状」	石母田家文書	以来重而於仙台ニかうもん仕候	『石母田』444号	
99-165	仙台	仙台市	(寛永9年カ) 12月晦日	16321231	「茂庭良綱・奥山常良連署書状」	石母田家文書	白石大河原岩沼仙台ニ御宿一ヶ所ニ三ツ宛造作仕候	『石母田』446号	
99-166	仙台	仙台市	(寛永10年5月カ 8月カ 10月カ 同11年2月カ) 29日	16330029	「伊達政宗書状」	『仙臺』第三号	せんさく事、仙台城見たかり候…かしらをそへ、城近候間	『仙伊』3514号	
99-167	仙台	仙台市	(寛永10年カ) 1月29日	16330129	「目付衆申達状」	石母田家文書	居館不及申家中前并町内共ニ火の用心…	『石母田』448号	仙台城関係か、領内全体か
99-168	仙台	仙台市	寛永10年5月18日	16330518	「伊達政宗伝馬黒印状写」	『引証記』三十四	仙台の米谷迄	『仙伊』3244号	

99-169	仙台	仙台市	(寛永10年8月25日)	16330825	「与助申状」	石母田家文書	我等子仁藏国分町梅津二郎左衛門所へ	『石母田』454号	
99-170	仙台	仙台市	(寛永10年9月カ)	16330900	「某状断片」	石母田家文書	仙台ニ相詰候様ニ…仙台ニ罷在衆ニ候間	『続仙台藩重臣 石母田家文書』23号	
99-171	仙台	仙台市	(寛永10年から12年カ) 10月15日	16331015	「伊達政宗書状」	小野寺正彦氏所蔵文書	従仙台、朝者大義ニ存候間、且に御越候へと可申候	『仙伊』補遺37号	
99-172	仙台	仙台市	(寛永11年2月・3月)	16340200	「伊達政宗消息」	茂庭文書	西たてろことハハリニ付而…仙台ニ屋敷を持…仙台不斷居申衆五六人も	『仙伊』3290号	
99-173	仙台	仙台市	(寛永11年2月)24日	16340224	「伊達政宗書状」	巨理伊達家文書	扱々、不慮之火事出来、無是非候	『仙伊』3285号	
99-174	仙台	仙台市	(寛永11年カ)2月28日	16340228	「火事に付いての覚」	石母田家文書	御當番之時御番組衆…若林御番衆ハ仙台火事在之共	『石母田』486号	
99-175	仙台	仙台市	(寛永11年カ)閏7月5日	163400705	「勤務についでの定案々々」	石母田家文書	御城御番之儀…御町奉行商人へ	『石母田』509号	仙台城か
99-176	仙台	仙台市	寛永11年10月7日	16341007	「伊達政宗伝馬黒印状」	『伝記史料』	仙台より黒川へ	『仙伊』3326号	
99-177	仙台	仙台市	(寛永12年カ)5月6日	16350506	「瀬上景純書状」	石母田家文書	御登城も無御座候…当番衆…当御番衆重而又御番	『石母田』520号	仙台城か
99-178	仙台	仙台市	(寛永12年カ)10月11日	16351011	「藩士に課せられた役についでの覚」	石母田家文書	御国御番衆三貫…御役御番共ニ	『石母田』526号	仙台城か
99-179	仙台	仙台市	(寛永12年12月カ)	16351200	「某状断片」	石母田家文書	御町奉行衆被仰家屋敷とも不敬召上候者	『続仙台藩重臣 石母田家文書』25号	仙台城下町か
99-180	仙台	仙台市	(寛永13年カ)	16360000	「某状断片」	石母田家文書	仙台へ移候、翌清吉を若林ニ指置候所	『石母田』574号	
99-181	仙台	仙台市	(寛永13年4月)19日	16360419	「伊達政宗消息」	所蔵者不明	今朝茂庭了庵所へ出候て…仙台辺へ者…只今仙台辺へ出申候	『仙伊』3384号	
99-182	仙台	仙台市	(寛永13年)8月27日	16360827	「伊達氏江戸仙台当番人数書」	伊達家文書	虎之間御国御番…中之間御国御番…	『伊』1256号	

99-183	仙台	仙台市	(寛永13年カ) 10月5日	16361005	「石母田大膳願状 写」	石母田家文書	仙台屋敷賄のため二候 間	『石母田』558号
99-184	仙台	仙台市	寛永13年11月 16日	16361116	「伊達忠宗伝馬定 書写」	伊達家文書	仙台迄伝馬ニ而可為相 上候	『伊』1259号
99-185	仙台	仙台市	寛永13年11月 20日	16361120	「伊達忠宗書出写」	伊達家文書	一仙台城番、夜牒日帳 申付	『伊』1260号
99-186	仙台	仙台市	(寛永13年12 月9日カ)	16361209	「仙台藩奉行衆書 状写」	石母田家文書	御番衆ハ…御城御門番 …火之御番ハ	『石母田』567号
99-187	仙台	仙台市	(寛永14年)2 月5日	16370205	「仙台藩奉行衆連 署書状写」	石母田家文書	御番衆某被申一人…御 番衆我等兩人	『石母田』579号
99-188	仙台	仙台市	寛永14年2月 28日	16370228	「火事についての 写」	石母田家文書	八番之御番衆御当番之 外…仙台ニ火事候共	『石母田』583号
99-189	仙台	仙台市	(寛永14年閏3 月28日)	163700328	「博打打について の状写断片」	石母田家文書	大町五丁目博打打申者	『石母田』589号
99-190	仙台	仙台市	(寛永14年7月 6日カ)	16370706	「伊達氏領内洪水 覚書案」	伊達家文書	仙台城へ之通路之橋落 申候、河近之侍屋敷流 申候	『伊』1265号
99-191	仙台	仙台市	(寛永14年) 9月22日	16370922	「小堀政一書状」	伊達家文書	御城廻り御家中衆之 家、并在家人馬数多流 申候様子	『伊』1267号
99-192	仙台	仙台市	(寛永14年) 12月12日	16371212	「石母田大膳ほか 連署書状断片写」	石母田家文書	御城之内へ一切出入… 御城御門番兼而御足輕 衆	『石母田』599号
99-193	仙台	仙台市	(寛永14年) 12月28日	16371212	「仙台藩奉行衆連 署書状写」	石母田家文書	当御町中ニ錢鑄御座候 間	『石母田』601号
99-194	仙台	仙台市	寛永15年1月8 日	16380108	「仙台城御所の次 第書」	伊達家文書	仙台於 御城御所の被 御付次第	『伊』1270号
99-195	仙台	仙台市	寛永15年3月 13日	16380313	「伊達忠宗書出写」	伊達家文書	五日ニ一度御城へ可罷 出事…仙台町中、夜道 相停候…	『伊』1273号
99-196	仙台	仙台市	寛永15年3月 16日	16380316	「伊達忠宗路銭定 書写」	伊達家文書	仙台町之惣場ニ金代物 ニ而可相渡事	『伊』1274号
99-197	仙台	仙台市	寛永15年4月 21日	16380421	「伊達忠宗書出」	伊達家文書	仙台町人手前不成者ニ ハ	『伊』1275号

99-198	仙台	仙台市	(寛永15年7月 カ)	16380700	「伊達氏江戸詰奉 行カ書状案」	伊達家文書	内々被成 丸之義…御屋敷たて被 成候地形之通…	『伊』 1277号	
99-199	仙台	仙台市	寛永15年7月 16日	16380716	「江戸幕府老中奉 書」	伊達家文書	仙台城山下ニ被致屋敷 構作事有之度之由	『仙台市史』特別編7 城館46号。『仙臺市 史』第8巻274号	
99-200	仙台	仙台市	(寛永15年)8 月18日	16380818	「伊達氏江戸詰奉 行運署状案」	伊達家文書	今度 御二丸地割為仕 …	『伊』 1278号	
99-201	仙台	仙台市	寛永15年9月 10日	16380910	「伊達忠宗書状」	鶴田家文書	当年ハ其地ニノ丸普請 從是用所共ニ有之事ニ 候間…	『仙台市史』特別編7 城館49号。	
99-202	仙台	仙台市	寛永15年9月 10日	16380910	「古内重広書状写」	忠宗君記録引証記二	御二ノ丸之御普請彼是 当年ハ御事多ニ候間…	『仙台市史』特別編7 城館57号。	
99-203	仙台	仙台市	寛永16年1月8 日	16390108	「仙台城御所の覚 書」	伊達家文書	御所の十人なから外な く候	『伊』 1280号	
99-204	仙台	仙台市	寛永18年8月 26日	16410826	「田町之者共願状 写」	伊達家文書	先年仙台 御城之御り ね(望楼カ) 御普請ニ 付…	『仙台市史』特別編7 城館13号。『仙臺市 史』第9巻529号	
99-205	仙台	仙台市	寛永19年4月 13日	16420413	「伊達忠宗書出」	伊達家文書	五日ニ一度宛城へ可被 出事…仙台町中夜道相 停候…仙台城番…	『伊』 1291号	
99-206	仙台	仙台市	(寛永20年カ)	16430000	「仙台藩奉行來連 署書状」	石母田家文書	中御屋敷御番來被指置 候御長屋被申候付…	『石母田』 672号	
99-207	仙台	仙台市	(寛永年間)		「伊達政宗以下詩 歌文章」	伊達家文書	欲燕于仙台…仙台初見 五城楼之句…德自仙台 城裡新	『伊』 1244号	
99-208	仙台	仙台市	(年月未詳) 21日		「伊達政宗消息」	亙理伊達家文書	于今城に逗留之由、一 段尤ニ候	『仙伊』 2951号	
99-209	仙台	仙台市	(年月日未詳)		「伊達政宗覚書」	亙理家文書	たとへ奥かたニおおり候 共…おもてのおうしや 番…両番共ニ可懸御日 候	『仙伊』 3520号	仙台城か
99-210	仙台	仙台市	(年月日未詳)		「伊達政宗消息写」	仙台市博物館所蔵伊 達家文書	大はん・こはんしゆゆ、 なかいの一人	『仙伊』 3524号	仙台城か

99-211	仙台	仙台市	(年未詳) 7月29日		「伊達政宗書状写」	高成田文書	此城に茶のゆあるへく候	『仙伊』3789号	「此城」= 仙台城か若林城か
99-212	仙台	仙台市	(年月未詳) 2日		「伊達政宗消息」	宮城県図書館所蔵小西文庫	明朝五前々登城仕候へと、可申付候	『仙伊』3805号	「登城」= 仙台城か若林城か
99-213	仙台	仙台市	(年月未詳) 6日		「伊達政宗書付」	『伝記史料』	唯今早々城へ居参候へと、可申遣候也	『仙伊』3822号	「城」= 仙台城か若林城か
99-214	仙台	仙台市	(年月未詳) 15日		「伊達政宗消息」	櫻田助作氏所蔵文書	けふハ御しろさまへも、あかり不申候	『仙伊』3856号	「しろ」= 城 = 仙台城か若林城か
99-215	仙台	仙台市	(年月未詳) 18日		「伊達政宗消息」	石巻市雄勝硯伝統産業会館所蔵文書	小性へやや立より申候へハ、有人不形義なる体	『仙伊』3863号	仙台城か若林城関係か
99-216	仙台	仙台市	(年月未詳) 20日		「伊達政宗消息」	仙台市博物館所蔵文書	下やしきニきやく候て、くれてかへり候ま、	『仙伊』3870号	仙台城か若林城関係か
99-217	仙台	仙台市	(年月未詳) 20日		「伊達政宗消息」	青葉城資料展示館所蔵湯村家文書	今月者城右近所へ方も悪候間、先々可相延候	『仙伊』3871号	
99-218	仙台	仙台市	(年月未詳) 22日		「伊達政宗消息」	福島美術館所蔵文書	明朝、鶴共鳥屋若鷹、無残城へすへ罷出候へと	『仙伊』3879号	仙台城か若林城か
99-219	仙台	仙台市	(年月未詳) 24日		「伊達政宗消息」	高屋家文書	下屋敷ニ居候娘…下屋敷下々にて以之咳気	『仙伊』3886号	仙台城か
99-220	仙台	仙台市	(年月未詳) 26日		「伊達政宗消息」	所蔵者不明	城ハ日々之様ニ便宜候桑	『仙伊』3889号	仙台城か若林城か
99-221	仙台	仙台市	(年月未詳) 26日		「伊達政宗消息」	『伝記史料』	それまでハ、城へ出候事、無用二候	『仙伊』3890号	仙台城か若林城か
99-222	仙台	仙台市	(年月日未詳)		「伊達政宗消息」	高屋家文書	下屋敷ニ置候娘之母ニ候者、葉先日用候	『仙伊』3901号	仙台城か
99-223	仙台	仙台市	(年月日未詳)		「伊達政宗消息」	『伝記史料』	此中かみたい所までめしあけ…ともすれば下たい所へとびではねで	『仙伊』3924号	仙台城か
99-224	仙台	仙台市	(年月日未詳)		「伊達政宗消息」	茂庭文書	国分町之内源兵衛と哉らん申者	『仙伊』3926号	

99-225	仙台	仙台市	(年月日未詳)		「伊達政宗書」	茂庭文書	仙台町之商人共ニ尋候 事	『仙伊』 3928号	
99-226	仙台	仙台市	(年月日未詳)		「伊達政宗消息」	仙台市博物館所蔵武 市家文書	昨日城々七つさかりニ 吉岡へ遣候飛脚さへ	『仙伊』 3932号	「城」= 仙台城か
99-227	仙台	仙台市	(年月日未詳)		「伊達政宗消息」	『伝記史料』	二三日中ニせんへかへ り申へく候…せんたい の屋しきへわましたま よし	『仙伊』 3939号	
100-1	長命	仙台市	永正3年4月7 日	15060407	「留守景宗宛行状 写」	大島正隆採訪文書	国分勇者長命別当備を 打破	『仙中』 編年 265号	
100-2	長命	仙台市	天文(正)18年 7月10日	15900710	「留守政景宛行状 写」	大島正隆採訪文書	国分之勇者長命別当弟 庄谷熊太之助討取候	『仙中』 編年 535号	
101	坪沼	仙台市	慶長10年9月 26日	16050926	「伊達政宗黒印状」	正楽寺文書	つほぬま かくしゆん	『仙伊』 補遺 49号	
102	鶴谷	仙台市	天正2年4月7 日	15740407	「留守政景宛行状 写」	大島正隆採訪文書	此度於鶴谷之手柄無比 類候	『仙中』 編年 352号	
103-1	富沢	仙台市	(天文6年) 12月26日	15371226	「伊達種宗書状取 意文」	『伊達正統世次考』 卷 之八下	其註進敷到来于富沢	『仙中』 編年 285号。 『梁』 543頁	
103-2	富沢	仙台市	(天正年間カ)	15730000	「伊達輝宗書状写」	『性山公治家記録』 附 録	栗野毛無兎角候間、定 而富沢モ小屋下之事	『仙中』 編年 384号	
104	根白石	仙台市	(元和4年) 7月7日	16180707	「伊達政宗書状」	仙台市博物館所蔵文 書	昨日根之白石へ川原に 参	『仙伊』 1988号	
105	野尻	仙台市	(天正16年) 5月11日	15880511	「伊達政宗書状」	秋保家文書	扱又野尻ノ地、被抱候 哉…第一所々普請専用 候	『仙伊』 3544号。参 考7号	
106-1	馬場	仙台市	慶長4年8月19 日	15990819	「伊達政宗黒印状 写」	『引証記』 十八	馬場ノ城ニ可致心付 候、自然之時ハ、此城 ニ可打寄候、尤城之普 請以下於在之ハ	『仙伊』 1044号	
106-2	馬場	仙台市	(年未詳) 10月25日		「留守政景書状」	秋保家文書	仍頃日馬場へ事切候由	『仙中』 編年 389号	
107	二本	仙台市	慶長10年9月 26日	16050926	「伊達政宗黒印状」	正楽寺文書	ふたつき 帯刀	『仙伊』 補遺 49号	

108-1	舞田(前田)	仙台市	天正14年12月24日	15861224	「留守政景安堵状」	柿沼家文書	まい田之内、たてのゆいしよ一字	『仙中』柿沼家文書2号
108-2	舞田(前田)	仙台市	天正16年9月17日	15880917	「留守政景安堵状」	柿沼家文書	まいたたての在家きけん	『仙中』柿沼家文書3号
109-1	松森	仙台市	(天文6年)12月26日	15371226	「伊達穂宗書状取意文」	『伊達正統世次考』卷之八下	止其地合戦、要与松森通用無違	『仙中』編年285号。『梁』543頁
109-2	松森	仙台市	(天文11年)11月11日	15421111	「白石実綱書状」	留守家文書	然而国分へ御動、松森被押詰候由承候	『仙中』留守家文書40号
109-3	松森	仙台市	(天正15年)5月11日	15870511	「留守政景書状」	伊東家文書	近辺懇切之者共引入、実城計取詰候間、盛重切腹	『仙中』編年406号 「実城」=国分盛重の居城=松森か
109-4	松森	仙台市	(天正15年)12月16日	15871216	「伊達政宗書状写」	『引証記』二	仍松森へ人数籠置候事	『仙伊』163号
109-5	松森	仙台市	(天正16年)2月10日	15880210	「伊達政宗書状」	茂庭文書	直々松森口より雖事切可及候	『仙伊』190号
109-6	松森	仙台市	(天正16年)3月1日	15880301	「伊達政宗書状」	桑折文書	国分・小泉警固二候	『仙伊』209号 「国分」=松森か
109-7	松森	仙台市	(天正16年)3月6日	15880306	「伊達政宗書状」	桑折文書	何様重而松森警固之儀	『仙伊』214号
109-8	松森	仙台市	(天正16年)4月9日	15880409	「伊達政宗書状」	桑折文書	仍頃日、松森之地在番二被渡候哉	『仙伊』238号
109-9	松森	仙台市	(天正16年)5月8日	15880508	「伊達政宗書状」	石母田文書	扨々松森番之儀、無際限候得者…松森へ若栗太・同助太郎定番二申付候	『仙伊』259号
109-10	松森	仙台市	文禄5年9月11日	15960911	「伊達政宗伝馬黒印状」	半澤家文書	中新田 黒河 松森 国分 北目 上田 宮沢 四保 大河原 以上	『仙伊』補遺193号
109-11	松森	仙台市	慶長6年1月10日	16010110	「伊達政宗伝馬黒印状」	天理図書館所蔵伊達家文書	登米 佐沼 高清水 宮沢 岩出山 中新田 黒川 松森 国分 以上	『仙伊』1105号
109-12	松森	仙台市	慶長10年9月26日	16050926	「伊達政宗黒印状」	正楽寺文書	松森 しゃうねん	『仙伊』補遺49号

110	八乙女	仙台市	天正19年9月10日	15910910	「奥州宮城郡実沢村田方御検地帳」	伊達家文書	さねさわ城西田下武畷	『宮』691号	「城」=八乙女館か
111-1	山村	仙台市	観応2年9月22日	13510922	「吉良貞家書下」	東北大学日本史研究室所蔵朴沢文書	山村城内人々中	『南東』1081号	
111-2	山村	仙台市	観応3年9月日	13520900	「和賀義綱着到状」	東北大学日本史研究室所蔵鬼柳文書	十五日夜、山村凶徒等出帳之圖…及同山村之向陳於曾沼城、野田七郎太郎令警固	『南東』1179号	
111-3	山村	仙台市	観応3年9月13日	13520913	「和賀義光着到状」	東北大学日本史研究室所蔵鬼柳文書	同十五日夜、山村御敵当城寄米間	『南東』1174号	
111-4	山村	仙台市	観応3年10月29日	13521029	「吉良貞家推挙状写」	東北大学日本史研究室所蔵菅白河文書	及宮城郡山村宮以下凶徒、寄米名取郡之時	『南東』1189号	
111-5	山村	仙台市	文和1年12月15日	13521215	「吉良貞経軍勢催促状」	東北大学日本史研究室所蔵鬼柳文書	山村・小曾沼以下凶徒対治事	『南東』1201号	
111-6	山村	仙台市	文和2年1月日	13530100	「和賀義綱代某軍忠状」	東北大学日本史研究室所蔵鬼柳文書	同十九日、山村城御発向之間	『南東』1213号	
111-7	山村	仙台市	文和2年1月日	13530100	「和賀義綱代野田六郎左衛門尉着到状」	東北大学日本史研究室所蔵鬼柳文書	同十九日、令供奉山村畢	『南東』1214号	
111-8	山村	仙台市	文和2年5月日	13530500	「石川兼光軍忠状」	東京大学文学部所蔵結城白川文書	同十三日、自山村為尻攻、御敵出帳間、搦手仁罷向	『南東』1254号	
112	留守	仙台市	(観応2年)2月13日	13510213	「結城顯朝書状」	東北大学日本史研究室所蔵菅白河文書	岩切城没落事、先立申候畢、留守城去夜又落候	『南東』1044号	多賀城市か
113-1	若林	仙台市	(寛永3年)1月29日	16260129	「奥山大学・石母田大膳連署書状写」	石母田家文書	御屋敷地形ひかせ候事	『石母田』240号	若林城関係か
113-2	若林	仙台市	(寛永4年)力	16270000	「王翼書状」	伊達家文書	若林宝地、新築玉堤金府	『伊』1227号	
113-3	若林	仙台市	寛永4年2月23日	16270223	「土井利勝外三名連署奉書」	伊達家文書	就仙台屋敷構之儀、以絵図被仰上候	『伊』905号	
113-4	若林	仙台市	(寛永4年3月)から5月(力)25日	16270325	「伊達政宗消息」	『伝記史料』	若林城廻屋敷共、町人共置候町々…待共之屋敷ハ	『仙伊』3738号	

113-5	若林	仙台市	(寛永4年)5月27日	16270527	「伊達政宗若林普請覚書」	伊達家文書	若林所々御普請之覚	『伊』908号	
113-6	若林	仙台市	(寛永4年)7月13日	16270713	「伊達政宗書状」	鶴田克久氏所蔵文書	当城近所ニ隠居屋敷取立、普請半ニ御座候	『仙伊』補遺281号	
113-7	若林	仙台市	(寛永4年秋カ)3日	16270003	「伊達政宗消息」	茂庭文書	若林城之普請見廻候て…土居形丈夫ニ出来候へ者…久々普請仕候	『仙伊』2855号	
113-8	若林	仙台市	(寛永4年)10月6日	16271006	「伊達政宗書状写」	『治家記録』三十三	若林之作事モ申付度候…家共之繩張ヲモ申付度勤勞	『仙伊』2857号	
113-9	若林	仙台市	(寛永4年カ)12月11日	16271211	「王翼書状」	伊達家文書	候来年五月、即到若林宝地居住	『伊』1226号	
113-10	若林	仙台市	(寛永5年以降カ)10日	16280010	「伊達政宗消息」	『伝記史料』	いつかたことも若林中あきやしきとらせ候へく候	『仙伊』3485号	
113-11	若林	仙台市	(寛永5年)5月20日	16280520	「伊達政宗書状案」	『引証記』三十二上	若林普請之様子…若林北之土居又破損之由候…右土居之普請人足	『仙伊』3010号	
113-12	若林	仙台市	(寛永5年)8月20日	16280820	「伊達政宗書状写」	『引証記』三十二上	若林作事ニ付而…普請之小奉行	『仙伊』3043号	
113-13	若林	仙台市	(寛永5年カ)9月6日	16280906	「蟻坂善兵衛書状写」	石母田家文書	仍若林御城江此度屋敷取移被申候衆…若林二屋敷取被申衆…	『石母田』329号	
113-14	若林	仙台市	(寛永5年11月以降カ)10日	16281110	「伊達政宗消息」	『伝記史料』	廿八日比にわかはやしへかへり	『仙伊』3492号	
113-15	若林	仙台市	(寛永5年)11月20日	16281120	「伊達政宗書状案」	『引証記』三十二上	十六日ニ彼屋敷江罷移候	『仙伊』3090号	「彼屋敷」=若林
113-16	若林	仙台市	(寛永6年カ)2月20日	16290220	「伊達政宗書状写」	所蔵者不明	於西極輪、茶可進候	『仙伊』3405号	「西極輪」=若林城
113-17	若林	仙台市	(寛永6年)2月27日	16290227	「伊達政宗書状案」	『引証記』三十二下	当地へ罷移有之事ニて、所柄水杯も城中へ山河を…普請も一切成不申候	『仙伊』3112号	

113-18	若林	仙台市	(寛永6年)閏2月26日	162900226	「伊達政宗消息」	『わしが国さ』第四十一号	何事もわかはやしゝ可申候	『仙伊』3123号	
113-19	若林	仙台市	(寛永6年)閏2月29日	162900229	「伊達政宗書状」	天理図書館所蔵伊達家文書	今日若林参事候	『仙伊』3124号	
113-20	若林	仙台市	(寛永6年)5月2日	16290502	「伊達政宗書状写」	『引証記』三十二下	然者爰元本之囲之坐敷、勝手悪候而、改而作事申付出来候	『仙伊』3132号	若林城か
113-21	若林	仙台市	(寛永6年)か8年か10年か12年カ)7月21日	16290721	「伊達政宗消息」	福高美術館所蔵文書	やかてまた、わか林ら申へく候	『仙伊』3438号	
113-22	若林	仙台市	寛永6年8月1日	16290801	「若林米町高札写」	石母田家文書	若林かすミの目米町被相立候付而	『石母田』366号	
113-23	若林	仙台市	(寛永6年カ)10月9日	16291009	「伊達政宗書状」	アル・スライラージュ所蔵文書	内々、於西枢輪口切之心懸に候へ共、普請于今出来不申	『仙伊』補遺127号	「西枢輪」=若林城
113-24	若林	仙台市	寛永6年10月10日	16291010	「籠にはいつていゝる若名簿」	石母田家文書	同五年九月十九日若はやし之若	『石母田』371号	
113-25	若林	仙台市	寛永6年10月17日	16291017	「国分寺藤兵衛・次郎兵衛申上状」	石母田家文書	若林大町之切付や惣左衛門藏にてうせもの候…若林之御さかな町之…	『石母田』372号	
113-26	若林	仙台市	(寛永6年)か8年カ)11月3日	16291103	「伊達政宗書状」	留守家文書	於西枢輪、茶可進候	『仙伊』3468号	「西枢輪」=若林城
113-27	若林	仙台市	寛永7年5月28日	16300528	「伊達政宗黒印状」	佐藤勘三郎家文書	但、若林作事ニ付而借被下者也	『仙伊』3162号	
113-28	若林	仙台市	(寛永7年カ)7月21日	16300721	「高城外記書状写」	石母田家文書	当年者仙台若林之おとり於御城御見物被成間	『石母田』386号	
113-29	若林	仙台市	(寛永7年)10月25日	16301025	「伊達政宗消息」	工藤恭二氏所蔵文書	わかはやしへハ、霜月すへにて候へく候と存候	『仙伊』補遺19号	
113-30	若林	仙台市	(寛永7年カ)12月9日	16301209	「伊達政宗書状」	浦谷伊達家文書	於西枢茶可進候	『仙伊』3174号	

113-31	若林	仙台市	(寛永8年3月カ) 6日	16310306	「伊達政宗消息」	登米懐古館所蔵登米伊達家文書	かふきの衆みなみなにしのやしきへよひ候	『仙伊』3176号	
113-32	若林	仙台市	(寛永8年カ) 7月28日	16310728	「伊達政宗消息」	角田市郷土資料館所蔵和田家文書	白いしへうつし申候、月あひ比、わか林へかへり申へく候	『仙伊』3188号	
113-33	若林	仙台市	(寛永8年) 8月3日	16310803	「伊達政宗書状」	石母田家文書	五日坎六日比若林へ可帰候	『仙伊』3189号	
113-34	若林	仙台市	(寛永8年) 8月8日	16310808	「伊達政宗書状写」	『引証記』三十三	今月五日に若林江先帰候廻江	『仙伊』3190号	
113-35	若林	仙台市	(寛永8年) 8月21日	16310821	「伊達政宗書状」	茂庭文書	尚々、若林ニ而此通ニ申付候与覚候得共	『仙伊』3196号	
113-36	若林	仙台市	(寛永8年) 8月23日	16310823	「伊達政宗書状写」	『引証記』三十三	廿一日ニ若林出候而、今日郡山江打越候	『仙伊』3197号	
113-37	若林	仙台市	寛永8年11月14日	16311114	「伊達政宗書状写」	『引証記』三十三	若林へ罷出候時者、絹布町ニ而棚売可仕事	『仙伊』3206号	
113-38	若林	仙台市	(寛永9年9月カ)	16320900	「上下御役について御定」	石母田家文書	仙台若林助言拾人可申付候	『石母田』441号	
113-39	若林	仙台市	寛永9年9月9日	16320909	「仙台町人等申上状」	石母田家文書	仙台若林両所ニ…北日町…今柳町、袋町、北荒町…	『石母田』437号	
113-40	若林	仙台市	(寛永9年カ) 9月28日	16320928	「中嶋監物・佐々若狭連署書状写」	石母田家文書	上下屋之事仙台若林両所ニ斗候而…仙台若林二ヶ所…	『石母田』439号	
113-41	若林	仙台市	(寛永10年カ) 13年カ) 4月12日	16330412	「伊達政宗書状」	亘理伊達家文書	明日若林へ可為帰城候	『仙伊』3420号	
113-42	若林	仙台市	(寛永10年から12年カ) 10月15日	16331015	「伊達政宗書状」	小野寺正彦氏所蔵文書	今廿日に、於西板輪、茶可申候	『仙伊』補遺37号	「西板輪」=若林城
113-43	若林	仙台市	寛永11年2月19日	16340219	「石母田眼正松茶代請取状」	石母田家文書	但若林にて御はうりやにて請取申候	『石母田』470号	
113-44	若林	仙台市	(寛永11年カ) 2月28日	16340228	「火事に付いての覚」	石母田家文書	御当番之時御番組衆…若林御番衆ハ仙台火事在之共	『石母田』486号	

113-45	若林	仙台市	寛永11年3月27日	16340327	「御触承知連名状」	石母田家文書	若林おり申候	『仙近』23号
113-46	若林	仙台市	寛永11年3月晦日	16340331	「御法度承知連名状」	石母田家文書	但若林ノ内右合三十卷人	『石母田』494号
113-47	若林	仙台市	寛永11年3月晦日	16340331	「御触承知連名状」	石母田家文書	若林之内…	『石母田』495号
113-48	若林	仙台市	寛永11年3月晦日	16340331	「御触承知連名状」	石母田家文書	若林之日記覚…	『石母田』496号
113-49	若林	仙台市	(寛永11年カ)4月9日	16340409	「和田為頼書状」	石母田家文書	若林ニ被成御詰候由御尤ニ存候	『石母田』497号
113-50	若林	仙台市	(寛永12年)10月6日	16351006	「石母田大膳・中嶋監物連署書状写」	石母田家文書	於若林監物相談申候	『石母田』525号
113-51	若林	仙台市	(寛永13年カ)	16360000	「百人足輕についての状断片」	石母田家文書	若林屋しき普請ニ付而	『石母田』573号
113-52	若林	仙台市	(寛永13年カ)	16360000	「某状断片」	石母田家文書	仙台へ移候、舞清吉を若林ニ指置候所	『石母田』574号
113-53	若林	仙台市	(寛永13年カ)9月20日	16360920	「竹田法印書状」	石母田家文書	我等使若林ニ居申故	『石母田』556号
113-54	若林	仙台市	寛永13年12月3日	16361203	「仙台藩奉行衆申上状写」	石母田家文書	若林□飯屋之内御隠藏火□仕候	『仙近』17号
113-55	若林	仙台市	(寛永13年12月9日カ)	16361209	「某申上状写断片」	石母田家文書	若林御藏火事仕ニ付而	『石母田』564号
113-56	若林	仙台市	(寛永13年12月9日カ)	16361209	「仙台藩奉行衆書状写」	石母田家文書	若林御城御番之儀…若林江移昼夜油断不被申候	『石母田』567号
113-57	若林	仙台市	(寛永14年カ)1月24日	16370124	「石田与純書状」	石母田家文書	若林御町奉行境野半右衛門一人ニ而	『石母田』576号
113-58	若林	仙台市	(寛永14年カ)2月6日	16370206	「茂庭良綱書状」	石母田家文書	若林御町奉行柴山又兵衛ニ相極	『石母田』580号
113-59	若林	仙台市	寛永14年2月28日	16370228	「火事についての写」	石母田家文書	若林御番衆者仙台ニ火事候共不罷出わかはやし火事之時計可罷出事	『石母田』583号

113-60	若林	仙台市	(寛永14年) 12月12日	16371212	「石母田大膳ほか 連署書状断片写」	石母田家文書	若林御城御番之義…若 林移昼夜油断不候申候	『石母田』599号	
113-61	若林	仙台市	(寛永16年カ) 3月13日	16390313	「佐藤伊兵衛・菊 池四郎兵衛連署書 状」	石母田家文書	若林御屋敷仕舞申候事 …若林を仕舞申度由	『石母田』627号	
113-62	若林	仙台市	(寛永年間)		「伊達政宗書状」	松本家文書	西くるわへ取候水之桶 二入候木も	『仙伊』3518号	
113-63	若林	仙台市	(年月未詳) 27日		「伊達政宗消息」	亙理伊達家文書	先々すく二城へ可給候	『仙伊』3510号	仙台か
113-64	若林	仙台市	(年未詳) 2月3日		「奥山常良書状」	前『仙台市史8 資料編1』	若林御町奉行入ふた可 仕由被仰越候	『仙近』14号。『石母田』 577号	
114	某城	仙台市カ	(天文15年) 5月16日	15460516	「伊達晴宗書状取 意文」	『伊達正統世次考』卷 之九下	其地筋乱…於其地不能 安意	『仙中』編年310号	「其地」=須所の留 守景宗の居所=岩 切か
115	某城	仙台市	(天正15年) 10月9日	15871009	「伊達政宗書状」	小齋俊雄氏所蔵文書	国千台へ堀打入、結句 其外数ヶ所一味之由	『仙伊』139号	「数ヶ所」は仙台 市内か
116	某城	仙台市	(天正16年) 5月11日	15880511	「伊達政宗書状」	秋保家文書	第一所々普請専用	『仙伊』3544号。参考 7号	秋保地域の諸城館 か
117	某城	仙台市・ 名取市岡 辺カ	(年未詳) 6月25日		「伊達輝宗黒印状」	遠藤(一雄)家文書	先々たかいかいこよりゐこ やあけなと申候を	『仙中』編年385号	「よりゐこや」=寄 居・小屋か
118-1	黒川	大和町	(天文10年カ) 8月12日	15410812	「伊達晴宗書状取 意文」	『伊達正統世次考』卷 之八下	至十八日進陣黒川、廿 日必到岩手山	『石』256号。『梁』 542頁	御所館と関係か
118-2	黒川	大和町	(天文10年カ) 8月12日	15410812	「伊達晴宗書状」	個人蔵	去九日当地迄罷出候、 十八日黒河へ進陣	『古』302号	御所館と関係か
118-3	黒川	大和町	(天正18年) 11月3日	15901103	「伊達政宗書状」	湯日家文書	くろ川へおしかけ…く ろ川とうほうのか、へ にて候間…くろ川のも のとも	『宮』655号。『仙伊』 779号	鶴巣館と関係か
118-4	黒川	大和町	(天正18年) 11月13日	15901113	「蒲生氏郷書状」	伊達家文書	政宗黒川江御陣替之由 二候	『伊』540号	鶴巣館と関係か
118-5	黒川	大和町	(天正19年) 1月13日	15910113	「伊達政宗書状」	所蔵者不明	少々黒川へ可打越之由 候キ、然共彼地二八無 用所候間	『仙伊』3592号	鶴巣館と関係か

118-6	黒川	大和町	(天正19年) 1月17日	15910117	「伊達政宗書状写」	『引証記』十五	今月晦日ニ、黒川へあ い着候やう…必々黒川 へ着陣	『仙伊』798号	鶴巣館と関係か
118-7	黒川	大和町	(天正19年) 1月17日	15910117	「伊達政宗書状写」	木村一是氏所蔵文書	今月晦日黒川へ着陣候 様ニ…黒川へ可越候	『仙伊』799号	鶴巣館と関係か
118-8	黒川	大和町	(天正19年) 1月17日	15910117	「伊達政宗書状写」	『引証記』十五	今月晦日ニ、黒川へあ い着候やうニ…黒川へ 必々可打越候	『仙伊』800号	鶴巣館と関係か
118-9	黒川	大和町	(天正19年) 1月17日	15910117	「伊達政宗書状写」	『引証記』十五	今月晦日ニ、黒川へ相 着候様ニ…黒川へ可打 越候	『仙伊』801号	鶴巣館と関係か
118-10	黒川	大和町	(天正19年) 1月17日	15910117	「伊達政宗書状」	高桑健太郎氏所蔵文 書	今月晦日ニ黒川へあひ 着候やに可有之候…黒 川へ必々可打越候	『仙伊』3593号	鶴巣館と関係か
118-11	黒川	大和町	(天正19年) 5月27日	15910527	「伊達政宗書状写」	『引証記』十五	黒川へ可為着陣候	『仙伊』831号	鶴巣館と関係か
118-12	黒川	大和町	(天正19年) 5月27日	15910527	「伊達政宗書状」	伊達家文書	黒川之地へ可為着陣候	『仙伊』832号	鶴巣館と関係か
118-13	黒川	大和町	(天正19年) 5月27日	15910527	「伊達政宗書状写」	『石母田正統家譜考証 類聚』	黒川着陣尤二候	『仙伊』833号	鶴巣館と関係か
118-14	黒川	大和町	(天正19年) 5月27日力	15910527	「伊達政宗書状写」	『引証記』十五	黒川へ着陣尤候	『仙伊』834号	鶴巣館と関係か
118-15	黒川	大和町	(天正19年) 5月27日	15910527	「伊達政宗書状」	秋保家文書	黒川へ可為着陣候、陣 廿日之可有支度候	『仙伊』3597号	鶴巣館と関係か
118-16	黒川	大和町	(天正19年) 6月8日	15910608	「伊達政宗書状」	佐々木繁吉氏所蔵文 書	於黒河可逐会□候	『仙伊』3598号	鶴巣館と関係か
118-17	黒川	大和町	(天正19年) 6月19日	15910619	「伊達政宗書状写」	『引証記』十五	明日廿日黒川へ打越候	『仙伊』840号	鶴巣館と関係か
118-18	黒川	大和町	(天正19年) 12月晦日	15911231	「伊達政宗軍勢催 促状」	『引証記』十六	黒川ニおゐて六日ニ山 追…黒川まで可致供者 也	『仙伊』873号	鶴巣館と関係か
118-19	黒川	大和町	(天正20年) 1月7日	15920107	「伊達政宗書状写」	『引証記』十七	いわて山五日ニ相た ち、六日ニかくろかわ にて、彼山おい候廻ニ	『仙伊』905号	鶴巣館と関係か

118-20	黒川	大和町	文禄4年7月17日	15950717	〔伊達政宗過所黒印状〕	佐藤文書	利符 黒川 中新田	『仙伊』1008号	鶴巣館と関係か
118-21	黒川	大和町	文禄5年9月11日	15960911	〔伊達政宗伝馬黒印状〕	半澤家文書	中新田 黒河 松森 国分 北目 まし田 宮沢 四保 大河原 以上	『仙伊』補遺193号	鶴巣館と関係か
118-22	黒川	大和町	慶長6年1月10日	16010110	〔伊達政宗伝馬黒印状〕	天理図書館所蔵伊達家文書	登米 佐沼 高清水 宮沢 若出山 中新田 黒川 松森 国分 以 上	『仙伊』1105号	鶴巣館と関係か
118-23	黒川	大和町	慶長9年10月13日	16041013	〔伊達政宗書状〕	弥生美術館所蔵文書	くろ川又よし丸ややしき 之事、申付候由	『仙伊』1217号	
118-24	黒川	大和町	(慶長11年頃か 14年力) 2月8日	16060208	〔伊達政宗書状〕	個人蔵	明日黒河へ参候間、明 後日七つ森にて	『仙伊』補遺8号	鶴巣館と関係か
118-25	黒川	大和町	(慶長20年) 5月8日	16150508	〔伊達政宗書状写〕	鈴木(格)家文書	摂津守為始、黒川・岩 出山其外へも可為申聞 候	『仙伊』1648号	下草城と関係か
118-26	黒川	大和町	元和1年12月16日	16151216	〔伊達政宗書状写〕	『引証記』二十五下	森之鹿とも黒川江さか り、河内迷窓のよし	『仙伊』1668号	
118-27	黒川	大和町	(元和6年) 9月15日	16200915	〔米沢藩家老衆連 署書状写〕	石母田家文書	御領分黒川ニ居申候雅 柴丞と申者	『石母田』43号	
118-28	黒川	大和町	寛永11年10月7日	16341007	〔伊達政宗伝馬黒印状〕	『伝記史料』	仙台より黒川へ	『仙伊』3326号	
119	宮床	大和町	(慶長11年頃か 14年力) 2月8日	16060208	〔伊達政宗書状〕	個人蔵	仍而明晩之泊、みやと こと申所にて候	『仙伊』補遺8号	
120-1	吉岡	大和町	(元和6年) 9月8日	16200908	〔仙台藩奉行衆連 署書状写〕	石母田家文書	仍当頼吉岡町大窪弥惣 下人二	『石母田』42号	
120-2	吉岡	大和町	(元和末期から 寛永年間) 7月3日	16240703	〔伊達政宗消息〕	佐藤久一郎氏所蔵文書	従吉岡、夜前帰候由、 大義候	『仙伊』3786号	
120-3	吉岡	大和町	(年未詳) 10月6日		〔伊達政宗書状写〕	『中島家記録』	吉岡へ之代官ニハ、け つしよなどと仕つけ候衆	『仙伊』3793号	

120-4	吉岡	大和町	(年月日未詳)		「伊達政宗消息」	仙台市博物館所蔵武士家文書	昨日城が七つさかり二吉岡へ遣候飛脚さへ	『仙伊』3932号	
120-5	吉田	大和町	文和2年1月日	13530100	「和賀義綱代某軍忠状」	東北大学日本史研究室所蔵鬼柳文書	同廿日、黒川郡吉田城御共仕之処	『南東』1213号	
120-6	吉田	大和町	文和2年1月日	13530100	「和賀義綱代野田六郎左衛門尉着到状」	東北大学日本史研究室所蔵鬼柳文書	翌廿日、黒河郡吉田城全御共処…如此於所々痛々	『南東』1214号	
121	こま崎	多賀城市	(応安6、7年前後)	13730000	「奥州余日記録」	余日家文書	留守殿在城さまさきへ出仕ス…吉良殿ハこま崎二控給ふ、島山殿、長岡郡沢田要書へ打入給ふ	『仙中』余日家文書16号	永正11年(1514)成立。塩竈市説、栗原市説も
122-1	南宮	多賀城市	(天文10年)3月2日	15410302	「留守景宗恩賞宛行状写」	須田系図	此度須田伊賀守南宮ニ而盗賊山田	『仙中』編年288号	
122-2	南宮	多賀城市	(年未詳)8月2日		「留守政景感状写」	大島正隆採訪文書	此度南宮二而、国分より翔落之加藤次郎ヲとらい	『仙中』編年338号	
123	南部	多賀城市	正平7年3月25日	13520325	「和賀義勝代野田盛重着到状」	東北大学日本史研究室所蔵鬼柳文書	同廿五日、於持渡津馳属御手、押寄府中南部城	『南東』1133号	
124	新田	多賀城市	観応2年1月28日	13510128	「吉良貞家軍勢催促状」	磐城飯野文書	岩切・新田両城之間、連日合戦最中也	『南東』1038号	
125-1	府中	多賀城市	観応2年4月日	13510400	「伊賀盛光代子息光長着到状」	磐城飯野文書	当大將自奥州府中於御立之時分	『南東』1066号	
125-2	府中	多賀城市	観応2年5月日	13510500	「真壁政幹代薄国幹着到状」	お茶の水図書館所蔵眞壁文書	將又府中參、致于今警固候事	『南東』1068号	
125-3	府中	多賀城市	正平6年10月18日	13511018	「某袖判平景宗奉書」	磐城相馬文書	早相催一族、府中対治以前	『南東』1088号	
125-4	府中	多賀城市	正平7年3月26日	13520326	「吉良貞家感状」	東北大学日本史研究室所蔵鬼柳文書	云云方、云府中、致軍忠之条	『南東』1134号	
125-5	府中	多賀城市	観応3年9月日	13520900	「和賀義綱着到状」	東北大学日本史研究室所蔵鬼柳文書	三月十一日府中馳參…道庭口散々合戦…府中御城南門警固令勤仕上者	『南東』1179号	
125-6	府中	多賀城市	観応3年9月13日	13520913	「和賀義光着到状」	東北大学日本史研究室所蔵鬼柳文書	三月十一日府中馳參…当城寄來聞…道庭口出候…府中城南門警固	『南東』1174号	

125-7	府中	多賀城市	觀応3年10月2日	13521002	「吉良貞家推挙状案」	東北大学日本史研究室所蔵鬼柳文書	東北大学日本史研究室所蔵鬼柳文書	馳上多賀国府、数々度抽重功、于今致警固之忠之間	『南東』1181号	
125-8	府中	多賀城市	觀応3年11月22日	13521122	「吉良貞家推挙状」	磐城相馬文書	磐城相馬文書	府中襲下之処、同十月廿二日、馳向柴田郡倉本河	『南東』1193号	
125-9	府中	多賀城市	文和2年5月日	13530500	「石川兼光軍忠状」	東京大学文学部所蔵結城白川文書	東京大学文学部所蔵結城白川文書	府中之凶徒為対治御発向之時…推寄府中城…押寄府中城	『南東』1254号	
125-10	府中	多賀城市	文和3年6月24日	13540624	「吉良満家軍勢催促状」	東北大学日本史研究室所蔵鬼柳文書	東北大学日本史研究室所蔵鬼柳文書	石塔左衛門佐義憲相語野心之輩并凶徒等、寄来府中之間…可令発向府中也	『南東』1295号	
125-11	府中	多賀城市	貞治2年9月31日	13630931	「伊賀盛光代光政着到状」	磐城飯野文書	磐城飯野文書	名取御陣馳参候、府中并高清水御下向供奉仕候者也	『南東』1476号	
126	二ノ関	富谷市	(天正15年カ)8月14日	15870814	「黒川晴氏書状」	細川芳久氏所蔵文書	細川芳久氏所蔵文書	尤二関・矢本其外へも申越候	『大和町史』上巻487頁	「二関」=門前城か
127	石森	登米市	(文明元年)12月13日	14691213	「薄衣状」	仙台市博物館所蔵文書	仙台市博物館所蔵文書	佐沼刃御発向候者、向加賀野張陣	『石』505号	加賀野=登米市中田町石森字加賀野で石森城か
128	鮎沢	登米市	(室町期)	14500000	「奥州余日記録」	余日家文書	余日家文書	登米いたち沢といふ所二、かさい衆・桃生・深谷	『仙中』余日家文書16号	永正11年(1514)成立
129-1	狼河原	登米市	曆応2年5月日	13390500	「板崎为重軍忠状」	国立公文書館内閣文庫所蔵朽木文書	国立公文書館内閣文庫所蔵朽木文書	本良郡押寄、大犬河原桶、一迫不掌一族相共、為大手合戦致忠節処…次加羅目手馳向致忠節	『南東』460号	
129-2	狼河原	登米市	曆応2年5月日	13390500	「佐藤清親軍忠状」	石水博物館所蔵佐藤文書	石水博物館所蔵佐藤文書	欲当国本吉庄内大犬尾桶御新発刻…当城大手・中手・搦手、致至桶合戦…於彼桶前後、致散々軍功之条	『南東』462号	
129-3	狼河原	登米市	文祿3年9月24日	15940418	「伊達政宗過所黒印状」	永沢家文書	永沢家文書	みやさハ 高清水 さぬまにしこほり おいぬかハら すり沢	『仙伊』984号	

129-4	狼河原	登米市	慶長17年9月14日	16120914	「伊達政宗伝馬黒印状」	北海道開拓記念館所蔵斎藤家文書	高城ふかやぬか塚かん取寺崎柳建ひねうしまいやいぬ川原	『仙伊』1329号	
130-1	北沢	登米市	天正2年3月29日	15740329	「葛西晴信知行宛行状写」	日形増子文書	此度元吉大膳大夫逆意、加沢二而及一戦候所	『岩戦』2、10号	要検討。加沢＝北沢か
130-2	北沢	登米市	天正2年4月2日	15740402	「葛西晴信知行宛行状写」	大原千葉文書	此度元吉大膳大夫逆意、元吉郡於北沢及一戦候処	『岩戦』2、11号	要検討
130-3	北沢	登米市	天正2年4月2日	15740402	「葛西晴信知行宛行状写」	本吉小野寺文書	此度本吉大膳大夫逆意、北沢一戦候処	『岩戦』2、12号	要検討
130-4	北沢	登米市	天正2年4月7日	15740407	「葛西晴信知行宛行状写」	登米千葉文書	此度元吉大膳大夫逆意、同郡北沢二而及一戦候処	『岩戦』2、13号	要検討
131	黒沼	登米市	(文明元年)12月13日	14691213	「薄衣状」	仙台市博物館所蔵文書	以新田・黒沼寄来、二城無曲罷成候上者	『石』505号	
132-1	佐沼	登米市	観応3年3月3日	13520300	「某軍忠状」	駿河大石寺文書	葛西伯耆守楯籠之間、馳向佐沼橋本	『南東』1135号	
132-2	佐沼	登米市	(文明元年)12月13日	14691213	「薄衣状」	仙台市博物館所蔵文書	取分親候者、佐沼城責落	『石』505号	
132-3	佐沼	登米市	元龜2年7月7日	15710707	「葛西晴信知行宛行状」	若柳千葉文書	此度栗原郡佐沼二而大崎と及一戦候処二	『岩戦』2、6号	要検討
132-4	佐沼	登米市	天正18年6月12日	15900612	「葛西晴信書状」	松川小野寺文書	先以其許事、佐沼在陣之折柄、長坂窪江一味致致候旨	『岩戦』2、106号	要検討
132-5	佐沼	登米市	(天正18年)11月3日	15901103	「伊達政宗書状」	湯目家文書	又いまにさぬまにも可在之	『仙伊』779号	
132-6	佐沼	登米市	(天正18年)11月6日	15901106	「伊達政宗書状写」	『引証記』十四	木伊勢父子、于今堅固二候…落城歴然二候	『仙伊』780号	木村吉清らが籠城する佐沼
132-7	佐沼	登米市	(天正18年)11月24日	15901124	「蒲生氏郷書状」	伊達家文書	佐沼江御手合之由、御手柄共無是非存候	『伊』547号	
132-8	佐沼	登米市	(天正18年)11月27日	15901127	「伊達政宗書状写」	『引証記』十四	木村伊勢守籠城引出	『仙伊』787号	木村吉清らが籠城する佐沼

132-9	佐沼	登米市	(天正18年)11月28日	15901128	「蒲生氏郷起請文」	伊達家文書	一、今度佐沼後巻仕付而、政宗無二以御覚悟	『伊』550号	
132-10	佐沼	登米市	(天正18年)11月29日	15901129	「蒲生氏郷書状」	伊達家文書	佐沼之儀、一刻も急可相究候	『伊』554号	
132-11	佐沼	登米市	(天正18年)	15900000	「伊達政宗起請文案」	仙台市博物館所蔵伊達家文書	佐沼後巻仕、伊勢守親子助申儀	『仙伊』788号。『伊』551号	
132-12	佐沼	登米市	(天正18年)	15900000	「伊達政宗内賞書状」	伊達家文書	佐沼手合仕、伊勢守本意之分二執成申候	『伊』557号	
132-13	佐沼	登米市	(天正19年)6月26日	15910626	「伊達政宗書状」	今井善次郎氏所蔵文書	佐沼へ調義可仕候…佐沼迄二候	『仙伊』842号	
132-14	佐沼	登米市	(天正19年)7月3日	15910703	「伊達政宗書状写」	『豊臣記』	一佐沼ノ城主去春令進首候キ	『仙伊』843号	
132-15	佐沼	登米市	(天正19年)7月3日	15910703	「伊達政宗書状写」	水府明德会所蔵『名将之消息録』	一佐沼城主、去春首令進上候	『仙伊』3601号	
132-16	佐沼	登米市	(天正19年)7月14日	15910714	「徳川家康書状」	伊達家文書	宮崎・佐沼両地、即刻被乗崩	『伊』598号	
132-17	佐沼	登米市	(天正19年)7月20日	15910720	「豊臣秀吉朱印状」	伊達家文書	宮崎之城責崩、自其陣佐沼城へ押詰、即責崩	『伊』603号	
132-18	佐沼	登米市	(天正19年)7月20日	15910720	「浅野長継書状」	伊達家文書	其陣心佐沼之地江被押寄、如尊意之、城主之事は去春京都へ首被指上	『伊』605号	
132-19	佐沼	登米市	(天正19年)7月28日	15910728	「伊達政宗書状」	伊達家文書	今月朔日二佐沼之地取詰…城主兄弟為始	『仙伊』854号。『伊』607号	
132-20	佐沼	登米市	(天正19年)7月28日	15910728	「伊達政宗書状写」	『引証記』十五	左沼之地取詰、無油断責候而	『仙伊』855号	
132-21	佐沼	登米市	(天正19年)7月28日	15910728	「伊達政宗書状」	渥美輝雄氏所蔵文書	残党等於佐沼・宮崎、悉打果申二付而	『仙伊』3603号	
132-22	佐沼	登米市	(天正19年)8月7日	15910807	「浅野正勝書状」	伊達家文書	拙者今度奥へ政宗就働、二ヶ所之城責二、随分出勢	『伊』609号	「二ヶ所」=宮崎城・佐沼城

132-23	佐沼	登米市	(天正19年) 8月31日	15910831	「徳川家康書状」	牛込家文書	仍此方之普請之儀も、 無油断申付候間、過半 出来申候	大藪海「奥州再仕置 に関わる新出の徳川 家康書状」(『戦国史 研究』第77号)	岩出山の可能性も
132-24	佐沼	登米市	(天正19年) 9月10日	15910910	「徳川家康書状」	伊達家文書	仍佐沼之儀も、人数差 遣候之間、普請定應而 可為出来候	『伊』618号	
132-25	佐沼	登米市	文禄3年9月24 日	15940924	「伊達政宗過所黒 印状」	永沢家文書	みやさハ 高清水 さ ぬまにしこほり お いぬかハハら すり沢	『仙伊』984号	
132-26	佐沼	登米市	慶長6年1月10 日	16010110	「伊達政宗伝馬黒 印状」	天理図書館所蔵伊達 家文書	登米 高清水 佐沼 高清水 宮沢 岩出山 中新田 黒川 松森 国分 以 上	『仙伊』1105号	
132-27	佐沼	登米市	慶長6年10月 24日	16011024	「伊達政宗黒印状」	天理図書館所蔵伊達 家文書	佐沼へ橋板相のほせ候 二申付候間	『仙伊』1173号	
132-28	佐沼	登米市	(元和4年6月 カ)	16180600	「人返についての 書状断片」	石母田家文書	当領佐沼村ニ居申候由	『石母田』15号	
132-29	佐沼	登米市	元和7年10月 26日	16211026	「伊達政宗黒印状」	関家文書	先年さぬまにて、討死 仕候大倉藏人居屋敷	『仙伊』2289号	
132-30	佐沼	登米市	(寛永4年カ) 2月18日	16270218	「津田景康書状」	石母田家文書	仍さ沼より内之もの共 如此状こし申候	『石母田』296号	
133-1	登米(寺 池)	登米市	(天文10年) 9月25日	15410925	「冨塚仲綱書状」	首藤石川文書	仍葛西殿去月廿七帰城 候	『石』257号	「帰城」=寺池か
133-2	登米(寺 池)	登米市	(天文17年) 1月18日	15480118	「留守景宗書状取 意文」	『伊達正統世次考』九 下	今春向寺池勅一戦	『仙中』編年316号	
133-3	登米(寺 池)	登米市	(永禄10~元亀 1年)8月10日	15670810	「黒川景氏・晴氏 運署書状」	伊達家文書	晴胤帰陣候間、為御届、 晴氏登米へ罷下	『仙中』編年336号	
133-4	登米(寺 池)	登米市	(天正18年) 11月29日	15901129	「蒲生氏郷書状」	伊達家文書	仍登米鷹之儀、早々居 二被遣九ニ存候	『伊』552号	
133-5	登米(寺 池)	登米市	(天正19年) 3月8日	15910308	「伊達政宗書状」	亙理伊達家文書	必々登米・名生之番、 可為窮屈候	『仙伊』823号	
133-6	登米(寺 池)	登米市	(天正19年) 3月8日	15910308	「伊達政宗書状写」	『引証記』十五	追而、名生城・登米番 返々不可有油断候	『仙伊』824号	

133-7	登米(寺池)	登米市	慶長6年1月10日	16010110	「伊達政宗伝馬黒印状」	天理図書館所蔵伊達家文書	登米 佐沼 高清水 宮沢 岩出山 黒川 松森 国分 以上	『仙伊』1105号	
133-8	登米(寺池)	登米市	(慶長9年)8月12日	16040812	「伊達政宗書状」	古内重義氏保管古内家文書	白石をハ、以前如申付、とよまへへこそせ候へく候	『仙伊』補遺70号	
133-9	登米(寺池)	登米市	慶長9年10月7日	16041007	「伊達政宗書状」	巨理家文書	今度とよまけん地之様申越候、白石事	『仙伊』1216号	
133-10	登米(寺池)	登米市	(年未詳)6月晦日		「葛西晴胤書状写」	『阿曾道興廃記』所収文書	六郎・柏山伊勢守以同心被為荷担、当城え可之由	『石』284号	「当城」=寺池か
134	新田	登米市	(文明元年)12月13日	14691213	「薄衣状」	仙台市博物館所蔵文書	以新田・黒沼寄来、二城無曲罷成候上者	『石』505号	品ノ浦館 か新井田城か
135	錦織	登米市	文禄3年9月24日	15940924	「伊達政宗過所黒印状」	永沢家文書	みやさハ 高清水 ぬまにしこほり おいぬかハハら すり沢	『仙伊』984号	
136	西野	登米市	(元亀・天正初期力)7月9日	15700709	「葛西晴胤書状」	菊池文書	今日九日向西野要害及行、外城追落、悉速軍放火候	『古』353号。『石』285号	
137	長谷	登米市	(文明元年)12月13日	14691213	「薄衣状」	仙台市博物館所蔵文書	登米之軍兵数百余人、長谷城引籠	『石』505号	
138-1	日根牛	登米市	(天文11~17年力)11月晦日	15421131	「伊達植宗書状」	留守家文書	葛西日根牛之地ニ于今致在留候	『仙中』留守家文書39号	
138-2	日根牛	登米市	慶長17年9月14日	16120914	「伊達政宗伝馬黒印状」	北海道開拓記念館所蔵斎藤家文書	高城 ふかや ぬか塚 かん取 寺崎 柳津 ひねうし まいや 大いぬ川原	『仙伊』1329号	
139	袋中	登米市	(天文5年)6月25日	15360625	「伊達植宗書状」	伊達家文書	袋中へ之行可被相待事肝要之由存斗候	『伊』134号	「袋中」=登米市中田町の城館か
140-1	米谷	登米市	(天正6年頃)12月2日	15781202	「葛西義重書状」	本間美術館所蔵文書	于今米谷雖相支候、本意不可有程候	『石』304号	
140-2	米谷	登米市	(文禄1年)4月19日	15920419	「石母田景頼書状」	秋保家文書	在所まいや□書中さし越申候	『仙中』編年560号	

140-3	米谷	登米市	慶長3年3月15日	15980315	「入間田五郎左衛門送状写」	藤沢町教育委員会編『大蔵の切支丹と製鉄』所収	明日狼河原通り米谷江可相送候也	『柴田町史』資料篇1、中世Ⅱ 85号	
140-4	米谷	登米市	慶長17年9月14日	16120914	「伊達政宗伝馬黒印状」	北海道開拓記念館所蔵斎藤家文書	高城 ぶかや ぬか塚 かん取 寺崎 柳津 ひねうし まいや 大いぬ川原	『仙伊』1329号	
141	水越	登米市	暦心2年5月日	13390500	「板崎為重軍忠状」	国立公文書館内閣文庫所蔵朽木文書	彼手負五月六日為水越宿死去仕了	『南東』460号	
142	柳津	登米市	慶長17年9月14日	16120914	「伊達政宗伝馬黒印状」	北海道開拓記念館所蔵斎藤家文書	高城 ぶかや ぬか塚 かん取 寺崎 柳津 ひねうし まいや 大いぬ川原	『仙伊』1329号	
143	某城	登米市カ	(天文17年)1月18日	15480118	「留守景宗書状取意文」	『伊達正統世次考』九下	葛西殿見発軍於新城者	『仙中』編年 316号	「新城」=寺池城か
144	鬼屋宿	名取市付近カ	観心2年12月日	13511200	「髷葉清隆着到状写」	海東家文書	去十月十一日於鬼屋宿進代官彦五郎秀春	『相』海3号	
145	高館	名取市	(年未詳)6月25日		「伊達輝宗黒印状」	遠藤(一雄)家文書	又北日と高館間の事も、加下知候間	『仙中』編年 385号	
146-1	名取	名取市	(観心2年)11月25日	13511125	「吉良貞家書状」	白河集古苑所蔵白河結城文書	抑名取要害堅固未作之間、依用心難儀、遷伊具館候了	『南東』1098号	高館城と関係か
146-2	名取	名取市	貞治2年9月31日	13630931	「伊賀盛光代光政着到状」	磐城飯野文書	名取御陣馳參候、府中并高清水御下向供奉仕候者也	『南東』1476号	高館城と関係か
146-3	名取	名取市	天正17年5月11日	15890511	「伊達政宗過所黒印状」	高橋鉄郎氏所蔵文書	名取 奉行へ	『仙伊』423号	
146-4	名取	なとり	(天正19年)11月13日	15911113	「伊達政宗書状」	遠藤(廣)家文書	先達名取迄、代官衆指越候…とうねん中なとりのふ丸をつかいたく	『仙伊』864号	
146-5	名取	名取市	(天正年間カ)		「伊達輝宗書状写」	『性山公治家記録』附録	名取訖可移馬之由存候	『仙中』編年 384号	高館城と関係か
147	羽黒	名取市	文和2年5月日	13530500	「石川兼光軍忠状」	東京大学文学部所蔵結城白川文書	同三月一日、名取郡羽黒城取陣	『南東』1254号	高館城と関係か

148	物響	名取市	観心2年12月 日	13511200	「櫻葉清隆着到状 写」	海東家文書	同十一月八日一族相共 馳参名取郡警御植	『相』海3号	高館城と関係か
149	増田	名取市	観心3年4月29 日	13520429	「吉良貞家書下」	陸前名取熊野神社文 書	於名取郡〔 〕 益田宿居閨所…可被致 警固之状如件	『南東』1149号	
150-1	深谷 (小野)	東松島市	(天正18年) 4月14日	15900414	「伊達政宗書状」	八槻神社文書	近日中深谷へ大桑藏前 守・宮河四郎左衛門□ 可相下由存候	『仙伊』668号	
150-2	深谷 (小野)	東松島市	天正18年7月 29日	15900729	「葛西晴信書状」	大籠首藤文書	桃生郡深谷可打出候之 次第	『岩戦』2、109号	要検討。「深谷」= 小野か
150-3	深谷 (小野)	東松島市	慶長10年9月 26日	16050926	「伊達政宗伝馬黒 印状」	正栄寺文書	おの、豊前守	『仙伊』補遺49号	東松島市小野か
150-4	深谷 (小野)	東松島市	慶長17年9月 14日	16120914	「伊達政宗伝馬黒 印状」	北海道開拓記念館所 蔵芥藤家文書	仙台はらの町りふ 高城ふかや	『仙伊』1329号	
150-5	深谷 (小野)	東松島市	寛永9年7月13 日	16320713	「正右衛門申状」	石母田家文書	おの町に而にせ金遣申 候由にてなわをかけ	『石母田』424号	東松島市ではない か
150-6	深谷 (小野)	東松島市	(寛永11年2月 力)25日	16340225	「伊達政宗書状」	茂庭文書	伊藤肥前二申付、深谷 へ遣	『仙伊』3286号	
151	矢本	東松島市	(天正15年力) 8月14日	15870814	「黒川晴氏書状」	細川芳久氏所蔵文書	犬二関・矢本其外へも 申越候	『大和町史』上巻487 頁	別の場所の可能性 も
152-1	高城	松島町	(天正16年) 2月28日	15880228	「伊達政宗書状」	針生寅次郎氏所蔵片 倉家文書	松山・大まつさハ・た かきもちかね候て、 おのおのミヤさへとり のき候	『仙伊』205号	「高城」=館山館か 大日山館か
152-2	高城	松島町	天正18年7月 29日	15900729	「葛西晴信書状」	大籠首藤文書	今度利府表出張之所、 盛重以下松島高木郷出 張之由	『岩戦』2、109号	要検討
153-1	長田	松島町	(応安6、7年前 後)	13730000	「奥州余日記録」	余日家文書	竹城保之内、長田ニ築 城…ななたの城ニこも る…役所をこらへし…明 日彼城貢られへし…三 間ハ海也	『仙中』余日家文書 16号	永正11年(1514) 成立。館ヶ崎城か
153-2	長田	松島町	(天文14年) 11月2日	15451102	「伊達種宗書状取 意文」	『伊達正統世次考』卷 之九上	去年於立馬於長田之時	『梁』565頁	館ヶ崎城と関係か

154	某城	松島町力	(永享年間力)	14290000	「奥州余目記録」	余目家文書	竹城保宮沢大利八郎とて有、其在城せめおとし	『仙中』余目家文書16号	永正11年(1514)成立。館山館と岡係か
155	伊具	丸森町(角田市)力	(観応2年)11月25日	13511125	「吉良貞家書状」	白河集古苑所藏白河結城文書	抑名取要害堅固未作之間、依用心難儀、遷伊具館候了	『南東』1098号	
156-1	金山	丸森町	(天文17年)2月24日	15480224	「葛西晴胤書状」	盛岡葛西文書	兼又南方之儀、金山落居之上、穂宗擧取…晴宗異日右地被立馬候	『石』270号	
156-2	金山	丸森町	(天正5年)5月15日	15770515	「伊達輝宗書状取意文」	性山公治家記録巻之三	翌日向金山・円森及掃両城麓之妻作無残	『石』302号	
156-3	金山	丸森町	(天正5年力)10月16日	15771016	「相馬義胤書状」	東京大学史料編纂所所藏文書	向金山之地可被及張陣之由候之条…金山・小斎両地	『相』編491号	
156-4	金山	丸森町	(天正11・12年力)3月28日	15830328	「伊達真元書状写」	『歴代古案』	兼日向金山構地利	『歴代古案』第2、398号	
156-5	金山	丸森町	(天正11・12年力)4月5日	15830405	「伊達政宗書状写」	『歴代古案』	宇田・金山之通路江構地利候上	『仙伊』885号	
156-6	金山	丸森町	(天正12年)4月26日	15840426	「相馬義胤書状写」	個人藏	然者金山之地伊へ返置可令甚深之由	『相』編507号	
156-7	金山	丸森町	(天正15年)6月15日	15870615	「伊達政宗書状」	伊達家文書	其口境目二候間、無油断意得	『仙伊』114号	「其口」=金山
156-8	金山	丸森町	(天正15年)6月26日	15870626	「伊達政宗書状」	伊達家文書	其地下々共二、宿所も相定候哉	『仙伊』117号	「其地」=金山
156-9	金山	丸森町	(天正16年)1月晦日	15880131	「伊達政宗書状」	伊達家文書	黒森普請之事、門垣計之義二候者…堀切所抔二候間	『仙伊』182号。『伊』357号	「黒森」=金山城の一部
156-10	金山	丸森町	(天正16年)2月14日	15880214	「伊達政宗書状」	伊達家文書	其口用心、肝要第一二候	『仙伊』192号	「其口」=中島宗求の居所=金山
156-11	金山	丸森町	(天正16年)2月15日	15880215	「伊達政宗書状」	伊達家文書	其地普請之儀、近日東根之人数を以、一廉可相拵候、惣別名地号云…	『仙伊』193号。『伊』359号	「其地」=金山

156-12	金山	丸森町	(天正16年) 3月18日	15880318	「伊達政宗書状」	佐藤健一氏所蔵文書	隨而其地普請之事…如 形も普請可申付候…其 身其地ニ指置	『仙伊』225号。『伊』 361号	「其地」= 金山城
156-13	金山	丸森町	(天正16年) 3月24日	15880324	「伊達政宗書状」	伊達家文書	就其地普請ニ、年少々、 入足指置候	『仙伊』229号。『伊』 364号	「其地」= 金山城
156-14	金山	丸森町	(天正16年) 5月2日	15880502	「伊達政宗書状」	伊達家文書	乍勿論、円森・金山へ 相談之上	『仙伊』256号	
156-15	金山	丸森町	(天正16年) 5月3日	15880503	「伊達政宗書状取 意文」	『治家記録』四	丸森・金山・小齋・亘 理相談、油断ナキ刷上 肝要ナリ	『仙伊』参考5号	
156-16	金山	丸森町	(天正16年5月) 26日	15880526	「伊達政宗書状取 意文」	『治家記録』四	同クハ金山口異議ナキ ニ於テハ	『仙伊』参考9号	
156-17	金山	丸森町	(天正16年) 閏5月16日	158800516	「伊達政宗書状」	大石浩氏所蔵文書	此刻自其元も、各々相 談之上	『仙伊』277号	「其元」= 金山
156-18	金山	丸森町	(天正16年) 閏5月18日	158800518	「伊達政宗書状取 意文」	『治家記録』五	兼テ又其境中小齋・金 山相談アリテ	『仙伊』参考14号	
156-19	金山	丸森町	(天正16年) 6月24日	15880624	「伊達政宗書状取 意文」	『治家記録』五	伊具ノ金山ニ於テ草調 議シ	『仙伊』参考25号	
156-20	金山	丸森町	(天正17年) 5月11日	15890501	「伊達政宗書状」	伊達家文書	日理・金津・円森・小 齋五六ヶ所へ其元住進 可然候	『仙伊』418号。『伊』 414号	「其元」= 金山
156-21	金山	丸森町	(天正17年) 5月16日	15890516	「伊達政宗書状」	茂庭文書	かな山すしまてもこし 候へく候	『仙伊』428号	
156-22	金山	丸森町	(天正17年) 5月24日	15890524	「伊達政宗書状」	登米權古館所蔵登米 伊達家文書	明日者金山訖令納馬	『仙伊』433号	
156-23	金山	丸森町	(天正19年末カ)	15911200	「伊達政宗消息」	中島家文書	如只今金山ニ可指置候	『仙伊』876号	
156-24	金山	丸森町	文祿4年2月吉 日	15950200	「金原之郡金山之 郷檢地帳」	伊達家文書	むかいまち…本町…坂 町…横町…うちやらい …上やらい…とやらい …中やらい…あら町	『宮』692号	金山城下町の地名
156-25	金山	丸森町	(慶長5年) 7月22日	16000722	「直江兼続書状」	大津文書	徒金山伏置打取候処	『相』編631号	
156-26	金山	丸森町	寛永6年10月 10日	16291010	「籠にはいって る者名簿」	石母田家文書	同五年十二月六日金山 ノ者	『石母田』371号	丸森町金山か

157-1	小斎	丸森町	(天正4年) 10月9日	15761009	「伊達輝宗書状写」	性山公治家記録巻之三	自此方モ今日九、小斎江及播候	『相』編488号
157-2	小斎	丸森町	(天正5年カ) 10月16日	15771016	「相馬義胤書状」	東京大学史料編纂所蔵文書	金山・小斎両地、永当方有相拘而和融可然之由候	『相』編491号
157-3	小斎	丸森町	(天正5年) 11月16日	15771116	「留守政景書状写」	『性山公治家記録』三	当地小斎ニ在陣セシムレハ無其義心外ノ至ナリ	『仙中』編年376号
157-4	小斎	丸森町	(天正9年) 4月13日	15810413	「蘆名盛隆書状」	遠藤家文書	小斎之仕合其間候	『相』編499号
157-5	小斎	丸森町	(天正9年) 4月18日	15810418	「金上盛満書状写」	遠藤家文書	今般小斎之地属御手候ニ付	『相』編500号
157-6	小斎	丸森町	(天正10年) 4月13日	15820413	「大内定綱書状」	伊達家文書	仍小斎之地被入御手之由申来候	『伊』315号
157-7	小斎	丸森町	(天正10年カ) 9月3日	15820903	「伊達輝宗書状」	甘柿舎コレクシヨーン(個人蔵)	当地小斎ニ令在城、追日敵地取詰候間	菅野正道「資料紹介戦国期伊達氏関係未紹介資料」(『仙台市博物館調査研究報告』第38号、95頁)
157-8	小斎	丸森町	(天正12年) 6月12日	15840612	「伊達政宗書状」	兵庫県立歴史博物館所蔵喜田文庫	小斎之地ニ令出馬候御も	『仙伊』3527号
157-9	小斎	丸森町	(天正16年) 5月2日	15880502	「伊達政宗書状」	伊達家文書	丸森・小斎・亙理江も相談之上	『仙伊』255号。『伊』368号
157-10	小斎	丸森町	(天正16年) 5月3日	15880503	「伊達政宗書状取意文」	『治家記録』四	丸森・金山・小斎・亙理相談、油断ナキ刷ヒ肝要ナリ	『仙伊』参考5号
157-11	小斎	丸森町	(天正16年) 5月11日	15880511	「伊達政宗書状」	伊達家文書	小斎へも相談候而、毛頭不可有油断候	『仙伊』260号。『伊』369号
157-12	小斎	丸森町	(天正16年) 閏5月18日	15880518	「伊達政宗書状取意文」	『治家記録』五	兼又及其境中小斎・金山相談アリテ	『仙伊』参考14号
157-13	小斎	丸森町	(天正16年) 6月19日	15880619	「伊達政宗書状」	丸森町金山図書館所蔵文書	円森・小斎より助之義、尤可及其理候	『仙伊』289号
157-14	小斎	丸森町	(天正17年) 4月21日	15890421	「伊達政宗書状」	伊達家文書	圓森・小斎・同者曰理、以相談候彼一儀…圓小二而	『仙伊』412号。『伊』413号

157-15	小斎	丸森町	(天正17年)5月1日	15890501	「伊達政宗書状」	伊達家文書	此由日理・金津・圓森・小斎五六ヶ所へ	『仙伊』418号。『伊』414号	
157-16	小斎	丸森町	(慶長5年)11月13日	16001113	「伊達政宗消息写」	『引証記』二十	高巻・角田・こさいいなと申あわせ	『仙伊』1099号	
157-17	小斎	丸森町	(寛永6年)10月3日	16291003	「石母田大膳ほか書状写」	石母田家文書	小斎丸森へ為相上可被申候	『石母田』369号	正誤表による
157-18	小斎	丸森町	寛永8年5月20日	16310520	「伊達政宗黒印状」	『ふるさと小斎の歴史』上	小斎計二而抱候事、不成候由申間	『仙伊』3181号	
157-19	小斎	丸森町	(年月日未詳)		「村田政義・白石宗実・亙理元宗連署状」	伊達家文書	従小斎少々舞山迄罷出候間、其儘差置候事	『伊』241号	
158	さいかち沢	丸森町	(天正16年)2月15日	15880215	「伊達政宗書状」	伊達家文書	又さいかち澤之事、以見合相抱可然地形二候	『仙伊』193号。『伊』359号	不明
159	鳥屋	丸森町	(年月日未詳)		「丸森領知日記」	伊達家文書	一とりや居やしき并てさく三千七百疋	『伊』1237号	慶長期頃か。
160-1	筆甫	丸森町	(天文13年)3月27日	15440327	「伊達晴宗書状取意文」	『伊達正統世次考』卷之九上	雖辛勞上往於梁川、以相馬窺望筆甫之事	『梁』556頁	大柵館・高橋古館と関連か
160-2	筆甫	丸森町	(天正17年)10月22日	15891022	「伊達政宗書状」	亙理伊達家文書	追而、筆甫之事二付而、自相重而注進も	『仙伊』525号	大柵館・高橋古館と関連か
161	舞山	丸森町カ	(年月日未詳)		「村田政義・白石宗実・亙理元宗連署状」	伊達家文書	従小斎少々舞山迄罷出候間、其儘差置候事	『伊』241号	丸森町欠入前山か
162-1	丸森	丸森町	(永禄8年)5月12日	15650512	「伊達輝宗書状取意文」	『性山公治家記録』一	仍テ佐藤土佐円森ヨリ奥口へ差越サル	『仙中』編年329号	
162-2	丸森	丸森町	(永禄8年)5月12日	15650512	「伊達晴宗書状」	伊達家文書	仍まるもりへ申上候彼書中	『伊』228号	
162-3	丸森	丸森町	(永禄8年)5月12日	15650512	「伊達晴宗書状取意文」	『伊達正統世次考』卷之十下	故啓有告於円森之事以	『梁』605頁	
162-4	丸森	丸森町	(天正5年)5月15日	15770515	「伊達輝宗書状取意文」	性山公治家記録卷之三	翌日向金山・円森及揺両城麓之妻作無残	『石』302号	
162-5	丸森	丸森町	(天正5年)10月16日	15771016	「相馬義胤書状」	東京大学史料編纂所蔵文書	去刻輝宗丸森之地へ下着	『相』編491号	

162-6	丸森	丸森町	(天正12年) 7月24日	15840724	「相馬義胤書状写」	別本歴代古案巻八	兼又円森之地、于今相 支候、雖然、墓木口 候	『相』編514号	
162-7	丸森	丸森町	(天正16年) 2月14日	15880214	「伊達政宗書状」	高橋靖夫氏所蔵文書	其口用心、肝要第一二 候	『仙伊』191号	「其口」=黒木宗元 の居所=丸森
162-8	丸森	丸森町	(天正16年) 5月2日	15880502	「伊達政宗書状」	伊達家文書	丸森・小齋・亙理江も 相談之上	『仙伊』255号。『伊』 368号	
162-9	丸森	丸森町	(天正16年) 5月2日	15880502	「伊達政宗書状」	遠藤正助氏所蔵文書	乍勿論、円森・金山へ 相談之上	『仙伊』256号	
162-10	丸森	丸森町	(天正16年) 5月3日	15880503	「伊達政宗書状取 意文」	『治家記録』四	丸森・金山・小齋・亙 理相談、油断ナキ刷ヒ 肝要ナリ	『仙伊』参考5号	
162-11	丸森	丸森町	(天正16年) 6月19日	15880619	「伊達政宗書状」	丸森町金山図書館所 蔵文書	円森・小齋より助之義、 尤可及其理候	『仙伊』289号	
162-12	丸森	丸森町	(天正17年) 4月21日	15890421	「伊達政宗書状」	伊達家文書	円森・小齋・同者曰理 以相談候…円・小二而 述懐	『仙伊』412号。『伊』 413号	
162-13	丸森	丸森町	(天正17年) 5月11日	15890501	「伊達政宗書状」	伊達家文書	此由曰理・金津・圓森・ 小齋五六ヶ所へ	『仙伊』418号。『伊』 414号	
162-14	丸森	丸森町	(慶長5年8月)	16000800	「伊達政宗書状」	留守家文書	白石筋・丸森口へ動可 有様申来候	『仙伊』1058号	
162-15	丸森	丸森町	(慶長5年) 11月13日	16001113	「伊達政宗消息写」	『引証記』二十	高巻・角田・こさいいな と申あわせ	『仙伊』1099号	「高巻」=高野老岐 守の居所=丸森か
162-16	丸森	丸森町	(寛永6年) 10月3日	16291003	「石母田大膳ほか 書状写」	石母田家文書	小齋丸森へ為相上可被 申候	『石母田』369号	
162-17	丸森	丸森町	(年未詳) 10月2日		「牧野宗仲書状」	留守家文書	然者来春円森警固之儀 頼御申候	『仙中』留守家文書 48号	
162-18	丸森	丸森町	(年未詳) 11月24日		「岩城親隆書状取 意文」	『伊達正統世次考』巻 之十下	因以書告之於円森亙理	『梁』601頁	
163-1	某城	丸森町	(天正11・12年 カ) 3月28日	15830328	「伊達真元書状写」	『歴代古案』	兼日向金山構地利	『歴代古案』第2、 398号	明護山館か
163-2	某城	丸森町	(天正11・12年 カ) 4月5日	15830405	「伊達政宗書状写」	『歴代古案』	宇田・金山之通路江構 地利候上	『仙伊』885号	明護山館か

164	某城	丸森町カ	(天正12年カ) 5月12日	15840512	「氏家守棟書状」	砂金家文書	随而御陳所へ長々御在留之由	『仙中』編年 393号	相馬攻めの際の陣所か
165	鉢森	美里町	(応安6、7年前後)	13730000	「奥州余日記録」	余日家文書	すて二長世保州番神二築館給ふ、従大崎勢鉢森二取陣	『仙中』余日家文書 16号	永正11年(1514)成立。彫堂七館か
166-1	不動堂	美里町	(天文5年) 6月25日	15360625	「伊達禎宗書状」	伊達家文書	兼又大森・中島之事、不動堂落居以來、彼地楯籠候凶徒	『伊』134号	
166-2	不動堂	美里町	(天文13年カ16年カ) 7月29日	15440729	「伊達晴宗書状」	中津川英夫氏所蔵文書	奥口之事者、義直不動堂被攻責	『古』316号	
166-3	不動堂	美里町	(天正16年) 1月6日	15880106	「伊達政宗書状」	箕進氏所蔵文書	扨々不動堂・中目へも惣衛門尉下候刻	『仙伊』166号	
167	小泉	村田町	(天文15年) 3月13日	15460313	「伊達晴宗書状取意文」	『伊達正統世次考』卷之九下	因是十五日可攻小泉	『梁』566頁	
168	菅生	村田町	慶長10年9月26日	16050926	「伊達政宗黒印状」	正樂寺文書	すかうの 左衛門太郎	『仙伊』補遺 49号	
169-1	村田	村田町	(天文14年) 2月22日	15450222	「伊達晴宗書状取意文」	『伊達正統世次考』卷之九上	六村田急迫來、皆請遣中野常陸	『梁』561頁	
169-2	村田	村田町	(天文15年) 3月13日	15460313	「伊達晴宗書状取意文」	『伊達正統世次考』卷之九下	平沢入手之時、村田亦打入	『梁』566頁	
169-3	村田	村田町	(天文16年) 2月17日	15470217	「伊達禎宗書状取意文」	『伊達正統世次考』卷之九下	藤中中村將監在城自村田密諭	『梁』571頁	
169-4	村田	村田町	(元和8年頃以降カ) 17日	16220017	「伊達政宗消息」	菅野郁男氏所蔵文書	此文はこ、明日夜明候而、村田右衛門太輔所へ…高々、村田へつかハし候へく候	『仙伊』補遺 89号	
169-5	村田	村田町	(寛永11年カ) 11月17日	16241117	「仙台藩奉行來連署書状写」	石母田家文書	村田本町二居候遠山弥平と申者	『石母田』180号	
169-6	村田	村田町	寛永11年11月26日	16241126	「遠山三七申状写」	石母田家文書	十月朔日に村田へ弥藏參候而	『石母田』188号	
169-7	村田	村田町	(寛永11年カ) 12月17日	16241217	「孫左衛門申状写」	石母田家文書	村田の一条雅樂助ト申者ニ壳申候…村田のかい主…	『石母田』189号	

169-8	村田	村田町	(寛永3年)	16260000	「伊達宗高葬礼覚書」	伊達家文書	伊達家文書	去廿九日村田へ参	『伊』 879号
169-9	村田	村田町	寛永3年8月17日	16260817	「石母田大膳書状写」	石母田家文書	石母田家文書	早々村田江三人相談被申へきよし御意候	『石母田』 283号
169-10	村田	村田町	(寛永3年)8月28日	16260828	「遠藤玄信外二名連署状」	伊達家文書	伊達家文書	於村田ニ御葬礼可申由…三人共ニ村田へ参事ニ候	『伊』 876号
169-11	村田	村田町	(寛永3年)9月8日	16260908	「遠藤玄信外二名連署状」	伊達家文書	伊達家文書	此方村田へ御着被成候間	『伊』 877号
169-12	村田	村田町	(寛永3年)9月8日	16260908	「武山重信・堀越重治連署状」	伊達家文書	伊達家文書	今六日ニ村田へ御着被成候	『伊』 878号
170-1	坂元	山元町	(天文17年)3月4日	15480304	「伊達晴宗書状」	伊達家文書	伊達家文書	号坂本・谷地小屋両地属本意、先々返馬候	『伊』 3232号
170-2	坂元	山元町	(天正4年)4月16日	15760416	「相馬義胤書状」	田村月斎家文書・福聚寺所蔵	伊達家文書	翌日者向坂本之地及行、塞小口取刷候	『相』 編 484号
170-3	坂元	山元町	(天正5年)11月25日	15771125	「亙理重宗書状」	伊達家文書	伊達家文書	坂本之仕置等申付候間、令遅々候	『伊』 304号
170-4	坂元	山元町	(天正19年末カ)	15911200	「伊達政宗消息」	伊達家文書	伊達家文書	さかへ使者つかハし候哉、可然候	『仙伊』 874号
170-5	坂元	山元町	(天正19年末カ)	15911200	「伊達政宗消息」	中島家文書	中島家文書	仍而曰理・坂本之知行不安内候…坂本ヲはしめ、さかもと近辺之地…坂本へ相付可然所を	『仙伊』 876号
170-6	坂元	山元町	(慶長5年)9月1日	16000901	「伊達政宗書状写」	『弓証記』 十九	『弓証記』 十九	駒ヶ峯両地共ニ、坂元へ可相移候	『仙伊』 1061号
170-7	坂元	山元町	(慶長5年)10月3日	16001003	「伊達政宗書状写」	『弓証記』 二十	『弓証記』 二十	坂元之地ニ、在陣可仕候	『仙伊』 1087号
170-8	坂元	山元町	慶長6年8月11日	16010811	「伊達政宗伝馬黒印状」	永沢家文書	永沢家文書	四保 曰理 坂本 駒嶺	『仙伊』 1156号
170-9	坂元	山元町	(慶長9年)8月12日	16040812	「伊達政宗書状」	古内重義氏保管古内家文書	古内重義氏保管古内家文書	尚々、坂本ニ置申候画人之衆、御身上すミ候由	『仙伊』 補遺 70号
170-10	坂元	山元町	慶長10年9月26日	16050926	「伊達政宗黒印状」	正楽寺文書	正楽寺文書	さかもとの するが	『仙伊』 補遺 49号

170-11	坂元	山元町	(慶長年間) 13日	16000013	「伊達政宗書状」	仙台市博物館所蔵文書	坂本の兩人唯今參着之由、宗是ら申來候	『仙伊』補遺44号	
170-12	坂元	山元町	元和7年9月1日	16210901	「奥山大学他連署札写」	石母田家文書	於坂本二市被相立候日	『石母田』70号	
171	稲沢	利府町カ	(室町期)	14500000	「奥州余日記録」	余日家文書	いな沢へ來間…稻沢西城をつくへきよし…遠州の代ニ西館をゆるす	『仙中』余日家文書16号	永正11年(1514)成立
172-1	利府(村岡)	利府町	永和2年10月9日	13761009	「石橋棟義軍勢催促状」	奥州市水沢図書館所蔵留守文書	村岡城鞏固事、勤原致其沙汰候者	『南東』1975号	
172-2	利府(村岡)	利府町	(永享年間カ)	14290000	「奥州余日記録」	余日家文書	其後ハ村岡城、おと森へおり給ひて	『仙中』余日家文書16号	永正11年(1514)成立
172-3	利府(村岡)	利府町	(永祿12・13年カ)7月2日	15700702	「伊達輝宗黒印状」	三分一所家文書	仍政景村岡□被乗取候	『仙中』編年335号	村岡城カ
172-4	利府(村岡)	利府町	(天正15年)3月25日	15870325	「伊達政宗書状」	斎藤家文書	二本松より宮城迄上下	『仙伊』99号	「宮城」=利府
172-5	利府(村岡)	利府町	(天正16年)2月28日	15880228	「伊達政宗書状」	針生重次郎氏所蔵片倉家文書	松山・大まつさハ・たかきももちかね候て、おのおののきやきへとのき候	『仙伊』205号	「宮城」=利府カ
172-6	利府(村岡)	利府町	天正18年7月29日	15900729	「葛西晴信書状」	大籠首藤文書	今度利府表出張之所、盛重以下松島高木郷出張之由…早々利府寺崎民部少輔改可被渡…利府江可被渡	『岩戦』2、109号	要検討
172-7	利府(村岡)	利府町	(天正18年)10月29日	15901029	「伊達政宗書状」	日本学士院所蔵『群鳥蹟』	年人之上年太義、宮城へ來五日ニ出合	『仙伊』3588号	
172-8	利府(村岡)	利府町	(天正18年)11月3日	15901103	「伊達政宗書状」	湯日家文書	まつまつみやきへんニ鳥をたて候へく候	『仙伊』779号	「宮城」=利府
172-9	利府(村岡)	利府町	(天正18年)11月6日	15901106	「伊達政宗書状写」	『引証記』十四	当号宮城令着馬候	『仙伊』780号	「宮城」=利府
172-10	利府(村岡)	利府町	文祿4年6月吉日	15950600	「宮城之郡利府之郷検地名寄牒」	伊達家文書	中町検断…三日町…大町検断…南町けんたん…八幡町けん断…東町けんたん	『宮』692号	利府城下町の地名

172-11	利府 (村岡)	利府町	文禄4年7月17日	15950717	「伊達政宗過所黒印状」	佐藤文書	利符 黒川 中新田	『仙伊』1008号	
172-12	利府 (村岡)	利府町	慶長10年9月26日	16050926	「伊達政宗黒印状」	正栄寺文書	りふの 弥四郎	『仙伊』補遺49号	
172-13	利府 (村岡)	利府町	慶長17年9月14日	16120914	「伊達政宗伝馬黒印状」	北海道開拓記念館所蔵斎藤家文書	仙台ふはらの町りふ高城 ふかや	『仙伊』1329号	
172-14	利府 (村岡)	利府町	(元和2年)3月5日	16160305	「伊達政宗書状」	仙台市博物館所蔵文書	利府之あたりニ而うたせ候へく候	『仙伊』1886号	
172-15	利府 (村岡)	利府町	(元和3年力)11月4日	16161104	「伊達政宗書状」	亙理家文書	利府之とちめ百姓ニ	『仙伊』1950号	
173	持渡津	涌谷町	正平7年3月25日	13520325	「和賀義勝代野田盛重着到状」	東北大学日本史研究室所蔵鬼柳文書	同廿五日、於持渡津馳属御手、押寄符中南部城	『南東』1133号	石巻市河北町説も
174	小堤	亙理町	(天正4年)4月16日	15760416	「相馬義胤書状」	田村月斎家文書・福聚寺所蔵	去十三向小堤打越、在々所々放火	『相』編484号	
175	壹野浜	亙理町力	康永2年9月17日	13430917	「岡本隆弘着到状写」	秋田藩家蔵文書十	岡本三郎四郎隆弘馳参渡郡壹野浜候畢	『南東』685号	
176-1	河名宿	亙理町力	建武4年1月1日	13370100	「相馬松鶴丸着到状」	磐城相馬文書	翁向于渡郡河名宿	『南東』281号	柴田町説も
176-2	河名宿	亙理町力	建武4年4月17日	13370417	「相馬乙鶴丸代妙蓮申状」	相馬市教育委員会寄託相馬岡田文書	一族相共馳参河名宿、令対治所々城郭	『南東』303号	
177-1	亙理	亙理町	建武4年11月1日	13371100	「国近行泰軍忠状」	山名隆弘氏警城国魂文書	同五月中、馳向于渡城	『南東』357号	「渡城」=亙理か
177-2	亙理	亙理町	(天文13年)閏11月26日	154401126	「伊達種宗書状」	亙理伊達家文書	仍自其口曰理へ糧米不被通候哉…彼地統候見敬	『仙中』編年306号	
177-3	亙理	亙理町	(天正14年)12月15日	15861215	「伊達政宗書状」	『引証記』二	亙理より、近日祝言之由、承候	『仙伊』88号	
177-4	亙理	亙理町	(天正16年)5月2日	15880502	「伊達政宗書状」	伊達家文書	丸森・小斎・亙理江も相談之上	『仙伊』255号。『伊』368号	
177-5	亙理	亙理町	(天正16年)5月3日	15880503	「伊達政宗書状取意文」	『治家記録』四	丸森・金山・小斎・亙理相談、油断ナキ刷ヒ肝要ナリ	『仙伊』参考5号	

177-6	亙理	亙理町	(天正16年)閏5月23日	158800523	「伊達政宗書状」	志間泰治氏所蔵文書	仍日理相談之上…日理へも相理候間	『仙伊』281号	
177-7	亙理	亙理町	(天正17年)4月21日	15890421	「伊達政宗書状」	伊達家文書	日理へ之理も不入候…圓森・小斎・同者日理	『仙伊』412号。『伊』413号	
177-8	亙理	亙理町	(天正17年)4月21日	15890421	「伊達政宗書状」	伊達家文書	日理へ之理も不入候…同者日理以相談候	『仙伊』412号	
177-9	亙理	亙理町	(天正17年)5月1日	15890501	「伊達政宗書状」	伊達家文書	此由日理・金津・圓森・小斎五六ヶ所へ	『仙伊』418号。『伊』414号	
177-10	亙理	亙理町	(天正17年)5月24日	15890524	「伊達政宗書状」	登米懐古館所蔵登米伊達家文書	箕頭山二者、日理より坂本方被相定候	『仙伊』433号	
177-11	亙理	亙理町	(天正17年)6月1日	15890601	「伊達政宗書状」	伊達家文書	日理へも談合候て、番可被申付候	『仙伊』441号。『伊』418号	
177-12	亙理	亙理町	(天正17年)10月26日	15891026	「伊達政宗書状」	伊達家文書	日理へ及便書候	『仙伊』536号	
177-13	亙理	亙理町	(天正18年)6月11日	15900611	「伊達政宗書状写」	『引証記』九	今度自亙理被及注進候	『仙伊』702号	
177-14	亙理	亙理町	(天正18年)10月9日	15901009	「白戸隆良書状写」	秋田藩家蔵文書 卷十一	佐竹御人数之事者、亙理敷相馬ニ被殘置	『相』編618号	天正19年カ
177-15	亙理	亙理町	(天正19年未カ)	15911200	「伊達政宗消息」	中島家文書	仍而日理・坂本之知行不安内候…小十郎日理ニ指置候へ共	『仙伊』876号	
177-16	亙理	亙理町	(天正19年未カ)	15911200	「伊達政宗消息」	浦谷伊達家消息	尚々日理之事者、水損十損…ましてや日理者速々之事ニ候条	『仙伊』877号	
177-17	亙理	亙理町	(天正19年未カ)	15911200	「伊達政宗消息」	仙台市博物館所蔵文倉家文書	此ころまで重宗被相抱候わたりのうち	『仙伊』878号	
177-18	亙理	亙理町	(天正20年)1月7日	15920107	「伊達政宗書状写」	『引証記』十七	明日ハわたりへよるへく候	『仙伊』905号	
177-19	亙理	亙理町	文禄2年8月14日	15930814	「伊達政宗書状」	仙台市博物館所蔵文書	せうなこん事、わたりへあつけ候間	『仙伊』948号	
177-20	亙理	亙理町	慶長6年8月11日	16010811	「伊達政宗伝馬黒印状」	永沢家文書	四保日理坂本駒嶺	『仙伊』1156号	

177-21	亶理	亶理町	(慶長7年) 12月晦日	16021231	「伊達政宗書状」	仙台市博物館所蔵片 倉家文書	日理二者、安房守可被 相移由	『仙伊』1198号	
177-22	亶理	亶理町	(慶長7年) 12月晦日	16021231	「伊達政宗書状」	亶理伊達家文書	其方之義、日理へ可有 御越候	『仙伊』1199号	
177-23	亶理	亶理町	慶長9年12月3 日	16041203	「伊達政宗伝馬黒 印状」	猪狩家文書	日理を水沢通也、以上	『仙伊』補遺71号	
177-24	亶理	亶理町	(元和6年) 9月1日	16200901	「伊達政宗書状案」	『引証記』二十八	初蓼喰兼而仰付候哉、 日理を打候而參候	『仙伊』2214号	
177-25	亶理	亶理町	(寛永1年カ) 11月26日	16241126	「半沢伊予書状写」	石母田家文書	伊予申分正三郎召遣申 候ニ付亶理へ弥藏參候	『石母田』187号	
177-26	亶理	亶理町	寛永1年11月 26日	16241126	「遠山三七申状写」	石母田家文書	日理へ參候…日理へ參 御町の九郎兵衛と申者 …日理へ罷越	『石母田』188号	
177-27	亶理	亶理町	(寛永2年以降) 4月1日	16250401	「伊達政宗書状」	売立目録	来十一日其元へ治郡大 輔移初仕ニ付而、為休 息ニ之丸ニ別而家共救 多被立置之由	『仙伊』2910号	
177-28	亶理	亶理町	(寛永4年) 2月26日	16270226	「伊達政宗書状」	亶理伊達家文書	疾ニ可為壱城存候処、 昨日其地へ被歸候由	『仙伊』2845号	「其地」=伊達成実 の最初=亶理
177-29	亶理	亶理町	(寛永4年カ 年カ8年カ) 5月28日	16270528	「伊達政宗書状」	亶理伊達家文書	漸明日刃日理へ可有壱 城之由…日理へ可申越 候	『仙伊』3425号	
177-30	亶理	亶理町	(寛永5年カ7 年カ) 9月2日	16280902	「伊達政宗書状」	中村文書	蓼喰者、徒角田・日理 一両度來候得共	『仙伊』3446号	
177-31	亶理	亶理町	(寛永4年カ6 年カ) 9月10日	16280910	「伊達政宗書状」	亶理伊達家文書	早々明日日理へ御越、 可然候	『仙伊』3449号	
177-32	亶理	亶理町	(寛永12年) 7月4日	16350704	「伊達政宗書状」	亶理伊達家文書	一両日中ニ其元へ下着	『仙伊』3363号	「其元」=亶理カ
177-33	亶理	亶理町	(年月日未詳)		「亶理元安齋元宗 書状」	伊達家文書	当地之事、尚以由断申 間布候間	『伊』295号	「当地」=亶理カ
177-34	亶理	亶理町	(年未詳) 2月晦日		「伊達成実書状」	東和菊池文書	日理へ可被御立寄候	『岩戦』2、207号	

177-35	亙理	亙理町	(年未詳) 11月24日			「岩城親隆書状取 意文」	『伊達正統世次考』卷 之十下	因以書告之於円森亙理	『梁』601頁	
178	石塔 入道楯	宮城県カ	(興国3年) 5月26日	13420526		「北島親房御教書 写」	肥後阿蘇文書写第四	凶徒方大将石塔入道楯 被打落候了	『南東』624号	
179	某城	宮城県	(天文10年カ) 8月12日	15410812		「伊達晴宗書状」	個人蔵	去九日当地送罷出候、 十八日黒河へ進陣	『古』302号	「当地」=宮城県内 か
180	某城	宮城県	(天文15年) 3月13日	15460313		「伊達晴宗書状取 意文」	『伊達正統世次考』卷 之九下	於其地日々夜夜辛勞不 勝言	『梁』566頁	「其の地」=宛所の 飯野孫右衛門の居 所
181	某城	宮城県カ	(永祿・元龜年 間カ) 8月23日	15700823		「白宗宗書状」	伊達家文書	当地御再興之時分候之 間	『仙中』編年337号。 『伊』250号	「当地」=不明
182	某城	宮城県	(天正5年) 5月2日	15770502		「伊達輝宗書状」	佐竹文書	仍当表之事、追日敵地 取詰候	『福』873頁	
183	某城	宮城県	(天正15年) 10月16日	15871016		「伊達政宗書状写」	『引証記』二	彼飛脚于今在番、幸候 馬	『仙伊』146号	「在番」=不明
184	某城	宮城県カ	(天正16年) 2月16日	15880216		「伊達政宗書状」	所蔵者不明	今度其元へ早打之儀	『仙伊』195号	大町民部大輔の居 所か
185	某城	宮城県カ	(天正16年) 2月16日	15880216		「伊達政宗書状」	『引証記』三	今度其元へ早打之儀	『仙伊』196号	霧窪治部少輔の居 所か
186	某城	宮城県	(天正16年) 4月6日	15880406		「伊達政宗書状」	白土文書	無指義、各々令帰城候	『仙伊』235号	新沼城から退城し た大松沢・高城・ 長江氏らの帰城の こと
187	某城	宮城県	(天正16年) 閏5月16日	158800516		「伊達政宗書状」	所蔵者不明	尤其元境々無油断様任 入候	『仙伊』278号	「其元」=中島宗意 の居所
188	某城	宮城県	(天正16年カ) 9月20日	15880920		「伊達政宗書状写」	多賀城市教育委員会 所蔵天童家文書	其地江被打越候二付而	『仙伊』補遺99号	「其地」=利府か
189	某城	宮城県	(天正16年) 10月4日	15881004		「伊達政宗書状」	白井節子氏所蔵文書	又於自分も其地通信之 義、可為本望候	『仙伊』補遺293号	「其地」=葛西重俊 の居所
190	某城	宮城県	(天正18年) 11月20日	15901120		「蒲生氏郷書状」	伊達家文書	一、其城いかやうにも 候て城を御請取候か… 其城御済可然候…明後 我等其地へ参候まで	『伊』543号	

191	某城	宮城県	(天正18年) 11月20日	15901120	「蒲生氏郷書状」	伊達家文書	かたはし二理申城などハ…城々證人等におよハす、城わたし候ハんならハ	『伊』544号	
192	某城	宮城県	(天正18年) 12月26日	15901226	「和久宗是書状」	伊達家文書	一揆もち候城々ニ…いっつれの敵城にも	『伊』569号	
193	某城	宮城県	(天正19年) 1月11日	15910111	「伊達政宗書状」	渋谷和邦氏所蔵文書	大一揆城々明渡義、不通…此度城請取事相澄候者	『仙伊』補遺141号	
194	某城	宮城県	(天正19年) 1月14日	15910114	「新山胤治書状」	伊達家文書	不限其地御抱立者罷成間敷候	『伊』575号	岩出山か
195	某城	宮城県	(天正19年) 3月8日	15910308	「伊達政宗書状写」	『引証記』十五	城ヲ拵、館ヲ築、可有其構候哉	『仙伊』824号	大崎・葛西一揆関係
196	某城	宮城県	(天正19年) 6月8日	15910608	「伊達政宗書状」	佐々木繁吉氏所蔵文書	自其地直ニ出陣尤ニ候	『仙伊』3598号	「其地」=白石宗実の居所
197	某城	宮城県	(天正19年) 7月3日	15910703	「伊達政宗書状写」	『豊臣記』	大崎中過半城々逃明候内…葛西過半城々開逃仕候間	『仙伊』843号	
198	某城	宮城県	(天正19年) 7月3日	15910703	「伊達政宗書状写」	水府明德会所蔵『名将之消息録』	大崎中過半城々逃開候内…葛西過半城々開逃候間	『仙伊』3601号	
199	某城	宮城県	(天正19年) 7月15日	15919715	「浅野長吉書状」	伊達家文書	次所々城々之儀は、何も御わらせ候て可然存候	『伊』599号	
200	某城	宮城県	(天正19年) 7月18日	15910718	「伊達政宗書状」	個人蔵	其地□越已後、内々無心元候刻	『仙伊』3602号	「其地」=石母田景頼の居所
201	某城	宮城県	(天正19年) 7月28日	15910728	「伊達政宗書状」	伊達家文書	依之葛西之殘党等、城々退散候之間	『仙伊』854号。『伊』607号	
202	某城	宮城県	(天正19年) 7月28日	15910728	「伊達政宗書状写」	『引証記』十五	葛西之殘党等城々退散候間	『仙伊』855号	
203	某城	宮城県	(天正19年) 8月7日	15910807	「浅野正勝書状」	伊達家文書	城々破却被申付候	『伊』609号	
204	某城	宮城県	(天正19年) 11月7日	15911107	「蒲生氏郷書状」	松藩搜古所収文書	木伊勢父子上洛之由、城受取之尤ニ而候	『福』623頁	

205	某城	宮城県	(天正年間カ)	「伊達政宗消息」	針生寅次郎氏所蔵片倉家文書	やうかいせめなと二ハわれ人身ニかけはち二成事	『仙伊』 890号	
206	某城	宮城県	(天正年間カ)	「伊達政宗消息」	中島家文書	今度替番めしよせ候条、今般返し候	『仙伊』 896号	
207	某城	宮城県	(慶長5年7月・8月) 28日	「伊達政宗書状」	高橋由紀子氏所蔵文書	ちんやゆたんにて雨もり候ハんと	『仙伊』 1103号	
208	某城	宮城県	(慶長5年8月)	「伊達政宗書状」	留守家文書	爰元陣屋察入存候	『仙伊』 1058号	「陣屋」=北目城か白石城か
209	某城	宮城県	(慶長5年) 9月9日	「伊達政宗書状取意文」	『聞老遺事』	今度其許為加勢…境内之事者…其地之儀、内外啐啄有之様	『仙伊』 参考 39号	
210	某城	宮城県	(慶長5年) 9月14日	「伊達政宗書状」	魚澄俊行氏所蔵文書	我等手前之城々、何も堅固候	『仙伊』 補遺 108号	
211	某城	宮城県	(慶長5年) 10月5日	「伊達政宗消息写」	『伊証記』 二十	早々其地へうつつし候由、可然候	『仙伊』 1088号	片倉景綱の居所
212	某城	宮城県	(慶長5年) 10月9日	「伊達政宗書状」	登米襖古館所蔵登米伊達家文書	乍勿論、其地番、油断有間敷候	『仙伊』 1091号	桑折宗長・白石宗直らの居所
213	某城	宮城県	(慶長5年) 12月15日	「伊達政宗書状」	慈光明院所蔵文書	乍去当地辺者、雪も浅御坐候	『仙伊』 1101号	
214	某城	宮城県	(慶長6年) 2月19日	「伊達政宗書状」	我妻建治氏所蔵文書。『片倉代々記』 六	山中取出ハいかゝ、かたまり候や	『仙伊』 3634号。1112号	宮城県か福島県
215	某城	宮城県	(慶長6年) 3月20日	「伊達政宗書状」	留守家文書	手前之普請構計を専一可仕候	『仙伊』 1126号	
216	某城	宮城県	(慶長6年) 3月22日	「伊達政宗書状」	土井文書	面々城なと丈夫ニ拵候者	『仙伊』 1127号	

執筆する予定であったものである。樊温泉先生や馬俊才先生にお会いすれば、直接有益な情報をうることができるであろうし、洧水や溱水の川べりをそぞろ歩き、望母台の遺構を訪ね、中行遺跡を見学し、小城遺跡を踏査すれば、またおのずから新しい感覚が生まれるであろうと思っただからである。ところがまことに残念なことに、新型コロナウイルス感染症の流行により、現地訪問が不可能になってしまった。当然えられたであろう未知の知見が反映されていないという点において、本稿が必ずしも十全な準備のもとに執筆されたものではないことを、ここにことわっておきたい。疫情が終息したあかつきには真先に鄭韓故城を訪問し、本稿の不備をうめるべく現地調査を実施したいと思っている。

付記二 本稿は科学研究費・国際共同研究強化（B）「中国歴代都城の宮廟官寺・門朝城郭配置構造を正確に復原するための遺跡現地共同調査」（19KK0013 研究代表者・谷口満東北学院大学文学部教授）による研究成果の一部である。

て、まさしく正面突破を試みたものであったと考えられるのである。なお、こう想定してくると外朝のその奥の内朝、さらにその奥の路寝は、はたして存在したのであるかといった問題がどうしても生じてこようが、残念ながら何の推測資料もなく、それは議論そのものが不可能な状況にある。

「師之梁」という字面の意味から出発して、ここまで考察を進めることができたのは、西郭内における洧水の流向が確認されているうえに、中央西北よりに宮城区や宗廟区と目される遺跡区画が発見されているなど、相応の考古知見が得られているからである。もしこういった考古知見がまったく存在していなかったならば、以上の考察などは紙上の空想として一顧だにされないであろう。

なおはじめにことわったように、以上はもっぱら春秋鄭国都城時代の状況であり、できれば戦国韓國都城時代の状況を少しでも復原したのであるが、今のところ文献・考古ともに資料的に困難な状況にある。今後の考古学的発見を待ちたいと思う。

文献伝承と考古知見の照合を終えるにあたって、最後に一つ、さらに大胆な推測を提出することを「ご了承願いたい。それは『水経注』『洧水注』が残す次の記事に触発されての推測である。

・今洧水自鄭城西北入而東南流、逕鄭城南城之南門内、……、水南有鄭莊公望母台。

鄭韓故城平面図と照らし合わせると、その内側を洧水が流れている鄭城南城とは鄭国都城時代の西郭南郭壁であるにちがいない。『水経注』の時代、そこにはまだ「南門」が残存していたと

いうのである。

そして、一文をはさんで洧水の南側に鄭莊公望母台が残存することを記す、この叙述のありようからは、南門と望母台があたかも一直線上に並んでいるような文意にとれるのである。

『水経注』が先秦時代の情報をどれほど正確に伝えているかは疑問も多いし、そもそも南門が北で望母台が南なのか、あるいは逆なのか、その位置関係すらも記していないのであるが、鄭韓故城平面図を見ている者にとっては、この文意はどうしても気にならざるをえないであろう。

そこで平面図を今一度詳細に凝視してみると、西郭北郭壁ほぼ中央に位置する城門(G1)と望母台の遺構と伝えられる南郭壁残部地点が、ほぼ南北の一直線上にあり、しかも、その直線が南北三二〇メートル×東西五〇〇メートルのいわゆる小城の、ほぼ真ん中を通っていることが確認される。春秋鄭国都城時代に南北中軸線が設定されたかどうかは、軽々に判断することはできないであろうし、そもそも望母台の位置からして、往時のままであるかどうか疑問が残るところではあるが、春秋鄭国都城の内城はこの直線を中心軸に、いわゆる小城を内部に含む形で配置されていたという一つの初歩的な推測を提出したいと思う。この推測によるとすると、先にあげた内城候補地Ⅰ・Ⅱのうち、Ⅱのほうの方がベターであることになる。はたしてどうであろうか。

あろう。内城の三朝で所定の儀式を終えた句踐は、内城外に出て
 面前に整列している軍団に臨み、出陣式を執り行ったのである。
 この内城外前面の壇列・軍団の配置場所は、おそらく凱旋式の際
 にもその執行場所となったであろう。

越国都城のこのような内城内外の状況を援用すると、鄭国都城
 における「師之梁」の場所と機能が、さうとう正確に復原されて
 くる。鄭の軍団が整列する師之梁門前の場所は、おそらく師之梁
 の北岸の広場であったに相違ない。軍団が出発する際には、鄭公
 は師之梁門から出てこの広場での出陣式に臨み、式が終了すれば
 師之梁を渡って行軍していく軍団を見送ったのである。そして、
 軍団が帰還した際には、師之梁門から出て、師之梁を渡ってくる
 軍団を迎えてこの広場での凱旋式に臨み、式が終れば師之梁門を
 くぐって内城の内にもどっていったのである。

ということは、師之梁門は三朝三門配置という庫門に相当する
 可能性が高いことになる。庫門とは内城の最南門であり内城外と
 内城内の外朝を出入する門である。この想定はさすがに想像たく
 ましすぎるとの批判を受けるかも知れないが、しかし、論拠が薄
 弱というわけでは決してない。なぜならこの想定に従ってこそ、
 先の「盟国人于師之梁之外」という表記の意味が、かなり明解に
 理解されてくるからである。

前稿で明らかにしたように、国君の訓令を聞き、時として国事
 の合議にあずかるために国人が集合する場所は、原則として外朝
 であった。国人が庫門をくぐって内城外から外朝に入ると、国君
 は外朝に面する雉門に出御し、訓令や合議が始まるのである。し

たがって、国君と国人が盟をたてる場合も、それは原則として外
 朝において実施されたはずである。

ところが『春秋左氏伝』を讀過していくと、本来実施されるべ
 き場所で盟が実施されず、原則からはずれた場所で実施されたと思
 われる事例に、しばしば出くわすことになる。国君と国人の盟
 にも、そのような原則はずれの事例が生じたことは想像にかたく
 ない。今問題にしている『春秋左氏伝』襄公三十年の記事は、執
 権伯有の専横に対して勃発した内乱の経緯を記した一連の記事の
 一部であり、鄭公（簡公）が大夫・国人と盟ってその支持を取り
 付け、内乱鎮定の体制を整えたことを伝えたものである。本来な
 ら国人は師之梁門をくぐって外朝に相当する広場に入り、そこで
 鄭簡公と盟わなければならないのであるが、武力衝突が発生して
 いる緊急事態であり、師之梁門をくぐる余裕はなく、師之梁門前
 に集合しただけでそこで盟わなければならないのであろう。
 『春秋左氏伝』は緊急事態によるその異例性を表示するためにわ
 ざわざ「師之梁之外」という表記を使用したのにちがいない。い
 や「及其大夫盟于大宮」という表記も、本来大宮以外の場所で盟
 うのが原則であるが、この場合は異例にも大宮で盟わざるをえな
 かったという意味が表示されているのかも知れない。

以上の考察に従って、「師之梁門」とは鄭国都城内城南城壁の
 城門であり、その機能は三朝三門配置における庫門のそれに相当
 し、その内側には外朝に相当する広場が存在していた可能性が高
 いことを、自己の意見として提出しておきたいと思う。楚軍が師
 之梁門に城門攻撃をしかけたというのは、内城への侵入をめざし

のことであるから、これを渡った楚軍が城門攻撃をしかけた師之梁門とは、洧水の内側にある内城の城門でなければならぬ。楚軍に対して城門の上から矢弩が浴びせられて突破はかなわず、楚軍は出撃してきた兵士九人を捕獲しただけで終わったというのである。師之梁門は、鄭国にとっては死守しなければならない重要な城門であり、それだけにこの門には強固な防御施設が設置されていたのであろう。後者は師之梁門の外側で鄭公と国人が盟ったというものであるが、郭門の外側のような場所で盟がなされるとは考えにくいから、師之梁門はやはり内城の城門であると想定されることになろう。二つの記事をしつとながめていても、浮かんでくる想定は師之梁門は内城の城門であろうというぐらいがせいぜいなのであるが、しかし、鄭韓故城平面図、とりわけ西郭部分のそれをあわせながめれば、もう少し詳細な想定が可能になるというものである。

いったい「師之梁」とはどのような意味であろうか。まず「梁」は単純に考えて「橋梁」のことであろうから、西郭内の洧水流路と内城の位置関係から、洧水にかかる橋梁とみてまちがいない。「師」も単純に考えれば軍団のことであろうから、つまり「師之梁」とは軍団が布陣する、洧水にかかる橋梁という意味になる。おそらく出陣式や凱旋式を橋上で挙行する橋梁があり、その橋梁を「師之梁」とよんだか、あるいは出陣式や凱旋式を挙行する広場があり、その側にかかる橋梁を「師之梁」とよんだか、いずれかであろう。したがって「師之梁門」とはその「師之梁」という橋梁に面している内城の城門でなければならない。面しているとい

うからには、外からは見えない内城内の門ではなく、外から見える内城の一番外側の城壁に穿たれた城門であることになり、その城門からは洧水の流れがごく近くに望見できたであろう。そして、西郭内の洧水の流向からすれば、師之梁門は、洧水に面している内城の西城壁か南城壁かのいずれかの城門であったことになるが、楚軍が「南里」に入り、楽氏で洧水を涉り、進んで師之梁門を攻撃したという方向を考えて、南城壁の城門であると考えるとまずまちがいない。

論じてここにいたると、前稿で引用した春秋越国都城の三朝三門構造を伝える『国語』『呉語』の一文がどうしても浮かんでくる。越王句踐が呉王夫差との決戦に出陣していく様子を描いたのがこの一文なのであるが、そこに示されている内城内の三朝三門配置とは次のようなものである。すなわち、内から外に向かって、

1…路寝に相当する朝—2…内朝に相当する朝—3…外朝に相当する朝—内城外

の三朝が配置され、その出入が、魯都曲阜を例にとれば、

1の朝—(路門)—2の朝—(雉門)—3の朝—(庫門)—内城外
という三門を通過してなされていたのである。句踐は1の朝で夫人に別れを告げ、2の朝で大夫に別れを告げ、3の朝に国人を集めて号令し、そしてこれら一連の行動ののち、「壇列」が設置されている場所へ行き、軍鼓を叩かせて閲兵し、「軍」へ至ったと記されている。この「軍」とは庫門に相当する門をくぐって内城外へ出た、その門前の広場に整列している軍団を指すであろうし、「壇列」とは兵士たちと誓をたてる祭壇のごときものをいうので

の郭域に侵入したのかはもちろんはつきりとはわからない。ただ六百乗という戦車部隊であるから、南側から郭壁を突破してさらに洧水を渡って侵入したとは考えにくい（もし洧水が郭壁の外側を流れていたとすると、洧水の渡河↓郭壁の突破の順になるが）。六百乗の戦車が洧水の流れを敢えて渡るような作戦は立てがたいであろう。とするとパターン一かパターン二かということになるが、パターン二であろうことが容易に想定される。なぜなら戦車部隊が集結した達市とは大道に面したマーケット区画であり、そのようなマーケット区画は西郭内ではなく、当然居住区・手工業区が並ぶ東郭内に存在したにちがいない、したがってその東郭に入るためには、パターン二を使って東郭の北郭壁か東郭壁を突破すればよいからである。もちろんその場合、郭壁にとりつくまえにどこかで洧水を渡らなければならないが、水量からして洧水ほどは困難でなかったろうし、それに地勢を利用してうまく迂回すればあるいは洧水を渡らずにすんだかも知れない。要するに、桔秩之門も純門もおそらく北郭壁か東郭壁の郭門であり、そこから広大な東郭域に侵入したわけである。

六百乗もの大戦車部隊が、東郭内のマーケット広場に整列しているとなると、鄭国側にとってこれほどの脅威はない。楚軍は早晩内城への攻撃を試みてくるはずであり、内城へ侵入されるのを見越して、侵入前に桐丘への逃亡を企てたというのも無理からぬところであろう。ただ今回は、畏かも知れないと疑った楚軍の勘違いや諸侯救援軍の発動といった理由が重なって、戦わずして楚軍が退却していったというのが、この記事の伝えているところな

のである。

さて、ここで問題にしたいのが、前章で紹介した、宗廟を東郭内の市政府北側（政）にあて、社稷をやはり東郭内の中行遺跡（③）および金城路遺跡（①）・城市信用社遺跡（②）にあてる、『新鄭鄭国祭祀遺址』の意見である。もしほんとうに東郭内のこの二区画が宗廟・社稷であったならば、六百乗の大戦車部隊でもって東郭内の達市に陣取った楚軍は、次の行動として当然、近くに存在した宗廟と社稷の制圧にとりかかったであろう。宗廟と社稷の占拠と管理は、楚軍にとっては鄭国の滅亡に等しい、嚇嚇たる大戦果であり、主将子元としてもそれで十分満足な結果だったはずだからである。ところがそのような行動にでることなく、内城への侵攻を試みたのはなぜだろうか。それは、そもそも東郭内に宗廟・社稷は存在せず、宗廟・社稷は内城内に存在したからだとしか考えようがない。すなわち、楚軍が東郭に侵入したことを伝える、この『春秋左氏伝』莊公二十八年の記事は、宗廟・社稷を東郭内におく意見に対して一つの反証となると思うのであるが、どうであらうか。

〔師之梁門〕

鄭国都城の師之梁という門は、二つの記事に見えている。

・（楚軍）入南里、墮其城。涉於樂氏、門于師之梁。縣門発、獲九人焉。涉于汜而歸（『春秋左氏伝』襄公二十六年）。

・乙巳、鄭伯及其大夫盟于大宮、盟國人于師之梁之外（『春秋左氏伝』襄公三十年）。

前者にみえる、樂氏という場所で涉ったという河川は当然洧水

かなり離れているはずであるという、前章で提出した条件に抵触するし、いやそもそも南城壁が李家楼と重なり合うほどになってしまうから、これを除外するとすれば、残るはⅠとⅡになるが、どちらが実際の内城の配置に近いかは、この段階ではなんととも言いかねる。

いずれにしても、洧水は郭壁の内側を流れていたという大前提に立ち、あわせて鄭韓故城平面図における西郭内の様相を参照してみると、鄭大水、龍鬪于時門之外洧淵」というごく短い記事からでも、以上のように、西郭内の状況をわずかなものではあるけれども、推測して復原することができるのである。

なお、先にあげた春秋鄭国都城の郭城への侵入方法に関連して、一つの記事を取り上げ説明しておきたい。それは前稿でも取り上げた記事なのであるが、

・秋、子元以車六百乗伐鄭、入于桔株之門。子元・鬪御彊・鬪梧・耿之不比為旆、鬪班・王孫游・王孫喜殿。衆車入自純門、及達市。縣門不発。楚言而出。子元曰、鄭有人焉。諸侯救鄭、楚師夜遁。鄭人將奔桐丘、諜曰楚幕有烏。乃止〔春秋左氏伝〕
 莊公二十八年。

というものである（この記事は鄭成公十三年・前五七二年以前のものであり、先きのべたように洧水が郭壁の外側を流れていた可能性を否定しきれないが、この時点でもやはり洧水は郭壁の内側を流れていたと仮定しておきたい。ただ、そう仮定しなくとも、論述の主旨には直接影響しないはずである）。この記事の中段には文意のとりがたいところがあるのであるが、大要次のように解

読してよいであろう。

楚の子元を主将とする楚軍は、六百乗の戦車部隊でもって鄭国の都城を攻撃し、桔株之門から入った。子元・鬪御彊・鬪梧・耿之不比が旗さしものを立てて前陣をつとめ、鬪班・王孫游・王孫喜がしんがりである。戦車部隊は純門から入り、達市にまで到達した。いよいよ内城を攻撃しようとして近づいてみたが、当然内城城門の上から矢弩が飛んでくるものと身がまえていたものの、いっこうに発射されてこない。これは罨にちがいないと判断した楚軍は、互いに楚言を話しながら退却することにした。楚言で話をすれば、紛れ込んでいる敵兵を発見することができるし、楚言のみを使えば敵兵は聞き取ることができず、楚軍の意図が敵にもれる恐れがないからである。退却にあたって主将子元は「鄭には、巧妙な罨をしかけることのできる有能な軍師がいるにちがいない」といったというが、彼は罨であることを信じて疑っていなかったのだから。そうこうするうちに諸侯が鄭を救おうとしているとの情報が入り、楚軍はあわてて夜中に遁走した。一方、実は鄭公たちは罨をかけたわけでもなんでもなく、すでに内城を守りきれないと判断しており、都城をすてて桐丘に逃げようとしていたが、楚軍の様子を探ってきた間諜が「楚軍はすでに撤退していてもぬけのからで、軍幕にはカラスがとまっています」と報告したため、桐丘への逃亡は沙汰済みとなった。

楚軍が先の三パターンのうち、どのパターンを使って鄭国都城

う前提に立つて議論を進めることになる。

それにしても、東郭内の洧水は南辺を流れているのであるから、まだしも、西郭内の洧水は西北から東南にあたかも対角線上にそって流れているのであるから、郭内への洧水洪水の危険性はそうとうに高いと予想される。このような危険性を度外視してまで、都城建造当初から西郭内のほぼ真ん中に洧水流路を取り込んだのは、なぜであろうか。他の先秦都城の類似例と比較しながら、いづれ考察を試みてみたいと思う。

さて、この大前提がもつとも効果を発揮するのは、次の一文においてである。

・鄭大水、龍鬪于時門之外洧淵、国人請為禱焉（『春秋左氏伝』昭公十九年）。

ここにいう「大水」がどのような災害状況をもたらしているのかは知られないが、都城の居住民にとってはそれは何よりも洧水の氾濫を意味しているであろう。この大水害は洧水の淵で二頭の龍が鬪っていることに起因すると考えた都城の人々は、そこでその鬪いを鎮めるお祓いの儀式を実施するべく、当局にその許可を願いでたというのが、この記事の意味である。洧水は郭壁の内側を流れているという大前提を前にすれば、時門の外にその洧水の淵があるという時門は、もちろん洧水の外側の郭門ではなく、洧水のさらに内側の門、つまり内城壁の門でなければならぬ。西郭内部を西北から東南の方向へと流れる洧水の流路は、北城壁と東城壁の外側を通過するはずがなく、西城壁と南城壁の外側を通過するのであるから、つまり時門は内城の西城壁かもしくは南城

壁の城門であることになる。

そして「時門之外洧淵」という表記から想定される時門と洧水の距離であるが、鄭韓故城平面図からうかがわれる西郭内における洧水東側・北側の面積や、おそらく洧水の洪水が時門におよんで内城へ流入する危険もあつたであろうことなどを考慮すると、その距離はいわば可視の範囲、長くても数百メートルというところではなからうか。

右のような事情に洧水の屈曲状況を加えて想像してみると、内城の位置として、おそらく次の三区画が浮かんでこざるをえない（図6のⅠ・Ⅱ・Ⅲ）。このうちⅢは、内城は李家樓鄭公大墓から



図6

のまま陸路を進んで内城に近づいていくもので、もし隔壁が存在しないのであれば、内城に進軍していくまでであるが、もし隔壁が存在したのであれば、その隔壁を突破しなければ内城に近づくことができない。南郭壁の突破作戦・洧水の渡河作戦（及び隔壁が存在したのであればその突破作戦）が不可欠な作戦である（方法五）。

まとめてみれば、郭壁の突破だけで郭域に侵入するパターン（方法一）、洧水を渡河して、ついで郭壁を突破して郭域に侵入するパターン（方法二）、郭壁を突破して、ついで洧水を渡河するパターン（方法三・四・五）の三パターンということになる。『春秋左氏伝』襄公元年が伝えているのもちろん三番目のパターンである。

晋の二将が帥いる諸侯軍は、西郭の西郭壁か南郭壁か、あるいは東郭の南郭壁のどこかで郭壁を突破して郭域に侵入し、ついで面前を流れる洧水の渡河作戦を試みるようになった。鄭国側にしてみれば、第一防御線である郭壁がすでに突破されているのであるから、第二防御線である洧水で、敵軍の渡河を何としてもくい止めなければならない。渡河の攻防戦となると、機動性からして車戦ではなく歩兵戦が中心となったことは容易に想像される。記事には明記されていないが、侵入軍も歩兵部隊を投入して一兵一兵が流れを渡ったに違はなく、それを阻止しようとする鄭の歩兵との間に、激しい白兵戦が試みられたであろう。敗其徒兵於洧水という記事は、このような渡河作戦における歩兵戦の結果、鄭国側が敗北したことを伝えているわけである。この結果は、侵入軍

が洧水を渡りきって、いよいよ内城へ進軍していく態勢を整えたことを意味しているが、実際には内外のさまざまな政治状況からその進軍は実行されなかったというのが、事の顛末である。

まず郭域に侵入し、ついで洧水のほとりて鄭の歩兵を敗ったという『春秋左氏伝』襄公元年のこの記事は、前稿の繰り返しになるが、郭壁の内側を洧水が流れていたことを確かに示している。すなわち、鄭韓故城平面図が表示している、西郭西郭壁・南郭壁・東郭南郭壁の内側（東側・北側）を洧水が流れているという、郭壁・河流の位置関係は、すでに春秋鄭国都城の時代からそうであったことが確認されるのである。春秋鄭国都城時代の洧水の流れは郭壁の内側（東側・北側）ではなく、あるいは郭壁の外側（西側・南側）であったかも知れないという、先にあげた可能性はここに消滅することになり、一つの大きな不安から解放されることになる。もつとも魯襄公元年（鄭成公十三年・前五七二年）以前のある時点で洧水の流路が郭壁の外側から郭壁の内側へ変わった可能性は否定できないが、ともかく前五七二年時点では内側を流れていたのであり、以降、春秋鄭国都城時代を通じて内側を流れていたとみて間違いのないであろう。春秋鄭国都城時代の洧水、少なくとも成公十三年（前五七二年）以降の洧水は、鄭韓故城平面図の通り郭壁の内側を流れていた、これが以下に実施するいくつかの考察の大前提であり、この大前提を表明するために、襄公元年の一文を冒頭にかかげたに他ならない。したがって、以下の考察においては、成公十三（前五七二年）以後の記事であるかぎり、その記事の時点での洧水は、すべて郭壁の内側を流れていたとい

郭)・東城(東郭)という連結配置は存在せず、鄭国都城は、西城分の面積と東城分の面積をあわせた、きわめて広大な郭域のなかに内城が存在する―その位置は西北部ということになるだろうが―、内城外郭式構造をとっていたことになるわけである。

二・文献伝承との照合

鄭韓故城の考古知見を常に念頭におきつつ、以下に鄭韓故城に関する文献伝承を取り上げて両者の照合をはかりたいと思うが、とりあげる文献伝承のほとんどは、すでに前稿で取り上げたものである。あえて重複を避けなかつたのは他でもない、前稿では文献伝承のみを考察の手段としたのに対して、本稿では先にあげた考古知見との照合をはかることを手段としており、同じ文献伝承であっても、その資料価値の發揮のさせかたにはつきりした違いがあるからである。また『春秋左氏伝』からの引用が大半であり、したがってそこから描き出されている鄭韓故城の様子は、もっぱら春秋鄭国都城のそれであることになる。いわずもがなのことであるが、最初にことわっておきたいと思う。(図6・7が以下の論述で使用する鄭韓故城平面図である。また前章での考察に基づき、以下には、西城を「西郭」、東城を「東郭」、外側の大城壁を郭壁、郭壁の内側を郭域と表示して議論を進めることにする)。

〔洧上と洧淵〕

・夏五月、晋韓厥・荀偃帥諸侯之師伐鄭、入其郭、敗其徒兵於洧上(襄公元年)。

これは晋の韓厥と荀偃が諸侯の軍を帥いて鄭国の都城を攻撃し、その郭(郭)に侵入して鄭軍の歩兵を洧水のほとりで敗つたことを伝えたものである。前稿ではこの記事でもって、鄭国都城の郭内を洧水が流れていることの一つの証左としたのであるが、詳細な鄭韓故城平面図を手にしている現段階では、この攻防戦の状況をさらに詳しく再現することができる。

鄭国都城の郭域に侵入し、そして最終目標の内城を攻撃しようとする場合、鄭韓故城平面図によるかぎり、次のような侵入方法が考えられる。一つは西郭の北郭壁を突破して侵入するものであり、侵入すれば内城は目の前である。(方法一)。一つはまず溱水をどこかで渡り、東郭の北郭壁あるいは東郭壁を突破して侵入するものであり、侵入ののちはそのまま陸路を進んで内城に近づくことになる。この場合、もし隔壁が存在しないのであれば、内城までさえぎる障壁はないが、もし隔壁が存在したのであれば、その隔壁を突破する一大作戦が必要になる。溱水の渡河作戦・北郭壁あるいは東郭壁の突破作戦(および隔壁が存在したのであればその突破作戦)を覚悟しなければならぬ方法である(方法二)。一つは西郭の西郭壁を突破して侵入し、さらに洧水を渡って内城に迫るものであり、洧水を渡れば内城は目の前である。郭壁の突破作戦・洧水の渡河作戦の二作戦を敢行せねばならぬ方法である。(方法三)。一つは西郭の南郭壁を突破して侵入し、さらに洧水を渡って内城に近づくものであり、郭壁の突破作戦・洧水の渡河作戦の二作戦を試みなければならぬ方法である(方法四)。一つは東郭の南郭壁を突破して侵入し、さらに洧水を渡って、そ

を東に連結しているというだけでは、座西朝東型とは判定できないのではなからうか。

門朝・城郭構造といっても、門朝配置については何も推測することができず、城郭配置についてのみ、右のような簡単な推測ができるだけである。これでも大胆すぎるとの批判を免れそうもないし、では東城中部の例の祭祀遺跡を何の遺跡と考えるのかといった質問も発せられるであろうが、ともかく現時点での結論として、この推測をにかけておきたいと思う。そして、次章の考古見と文献伝承を照合する作業にあたっては、この推測を前提として実施することを、とりわけ内城は西城(西郭)の内部にあつたということを前提として実施することをあらかじめことわっておかねばならない。

考古知見の紹介を終えるにあたって、最後に一つ、より大胆な推測を提出することを了解願いたい。それは先に挙げた、西城と東城をわかつ隔壁の建造を戦国時代とする、馬俊才氏の意見に対する賛否の表明である。今一度、西城南辺李家楼(李)から東城西南隅后端湾(后)にかけての洧水北岸―東岸で発見されている、鄭国都城時代の墓葬配列情况进行整理してみると、まず西北側に李家楼鄭公大墓とその付近の中小型墓および新建南路の三十座の墓葬(新。「新鄭県新建南路両周及両漢墓葬」『中国考古学年鑑一九八九年』)などが並び、そこから東南に向かった后端湾に鄭公墓と目される十五座の大型墓および三千座あまりともいわれる中小型墓が並んでいる。これは春秋鄭国時代に、この洧水北岸から洧水東岸にかけての西北―東南のベルト地帯が、鄭国の一大墓

区として設定されていたことを示しているであろう。鄭公墓のうち十六座がここに配置されていることからしても、この墓区は春秋鄭国にとつてもっとも重要な墓区であったことは疑いない。現状によれば、この墓区は郭壁によつて西北部と東南部に分断されているわけであるが、春秋時代の当時、このように重要な墓区を城壁の内・外にわけて、わざわざ連続させないよう設定することがあつたであろうか。各地で発見されている数多くの先秦時代墓区を通覧してみても、墓区が当初から城壁によつて分断されている例はほとんどない。つまり、春秋鄭国の時代に自らの重要墓区を自ら分断したとは考えにくく、城壁を建造して分断したのは、当たりであるが鄭国都城の人々ではなく、侵入者として鄭国にとつてかわつた戦国韓国の人々である可能性を捨てきれないのである。換言すれば、春秋鄭国都城にはこの隔壁は存在せず、戦国韓国都城になつてはじめて建造された可能性が高いのである。この可能性の高さを信じて、隔壁は戦国韓国の時になつて建造されたとみる馬俊才氏の意見に賛同したいと思う。おそらく戦国韓国時代に洧水内側(北側)の南城壁(図2 S―E)が建造された際に、ほぼ同時に隔壁も建造されたのではなからうか。そう思つて目をこらしてみれば、Sの部分でこの内側(北側)の南城壁と隔壁が一本の城壁としてつながっているようにみえなくもないが、どうであろうか。それはまた一方で、内側(北側)城壁(S―E)の建造年代が戦国時代は戦国時代でも、韓国都城以降であることを示唆することにもなる。

もしそうであるとすると、春秋鄭国都城にはそもそも西城(西

かかると予想される主要な知見を、若干の自説をつけて取り上げてみた。とりあげたほとんどが春秋時代の知見であって、戦国時代のそれはごく少ないことが容易に理解されようが、門朝・城郭構造の復原にかかわる知見となると、実のところ、春秋中期の祭祀遺跡や春秋鄭公墓区など、大半は春秋鄭国都城時代のもので、戦国韓國都城時代のものも発見が少数にとどまっているからである。閻老墳一帯遺跡などは、もう少し発掘が進めば戦国宮城区の様相がそうとうに明らかになるのかも知れないが、今のところ宮城区であろうとの推測だけが可能な程度の知見が得られているだけに過ぎない。

したがって、以上の知見から推測されてくる門朝・城郭構造とは、実際には春秋鄭国都城のそれであるということになる。戦国韓國都城のそれは、そこから類推しておおまかな状況を推測するしかないのである。このような考古資料上の事情を確認したうえで、結論めいた推測をかかげてみれば次のようになる。

春秋鄭国都城の内城は西城の内部に存在した。その位置はおそらく、中央部分から付近四周にかけての地域のどこかである。中央北よりの閻老墳一帯―小城遺跡は、その一つの候補地である。戦国韓國都城の内城も同様に中央部分から付近四周にかけてのどこかであると考えられるが、鄭国都城のそれと全く重なるか、一部重なるか、全く重ならないかは推測できない。その内城区と周囲の四城壁の間は郭域であって、したがってそこには李家樓鄭公墓をはじめいくつか墓区が配置されていた。要するに春秋鄭国都城の西城は四城壁を郭壁

とし、その内部に内城が置かれる。内城外郭式構造をとっており、おそらく戦国韓國都城もこの構造を踏襲したと思われる。これに対して、春秋鄭国都城の東城は墓区・手工業区・住居区などが各所に配置されているが、内城に相当するエリアはどうやら見られない。墓区や手工業区や住居区の遺跡で一つ一つ塗りつぶしていくと、内城がありそうなエリアは存在しなくなってしまうのである―本来ならばこの塗りつぶし作業についても、その内容を紹介する必要があると思うが、この東城内部の遺跡分布状況は常識に属すると考えられるので、考古知見を紹介した上述の説明においてはこれを省略した。おそらく戦国韓國都城もこの状況を踏襲したと思われる。つまり、鄭国都城時代・韓國都城時代を通じて、西城は内城外郭式構造をもった「西郭」であり、東城は内城をもたない郭域の機能だけをそなえた「東郭」であって、その西郭と東郭が西―東に連結されていたと想定されるのである。西城を時として「内城」と表示することがあるが、それは、東郭（外郭）に対して内側＝政治的区画というほどの意味で用いられているのであり、内城外郭式構造という、宮殿区を囲む内城とは指示する意味も大きさも異なっている。以上の想定にしてもしまちがいないものとする、座西朝東型か座北朝南型かは、西城（西郭）内部に存在した内城がどちらを向いているかによって判定しなければならない。国君の宮城が配置されている西城が、墓区や手工業区や住居区が配置されている東城、いかなれば一般居民区・被支配者区である東城

新熱電廠(熱)・金城路東段(金)・河李村(河)などの墓区であり、先にあげた、蔡全法氏たちが祭祀遺跡(社稷)であると考えられている中行遺跡の一面からも数座が発見されている。一つ一つ探索していけば、現段階でも十数か所の中小型墓墓区をあげることができであろうし、今後さらに新たに発見されて追加されることも疑いない。ところでこれらの中小型墓区には、春秋墓と戦国墓の双方が存在している例もある。戦国時代になると、韓王陵などの大墓はすべて城外に配置されるようになり、中小型墓も多くが城外に配置されるようになるのであるが、なかには、春秋墓区と並んであるいは接近して、依然として城内墓区に配置される中小型墓もあったのである。これが戦国であつてもいまだ鄭国都城時代の墓葬であれば別に不思議はないが、もし戦国韓国都城に入ってからのものであるとすればどのような意味合いがあるのか、いずれ城内各中小型墓墓区の詳細な発掘報告をまつて、あらためて議論されることであろう。

なお、春秋時代中小型墓墓区の配置状況については、もう二点、注意しておきたい事情がある。一つは南城壁と洧水に挟まれた狭い範囲に、かなりの墓数をもった墓区が存在しているという事実である。たとえば、馬俊才論文があげている、前掲の河李村墓区(河)、近年その一部が発掘されて話題を呼んでいる侯家台墓区(侯)などがそれである(焚温泉前掲論文)。あくまで城内であるとはいえ、洧水による浸食を敢えて避けることなく、城壁と河川に挟まれた幅わずか三百メートルほどの空間に、わざわざ相当数の墓数をもった墓区が配置されているのはなぜだろうか。この疑

問からは、春秋墓区が配置された時点では洧水はまだ南城壁外側(南側)の旧河道を流れていて、現河道に移っておらず、河李村や侯家台には洪水浸食のおそれがそもそもなかったからである、という想定が生じるであろう。つまり、この墓区の位置は、春秋から戦国にかけての時期に洧水の河道が南から北へ移動したかどうかという、冒頭でかかげた例の問題の解決に一つのヒントを提示するかも知れないのである。ただ残念ではあるが、目下のところこれら春秋墓区の考古知見には、ヒントとなりうるような知見は発見できないようである。より詳細かつ全面的な考古発掘の実施をまちたいと思う。

今一つは、西城内の墓区・手工業区などの発見状況をみると、中央部分及びその付近四周には、それらがほとんど見られないという事実である。とくに墓区がそうであり、南城壁に近接した李家楼(李)や侯家台(侯)、東城壁に近接した工農路南関(工)。「新鄭県工農路南関西周至北朝墓葬」『中国考古学年鑑一九九三』など、西城内の辺縁部には見えているが、中央部分及びその付近四周では皆無に等しい状況にある。この情況は、春秋鄭国都城時代・戦国韓国都城時代を通じてのものであると考えられる。これは中心部分及びその付近四周は、内城及びそこに隣接する公共施設の配置区であり、手工業区や墓区を配置することが実際上不可能であったためではなからうか。つまりこの事実は、鄭国都城の内城も韓国都城の内城も西城内中心部分及びその付近四周に存在したと考える、通説的な意見を傍証づけているのである。

以上、鄭韓故城の考古知見のなから門朝・城郭構造の復原に

の参観区画は「鄭王陵博物館」と名付けられている。

そのうち十五座の大型墓が鄭公墓であるとされており、そうだとすると、鄭国二十二君のうち七割がここに葬られていることになろう。もつとも十五座が鄭公墓であると判定されているのは、いずれももつばらその墓坑の大きさからであつて、たとえば副葬品の中に墓主が鄭公であることを明示しうる器物が見えているからではない。この点一抹の不安が残るのであるが、幸いなことに数年前に発掘された三号車馬坑の内容が、この不安をゼロに等しいほどに払拭してくれるであろう。

后端湾墓区の西北端に位置する三号車馬坑を発掘したところ、南北最長一一・七メートル・東西最長一〇・六メートル・深さ七・五メートルという巨大な土坑から、実に車輛四八輛、馬一二四頭以上という大量の車馬が出土したのである。もちろん鄭韓故城で発掘されている車馬坑としては最大規模であるし、他の春秋列国国君の陪葬坑にもほとんど例をみない規模である。これを鄭公以外の墓主、たとえば卿・大夫クラスの墓主にあてることが、どう見ても無理であろう。この陪葬坑はその位置からして、当然東隣の「鄭公一号大墓」に属するはずであるから、つまりこの鄭公一号大墓は文字通り確実に鄭公墓であるということができるのである（樊温泉前掲論文）。この鄭公一号大墓が確実に鄭公墓であるならば、その墓坑規模においてほぼ同等である他の十四座の大型墓も鄭公墓である可能性は、限りなく百パーセントに近いことにならざるをえない。三号車馬坑の発見は、十五座大型墓の墓主判定に、大きな前進をもたらしたといえよう。

李家楼鄭公大墓と后端湾の十五座の大型墓、今のところ鄭公墓であると見なされているのは以上あわせて十六座である。今後十七座目以降が発見される可能性がないわけではないが、二十二座のうち十七座という割合は、鄭公墓区の配置位置を推測するのに十分なものといわねばならない。すなわち、鄭公墓のほとんどは、李家楼から后端湾にかけての洧水の北岸―東岸に集中的に配置されているとみてよいのである。鄭公の大墓は、いずれの鄭公も原則として、このおよそ二キロメートルの区画内に設定されていた可能性が高いであろう。城外の戦国韓国王墓の墓区が、数キロメートルの間隔をおいて、あちこちに分散しているのと、明らかに違いがあることになり、この事情は、先秦列国都城における春秋列国国君墓区と戦国列国国君墓区の配置情況の相違を考察するにあたって、一つの重要な検討資料となるであろう。

次に中小型墓の墓区であるが、鄭公大墓につぐクラスの中型墓墓区としては、たとえば東城内東北張龍莊の墓区をあげることができる（張、『中国考古学年鑑二〇〇一』「新鄭市張龍莊春秋墓地」蔡全法・馬俊才執筆）。発見された四座の春秋墓はいずれも長さ約十一メートル・幅約九メートル・深さ約三メートルであり、墓坑の規模は中型といったほうがよいような大きさである。鄭公大墓の長さがいずれも約十五メートルであるのには及ばないが、この四座の墓主が大夫のなかでも上級クラスの人物であつた可能性は高いであろう。

これより小さい中型墓・小型墓の墓区となると、城内各所に点々と散在している。前掲馬俊才論文にしたがえば、大呉楼村北（吳）・

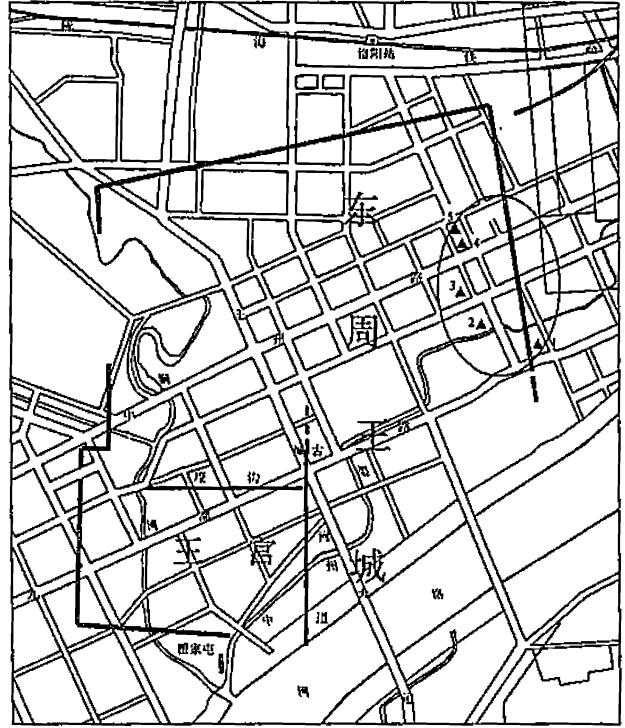


図5

中心から大きくはずれた地点に存在しているのである。そして、中心から離れているというだけではなく、内城と目される、王宮からはさらに遠く離れていて、東周城大城壁（郭壁）の中央を中心点として、ほぼ西南隅―東北隅という点対象の位置関係にあることが確認される。

洛陽東周城の春秋王墓についてのこの事情を、もし鄭韓故城西城東南の李家楼鄭公大墓の配置位置に援用するならば、春秋鄭国都城の内城は、南城壁に接近する李家楼の反対側に、西城北城壁に接近して存在していたことになろう。そこで、李家楼鄭公大墓

―西城東南辺と点対象の位置にある西城西北辺に目を向ければ、そこはまさしく通説的意見が宮城区にあてている閻老墳一帯ということになってくる。この配置関係は通説的意見の正しさを強く証拠づけているのであり、それはつまり春秋鄭国都城の内城は―通説的意見にいう宮城区が内城そのものなのか、あるいは宮城区は内城内の一区画であるのかはともかくとして―、洛陽東周城の内城（王宮）―春秋周王墓の位置関係と同様に、西城内の中央から北城壁にかけての地域に存在した可能性がきわめて高いことになるのである。

鄭韓故城西城や洛陽東周城のこのような国君大墓の配置情況が、他の春秋列国都城に通じて見られるものかどうかは、もちろんはつきりしない。ただ、少なくとも郭内に国君大墓が配置される場合、それは郭内のはずれに配置され、しかもそこは内城からかなり離れた場所であったという例が提示されたことは確かである。李家楼鄭公大墓の配置場所は、そのような事例の一例となっているという点においても、貴重な意味をもっているのである。

鄭公大墓の墓区として知られている今一つは、これも周知の後端灣墓区である（后）。東城西南部の後端灣村に位置しており、かつてはおよそ南北七〇メートル×東西三五〇メートルの墓区であると考えられていたが、その後の調査でその面積はさらに広く、北は金城路、東は倉城村まで広がっていたであろうと推測されている。墓数も目下のところ三千座あまりと概算されているが、これも調査が進めば当然増えるであろう。発掘されたうちの数多い墓葬が、土坑を保存したままで一般の参観に供されており、そ

れた可能性もまったく否定することはできないであろうし、李家楼に鄭公墓が一座しか存在しないのは、あくまで現状でのことであって、今後付近で他の鄭公墓が発見される可能性も否定することはできないであろうが、この着眼点によって、目下のところ楊説が、李家楼鄭公大墓墓主問題における最有力意見となつていくことは認めないわけにはいかない。今後、楊氏所説をめぐる議論が大いに進展することを期待したい。

さて、鄭公大墓が存在する李家楼の位置は、もう一つの重要な意味をもっている。それは南城壁西段にかなり接近しているといえ、西城の外側ではなく確かに内側に位置しているという事実である。

西城城壁の規模は、北城壁三二四〇〇メートルあまり、東城壁（隔壁）はI—Pを取ればおよそ三五〇〇メートル、N—Sを取ったとしてもおよそ二五〇〇メートルである。南城壁と西城壁は壁長を推測しうるほどに遺構が残存していないのは残念であるが、北城壁・東城壁の壁長から想定される周長の規模は、洛陽東周城・魯都曲阜城などに比べればやや短いものの、しかし、春秋列国都城のそれとしては決して不十分なものではない。西城だけでも、その規模は春秋鄭国の都城として決しておかしくはないのである。前稿で指摘したように、『春秋左氏伝』によれば春秋列国の都城は原則として内城外郭式構造をもっており、したがって内城の外側を大きく囲む城壁は郭壁であると意識されていて、その城壁に穿たれていた城門は郭門と称されることが通例であった。このような状況からすれば、春秋鄭国都城の西城城壁は、その規模

からして郭壁であり、その内側は郭域であったと考えねばならぬ。

すなわち、李家楼鄭公大墓は春秋鄭国都城西側郭壁の内側、つまり郭域に位置しているのである。春秋列国都城において、国君の大墓が郭域に配置されている例はどれほど存在するのか、それは、先秦各都城遺址の相当数を抽出して、それぞれの考古知見を網羅的に整理する後の作業において問題にする予定であるが、この段階で予想してみてもその例はそう多くはないであろう。中小型墓はともかく、国君大墓が郭内に配置されている例は少数であると予想されるのである。李家楼鄭公大墓は、その少数の例の一つに他ならない。

そして、その少数例という点においてだけでも、李家楼鄭公大墓の位置はすでに貴重な意味をもっているのであるが、郭内の国君大墓は、郭域といってもそのどのあたりに置かれた例があったのかを例示しうる点においても、実は貴重な意味をもっていることに注意しなければならぬ。

李家楼鄭公大墓は、西城の中心からは大きく東南にはずれた、南城壁に接近した場所に位置している。この事情からは、洛陽東周城における春秋周王墓の配置位置が、類推例としてごく自然に浮かんでくるであろう（図5）。徐昭峰『東周王城研究』科学出版社・二〇一九年・図7—9）。春秋周王墓の可能性がきわめて高いとされる四座の大墓（図5の2・3・4・5）は、いずれも東周城東城壁に接近して配置されている。この東城壁は規模からしてどうみても東郭壁であって、春秋周王墓四座は郭域は郭域でも、

位置がどのような点で城内の門朝・城郭配置を反映しているかとなると、その反映している点を探すのはほとんど不可能に近いはずである。したがって、ここで取り上げる墓区はいきおい城内の墓区に限らざるをえない。いや、実は城内の墓区であつても、その位置がどのような点で門朝・城郭の配置状況を反映しているのか、はつきりした事例の発見はほとんど見込めないようなのであるが、しかし、何らかの事例がみつかるかもしれないし、それに先秦都城の考古知見を紹介しようとする場合、墓区の分布を省略してしまふわけにはやはりいかないであろう。そこで発見されている数多い城内墓区のなかからいくつかを取り上げてみようと思う。

まずは、鄭公の墓葬と目されている大墓を取り上げることにしたいが、もちろんそれは鄭韓故城考古の出発点ともいふべき李家楼大墓からはじめなければならぬ。その位置は西城内の東南部、旧新鄭県城の東南隅、洧水北岸至近の地である（李）。なにせ一九二三年の発掘であつて、墓主を推測できるような考古学的樹情報がきわめて少ないのは残念であるが、墓葬の規模・副葬品の内容からして、新鄭の人たちがこれを「鄭公大墓」と呼んでいるように、春秋鄭公の墓であることは確かであるとみてよいであろう。もつとも、ではその鄭公が誰であるかということになると、周知のように大墓発見以来異論の続出が続いており、今日に至るもいまだ定説をみていない。定説がないということは、いずれの意見も一長一短ということを意味しているが、ただこの大墓が発見された李家楼という位置が何を意味しているかという論点に

限つていえば、楊文勝氏の所説に言及しないわけにはいかないと思う（楊氏「新鄭李家楼大墓出土青銅器研究」『華夏考古』二〇〇一年三期）。

楊氏所説の結論は、墓主を靈公とみるものである。その論拠の一つとして、楊氏は次のようなきわめて興味深い論証をほどこしている。

靈公は、前六〇五年に臣下の子家によって弑殺された。靈公に攻撃されることを恐れた子公が先手をうつて子家と共謀し、靈公を殺害したのである（『春秋左氏伝』宣公四年）。その六年後に子家が死ぬと、鄭の人々はさかのぼつて君主殺害の大罪で子家を処罰し、子家の墓を暴き、その一族を追放するとともに、幽公を改葬し、あらためて諡号を靈公と改めた（『春秋左氏伝』宣公十年）。このようないきさつで、死後六年たつて改葬された靈公は他の多数の鄭公が眠る墓区には埋葬されず、一人ぼつんと離れて李家楼の墓に埋葬されたのである。李家楼には鄭公大墓以外に鄭公墓クラスの大墓が見えないという事情は、とりもなおさずこの墓主が改葬された靈公であることを示しているのである（意訳）。

李家楼には、いくつかの中小型墓が見えるものの、鄭公墓と目される大墓はただ一座のみである、つまり李家楼墓区の位置は多数の鄭公墓が集合している位置（もちろんそれは次にあげる后端湾墓区をいうのであるが）から離れているという事情に注目したこの論証は、その着眼において敬服に値すると思う。もちろん、靈公以外の鄭公が何らかの理由で集合墓区から一人離れて埋葬さ

論はなさそうなのである。そうすると戦国韓国都城にあつては、宮城区の東南に隣接して宗廟があつたことになり、通説的意見の支持者たちは、これは宮城の南面左手に宗廟が位置する、左祖の配置であり、つまり戦国韓国都城は座北朝南構造をとっていたとみなしている（たとえば前掲『新鄭市文物志』）。

春秋鄭国都城⇨座西朝東構造⇩戦国韓国都城⇨座北朝南構造
春秋鄭国都城から戦国韓国都城への交替は、座西朝東型から座北朝南型への転換を伴っているというのであり、楊寛学説の再検討に一つの重要な示唆を与えることになるであろう。

〔墓区〕 図4。

墓区の配置には、春秋鄭国時代と戦国韓国時代のそれに、はっきりした相違を見出すことができる。一言でいうならば、春秋鄭国時代の墓区が鄭韓故城城内・城外の双方に見られるのに対して、戦国韓国時代の墓区は城外にしか見られないという相違である。もちろん城内に戦国墓が皆無というわけではないのであるが、しかしごく少数でしかも中小型墓がほとんどであり、大量でしかも大中小型墓がまんべんなく発見されている春秋墓の様相とははっきりとした差が見られるのである。とくにその相違がきわだって表示されているのは国君クラスの大墓墓区の配置状況であり、十か所に及ぶという戦国韓王の陵墓区は、すべて鄭韓故城の城外、とくに城外の西方・南方に配置されていて城内には一か所もみえず、対して春秋鄭公の陵墓区は、目下のところ確認されたすべてが城内にあり、少なくとも考古知見に限っていえば、城外には存在しないという状況を呈しているのである。国君大墓墓区の春秋から

戦国へかけての都城内から都城外への移転というこの事情は、先秦陵墓史の研究に貴重な資料を提供することになる。

ところで、各墓区の分布の様相は門朝・城郭の配置状況を何らかの点で反映しているに違いない、という予測のもとにここでも鄭韓故城のそれについて取り上げてみようと思うのであるが、ただ、反映しているに違いないといっても、門朝・城郭の配置状況とはいうまでもなく城内の配置状況なのであるから、城外墓区の

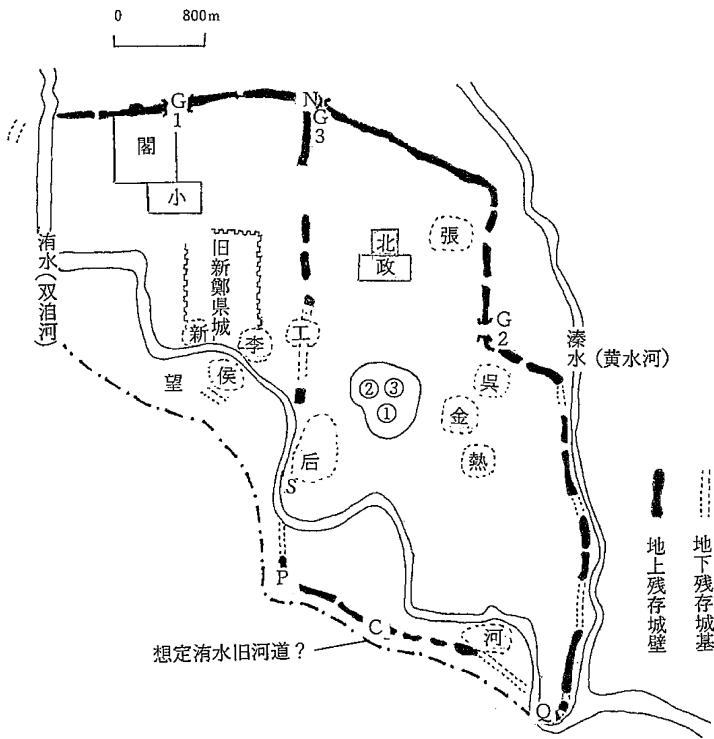


図4

は、『周礼』では宗廟・社稷はどこにおかれるべきであると認識されていたのかを明らかにし、『春秋左氏伝』の記事は都城の宗廟・社稷の配置位置をどう伝えているのかを明らかにすることを主要な課題の一つに設定し、鋭意関連記事の捜索に務めたのであるが、残念ながら有効な記事を一つもあげることができなかった。ただ魯都曲阜の周社と亳社が外朝におかれていた可能性があるのをはじめ、どうやら宗廟と社稷は内城内（外朝）に置かれるのが原則で、それが実行されていたらしいのに対して、外郭に置かれるのが原則でそれが実行されたらしいことを示唆する事例はどこにもないことだけは確認できたと思う。このような情況のなかで、春秋鄭国都城だけに、その宗廟・社稷の位置を外郭域に設定することは困難である。

二、東西の幹線街路（D—G2）をはさんで宗廟と社稷が線対称の位置にあるとなると、G2はいわば東大門で、この幹線街路は宮殿区の正面から東にのびる都城の中心軸としての、いわば「都大路」ということになろうが、そこでこの幹線街路をまっすぐ西へ進んでいくと（この幹線街路は現在の洧水路にはほぼ重なる）、西城内東南に残存する旧新鄭県城の東城壁南段につきあたることになる。そこはのちに取り上げる李家楼鄭公大墓に至近の場所であり、鄭韓故城考古工作者たちが鄭国都城の宮城区であると常識的に考えている西城西北閣老墳一帯からは、南へ三キロメートルほども離れている。しかもその旧新鄭県城東城壁南段一帯からは、宮城区に相当す

るような遺構は発見されていない。そうすると、西城西北部の宮城区から「都大路」が東へ走っているのではなく、「都大路」はなぜか宮城区から東南へ三キロメートルも離れた地点から東へ走るよう設定されており、その大路の左（北）右（南）に宗廟・社稷がくるよう設計されていたことになる。せっかく「左祖右社」の配置を実現しようとしながら、これではきわめて不完全な実現といわねばならず、どうしてこのような不完全さのままなのか、いぶかしさがつのらざるをえない。このいぶかしさをつきつめていけば当然、そもそも（政）を宗廟にあて③（および①②）を社稷にあてる想定への不安にいきつくことになるであろう。

このような疑問は『新鄭鄭国祭祀遺址』を読めば誰もがいだくであろうし、いや報告の執筆者たち自身も実はあるいはいだいているのかもしれない。この問題は、結局は（政）や①②③といった祭祀遺跡の性格をどう判定するかにかかっているのであり、さらに関連考古資料が増加して議論が加速することを期待したいと思う。

春秋鄭国都城の宮城区と宗廟の位置については、馬氏論文と『新鄭鄭国祭祀遺址』で右のような意見の相違があり、そして後者の意見が絶対多数を占めているのであるが、他方戦国韓國都城のそれについてとなると、馬氏と他の考古工作者に意見の相違はなく、いずれも西城中央西北よりの閣老墳一帯の遺跡を宮城区にあて、その東南の小城遺跡を宗廟（馬氏は宗廟もしくは国朝）にあてる通説的意見で一致している。この意見についてはどうやら誰も異

も社稷の遺構であると考えている。そうすると社稷が三箇所に存在したことになるが、これは『礼記』『祭法』などという「一國三社」の制（都城には国君の社祀・支配者層の社祀・一般民の社祀の三社がおかれるという制）が実現されているものであり、相互至近の場所に三箇所の祭祀遺跡が存在すること自体が逆に三遺跡が三社であることの証拠となっている、というのが報告者の意見である）。

・使用年代は春秋中期、鄭の文公・穆公から襄公・成公の時代である。

つまりここは春秋鄭国都城の社稷であったと判定しているのであるが、さらに進んで次のような想定を提出している。

・中行遺跡が社稷の遺構であるのに対して、新鄭市政府の北側、より具体的には政府以北・黄水路以南・市一中操場以東・中華路以西の遺跡区画（政）が春秋鄭国都城の宗廟の遺構である。こうして春秋鄭国都城の社稷と宗廟は、南と北に対置することになるが、両者の間には東城東城門（G2）を通過する東西の幹線街路が走っている（D—G2）。春秋鄭国都城は、楊寛学説のとおり、内城としての西城が東を向いて郭域としての東城を支配する「座西朝東」の構造をもっており、内城から東をみて東西幹線街路の左（北）に宗廟、右（南）に社稷という配置は、まさしく儒教經典の「左祖右社」の実現であった、このことは春秋鄭国都城が座西朝東構造をとっていたことを、あらためて強く証拠づけている。

中行遺跡の発掘総責任者にして『新鄭鄭国祭祀遺址（上・中・

下）』の執筆責任者は蔡全法氏であるが、馬俊才氏は発掘にも執筆にも、いわば蔡氏の片腕として参加している主要メンバーの一人である。馬氏が春秋鄭国都城の宮殿区とみている市政府北側の遺跡（政）とは、とりもなおさず『新鄭鄭国祭祀遺址』が春秋鄭国都城の宗廟遺跡（政）にあてている遺跡そのものなのであるから、馬氏が『新鄭鄭国祭祀遺址』執筆メンバーの一人として、宗廟遺跡にあてるとの説を支持しているとすれば、それはそこを宮殿区にあてるとのかつての自説を撤回していることになるが、そうなのであろうか。

馬氏に直接聞いてみたいところであるが、それはともかくとして、右の三点の意見、ことに三点目の意見は、鄭韓故城のみならず、先秦都城全体の平面構造復原に重要な影響をもらすことはまちがいない。もちろんこの意見に正面から対応するだけの準備は、今のところもちあわせていないのであるが、意見の重要性にかんがみて、一応賛否の態度だけは示しておきたいと思う。苦心に苦心を重ねた精密な議論には敬意を表するが、現段階ではどちらかといえば賛同することができない。その理由は二つである。

一、東城内部には墓区・手工業作坊区・倉庫区などがあちこちに分布し、確かな遺跡は発見されていないけれども、当然一般居住区もあちこちに分布していたと考えられる。この情況は東城内部が外郭域であることを示しており、そのことは『新鄭鄭国祭祀遺址』の執筆者たちも認めている（前言で「東城是廓城」といっている）。神聖な施設である宗廟・社稷が外郭に設置されている事例が他にあるであろうか。実は前稿で

強いようである。

ただこの二つの遺構区の発掘・調査は必ずしも十分なものではない。そのためか、他ならぬ馬俊才氏は右の通説的な意見とは異なった、独自の意見を提出してはばからない(馬氏前掲論文)。馬氏の意見は、春秋鄭国都城の宮殿区を東城中央西北よりの、新鄭市政府の北側、南北約三〇〇メートル×東西約六〇〇メートルの遺跡区画におくものである(政)。あわせてその北端の南北八〇メートル×東西二〇〇メートルの遺跡区画が鄭国都城の宗廟遺跡であろうと推測している(北)。もちろん閣老墳一帯の夯土台基地区が春秋時代の台基地区であったことを無視しているわけではなく、そこは宮殿区から西に離れた鄭国都城の「西宮」地区であったとみなしている。そして、戦国韓國都城の宮城区と宗廟遺跡については、常識的な意見にしたがって、閣老墳一帯を宮城区、その東南の小城遺跡を宗廟遺跡―馬氏は宗廟あるいは「国朝」といつているが、国朝とは周制プランの外朝のごときものをイメージしているのであろうかとみなしているのであるから、要するに、春秋鄭国都城の宮城区は東城内中央西北よりに存在したが、戦国韓國都城ではそれが西城中央西北よりに遷徙したというのが馬氏の意見ということになる。

通説的意见

馬俊才氏的意见

西城閣老墳一帯(閣)	鄭国韓國宮城区	鄭国西宮・韓國宮城区
西城内小城遺跡(小)	韓國宗廟区	韓國宗廟区
東城市政府北側(政)	(鄭国宗廟区)	鄭国宮城区
東城宮城区北端(北)		鄭国宗廟区

通説的意见の保持者たちが馬氏の意見にどう対応しているのか、情報はえられていないのであるが、ただ話題をよんでいる東城中央やや西南よりの「春秋鄭国都城祭祀遺跡」の発見が、その対応の一つの手段となっていることはまちがいないのではなからうか。いや馬氏所説に対応しうるだけではない、この祭祀遺跡の位置と機能は鄭韓故城の門朝・城郭配置の復原において見逃すことのできない知見であり、どうしても言及しておかねばならない。その祭祀遺跡とは新華路から金城路にかけて存在している次の三つの遺跡である。

- ① 金城路祭祀遺跡・青銅礼器・樂器坎三座、殉馬坎三座。
- ② 城市信用社遺跡・青銅礼器・樂器坎八座、殉馬坎五五座。
- ③ 中国銀行新鄭分行遺跡(中行遺跡と略称される)・青銅礼器・樂器坎一八座、殉馬坎四五座。

三遺跡のうち大規模で全面的な発掘が実施されたのは、③の中行遺跡であり、その報告書が先にあげた河南省文物考古研究所「新鄭鄭国祭祀遺跡(上・中・下)」(大象出版社・二〇〇六年)という三巨冊に他ならない。おそらく鄭韓故城考古報告書のなかでもっとも大部な報告書であると思われる、鄭韓故城考古工作の一つの金字塔といえることができるであろう。もちろん内容の学術的価値も抜きんでて高いのであるが、その内容の紹介はしばらくおくこととして、まずこの遺跡の機能と年代についての報告者の結論のみを記すことにしたい。それは二点に要約することができる。

- ・ この遺跡は祭祀遺跡であり、具体的には社稷の遺構である。
- (なお報告者は、①金城路祭祀遺跡と②城市信用社祭祀遺跡

(G3の発見は二〇一七年であり、したがってその位置は第二組樊温泉論文にしか反映されていない)。三門いずれも春秋鄭国都城時代・戦国韓国都城時代を通じて機能していたと考えられている。

今一つ、ほとんどどこにも遺構が確認できない西城南城壁のなかにあって、城壁の存在をはっきりと確認できる「望母台」とよばれる地点が、南城壁ほぼ中央に存在していることに注意をうながしておきたい(望)。望母台とは、鄭莊公望母台のことであり、母子の仲たがいから図らずも実母を追放して幽閉しなければならなかった莊公が、悔恨の念から実母の方向を望むために建てたというもので、『水経注』「洧水注」などがその存在を伝えている。ただし調査の結果、城壁の存在は確認できたものの、台榭建築の遺構は発見されていないようである。

〔宮城(内城) および祭祀遺跡〕 図3

宮城区の候補地として必ず取り上げられるのは、西城中央から西北にかけての地区に存在する、南北二二〇メートル×東西六〇〇メートルの夯土台基地区(閣)と、その東南に位置する南北三二〇メートル×東西五〇〇メートルの小城遺跡(小)である。前者は現在の閣老墳村一带にあたるが、梳妆台とよばれる台榭遺跡が残存しているなど(梳妆台とは鄭国の公女が他国に嫁ぐ際、ここで化粧をしたことにちなんだものであるという)、古くから鄭韓故城の宮殿区ではないかと考えられてきた。調査の結果、幅一五メートルほどの城壁と、それを囲む幅一五メートル深さ五八メートルの城濠が確認されており、ここが鄭国都城時代・韓国

都城時代を通じて宮殿区であったという意見が、一つの通説となっているようである。

後者は現在の新鄭市博物館の北側にあたるが、中央部で発見された南北一一五メートル×東西九八メートルの台基を宗廟大殿にあて、また出土した長さ三メートルあまりの石圭を「祖碑」にあてるなど、ここを宗廟遺跡とみなす意見、それも春秋鄭国都城のそれではなく、戦国韓国都城の宗廟遺跡であるとみなす意見が根

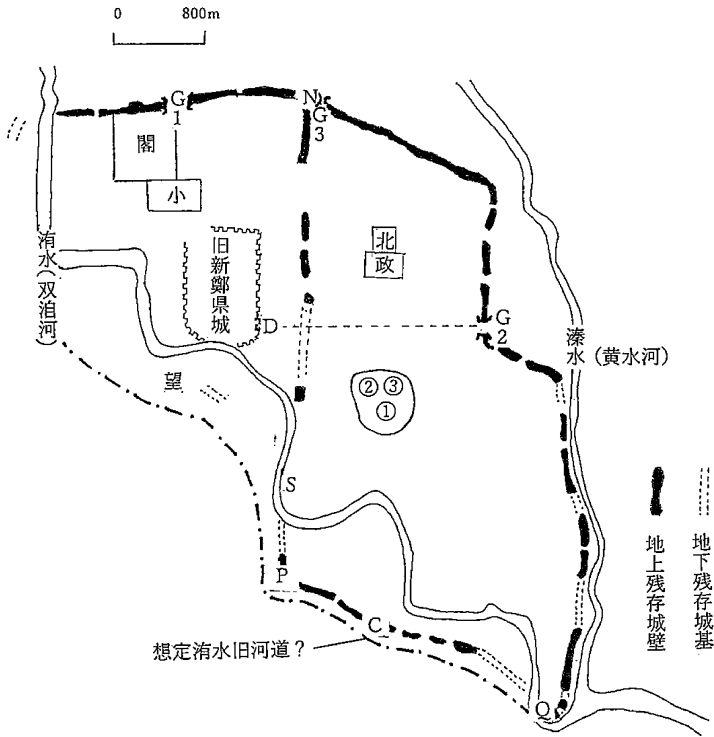


図3

という想定が可能となるであろう。

鄭韓故城の平面図を開く場合、洧水、つまり現在の双洎河の流路は春秋鄭国都城時代から今日までまったく変わりはなかったと、なんとなく考えてしまいがちである。しかし、はたしてそう考えてよいのかどうかは、やはり一度たちどまって熟考してみなければならぬ。たとえば西城のごときは、もし春秋建造の当初から洧水の流路に変化がなかったとすると、そもそも南半分が洧水洪水の危険性に常にさらされるように設定されていたことになる。そのような危険性は考慮されなかったのであろうか。そこには当然、建造当初の洧水河道は現在の流路ではなく、実はもつと南を流れていて、洪水を受ける危険性はさほど大きくはなかったのであるが、その後流路が北に、つまり現在の流路に移動したため、危険度が各段に増してしまったのではなからうか、という想定がどうしても浮かんできたしまうのである。

もちろん洧水河道の変遷といったような問題は、そうそう簡単に結論がでるものではない。この問題については、後の内城の位置を論じる部分で今一度言及することとなるが、とりあえずここでは流路変遷の可能性が皆無ではないことだけを指摘するにどめておきたい。なお、各図には流路に変遷があったと前提した場合の、洧水古河道⇨春秋時代の流路の想定流路を示している。

図1と図2をめぐっては、もう一つ重要な意見を紹介しておかねばならない。すでに引用したように、第一組報告論文では西城・東城を分かち隔壁の建造年代も春秋時代であるとしているのであるが、実はそうではなく、隔壁は戦国時代、韓国都城になって以

降建造されたものだと意見が存在する。馬俊才「鄭、韓両都平面布局初論」(『中国歴史地理論叢』一九九九年二期)の意見がそれである。この意見に対する反応はあまり見られないようであるが、しかし、この意見を無視することはできない。というのも馬氏は長年新鄭市の現地にあつて鄭韓故城の発掘・調査を主導してきた、鄭韓故城考古の専門家であるからである。馬氏が根拠としている知見は何か、今一つはつきりしないし、いや第一組報告論文が隔壁を春秋時代の建造としている論拠も実ははつきりせず、この問題の当否を論ずることは容易ではないのであるが、ただこの問題は春秋鄭国都城時代の墓区の位置探索にどうも少なからぬ影響を与えそうである。そこで、後のその墓区の位置を論じる部分であらためて若干の検討を試みることを予告して、ここでは馬氏のこの特異な意見が存在することだけに注意をうながしておきたい——馬氏の意見にしたがえば春秋鄭国時代に西城・東城という区分はありえないことになるが、この区分は城内各地点を指示する際に便利な区分であるので、以降春秋鄭都に関する各種の意見を紹介する場合にも、この区分表記を用いることにする。

城壁には当然城門がつきものであるから、城門の位置についても紹介しておこう。東西南北の城壁および隔壁には二十数か所に缺口があり、そのすべてに城門であった可能性を想定しなければならぬのであるが、確実に城門址であると考古学的に判定されているのは三門である。一つは西城北城壁のほぼ真ん中に位置する城門(G1)、一つは東城東城壁北段に位置する城門(G2)、今一つは東城西北角で近年確認された城門(G3)がそれぞれである

などを検索してみても、いずれも意見は同じである。すなわち、鄭韓故城の城壁は、春秋鄭国都城の時代には図1の通りであったが、その後戦国時代になるとそれがまだ鄭国都城の時であったかあるいはすでに韓国都城の時になっていたかは、はっきりしないが、一条の城壁が追加されて図2の通りになったことになるわけである。(なお以下の考察においては、呉愛琴『鄭国史』(科学出版社・二〇二〇年)に整理されている知見を逐次参照したが、呉氏が掲げている二つの鄭韓故城平面図はいずれも春秋鄭国都城のそれであり、したがってS—Eの城壁は示されていない。呉氏もS—Eの築城は戦国時代になってからであると認識しているであろう)。

この事情は鄭韓故城の城郭配置を推測するうえでも、おそらく見逃せない情報となるであろうから、若干の検討を試みておきたい。戦国時代築城の城壁(S—E)は明らかに洧水の内側(北側)に流れに並行して築かれており、これが洧水洪水の城内侵入を防止することを第一の目的としていることは疑問の余地がない。ではどうして、春秋時代の南城壁東段(P—Q)は洧水の外側(南側)に築かれているのであろうか。いやおそらく南城壁西段も残存状況からして洧水の外側(南側)であったことはまちがいないであろうから、春秋時代の南城壁は全部が洧水の外側(南側)に位置しているのである。これでは洧水の洪水が侵入するのを防ぎようがない。もちろん城内に河川の流れを取り込むことはありえないことではないが、戦国時代には洪水侵入に備えて洧水の内側(北側)に築城したのであるから、その措置は春秋時代にも施さ

れてしかるべきではなからうか。

実はこの点については、きわめて重要な考古新知見が公表されている。それは、二〇一七年に実施された南城壁牆基の発掘結果である(前掲樊温泉報告・図2C)。そこでは最高二・七メートルの地上部分城壁と最深六メートルの地下部分牆基が確認されたのであるが、問題はその外側に深さ約八メートルの水溝が確認されたことであり、発掘者たちは、この水溝は洧水の古河道である可能性が高く、南城壁のこの部分にかぎっていえば、城壁は洧水古河道の内側(北側)に河道に面して建造され、それは河流と城壁の双方でもって防御機能を高め、かつ洧水古河道洪水の侵入を防ぐためでもあったと推測しているのである。しかもこの城壁発掘が付近の春秋時代文化遺跡の発掘にともなって実施されたことを考えると、明記はしていないものの、発掘者がこの城壁部分を春秋時代の築城にかかると判定していることはまちがいない。

もしそうだとすると、「南城壁東段(P—Q)は春秋時代にあつては洪水の侵入を防ぐため、洧水古河道の内側(北側)に設置されていたが、それが春秋→戦国のある時点で洧水の流路が大きく変わって南城壁東段の内側(北側)を流れるようになり、そこで戦国時代に洪水侵入に備えて、その新河道⇨洧水の内側(北側)に新たに城壁(S—E)を築くことになった。春秋時代築城の南城壁東段(P—Q)は流路変更以降ももちろんそのまま存続したであろうから、その城壁は当初は洧水古河道の内側(北側)に存在していたにもかかわらず、あたかも春秋時代当初から洧水河道の外側(南側)に築かれたかのような状況を呈することになった」

東側を東城とよぶことにする) という残存情況は、公表以来のここ三十年間ほとんど変わりが無いようである。各城壁の築城年代については、すべて春秋時代であるというのが、第一組報告論文の意見である。この意見に従えば、春秋時代、つまり春秋鄭国の都城はすでに図1のような城壁配置をもっていたことになろう。

図2は図1をもとに、図1公表以降に公表された三つの平面図を一つにまとめたものである。東西南北の城壁および隔壁の配置

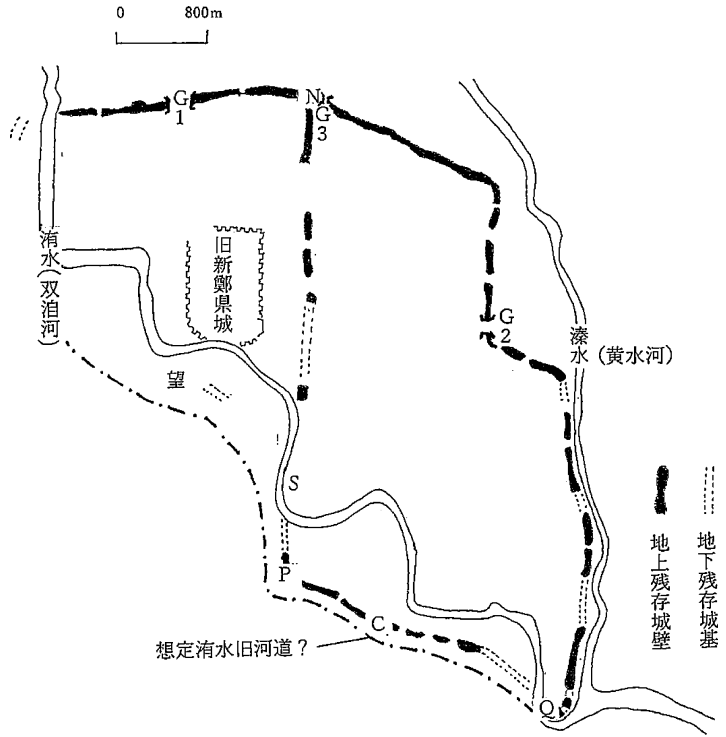


図1

は図1とまったく変わらないが、一つ大きな追加が加えられていることに容易に気づくであろう。それは、南城壁東段の北側、洧水の北側に、ほぼその流れに並行して配置されている城壁である(S-E)。図1の段階であるいはすでにこの城壁の存在には気づいていたのかも知れないが、ともかく図2の段階にいたって明示されたのである。そこでこの城壁の築城年代であるが、三篇の論著はいずれも戦国時代であると断言しており、三篇以外の論文な

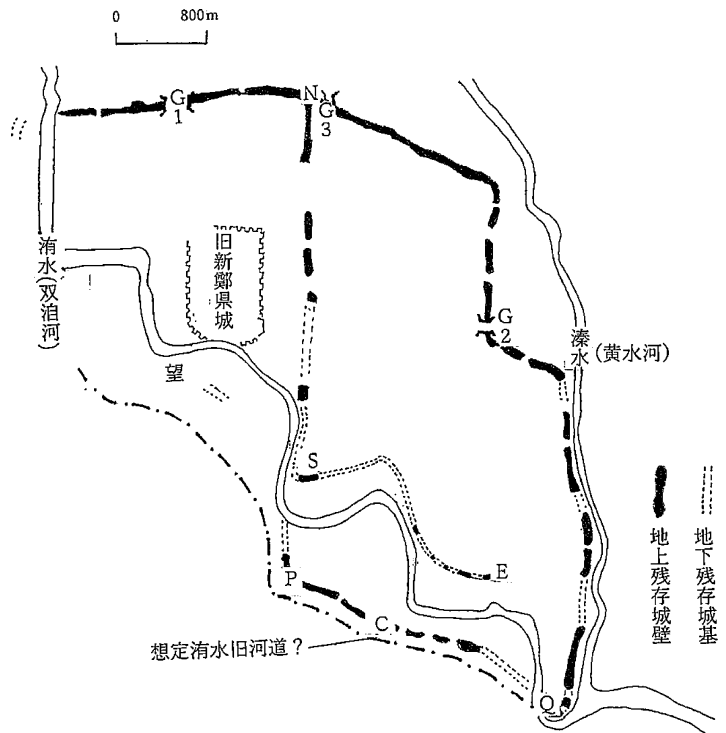


図2

二十二君。

前三七五年〜前二三〇年（一四五年間） 韓国都城 九世・八君。

本稿の作業は、どちらかといえば韓国都城時代よりも鄭国都城時代に考察の対象がおかれることになるが、それは韓国都城よりも鄭国都城のほうが残存文献伝承が多いからである。その残存文献伝承とは『春秋左氏伝』の関連諸記事であり、前稿ですでにそのうちのいくつかを引いたのは、この本稿での作業にあらかじめそなえるためでもあったのである。

一・鄭韓故城の考古知見

鄭韓故城の考古知見といえば、一九二三年の李家樓鄭公大墓の発見を誰しも思いうかべるであろう。『新鄭彝器』と総称される華麗な青銅器群を出土せしめたこの大墓の発掘が、鄭韓故城考古工作への興趣をかきたてたことはまちがいない。しかし、周知のような動乱によって考古工作はほとんど実現されることなく年月がすぎ、その実現は人民共和国の成立をまたねばならなかったとは、他の中国考古学の工作と同様である。人民共和国成立後のその鄭韓故城考古工作の出発点をどこにおくかはいろいろな見方があるが、一九六四年の鄭韓故城文物調査小組（総責任者安金槐）の成立におくのが一つの見方であろう。そこから数えると、すでに六十年近い年月が経過しており、鄭韓故城考古工作はほとんど還暦を迎えるのである。鄭韓故城の考古工作は、この間、年

をおうごとに活発になり、したがって年をおうごとにその成果が拡大してきた。豊富に蓄積されてきているそれらの考古知見のなから、まずは門朝・城郭構造の復元にかかわるいくつかの知見をならべ挙げてみることにしよう。

〔城壁・城門〕 図1・図2

公表されている数多い鄭韓故城平面図を通覧してみると、城壁の残存状況に関する限り、次の二組の平面図が存在することが知られる。

第一組（図1）

・河南省博物館新鄭工作站・新鄭市文化館「河南新鄭鄭韓故城的鑽探与試掘」〔『文物資料叢刊』第3集〕掲載。

第二組（図2）

・新鄭市文物管理局『新鄭市文物志』（中国文史出版社・二〇〇五年）掲載。

・河南省文物考古研究所『新鄭鄭国祭祀遺址（下）』（大象出版社・二〇〇六年）掲載。

・樊温泉「鄭韓故城近年来重要的考古发现与研究」〔『華夏考古』二〇一九年第四期〕掲載。

図1はもともと古くに公表された、鄭韓故城平面図の基礎版である。比較的保存状態のよい北城壁と東城壁北段、それほどではないが残存を目視しうる東城壁南段、確認することがやや困難な南城壁東段、ごく一部しか確認しえない南城壁西段、まったく確認しえない西城壁、およびやはりごく一部しか確認しえない大城壁内を二つにわけける隔壁（N—S、以降とりあえず西側を西城、

ものは存在しない。ただ一つ、『逸周書・作雒解』に洛邑成周城についてのまとまった記事があり、使ってみると誘惑にかられるが、しかしなせこれは来歴に問題のある資料であるし、それにどれほど詳細に記事を分析してみても、二つの要約に影響を与えることはやはりないと予想される。

そのようなわけで、既存文献伝承のみによる作業をひとまずここで打ち切って、次の作業に進むことにしたい。次の作業とはもちろん他でもない、考古資料による先秦都城の門朝・城郭構造復原である。中国考古学のめざましい進展のなかで、先秦都城の遺跡も数多くが発掘・調査されてきている。しかも発掘・調査の現場を経験した、いく人かの第一線の研究者たちが、考古知見を網羅的に整理して詳細な分析を加えており、先秦都城考古の完備されたデータベースが提供されているのである。そこには門朝・城郭構造復原の手段となる知見がかならず含まれているはずであり、できればその知見のすべてを抽出する作業を早速に始めたいところであるが、ところが遺憾ながら現段階ではその作業を先送りせざるをえない。理由は単純で、いかにデータベースが整備されているとはいえ、すべての知見の抽出作業にはかなりの時間が必要であると予想されるし、それに抽出したすべての知見について、そこから門朝・城郭構造復原の可能性を探るとなると、やはりそうとうの時間を必要とすると考えられるからである。

では本稿での作業は何かといえば、それは特定の先秦都城遺跡を一つだけとりあげて、その考古知見に対して集中的な分析を試みることである。これならばさほどの時間を必要としないであら

う。もちろん集中的に分析するということは、ある程度の成果を期待してのことであるから、先秦都城遺跡のなかでも屈指の考古知見をもち、なおかつその考古知見による門朝・城郭構造の復原においてもある程度の研究蓄積があることが望ましいことはいくまでもない。そして、そういった復原研究は考古知見だけではなく、既存の文献伝承をも最大限に参照してであろうから、つまり、本稿であつかう先秦都城遺跡は、相互に照合しうる相当に豊富な考古知見と相当に豊富な文献伝承を、門朝・城郭構造をある程度復原しうる程度にもつていなければならない、という条件つきになる。

その条件をみたしている先秦都城遺跡にはどのようなものがあるであろうか。実はその数はきわめて少数なのであるが、もし考古知見と文献伝承の双方をもつとも豊富にもつている遺跡を一つだけあげるとすれば、それは河南省新鄭市の鄭韓故城ではなからうか。たとえば魯都曲阜城などは、考古知見も豊富で『春秋経文』や『左氏伝』などに相応の記事が残存してはいるが、どうみても鄭韓故城の豊富さ相応さには及ばない。ここではこの判断を信じて鄭韓故城遺跡をとりあげ、その考古知見と文献伝承を照合して、門朝・城郭構造の復原をはかることにしたいと思う。

鄭韓故城とは、いうまでもなく春秋鄭国の都城にしてのち戦国韓国の都城になったことにちなんだ後世からの呼び方であり、今その略歴を、鄭の武公が陝西の鄭から新鄭の鄭に移動してきたと考えられる前七六九年から示すと、次のようになる。

前七六九年～前三七五年（三九四年間） 鄭国都城 十四世・

先秦都城の門朝・城郭構造 (二)

——文献伝承と考古知見の照合・鄭韓故城——

谷口 満

序

前稿「先秦都城の門朝・城郭構造(一)」——既存文献伝承にみえるその平面配置プラン——は(本誌第六二号)、まず『周礼』(および『礼記』)の各記事を彼此照合して、『周礼』の作者たちが認識していた周王朝都城の門朝・城郭配置とはどのようなものであったかを明らかにしようとし、ついで『春秋左氏伝』(および『国語』)の各記事を彼此照合して、そこから想定される春秋時代列国都城の門朝・城郭構造を明らかにしようとしたものである。その考察の結果を今一度要約すれば、次のようになる。

一、『周礼』の作者たちは、周王朝都城の内城は北から順に、内朝——(路門)——治朝——(応門)——外朝——(皋門)——という、三朝三門配置をとっていたと認識していた。城・郭の配置については推測しうる関連記事がほとんどないものの、内城の外側を外郭が大きく囲む、内城外郭配置をとっていたと認識していたとみてまちがいない。なお『礼記』の記事を援用すると、

『周礼』の作者たちは、列国都城も三朝三門配置をとっていたと認識していた可能性が高い。ただ、門名と朝名には若干の違いがあり、列国都城のそれは北から順に、路寝——(路門)——内朝——(雉門)——外朝——(庫門)——である。

二、『春秋左氏伝』の各記事は、春秋列国の都城は多くの場合、内側の内城を外側の外郭が大きく囲む内城外郭配置をとっていたことを伝えている。そして各記事はまた、内城内こそが聖なる宗教的空間であって、したがって内と外を隔離する宗教的・政治的境界線は本来内城壁であって外郭壁ではなく、軍事的な最終防御線も本来内城壁であって外郭壁ではなかったことを示している。内城内の門朝配置については、推測しうる関連記事がほとんどないものの、『国語』の記事を援用すると、『春秋左氏伝』の作者たちも三朝三門配置を前提としていたとみてよいと思われる。

『周礼』・『礼記』・『春秋左氏伝』・『国語』以外の典籍にも、先秦都城の門朝・城郭構造にかかわる記事がないわけではないが、いずれも零細・断片的で、右の二つの要約に影響を与えるような

まで櫓の周囲を三重にもなつて踊る。神社より各部落の婦人会へ慰勞として金三千円宛贈る。かくて例祭日を期したる明治百年の意義ある行事としての御神幸を目出度くも賑々しく終了したのであつた。

昭和四十三年九月七日、秋の例大祭日

小田代より神輿かく奉仕者 志賀喜代登

志賀泰三

一、金八百八拾五円也 修理当日慰労代

一、金貳阡円也 伐採運賃

一、金壹百四拾円也 小豆壹升

一、金五阡貳百六拾五円也 酒二升・鶏二羽・卵二十

五ヶ・豚肉五百匁一五〇

〇円・豆腐一箱・菓子・

ハム・コンニャク・さつ

まあげ

袋菓子・雑品代

一、金四百八拾円也 計金壹万四阡五拾五円也

差引金五阡四百四拾五円也貯金す

寄附者

一、モチ米壹升宛 氏子一同

一、柱及びツカ

御札材料及び製造 志賀泰明殿

一、製材及びびサン等

一、清酒貳升 丸川工業株式会社

一、落雷除のアース設置 志賀喜義殿

一、御肴 ①魚店殿

有銭参拾円を加へて、貯金五七五円也

記録係 猪狩新

〔史料6〕昭和四十三年・御神幸記録

（表紙・横帳）

一、明治百年を記念して

御神幸記録

昭和四十三年九月七日

猪狩新謹記

本年は明治以来百年目に当り、これを記念すべく全国に各種の事業計画あり。諏訪神社に於いても、これの記念事業として、又本年の史上稀な豊作を祝つて、旁神威の高揚とも相俟つて、御神幸の運びとは相成つたものである。時勢の波はお祭の祭典日の変更も余儀なくされ、春は新暦の五月五日、秋は同じく九月七日と一昨年より改正せり。九月六日の宵祭には台風十三号の発生も懸念され、ボンボリも取はずした様な次第だったが、七日の当日ともなれば、朝から夜の踊までシけ、空も一時晴れ間さい見せて、誠に好都合でした。先ず午前八時祭典執行、同九時半神輿渡御のため神社を出発、先導は猿田彦・神官・賽銭箱と続き、神輿の直後には四人の浦安舞の舞姫・町獅子・西山獅子の笛太鼓、更には宝物奉持者・氏子惣代・祭典係・各区長・各種団体長・一般崇敬者と数多続く。神社側よりは各御仮舎に対し、御神酒五升（内二升はミコシかぐ人・草履八足・口紙・シメ縄のシデ八本・三五七ヶ（同数紙）を持参すること、し、各区よりは神輿かぐ人八人・同白足袋・神饌物の準備、玉串奉典者等を依頼す。かくて最初の御仮舎は宮ノ下はセリ場の一角に設け、待機せる部落民の奉迎を受けたり。神饌物（酒・米・野菜・肴・果物・水・塩・モチ）等を供へ、紅白の投餅で一般を喜ばせ（一御仮舎の休憩時間を約三十分と定む）、第六区に向ふ。局前にて肩代りし、堂小屋を経

て西山は渡辺一氏の庭先にて安置、昼食として同家に休憩、三十分余分にかゝる。御仮舎は、せり場・西山・七区公民館・熊越・毛戸分校・五枚沢県道筋と六ヶ所とす。神社側の方針として、今日の御神幸は今迄一度も渡行のなかつた八区に行くこと、した為、小田代・宇津川方面へは時間の関係上行かず、東西橋より七区公民館へと向かつたものである。小田代にても大多数東山まで出向いて参拝せり。七区民は東西橋附近まで皆お迎ひし、直ちに公民館前の御仮舎に安置申上ぐ。御神酒数多く奉納あり。米・野菜・鯉・ブドウ其他数々のお供ひ物で賑々しく執行せり。殊に紅白の投餅は、両手に余る人もある程。一番の賑やかさと奉迎の誠を尽くした七区は、やがて口紙をくわいた若人の一斉にかつぎ出す頃は、近日にない青空も見えて汗ばむ。熊越は福田哲之助の入口にて休憩。こゝにて汗をぬぐい自動車にシメを廻してミコシをのせ、自動車三台に分乗して八区に向ふ。毛戸分校にては渡御初めてとあつて、目づらしさも加へ感激一しほ。獅子役者が疲れると言つたが、たつての頼みで西山獅子だけ奉納する。毛戸分校を見送られて五枚沢入、五枚沢にては揃ひの子供はつぎに豆しほりの手拭・鉢巻で奉迎、こゝでも獅子舞を見せ、浦安舞はレコード持参せぬため行はず。かくてそれく自動車に分乗して神社へ帰還せり。この時夕方の五時三十分、あらゆる閉式の行事終つて社務所にて祝宴。夜は七時より豊年踊を境内にて行ふ。あらかじめ地元青年にて櫓の設備を美々しく飾り、十時

宅ヲ借受、今日ノ盛儀ヲ歛ビ合ヒ祝宴シ、供物ノ餅(オゴク)ヲ頒チ、供物ノオ米ヲ夕飯トシ、剰余金貳拾円八拾銭ハ、之ヲミ山神社ノ基本貯金ニ積立テ、目出度解散セリ。

寄附(四十四円也)

- 一、金五円也 志賀保
- 一、金五円也 猪狩積
- 一、金五円也 志賀伝
- 一、金五円也 猪狩新
- 一、金五円也 志賀喜義
- 一、金五円也 常陸豊
- 一、金五円也 志賀主殿
- 一、金五円也 志賀孫三郎
- 一、金参円也 三瓶忠美
- 一、金参円也 矢内鹿藏
- 一、金貳円也 志賀久藏
- 一、糯米壹戸貳升宛割当メ貳斗参升
- 撒餅及ビ赤飯二当ル
- モチ米貳升 志賀孫三郎
- 〃 志賀喜義
- 〃 志賀伝
- 〃 志賀主殿
- 〃 志賀ヨシエ
- 〃 猪狩新
- モチ米参升 志賀久藏
- 〃 貳升 三瓶忠美

〃 矢内鹿藏
 〃 志賀久吉
 〃 常陸留五郎
 〃 猪狩積

小豆寄附者

五合 志賀ハツヨ
 〃 志賀ヤイ
 〃 志賀ウメ
 供物献上
 雄壹羽 志賀喜義
 牛蒡・人参 志賀ハツヨ
 大根 猪狩ワカ
 白菜 志賀キシエ
 牛蒡 志賀ヤイ
 白米 志賀ハツヨ
 御神酒 氏子
 御供餅 〃

費用之部

一、金拾六円五拾銭 御神酒六升
 一、金八拾八銭 削粉・醬油一升
 一、金拾八銭 半紙三帖
 一、金五円 御肴
 一、金四拾五銭 白米一升
 一、金貳拾銭 豆腐二丁
 合計金貳拾参円貳拾壹銭也
 差引残金貳拾壹円八拾銭貯金ス

メダシくく

〔史料5〕昭和三十九年・雨覆修繕遷宮記録

(表紙・横帳)

金毘羅神社
 山祇神社 雨覆修繕遷宮記録
 昭和三十九年旧十月十七日

本年度落雷のため、境内の松立木二本を損傷し、ついで雨屋の柱二本、及びツカ等を裂傷せしめたため、これが修理に右赤松を売却すべく、氏子総出で伐採搬出に当り、屋曲りをスジカイを入足して直し、周囲の雨しぶきを防ぐため、三方をトタン張となしたり。たまたま山ノ神講の祭典を期し、宮司久保田税氏を招聘し遷宮せり。当日部落の古老連も招待し、宿に於いては婦人達も総出で投餅を作り、あんこ餅を馳走し、盛大裡に散会せり。

取入

一、金壹万九仟五百円也
 赤松八石五斗七升代(但し工場渡しの値段)
 支出
 一、金壹仟円也 御祈禱料
 一、金四百八拾五円也 御神酒壹升
 一、金壹仟八百円也 御肴代
 一、金壹仟九百円也 白浪トタン十枚代
 一、金壹百円也 釘一寸二分一キロ

一、全 一升 熊谷三郎
忌中ニ付遠慮 矢内喜藏
小田代山神講人名

- 常陸豊
- 志賀正親
- 猪狩新
- 志賀泰明
- 三瓶忠美
- 志賀清記
- 矢内喜藏
- 志賀伝三郎
- 志賀喜代治
- 志賀熊吉
- 志賀伝

〔史料4〕昭和十五年・御神幸記録

（表紙・横帳）

「 紀元二千六百年奉祝祭典

御神幸記録

昭和十五年十一月十一日

猪狩新謹記

紀元二千六百年奉祝御神幸記録

勅語（十一月十日）茲ニ紀元二千六百年ニ膺リ、百僚衆庶相会シ、之レカ慶祝ノ典ヲ奉ケ、以テ肇国ノ精神ヲ昂揚セントスルハ、朕深ク焉レヲ嘉尚ス。今ヤ世局ノ激変ハ、実ニ国運隆替ノ由リテ以テ判カル、所ナリ、

爾臣民其レ克ク嚮ニ降タシシ宣諭ノ趣旨ヲ体シ、我カ惟神ノ大道ヲ中外ニ顕揚シ、以テ人類ノ福祉ト万邦ノ協和トニ寄与スルアランコトヲ期セヨ。

勅語（十一月十一日）爰ニ紀元二千六百年慶祝ノ謙ニ臨ミ、各国代表者並ニ朝野ノ代表者ト欲テ馨クシ楽ヲ借ニスルハ、朕ノ深ク懌ヲ所ナリ。今ヤ一大世変ニ際会スルモ、平和ノ日ナラスシテ恢復セラレ、万邦ト俱ニ其ノ慶ニ頼ランコトヲ望ム。

皇紀二千六百年ヲ奉祝記念スベク、全国各地ニ於テ各種ノ計画・催シ物等アリ。宮城外苑ノ会場ニハ、十日ハ式典、十一日ハ奉祝会デ、両日共両陛下臨御、未曾有ノ盛大且森厳ナル、曠古ノ大盛典ヲ举行セラレタリ。即チ当村ニテハ、十一月十日郷社ニ於テ祭典ヲ執行、翌十一日午前八時、郷社出御御神幸アラセラル。各戸ハ国旗ヲ掲揚シ、御道筋ヲ清掃シテ、御待申上グ。郷社々司久保田保之助氏、外一般供奉参列シ、坂シ内ヲ経テ、荒宿佐久間長造氏庭ニ御仮屋設ケ奉迎ス。原・荒宿部落ハ道路ノ両側ニ松ヲ建テ、注連繩ヲ廻シ、奉迎ノ誠ヲ示ス。更ニ御神輿ハ東山姥神様ニ御休ミアリ。此処ニテ昼食ヲ済マシ、小田代ニ向フ。是ヨリ曩、小田代ニテハ、前日部落民男女協力、道路修繕及御仮屋ノ設置ニ誠意奉仕セリ。第七区代理区長志賀喜義氏宅ニ於テ、部落民全員ニテ一切ノ準備ヲ整ヒタリ。当日ハ早朝ヨリ平梨迄ノ道路ヲ掃キ、新宅人口ヨリハ両側ニ竹ヲ立テ注連繩ヲ廻シ、紙ヲ挟ミ、盛砂ヲシ、不浄ニハ杉等ヲ以テ囲ヒ、砂ヲ蒔キ浄メタリ。時刻二ハ一

同東山或ハ割山迄奉迎セリ。「奉祝皇紀二千六百年」ノ旗ヲ先頭ニ、大太鼓・御賽銭箱、「郷社諏訪神社」ノ旗、之ニ続キ稚児・獅子供奉員ト、美々シクモ又崇厳極リナク、入御ナサレタリ。時正ニ正午ナリ。小学校長渡邊義唯氏ハ、職員ト共ニ旗行列ノ生徒ヲ引率シ、多数賑々シク御供ニナレリ。東ハ志賀熊吉氏門迄、南ハ志賀久藏氏門迄、御神幸ニナリ、其ヨリ稲荷様境内ノ御仮屋ニ安置申シタリ。御供多数ノ為境内ニ溢レ、御道筋及ビ屋敷内ニテ御待申上グ者多数アリ。殊ニ小田代ハハ初メテノ人モ見受ケタリ。部落民ノ真心込メシ供物ヲ奉リ、御灯明ヲ上ゲ、神官祝詞ヲ奏上シ、終ツテ投餅致シ、御神酒・オ煮メ・赤飯ノオ握リ等ヲ一般ニ馳走セリ。午後一時小田代出発、何レモ奉送多数御供仕ル。太鼓・御賽銭箱ハ何レモ二名宛、小田代組ニ於テ次ノ御仮屋迄御送り申シタリ。西山ハ屋敷端シヨリ引返シ、八幡神社境内ノ御仮屋ハ御休ミニナリタリ。小田代同様ノ式後、投餅（及ビ蜜柑）・御神酒ノ馳走ニナリ居ル内、予定ノ午後二時十五分ニナリ、恰モ東京ニ於テ宮城外苑ノ会場ニハ両陛下臨御、両日重ネテ勅語ヲ賜リ、奉祝会総裁宮御代理高松宮殿下ノ御発声ニテ、万歳三唱セラル、管ニ付、我々一同毛輝ク盛儀ニ感激漲ル。赤城ニ精一杯唱和シタノデアツタ。其レヨリ一同帰路ニツク。猪狩積氏部落代表シ、氏子総代トシテ最後迄御供仕リ、堂小屋ハ馬橋広場ニ御仮屋設ケ、堂小屋ヲ一巡シテ宮渡迄御神幸。夕方郷社ニ日出度御還幸ニナレリ。一同帰宅後、志賀孫三郎氏新

- 一、〃壹円 常陸留五郎
- 一、〃壹円五十銭 志賀喜治郎
- 一、〃五拾銭 志賀孫三郎
- 一、〃五拾銭 志賀久蔵
- 一、金壹円 猪狩亀吉
- 一、五十銭 志賀久吉
- 一、〃貳円 常陸初夜

内寄附八米下り

計金拾四円貳拾銭

- 一、酒貳斗 但シ壹斗代拾壹円
 - 一、拾銭 紙代
 - 一、貳円五拾銭 砂糖壹メ目
 - 一、壹円五拾銭 是ハ七区ニテ部落〳〵ニ割当タル、
- 社司ニ初穂小田代分

メ九戸ニ割

供物

- 御神酒・大備餅 氏子
- ナス・ナシ五ツ 保
- 大根・稲 留五郎
- 人参 主殿
- 牛蒡 孫三郎
- 菜・ナシ五ツ 久蔵
- キウリ・ハタイモ 喜治郎
- タマナ・ネギ 積
- タマナ 里み
- マイタケハツモノ 熊吉

御祈祷・シシ舞スミテ、蒔餅之御神酒・砂糖餅等ノ御馳走ヲシテ、大ニ供方及屋敷一同歡ビ、御神送西山屋敷ヲ廻リ、八幡社へ御飯屋、酒、赤飯等ノ御馳走アリ。夫ヨリ堂小屋組ハ馬橋ノ座元ニ御飯屋ヲ設ケ、堂小屋中道ヲ通り宮渡ニ行、座元ニ御飯屋、夫ヨリ御還幸郷社ニテ御祝目出度。

〔史料3〕昭和十二年・山津見神社々御移記録

(表紙欠・横線)

小田代山津見神社々御移記録

一、昭和十二年七月ニ至リ、小田代大山津見神社ノ境内、松樅等数年前ヨリ枯レ、石段ハ其形ナク崩レ、之ガ暴風アルニ於テハ根ヨリ倒ル、ハ勿論、人家ニモ及ス恐レアル為メ、山神尊ヲ他ニ御移シスル事ヲ、小田代氏子一決シ、調査ノ上金比羅神社々宅ニ御移シスル事トナリ、社司久保田保之助氏ヲ頼ミ御祈祷ヲ致シ、境内ノ木ヲ小宅武四郎氏ニ金百貳拾円ニテ売却シ、雨屋及石段ヲ新築スルコト、シ、御宮ヲ御移シ、鳥居ヲ建替ヘ、石段ハ三瓶惣吉氏ニ金貳拾四円ニテ渡シ、屋根ハ富岡町川端豊次郎氏ガ造ル。雨屋ハ志賀孫三郎氏金拾四円四拾銭に渡、今年旧六月十五日ヲ以テ遷宮式ヲ挙行シ、神職ヲ招聘シ、又石出シ手伝及部落ノ年老者等ヲ招キ、女衆ノ手伝ニテ撒餅ヲシ、盛大ナル遷宮式ヲ挙行後、区长志賀喜義氏宅ニテ夜ノ九時頃迄大宴会アリ。此日夕方ヨリ雨降ル。地固ルセ

メン固ル。

昭和十二年七月二十二日(旧六月十五日)

社司 久保田保之助

第七区代理区长 志賀喜義

御移ニ付臨時会計 猪狩積

山神御移ニ付経費

一、金百貳拾円 木代

内訳

惣経費金壹百〇四円四拾七銭
 差引金五円五拾參銭残
外ニ金四米代付

之ヲ小田代部落会計志賀伝氏ニ渡シ引継

右遷宮撒餅致ニ付、寄附人名

- 一、酒一升 道谷タン
- 一、糯米一升・小豆一升 志賀ウメ
- 一、糯米三升・小豆一升 志賀ハツヨ
- 一、糯米二升 志賀ヨシイ
- 一、全二升 全ヤエ
- 一、糯米二升 志賀ムラ
- 一、全三升 志賀キシエ
- 一、全一升 全タネ
- 一、全二升 常陸アキエ
- 一、全一升 全タメ
- 一、全一升 猪狩ワカ
- 一、全二升 全タキ
- 一、全一升 志賀チヨ
- 一、全一升 志賀伝三郎

石川配下

志賀英記宅より

志賀泰臣宅に目度度く相し候なり

〔史料2〕大正八年・御神幸記録

〔表紙・横紙〕

大正八年七月二十八日

御神幸記録

猪狩積謹記

大正八年閏七月廿八日御祭典執行、同日御神幸、廿七日定祭タリ。然ルニ郡長田中得太郎殿臨祭都合ニ依リ一日延テ、即チ廿八日祭典トシ、郡長外式名ノ供随員（郡書記）、郷社々司久保田保之助殿外六名ノ神職臨席祭典執行。種々ノ供物沢山・捧（数不明）、社司・来臨ノ神職、奉詞奏シテ夫ヨリ御神幸、坂シ内御飯屋ニ御休、町組ニテ御神酒献、夫ヨリ田沢マテ行、安良宿元学校ニ御宿リ、供随員ハ佐久間長造氏宅ニ御休ミ帰ル。学校ニ御飯屋ヲ設ケ、庭内ニ（ヤケラ）ヲ立テ、大踊リ等アリテ賑々敷御座イマシタ。廿九日ハ朝原屋敷ヲ廻ツテ、東山姥社へ御休、朝〇御神酒捧ケ、尚供方へ連レトモ御神酒頂戴アリ。夫ヨリ小田代へ御神幸。

小田代御神迎寄附及御飯屋設置記録

一、男女ノ別ナク一致協力ヲ以奉迎スルコト

一、掃除等ニハ一戸一名ニ限ラズ、心神ヲ旨トシ出来得ル限り手伝スルコト。

道掃除ハ三日間モ掛リテ、志賀ノ氏神稲荷社ニ御飯屋

- | | | |
|--|--------|-------|
| ヲ設、平梨ヨリ熊吉氏ノ門、久蔵氏ノ門、稲荷社マテ盛沙ヲ致シ、屋敷中ハ所々ニ松ヲ立テ、縄ヲ張り、紙ヲハサミ、不浄ニハ青木ヲ立テ沙ヲマキ、又ハ布ヲ張り、糸立等ヲ廻シタルハ、実ニ心地能クアリマシタ（他ノ屋敷ニテモ松立テメ張りマシタ）。 | 貳升 | 猪狩亀吉 |
| 一、御神幸ノトキハ蒔糯スルコト | 貳升 | 常陸豊治 |
| 一、御神酒悉升供ルコト | 壹升 | 志賀久蔵 |
| 一、供物ヲ献スルコト | 貳升 | 志賀タネ |
| 一、神職社司一人、其他役廻リ御供方一同ニハ、砂糖糯ヲ馳走スルコト | 貳升 | 常陸タメ |
| 一、準備宿心神志賀保宅 | 貳升 | 猪狩タキ |
| 一、御供致シテ帰り其他計算等ニ酒壹斗宛ルコト | 貳升 | 志賀チヨ |
| 一、御神還幸後八年老ノ方、又ハ女中御飯屋ニテ御神酒頂戴シテ帰ルコト（但シニシメ等ハ二三戸ヅ、寄合テ、思ヒ〳〵ニ供イルコト） | 貳升 | 志賀トリ |
| 一、小屋敷ナルタメ、女中ハ糯コシライ、男ハ道掃除・御飯屋等ノ準備等、実ニ多忙デアリマシタ | 貳升 | 志賀サクヨ |
| 志賀松之助・常陸豊治・猪狩積、御巡代表トシテ、姥神社へ参リマシタ。手スキ次第追々御迎ニ出マシタ。午前九時御神幸御供方三百人余、砂糖糯八百人分出来、沢山余リマシタ。 | 貳升 | 志賀ムラ |
| 一、糯米 壹斗貳升宛割当 | 一、金壹円 | 小豆有志 |
| 九戸分 | 一、〳七拾銭 | 志賀タネ |
| メ壹斗八升蒔餅ニ当ル | 一、〳拾銭 | 志賀セシ |
| 寄附 | 一、〳拾銭 | 猪狩タキ |
| 三升 | 一、〳拾銭 | 金有志 |
| 貳升 | 一、〳拾銭 | 志賀熊吉 |
| 志賀巴与松 | 一、〳拾銭 | 志賀松之助 |
| 志賀松之助 | 一、〳拾銭 | 志賀主殿 |
| | 一、〳拾銭 | 志賀タメ |
| | 一、〳拾銭 | 猪狩積 |
| | 一、〳拾銭 | 志賀里み |
| | 一、〳拾銭 | 志賀保 |
| | 一、〳拾銭 | 常陸豊治 |

昭和六十一年は稲は普作^{（稲作）}。一番国内で困った事は、円高と言やつかいな事情が続き、各家庭では多少の電器^{（電器）}料や電話代が四割ぐらい安く成り、ガソリン類も安く成り良い様ですが、全般的には不凶^{（凶）}続で新しい進歩は見られそうも有りません。供出米は昨年と同様でした。

昭和六十一年十一月十六日

志賀泰三より

三瓶忠美様江目度相渡し候也

〔史料1-119〕昭和六十二年

順廻

宿 三瓶忠美

志賀英記

志賀泰三

志賀喜代登

志賀盛

常陸茂

猪狩サク

志賀泰三

費用

一、御神酒二升 二七六〇円

一、トフ一〇ヶ 八〇〇円

一、和菓子代 二四〇〇円

一、魚代 七〇〇〇円

一、トリ肉・豚肉 二五〇〇円

計一五六〇〇円也

有銭六八〇円、有銭共一〇八〇円也

一人当り二〇〇〇円也、貯金一〇八〇円也

清酒一升 西治商店ヨリ

記録

一、今年は例年にならない。十一月廿八日初雪五ミリぐらい降って、十二月一日朝から雪が降って、夕方まで十五糎ぐらい積った。又、十二月六日昼までに十七糎積って、まだ降り続いて居る。

一、国会は十一月六日、中曽根内閣から竹下登氏に内閣^{（内閣）}変った。

一、米・たばこが値下りした。米一俵一ト米、一八〇七〇円。

昭和六十二年十二月六日、旧十月十六日

三瓶忠美氏より

志賀英記宅に目度度く相渡し候

順廻

志賀英記

志賀泰三

志賀喜代登

志賀盛

常陸茂

猪狩サク

志賀泰三

三瓶忠美

計一四三八五円、有銭七六〇円也

有銭差引き 一人当り一七〇〇円也

貯金なし

規約

一、例年通り

記録

一、今年も例年にならない初雪が、十一月十八日、一寸ぐらい積った。福島気象台では作^{（昨年より）}より六日早く、平年より一週間早いとゆう。

一、今年は五十五年冷害より下廻る。川内村は二分作なり。たばこは三分作ぐらい。

一、川内村長選挙

現 遠藤一雄 一三? ? 票

議長 渡辺尊之 一四? ? 票

渡辺尊之、村長の座にすわった。川内高原開発株式会社^{（公社）}発足。会長は村長・渡辺尊之、代表取締役、議長・秋元彊、山口實、監査役・山下和正。

右記の通り

昭和六十三年十一月二十日

豚肉 一五〇〇円

とり肉 一〇〇〇円

トーフ代 八〇〇円

お菓子代 二四〇〇円

肴代 九九二〇円

計一五六二〇円也

有銭七〇〇円、一人当り二〇〇〇円、貯金一〇八〇円

御神酒ハ猪狩忍氏より清酒三升・ウエスキーボトル二

本、酉治魚店清酒一升戴きました。

記録

今年は春より異状^{（意）}気象で心配されたが、五年ぶりの大豊作と成り、明るい表情で秋の取入れを見る事が出来た。夏は猛暑が続き、八王子子では観測史上最高と三九・四度を記録、本村でも三五・七度を記録した。

昭和五十九年旧十月十七日（旧暦）

新暦十一月九日（金曜日）

常陸茂宅より猪狩新宅へ、目出度く相渡し候也

〔史料 1-117〕 昭和六十年

順廻

宿〇猪狩新

志賀泰三

〇三瓶忠美

〇志賀英記

〇志賀泰臣

〇志賀喜代登

志賀盛

〇常陸茂

費用の部

一、御神酒式升 二七六〇円

一、とうふ一箱 八〇〇円

一、とり肉 一〇〇〇円

一、豚肉 一五〇〇円

一、お菓子 二四〇〇円

一、肴代 七四〇〇円

計一五八六〇円

一人さし二二〇〇円也

有銭八百八拾円也

清酒一升 酉治肴屋より頂戴しました

規約

一、祭典は旧暦十月十七日とし、宿は順廻りとし、二

回の食事は宿持とし、費用は頭割とす

一、出合せざる者へも割当てること

一、祭典の十七日前の日曜日を祭日と決定し、宿に

都合ある場合は後日日曜日とする。

一、八雲神社祭日は、二月第一日曜日と決定する

記録

二年続きの豊作で大いに助かった。アマチャヅルの栽培が今年より盛んになった。共有地の立木を川内森林に売却（字小田代）、一戸当り九十万円。新聞の報ずるところによれば、来年は更に減反するようなり。上越新幹線及東北新幹線の上野来入は三月十四日実施す

る。築波^{（筑波）}化学万博は三月十六日から九月十四日迄実施する。二阡万人を越す。

昭和六十年旧十月十七日

宿猪狩新より

志賀泰三様へ目出たくお渡しいたしました

〔史料 1-118〕 昭和六十一年

順廻

宿〇志賀泰三

〇三瓶忠美

〇志賀英記

〇志賀泰臣

〇志賀喜代登

〇志賀盛

〇常陸茂

〇猪狩新

費用

一、御神酒二升 二七六〇円

一、トーフ 八〇〇円

一、とり肉・豚肉 二五五三元

一、魚代 七二〇〇円

一、お菓子代 二四〇〇円

計一五七二三元

有銭一阡四百拾円也、一当り^{（一人当り）}二〇〇〇円也

貯金一七〇〇円

清酒一升 酉治魚店より頂戴しました

均七分作となった。志賀盛氏ユカ板寄布、志賀泰明氏ユカ板カンナカケてくれた。

昭和五十六年旧十月十七日、新暦十一月十三日

〔史料1-114〕昭和五十七年

順廻

志賀喜代治
志賀盛
常陸茂
猪狩俊二
志賀泰三
三瓶忠美
志賀英記
志賀泰臣
費用

清酒三升 前年度クリ越の事
トリ肉 一六〇〇円
カシ代 二五〇〇円
フタ肉 二〇〇〇円
焼トウフ 四四七円
トウフ 九〇〇円
魚代 一〇一〇〇円
計一七五四七円
一人当り二五〇〇円
有銭共に貯金三〇六三円
御神酒老升 元部屋様

三年続けて不作であった。今年は六十%の収入であった。

昭和五十七年十二月二日

当前志賀喜代治より

志賀泰臣殿へ目出たくお渡しいたしました

〔史料1-115〕昭和五十八年

順廻

宿 志賀盛
常陸茂
猪狩俊二
志賀泰三
三瓶忠美
志賀英記
志賀泰臣
志賀喜代登
費用

清酒二升代 二千七〇〇円也
トリ肉代 一〇〇〇円也
豚肉代 二〇〇〇円也
トーフ代 八〇〇円也
魚代 八〇五〇円也
御菓子代 二〇〇〇円也
合計老万六千五百五拾円
一人当二一〇〇円也、御養錢一〇〇〇円
残金二二五〇円を貯金する

御祝儀チップ会社ヨリウイスキー二本、西治魚店ヨリ一升頂戴する。

記録

一、三年連続の不作に今年はなんとか？平年作になり、

農家にも明るい表情となる。

一、田中角栄の最終判決になり、国会は解散する見通

する多く、十二月一八日選挙の段階に入る公算多

し。

現在の日当は男八〇〇〇円、女は五〇〇〇円位。米は一万八〇〇〇円也。台風も少くまずくの年でありました。

昭和五十八年十月十七日(旧)

志賀盛宅より

常陸茂宅へ目出度相渡シ候也

〔史料1-116〕昭和五十九年

順廻

常陸茂
猪狩新
志賀泰三
三瓶忠美
志賀英記
志賀泰臣
志賀喜代登
志賀盛
費用

○志賀泰臣

○志賀喜代治

○志賀盛

常陸茂

○猪狩俊二

○志賀泰三

費用

御神酒代二升分 金二二六〇円

御魚代 金五五〇〇円

肉代 金一一六〇円

トウフ代 金七〇〇円

山鳥代金 金一五〇〇円

御菓子代 金一二〇〇円

合計一二三二〇円

一人当り金一五二七五〇銭

御祝酒老升 とのぶ魚店

有銭金二九〇円、貯金五七〇円

今年度は差合一人あり、七人会計一人当り一八〇〇円

貯金に三五〇円加算する

昭和五十四年旧十月十七日

三瓶哲夫氏より

志賀英記氏に目出度相渡しました

〔史料 1-112〕 昭和五十五年

順廻

志賀英記

○志賀泰臣

○志賀喜代登

志賀盛

○常陸茂

猪狩俊二

○志賀泰三

○三瓶忠美

費用

御神酒代二升一□ 三疋式百円

御魚代 八五六〇円

肉代 一四五〇円

トウフ代 七〇〇円

山鳥代金 三七〇〇円

御菓子代 二四〇〇円

ガソリン代 三〇〇〇円

一人当り三七〇〇円也

合計二一八一〇円

御祝儀酒一升 トノブ魚店

有銭百七拾円、貯金五六〇円

記録

本年は村長・村議の選挙、衆議院・参議院選挙、六月二十二日。七月より異状[㊦]気象で、稲作は大凶作、皆無同様であった。反当り五k〜一〇kであった。十月十一日小田代共有林五〇五立木売却、一疋二百六拾八万也。

志賀泰臣に目出度く相渡し候也

〔史料 1-113〕 昭和五十六年

順廻

志賀泰臣

○志賀喜代治

○志賀盛

○常陸茂

○猪狩俊二

○志賀泰三

○三瓶忠美

○志賀英記

費用

御神酒代二升 三千六百六拾円

御魚代 一〇五〇〇円

豚肉代 二二五〇円

トリ肉代 一〇〇〇円

お菓子代 二七五〇円

トーフ代 八〇〇円

合計二〇九六〇円

一人当り一六〇〇円也

有銭五五〇円、貯金三九〇円

志賀清記様より金三〇〇〇円御祝儀戴ました。

猪狩忍様より御清酒二升・金五〇〇〇円戴きました。

佐久間彦一様御清酒二升戴きました。

西治魚店より御清酒一升戴きました。

記録

本年は二年連続凶作[㊦]と思つたが、天候快福[㊦]して、村平

・国会も改選あり。三区より齊藤邦吉・菅波茂・上坂

昇当選ス（十二月五日投票）。

昭和五十一年旧十月十七日

当前常陸茂氏より

猪狩俊二宅へ目出度く相渡し候也

〔史料1—109〕昭和五十二年

順廻

宿 猪狩俊二

志賀泰三

三瓶忠美

志賀英記

志賀泰臣

志賀喜代登

常陸茂

費用

一、金貳千六百六拾円也 御神酒二升分

一、金七百円也 豆腐十丁分

一、金壹千六百円也 豚肉一K分

一、金六百円也 鳥肉代

一、金貳千円也 御菓子代

一、金魚代 五千六〇〇円也

合計金壹万貳千六百六拾円

一人当り差費千八百円也

御祝儀として西治魚店より一升頂戴致しました

有銭一〇〇円、貯金は一五一〇円とする

規約は例年通り

記録

一、史上六番の豊作とか、余り米の消化、来年度の減

反調整と農家には深刻なり。

一、二〇〇カイリ漁業問題、魚はかつてない高値を呼

ぶ。

一、村にて産業文化祭を開催。

日当は五〇〇〇円にて、米は一万七〇〇〇円、ガソリ

ンレ一二〇円。世は正に不況の波を押し寄せる現況なり。

注、一人当りの差し一八〇〇円なりしも、二〇〇〇円

にし、残一四〇〇円を有銭とも貯金する

昭和五十二年旧十月十七日

当前猪狩俊二より

志賀泰三氏に目出度く相渡候也

〔史料1—110〕昭和五十三年

順廻

志賀泰三

三瓶哲夫

志賀英記

志賀泰臣

志賀喜代登

志賀盛

常陸茂

猪狩俊二

費用の部

金、御神酒代二升分 二一六〇円也

金、七〇〇円也 トーフ代

金、豚肉代一K分 二五〇〇円也

金、菓子代 二四〇〇円也

金、鳥肉代 一五〇〇円也

金、魚代 三一五〇円也

合計金額一万三千九〇〇円也

一人当り差し二千円也

有銭二四〇〇円、一人当りの差し残り九〇円にて、

併せて、貯金三三〇円也

記録

近年にない豊作にして、米・タバコも大収入なり。目

下米代金六〇K当り一七〇〇〇上にして、五〇万トン

の余り米を政府は処分に頭痛の種とか？日当は男六千

円前後也。葉タバコは上位級は一六〇〇円位、五等な

どは値下げとなり四〇〇円前後なりし。本日は箭内西

治氏、又志賀盛氏より御祝儀一升つ、頂戴致しました。

昭和五十三年十月十七日（旧）

志賀泰三氏より

三瓶哲夫氏目出度相渡申し候也

〔史料1—111〕昭和五十四年

順廻

三瓶哲夫

志賀英記

○志賀英記

○志賀泰臣

費用

一、金壹阡八百六拾円也

一、金六百円也

一、金貳阡四百円也

一、金壹阡貳百円也

一、金九百四拾四円也

合計八一三四円

一人当り一二〇〇円

有錢五一六円也、トリ一羽二二〇〇円

酒二升 久保田寿郎、酒二升 菅波長吉氏ヨリ頂戴する。

記録

今年度の作況は半作の米作で、一大凶作である。物値は米一俵一五〇〇円、日穀は三三〇〇円。

昭和四十九年十一月三十日、旧十月十七日

志賀盛氏に申送るもの也

志賀喜代治

〔史料 1—107〕昭和五十年

順廻

○志賀盛

○常陸茂

○猪狩俊二

○志賀泰三

○三瓶忠美

○志賀英記

○志賀泰臣

○志賀喜代治

費用

金貳千円也

金六百円也

金菓子代

金壹阡七百円也

金參阡六百円也

合計九一〇〇円也

一人当り一三〇〇円也、有錢七〇円也

酒代一二八〇円也

右は諏訪神社ヨリ御神酒代として頂戴する

貯金一三六〇円也

規約は例年通りとする

記録

一、小田代線工事にして三月完成見込

一、産業文化祭 一一、十四、十五日

例年になく夏は異常乾燥にして、秋は不順にして取込順調ならず。

昭和五〇年十月十七日

志賀盛氏より

常陸茂氏目出たく相渡シ申し候也

〔史料 1—108〕昭和五十一年

順廻

常陸茂

猪狩俊二

志賀泰三

三瓶忠美

志賀英記

志賀泰臣

志賀喜代登

志賀盛

費用

金貳千円也

金六百円也

金菓子代

金壹千六百円也

金七百円也

金參千五百円也

合計九千六百円也

一人当り壹千貳百円也、有錢一五〇円

御祝儀箭内西治氏より清酒一升頂き

記録

・昭和二十八年の大不作を生じ、川内村でも米・タバコの大減収を見るに至り、又小田代でも舗装工事と交通は一段と便利を良くした。

・村長任期満了になり、当部落より志賀清記氏立候補し、当選する。

雨量五百七ミリ、台風前からの不順天候は、又稲作も五分作とゆう凶作となり、大根一本六、七十円も値上がりし、耕作意欲をそぐこと甚だし。目下秋までも終り、供出米は四等・五等或は等外と品質も悪く、大興電気の入夫に出たりして、現金収入をはかつて働いて居る。小田代の蕨平方面の橋も七ツも大興電気で架替へてくれるわけだ。本日は新暦の十二月四日、あと幾日もなくして、お正月となる。各自の健康をのぞむ。

当前三瓶忠美より

志賀英記殿へ目出度たくお渡しいたしました

〔史料1—104〕昭和四十七年

順廻

宿 志賀英記

志賀泰臣

志賀喜代登

志賀盛

常陸茂

猪狩俊二

志賀泰三

三瓶忠美

費用

一、金壹阡参百貳拾円

〃参百五拾円

一、金御倉代

一、金鶏・ウサギ代

御神酒貳升代

豆腐一箱代

参阡円也

参千円也

一、金御菓子代 四〇〇円也
一人当り差シ壹阡円也

昭和四十七年旧十月十七日

規約例年の通り

記録

田中首相の第一次選挙を十二月十日に行ひ、当第三区にても七人立候補に対し、三人の議席を争ふ段階となりました。今年の作柄は、例年になく天候も良く、品質・量ともに勝り、供米も大幅に上廻り、農家もほくく〴〵の情勢なり。

当前志賀英記より

志賀泰臣殿へ相渡候也

〔史料1—105〕昭和四十八年

順廻

宿 志賀泰臣

志賀喜代治

志賀盛

常陸茂

猪狩俊二

志賀泰三

三瓶忠美

志賀英記

費用

一、金七百五拾円也

一、金五百円也

御神酒一升代

豆腐一箱代

御神酒一升代

豆腐一箱代

一、金八百円也 菓子代

一、金壹阡円也 肉代

一、金貳阡四百円也 魚代一式

一、金八〇〇円 トリ一羽代

一人当り八〇〇円

昭和四十八年旧十月十七日

規約例年の通り

記録

夏期に雨量少く、近年に無い水不足と成るが、米作はまた近年に無い大豊作である。一昨年の二十三号台風に依る被害は、小田代部落内も復旧致しました。

価格表

・米一俵 一万円也

・一日日給 二阡円〃二阡五百円等がある

・タバコは反 一九万〃二一万等

・蚕キロ 二阡円〃二阡二百円

・有銭 二百二十円也

〔史料1—106〕昭和四十九年

順廻

○志賀喜代治

○志賀盛

○常陸茂

○猪狩俊二

○志賀泰三

○三瓶忠美

一人当り四百円也

有銭二十円也

記録

本年度七月廿三日、川内村に農業電話開通した。去七月十六日アポロ十一号が月表面に初の人類着陸した。十一月十八日アポロ十三号が第二回目着陸した。

当前猪狩俊二宅ヨリ

志賀泰明氏へ目出度相渡シ申シ候也

〔史料 1—102〕 昭和四十五年

順廻

志賀泰三

三瓶忠美

志賀栄

鈴木豊

志賀英記

志賀泰臣

志賀喜代登

志賀盛

常陸茂

猪狩俊二

費用

一、金壹千参百六拾円

一、金壹千円也

一、金参百円也

一、金貳千円也

一、金五百円也

合計五千壹百六拾円也

差し一人当り六百円也

貯金参百円也

記録

一、川内村役場新築八月竣工式。
一、三年連続の大豊作。

一、米一升二百円にて豊富にあり、減反調製する段階に入る。一割減反する。

一、佐藤内閣第四選成立スル。

一、川島正次郎死去、四五、十一月。

例年になき大雪が本日降り始め、七五三のお祝慶々、現在の積雪は十裡内外になる見込なり。本年は寒さ雪とも早々来て、出稼は皆村を離れて県外へ転出してゐる現況なり。

志賀泰三氏より

三瓶忠美氏、目出度相渡シ申シ候也

昭和四十五年十月（旧）十七日

〔史料 1—103〕 昭和四十六年

順廻

宿 三瓶忠美

志賀英記

志賀泰臣

志賀喜代登

志賀盛

志賀盛

志賀盛

志賀盛

志賀盛

志賀盛

プタ肉代

常陸茂

猪狩俊二

志賀泰三

費用

一、金壹千参百六拾円也

一、金参百五拾円也

一、金参阡円也

一、金七百円也

一、金参百円也

計五阡七百拾円也

老人さし七百貳拾円也

有銭壹百参円也

昭和四十六年旧十月十七日

規約

一、祭典は一日とし、飯米は式度宿持とす

一、祭典は旧十月十七日とするも、差合等有之場合は、談合の上祭典日を決することを得

一、氏子にて差合等有之出会せざる者へは、会費かけざることを、以上

記録

台風二十三号（八月三十日）の被害は、曾てなき豪雨にて、水の氾濫は村内、特に七区八区をおそい、山崩れ、道路の決壊、家屋の浸水は遂に知事・建設省より

の大きかりな調査となり、川内村の被害総額は実に三億五千万円のボー大なる数字を記録するに至り。河川・道路・耕地の復旧は、向ふ四ヶ年を要す工事となれり。

御神酒貳升

豆腐壹箱

御肴代

豚肉

鶏壹羽

計五阡七百拾円也

老人さし七百貳拾円也

有銭壹百参円也

昭和四十六年旧十月十七日

規約

一、祭典は一日とし、飯米は式度宿持とす

一、祭典は旧十月十七日とするも、差合等有之場合は、談合の上祭典日を決することを得

一、氏子にて差合等有之出会せざる者へは、会費かけざることを、以上

記録

台風二十三号（八月三十日）の被害は、曾てなき豪雨にて、水の氾濫は村内、特に七区八区をおそい、山崩れ、道路の決壊、家屋の浸水は遂に知事・建設省より

の大きかりな調査となり、川内村の被害総額は実に三億五千万円のボー大なる数字を記録するに至り。河川・道路・耕地の復旧は、向ふ四ヶ年を要す工事となれり。

御神酒貳升

豆腐壹箱

御肴代

豚肉

鶏壹羽

計五阡七百拾円也

老人さし七百貳拾円也

有銭壹百参円也

昭和四十六年旧十月十七日

規約

一、祭典は一日とし、飯米は式度宿持とす

一、祭典は旧十月十七日とするも、差合等有之場合は、談合の上祭典日を決することを得

一、氏子にて差合等有之出会せざる者へは、会費かけざることを、以上

〔史料1-99〕昭和四十二年

順廻

志賀弘

○常陸茂

○猪狩新

差合 志賀泰明

○三瓶忠美

差合 志賀栄

○鈴木豊

差合 志賀英記

○志賀伝三郎

○志賀喜代治

費用

一、金壹仟壹百円也

一、金参百六拾円也

一、金参百円也

一、金壹仟四百貳拾円也

一、金五百円也

一、金六百円也

合計四二八〇円也

一人当り六〇〇円也

有銭五〇円也

御神酒壹升 志賀伝三郎氏より戴く

記録

(地方自治法 学校教育法) 自治制及中学校施行二十周年記念行事アリ。福島県水

稲史上最高の取量である。小田代では四斗俵三三五俵

供米スル。永雨の為発芽スルモ其ノ代金八一俵七八〇〇円。

昭和四十二年旧十月十七日

〔史料1-100〕昭和四十三年

順廻

常陸茂

✓猪狩俊二

✓志賀泰三

✓志賀栄

鈴木豊

✓志賀英記

✓志賀泰臣

✓志賀喜代治

✓志賀弘

費用

金壹仟壹百六拾円 御神酒二升

金五百円也 御菓子

金参百円也 トーフ

金壹仟八百円也 タコ・イカ

金五百円也 ブタ肉

メ四仟貳百六拾円也

一人当り五百円也

有銭参百拾壹円貯金

御祝儀清酒壹升 久保田寿郎氏

一、金五百円御祝儀 三瓶忠美氏 記録

川内村議補充選挙アリ。第七区ヨリ久保田寿郎氏当選スル。明治百年行事。大学フン争アリ。第三次佐藤栄作内閣出来ル。

昭和四十三年旧十月十七日

〔史料1-101〕昭和四十四年

順廻

○猪狩俊二

○志賀泰三

○三瓶忠美

○志賀栄

○鈴木豊

○志賀英記

○志賀泰臣

○志賀喜代治

○常陸茂

費用

金壹仟壹百六拾円也 御神酒二升

金五百円也 御菓子

金参百円也 トーフ代

金五百円也 ブタ肉代

金壹仟貳百円也 魚代タコ

合計金参仟六百六拾円

一、金壹百五十拾円

○猪狩俊二

猪狩俊二

一、金壹百貳拾五円

○志賀泰明

○志賀泰三

一、金壹阡五百円

○三瓶忠美

三瓶忠美

一、金七百円

○志賀栄

○志賀栄

一、金壹百五十拾円

○鈴木豊

鈴木豊

一、金貳百五十拾円

○志賀英記

○志賀英記

一、金貳百五十拾円

費用

○志賀伝三郎

一、金壹阡貳百円

タコ

一、金壹阡五十拾円也

御神酒代

費用

一、金六百円

魚

一、金五百円也

袋菓子代

一、金壹阡貳拾円也

御神酒

合計金七阡六拾五円

魚

一、金豆腐

参百円也

一、金五百円也

袋菓子

差費一人当り五百円

一、金タコ・魚代（イカ）

壹阡五百円

一、金参百円也

トーフ代

差引式千六拾五円ハ遷宮費ヨリ負担スル

一、金ブタ肉

壹阡円也

一、金壹阡七拾円也

魚代

費用一切ヲ遷宮費ヨリ負担スルコトヲ決定スル

合計金四阡参百五十拾円也

一、金壹阡四拾円也

ブタ肉代

有銭参拾円

一人当り五百円也、有銭貳百円也

一、金壹阡四百円也

トリ二羽

記録

記録

計金五阡貳百七拾円也

昭和三十九年旧十月十七日、金比羅神社・山祇神社、

本年度の前半期は低温にして、稲作完全でない。然し

雨覆修理遷宮ヲ行フ。昭和三十九年十月十日、東京オ

後半は日照多く、大豊作の夢を見る。

リンピック開幕スル。本日の祭典に有銭参拾円を加へ、

一、福島ニテ博覧会ガ開ク（九、二四日）

金五阡四百七拾五円也貯金す。

志賀伝三郎ヨリ

貯金参百貳拾五円也

御神酒壹升

志賀喜代治氏に目出度ク相渡シ申候也

異議ナク欠席シタル者ニ差費ヲ附加エルモノトスル。

〔史料 1—97〕昭和四十年

〔史料 1—98〕昭和四十一年

今年カラ実施スルコトニ決議スルモトスル。午前中金

順廻

順廻

員ニテ神道造リヲ実施スル。八雲神社迄の間ヲ行ツタ。

○志賀伝三郎

志賀喜代治

○志賀喜代治

志賀喜代治

○志賀弘

○志賀盛

小田代供米ハ史上最高ノ二八四俵テアル。其ノ代金一

○常陸茂

常陸茂

九八八、〇〇〇円トナル。

昭和四拾壹年旧十月十七日

われた所を見られた。今朝初雪。

昭和三十六年旧十月十七日

菅野清氏ヨリ

志賀栄殿へ

〔史料1-94〕昭和三十七年

順廻

○志賀栄

○鈴木豊

○志賀清記

○志賀伝三郎

○志賀喜代治

○志賀弘

○常陸茂

○猪狩新

○志賀貞夫

○三瓶忠美

費用

一、金九百弍拾円也 御神酒二升

一、金七百五拾円也 山鳥二羽

一、金弍百五拾円也 トーフ代一箱

一、金五百円也 御菓子代

一、金壹仟円也 魚代

合計金参仟四百弍拾円也

一人当り費用参百四拾円

有錢弍拾八円、①氏カラ六拾円頂戴スル

記録

小田代道割山を七米をさげる工事が始め、伝氏ノ門口
迄道路幅をひろげる事ははれて居る。耕地整理第二年
後になり、米の収入が多く成りました。道ノ下川線工
事四百五拾万ノ大和田建設に依り、作業が進められて
居る。

一、オリンピック十月十日ヨリ開会ス。

昭和三十七年旧十月十七日、十一月十三日

〔史料1-95〕昭和三十八年

順廻

宿 鈴木豊

志賀英記

志賀泰臣

志賀喜代治

志賀弘

常陸茂

猪狩俊二

志賀泰明

三瓶忠美

志賀栄

費用

一、金九百七拾円也 御神酒二升代

一、金七百弍拾円也 兎肉代

一、金百弍拾五円也 豆腐五丁代

一、金五百円也 御茶菓子代

一、金壹仟六百元也 肴代

合計参千九百拾五円

一人当り四百五拾円也

有錢百八拾参円也

①氏ヨリ酒一升・生菓子頂戴ス

記録

一、ケネディ大統領暗殺サレル。

昭和三十八年旧十月十七日

〔史料1-96〕昭和三十九年

順廻

志賀英記

志賀伝三郎

志賀喜代治

志賀弘

常陸茂

猪狩俊二

志賀泰明

三瓶忠美

志賀栄

鈴木豊

費用

一、金九百七拾円 御神酒

一、金四百五円 サトウ代

一、金七百六拾五円 袋菓子

〔史料 1-92〕昭和三十五年

順廻

三瓶忠美

菅野伊祐

志賀栄

志賀英記

志賀伝三郎

志賀喜代治

志賀弘

常陸茂

鈴木豊

猪狩俊二

志賀貞夫

費用

一、金九百八拾円也

一、金六百五拾円也

一、金貳百五拾円也

一、金五百五拾円也

一、金壹仟壹百円也

合計金四仟五百参拾円

有錢五拾円貯金スル

一人当り四百五拾円也

旧十月十七日初雪四寸等降雪、気温暖かり

昭和三十五年旧十月十七日

三瓶忠美

菅野伊祐殿二目出度相渡シマシタ

〔史料 1-93〕昭和三十六年

順廻

菅野清

志賀栄

鈴木豊

志賀英記

志賀伝三郎

志賀喜代治

志賀弘

常陸茂

猪狩俊二

志賀泰明

三瓶忠美

費用

一、金壹仟拾円也

一、金参百五拾円也

一、金貳百五拾円也

一、金六百六拾円也

一、金五百円也

合計金貳仟八百九拾円也

一人当り差費金参百貳拾円

記録

本年は豊作なりしも、台風で耕地整理の田圃も一面こ

○三瓶忠美
○菅野伊祐

○志賀主殿

○志賀泰臣

○志賀喜代治

○志賀伝

○常陸豊

○鈴木豊

○猪狩新

費用

御祝儀たこ及さんま 鈴木豊氏より

一、金九百八拾円也 御神酒貳升

一、金貳百五拾円也 キジ一羽

一、金貳百五拾円也 豆腐一箱

一、金壹仟円也 ブタ肉

一、金五百円 御菓子

合計金貳仟九百八拾円

有錢金七拾貳円也

一人当り金参百参拾円也

貯金八拾貳円也

昭和三十四年旧十月十七日

志賀貞夫から

三瓶忠美殿二目出度相渡し申しました

共不作なれど、柿は毎多ク作あり。川内もオートバイ熱盛にして、時折事故もあり。小田代共有地も本年度松・モミ・栗材を売却して、愈々全伐の姿となれり。川内小学校講堂、目下鉄筋にて建設中なり。鳩山総理大臣自ら日ソ交渉におもむき、過日帰国せり。川内診療所にも、昨年より優秀外科医にて、可成の手術もする様になれり。

当前志賀弘より

常陸茂殿へ目出度相渡申候

〔史料1-89〕昭和三十三年

順廻

宿○常陸茂

○猪狩俊二

○志賀泰明

○三瓶忠美

○菅野伊祐

○志賀栄

○志賀英記

○志賀伝三郎

○志賀喜代治

○志賀弘

費用

一、金壹仟拾円也

一、金六百元也

一、金貳百五十拾円也

御神酒貳升

山鳥式羽

豆腐壹箱

一、金八百円也

一、金五百円也

メ金参阡壹百六拾円也

御祝儀金壹百円也、隠居として招待せるに付、常陸留

五郎翁より頂戴す

以上御賽銭共引、一人差シ金参百円也

有銭五拾五円なるも、金四拾五円也を志賀伝三郎氏御

寄付下され、金壹百円也として貯金す

昭和卅二年旧十月十七日

規約例年之通り

記録

本年は豊作なり。総理大臣岸信介、農業委員山井委員其他区内の幹部改選ありたり。八月には福島県知事佐藤善一郎氏当選せり。目下米は百十円。榎○上四百五十円が山渡しなり。大工賃金四百三十円にて、昨年より三十円高なり。バス賃も富岡迄十五円値上にて、一百五十円なり。一般に物価は騰りたるも、農家の懐具合芳しからず。二ヶ月前ソ聯にて人工衛星打上げは世界注視の的にて、本年の特筆すべき一つでせう。本年高沢巡査・板倉担当区主任がそれ／＼赴任せり。

当前常陸茂方

猪狩俊二殿へ目出度相渡シ申しました

〔史料1-90〕昭和三十三年

順廻

宿○猪狩俊二

御肴

御菓子

○志賀貞夫
○三瓶忠美
○菅野伊祐

○志賀栄

○志賀英記

○志賀伝三郎

○志賀喜代治

○志賀弘

常陸茂

新加入 鈴木豊

費用

一、金九百八拾円也

一、金貳百五十拾円也

一、金貳百五十拾円也

一、金壹仟四百八拾円也

一、金五百円也

メ金参阡四百六拾円也

御祝儀 金五百円也 鈴木豊氏ヨリ頂戴スル

差引金貳仟九百六拾円也

一人当り参百参拾円也

有銭五拾八円也貯金スル

昭和三十三年旧十月十七日

〔史料1-91〕昭和三十四年

順廻

志賀貞夫

御神酒貳升

キジ一羽

豆腐一箱

御肴

御菓子

記録

六、七、八月中頃迄ハ非常ニ冷害ニテ心配シテ居タガ、其ノ後天候ハ良クナリ、二割落等ニ上リ、何ントカ減作ニテ収カクシタ。

志賀伝三郎ヨリ

志賀喜代治氏ニ目出度相渡シ候也

昭和二十九年旧十月十七日

〔史料1—87〕昭和三十年

順廻

○志賀喜代治

○志賀弘

○常陸茂

○猪狩俊二

○志賀泰明

○三瓶忠美

○菅野清

○志賀栄

○志賀英記

○志賀伝三郎

費用

合計金参阡貳百六拾円也

内訳

一、金壹阡拾円也

一、金貳百円也

一、金壹千四百五拾円也

御神酒

豆腐一箱

サカナ全部

一、金参百円也

一、金貳百参拾円也

一人当り差金参百参拾円也、余り四拾円也

一有錢六拾六円也

合計金壹百六円也

右に山下り代七拾円加イテ、有錢共壹百七拾六円也

一、前年の申合により山追はやらす

一、祭日の世話は宿の後光にてスル

記

一、本年は相変らず毎年の金つまりにて、思ふ様に金

は入らず。しかし、今年の豊作は全国的にて、農

作物は豆・小豆迄が今迄になく取れ、農家のケ一

キは何よりである。本年十一月末ワラビたいら方

面、小田代部落の山わけをやり、一人当り貳拾万

位にて各自切ったり、売ったりしました。本年は

豊作にて、川内村下川内にて御神幸有、前迄は小

田代迄来たるも、本年は東山迄しか来ず。

志賀喜代治ヨリ

志賀弘殿ニ目出度相渡シ候也

〔史料1—88〕昭和三十一年

順廻

宿○志賀弘

○常陸茂

○猪狩俊二

○志賀泰明

菓子代

山トリ壹羽

○菅野伊祐

○志賀栄

○志賀英記

○志賀伝三郎

○志賀喜代治

費用

一、金壹千拾円也

一、金五百円也

一、金貳百五拾円也

一、金壹千貳百八拾円也

一、金五百円也

一、金参阡五百四拾円也

一人当り差金参百五拾円也

有錢金六十六円也貯金す

昭和参拾壹年旧十月十七日

規約

一、祭典は一日とし、飯米は式度宿持とす

一、祭典は旧十月十七日とするが、差大旨等有之場合は、

談合の上祭典日を決することを得

一、連中にて差合等有之出会せざる者へは、会費掛さ

ること、以上

記録

本年は冷害にて、約五分作なり。目下大滝根は白く、

稲刈は早期に終りしも、三日毎の雨にて、ようやく昨

日・今日に至り、川内一帯に脱穀を初めたり。大小豆

一羽、右ノ狩猟あり
昭和二十三年度ノ申合せニヨリ、豆腐ハ壹箱トスルコト

志賀栄ヨリ

志賀留夫殿ニ目出度相渡シ申候

〔史料1—85〕昭和二十八年

順廻

志賀留男

志賀孫三郎

志賀喜義

志賀伝

常陸茂

猪狩充司

志賀貞夫

三瓶忠美

菅野清

志賀栄

費用

一、金貳千壹百貳拾円也

内訳

一、金九百七拾円也

一、金四百円也

一、金參百円也

一、金四百五拾円也

本年は山追の捕獲量豊富の為、キジ一羽常陸豊氏に金

參百円にて売渡す。志賀伝、都合上、久保田清記代人として山追に出猟せず。御茶菓子二百円に決る。

昭和二十八年旧十月十七日

前日山追を実施す。三瓶忠美、キジ雄・山鳥雄二羽、

志賀貞夫、山鳥雄一羽。何れも大猟。本年度は冷気甚

だしき為、冷害関係にて、本村は稲作其他の作物は、

皆無状態なり。患たる事に^(註)わ当部落に^(註)わ、祖先以来相

続したる共有地あり。是は志賀松之助・志賀巳与松・

志賀久左衛門の三氏が、明治三十五年の大凶作を屈服

シ、納税を完納せしめ、其後大正九年志賀喜治郎世話

人として、植林に活動し、右三ヶ所に杉・檜を植樹し、

部落九名共同一^(註)到して、其手入を完了したるものなり。

本年度大凶作に当り、此一部を薪炭材・用材とも、一、

金九百六万円にて売払へ、本年の凶作^(註)厄を掃解せり。

但シ志賀久三持を売払ふ。本年は全村に亘り、共^(註)出米

は全免、闇米は一升金百八十円也が相場。

会費一人貳百円也、有錢貳百五拾八円也貯金ス

規約例年の通

志賀清記より

志賀伝三郎殿へ目出度相渡申候

昭和二十八年旧十月十七日

〔史料1—86〕昭和二十九年

順廻

○志賀伝三郎

○志賀喜代治

○志賀弘

○常陸豊

○猪狩充司

○志賀貞夫

○三瓶忠美

○菅野清

○志賀栄

○志賀留男

費用

合計金貳千壹百六拾円也

内訳

一、金壹千拾円也

一、金貳百五拾円也

一、金四百円也

一、金貳百円也

一、金參百円也

一人当り二百二十円

有錢百貳拾円貯金

山追ニ依リテ、三瓶忠美氏

志賀喜代治氏

志賀伝氏

志賀栄・猪狩俊二・志賀主殿氏ハキノ

コトリ

規約

一、来年度ヨリ山追ハ一時中止スルコトニ申合せスル

一、祭日ノ世話ハ宿ノ後光ニテスルコト

○志賀弘

○常陸豊

○猪狩新

○志賀泰明

費用

一、金六百元也 御神酒二升

一、金四百元也 豆腐二箱

一、金貳百五拾円 山鳥一羽

一、金壹百円也 肴

一、金壹百円也 お茶菓子

合計老阡四百五拾円也

差一人宛金百五拾円也

有錢五拾七円五拾銭

昭和二五年旧十月十七日

十六日の山追は取やめ。現住猟者は三瓶忠美氏一人にして、山追出来ず、取やめとす。本朝横根山に積雪五分程度有。霜は後^⑤かつたが、寒さは早い様だ。本年農作物は平年以上なり。木炭は目下檣極上二百五拾円、山代金は一百四拾円から五拾円。

当前三瓶忠美氏ヨリ

菅野伊佐殿へ目出度相渡候也

〔史料1-83〕昭和二十六年

順廻

菅野清

・志賀栄

・志賀英記

志賀伝三郎

・志賀喜代治

・志賀伝

・常陸豊

・猪狩俊二

・志賀貞夫

・三瓶忠美

費用

一、金八百円也 御神酒貳升

一、金四百元也 豆腐二箱

一、金貳百円也 肴

一、金参百円也 御茶菓子

計金壹千七百円也

一人当老百七拾円也

有錢参貳拾六円七拾銭也貯金トス

昭和二十六年旧十月十七日

十六日山追ヲ実施スル。

志賀喜義氏 山鳥一羽・リス一匹

志賀貞夫氏 キジ一羽

三瓶忠美氏 キジ一羽、以上ノ狩猟アリ。

本年度作柄ハ二割落チ。大東亜戦争終戦後六年目ニ、講和条約方成ル。昭和二十六年九月九日、米国「サンフランシスコ」ニ於テ行ハレタ。

菅野清ヨリ

志賀栄殿ニ目出度相渡申候也

〔史料1-84〕昭和二十七年

順廻

志賀栄

志賀留夫

志賀伝三郎

志賀喜代治

志賀弘

常陸茂

猪狩新

志賀貞夫

三瓶忠美

菅野清

費用

一、金壹阡壹百参拾円也 御神酒二升

一、金四百元也 豆腐二箱

一、金貳百七拾円也 肴

一、金 参百円也 御茶菓子

計金貳阡壹百円也

一人当り金貳百拾円也

有錢参拾六円也貯金

昭和二十七年旧十月十七日

前日ハ山追ヲ実施スル。三瓶忠美氏 キジ一羽・カモ

○三瓶忠美

○菅野清

●志賀清記

○志賀伝三郎

●志賀喜代治

○志賀伝

○常陸豊

費用

一、金七百六拾円也 御神酒貳升

〃四百円也 豆腐二箱

〃參百五拾円也 キジ一羽

計金壹千五百拾円也

差一人宛金壹百七拾円也

有錢貳百拾円也貯金

昭和二十三年旧十月十七日

山追一日、カケス二羽・ハト一羽。当日午前中、志賀泰明君、兔一羽・タカ一羽・リス一羽・チヨマー一羽ノ大獵。三瓶忠美君ハ兔一羽ノ獵。二人共獵天狗デ大イバリ。本年度ハ六・七月ニケ月、冷氣雨天続キニテ、稲發育悪ルク、作柄モ相当氣ツカカワレタガ、肥料昨年ニ倍スル配給ニテ、八月ヨリノ天氣ニ順々ト持チナホシ、平年作。米ノ供出ハ、昨年ヨリ少シスクナク、小田代部落デ四拾九俵供出。供出代金ハ早場米一石三千八百五拾三円也。山鳥一羽三百五拾円。地下足袋一足公定式百円、圍値ハ六百五拾円。木炭一俵櫻壹百拾

六円、雜老百六円ノ高値ナリ。昭和二十三年十一月十

四日、日米戦争犯罪人東條大将、以下貳十五名ノ判決

云渡シ有リ。国際裁判檢事キーナン主席、絞死刑東條

大将以下七名、無期刑小磯大将以下十五名、七年体刑

等云渡サル。歴史の裁判ノ終リ。

猪狩新ヨリ

志賀泰明殿ニ目出度ク相渡シ候申也

今回ノ申合セデ、以後豆腐ハ志箱トスルコト

〔史料1—81〕昭和二十四年

順廻

志賀泰明

○三瓶忠美

○菅野清

○志賀栄

○志賀清記

○志賀伝三郎

○志賀喜代治

○志賀伝

○常陸豊

○猪狩新

費用

一、金四百円也 御神酒二升

一、金四百円也 豆腐二箱

一、金貳百七拾円也 魚一貫匁

計金壹千七拾円也

差一人宛金百拾円也

有錢參拾円也貯金

昭和二十四年旧十月十七日

志賀栄氏ヨリ御神酒一升寄附あり

十六日山追一日行へ

三瓶忠美氏 山鳥一羽

志賀利之氏 カケス一羽

菅野清氏ノ犬 山鳥一羽、狩獵アリ。

本年度ヨリ志賀栄氏加入スル。昭和二十四年度ノ狩獵税金・村税共二四千貳百円納メル。近年ニ無ク大風ガ強ク「キテイ」「アイロン」と名付ケラル。大風ノ為ニ稲作ハ小田代ニテ三割落ニテ、全国ニテ貳百參拾方石ノ減収ナリ。天皇様モ「キテイ」台風ニテ、屋根等ガ吹キ飛バサレタ。

志賀泰明ヨリ

三瓶忠美殿ニ目出度相渡シ申候也

〔史料1—82〕昭和二十五年

順廻

○三瓶忠美

○菅野伊佑

○志賀栄

○志賀英記

○志賀伝三郎

○志賀喜代治

一、差合等有之節ハ、談事ノ上祭日ヲ定ムルコト。但シ祭典日ハ旧十月中ニ執行ノコト

以上

記録

本年ハ一般ニ豊作年ナリシモ、肥料不足ト水不足、加フルニ本年三月末迄ノ保有米ヲ全部供出シテ、ソノ為七・八・九月ハ特ニ食糧難ニ陥リ青刈セシ為、予想外ノ收穫ハ見ラレズ。夏頃ハ南瓜一メ目二十円セシモ、目下ハ甘藷等豊作ノ為買手モナキ様ナリ。白米一升八十円モセシガ、目下其ノ半値モセズ。木炭一俵二十五円、塩モ一升全値。米ハ配給値一升五円、サツマーメ目同値ナリ。大根公定一メ目三円五十銭。山鳥・キジ一羽壹百円。柿（小田代産）一メ目（公）二十円。林檎一個十円。地下タビ一足百五十円ヨリ二百円。衣料品ニ於テハ古着ト雖モ三四百円ヲ下ラズ。目下小田代ニ土方二十人程滞在、割山廿四尺掘下ケノ工事ニ着手中ナリ（坂ノ上リ口ヨリ平梨迄工費三万七百元）。終戦以來在外軍人並邦人ノ引揚ハ大体終了セシモ、未ダ南方殊ニ満州及ビシベリヤニハ何十万ト復員セザル者アリ。十一月三日ヲトシ、新憲法発布ニナリ、各戸祝酒ニ合宛配給ニナリタリ。敗戦後各地ニ鉄道ゼネスト：電産ゼネスト・教組ゼネスト、其他新聞ダトカ、炭鉱ダトカノ爭議猛烈ニ起コリ、或ハラヂオニ放送シナカツタリ、或ハ電気ヲ消灯シタリシテ騒立テタリ。戦後目立ツコトハ、食糧ノ欠乏ト闇売買ノ流行。若者方髪ヲ伸バスコト、煙草ヲ配給ダト言フノニ誰彼ナシニ

吸フコトダ。猟銃ノ修繕費ハ七百元〜千円ナリ。

志賀伝

常陸豊殿へ相渡申候

〔史料 1—79〕昭和二十二年

順廻

常陸豊

○猪狩新

○志賀泰明

○三瓶忠美

○菅野清

○眞方秀義

○中川一郎

○志賀清記

○志賀伝三郎

○志賀喜代治

○志賀伝

費用

一、金貳百六拾円也

々貳百円也

計金四百六円也

一人差金四拾円也

有銭サイ銭四、四〇銭、計三八、四十銭貯金

昭和二十二年十月二十三日

山追一日、山鳥一羽・カモ一羽・ス、メ六羽。志賀泰明・眞方秀義・菅野清・中川一郎狩獵。外ニ泰明君カ

ケス一羽、第一組ノ獵。第二組タカ一羽・ス、メ六羽・

チヨマー一羽。三瓶忠美・志賀喜代治・志賀伝三郎ノ狩

獵。近年ニナキ獵。本年度ノ作柄ハ、冷氣ニシテ水量

多ク、一般平年作也。肥料ノ方ハ、昨年ヨリハヤ、良

ロシキモ、反当八百匁位ニテ、結果ハ思フ様ニナラズ。

米ノ値段ハ供出一石一千八百円。木炭一俵五十五円

七十銭。雑五十三円五十銭。運賃ハ政府ニ於テ、一俵

七円ノ補助金ヲ出ス。キシ・山鳥一羽二百円、塩一メ

目（約三升）一百十円位、地下足袋ハ三百八十円ヨリ

四百貳拾円位。白米一升ノ暗値段ハ百貳拾円位。昨年

十一月二十三日、農地委員会設立。農家一家ノ耕作面

積、二町五反ノ制限ヲ受ケ、二町五反ヲ越ル田畑ハ、

小作者ニ売渡ス事トナリ、相当地主・小作間ニ争イア

ル事ト予想サレル。供出米ハ川内一千貳拾七俵、昨年

ノ約三倍トナル。十一月二十三日、各区ノ割当キマラ

ズ、同シ各戸ノ割当モ出来ナイ。供出モ相当困難ガ予

想サレル。

常陸豊より

猪狩新殿ニ相渡シ申候也

常陸隠居様ヨリ金拾円也

御祝儀トメ金四拾八円四拾銭貯金トス

〔史料 1—80〕昭和二十三年

順廻

○猪狩新

●志賀泰明

志賀喜義殿へ目出度相渡候也

昭和二十年八月十四日

大東亜戦争ハ米・英・ソ・支ニ対シ、無条件降伏セリ。

○三瓶忠美
○菅野清

〔史料1—77〕昭和二十年

順廻

○志賀喜義

○志賀伝

○常陸豊

○猪狩新

○志賀泰明

○三瓶忠美

○矢内鹿造

○菅野清

○眞方秀義

○志賀清記

○志賀伝三郎

費用

以上

一、金拾七円也

御神酒貳升

一、金貳拾円也

豆腐二箱

一、金參拾円也

魚代

計金六拾七円也

一人差金六円貳拾銭也

眞方秀義氏新加入ニ付キ、一、金拾円也 寄付有リ

有銭計金拾四円貳銭

イタチ皮一枚五円五十銭、計金十九、五二銭

○志賀泰明

○猪狩新

○常陸豊

宿○志賀伝

順廻

〔史料1—78〕昭和二十一年

大東亜戦争ハ此上終結セリ。聯合軍ニヨツテ陸海空軍、

○菅野清
○眞方秀義

並ニ陸軍省・海軍省・大本営ハ姿ヲ消シテ、今ハ大日

本建設ニ七千万国民が第一歩ヲ進ミ始メマシタ。今ハ

日本モ平和ニ立替ラントシテ居ル。物価ハ同テ高イ。

木炭ハ今所一俵八円七八十銭ナリ。日本ハ終結ト共ニ、

タイワン・満州・カラフト・チヨウセンヲ元通りニ返

還、本州・北海道・九州・四国ノミトナリ、食糧ハ配

給米麦ニ合五勺迄行カズ、食糧難ニ合ツテ居ル。例年

ニ無ク農作物ハ肥料不足ニテ、半作ニモ行カズ。

本年ノ山追ニハ、シギー・カケスニ

ケラー

イタチ一・カケス一

カケス一

山追ニハ山鳥ニモ出合ツテモ、獵ナク本日・

真方秀義

当前志賀喜義殿ヨリ

志賀伝殿へ目出度相渡候也

志賀泰明

三瓶忠美

菅野清

猪狩新

常陸豊

志賀伝

猪狩新

志賀泰明

○志賀喜代治

○志賀清記

○志賀伝三郎

○志賀喜代治

○志賀清記

○志賀伝三郎

費用

一、金六拾貳拾円也

御神酒貳升

〃 壹百円也

豆腐貳箱代

〃 九円參拾銭

酒參合代

メ金壹百七拾壹円貳拾銭

老人当拾七円貳拾銭也

差引一人さし十四円也

昭和二十一年旧十月十七日

前日山追致し、木鼠沓羽・菅野清氏、三瓶忠美・菅野

清両氏にて山鳥沓羽。更に当日志賀泰明・三瓶忠美両

氏にて山鳥沓羽の狩獵ありたり。本日新加入ノ為、中

川一郎氏ヨリ金參拾円也寄附ありたり。豆腐二丁売却

金拾円也、サイ銭八十一銭、有銭十九円五十銭貯金ス。

規約

一、祭典ニ付飯米ハ二度宿持トス

一、祭典ハ一日一夜ニ限ル

一、連中ニテ差合等有之、出合ハザル者へハ会費掛ケ

サルコト

カケス一羽 志賀泰明

前日一日山追シ、山鳥一・兔一・カケス三ノ狩猟アリ。

当前菅野清ヨリ

志賀主殿殿へ目出度相渡申候

〔史料 1-75〕 昭和十八年

順廻

志賀清記

○志賀伝三郎

○志賀喜義

○志賀伝

○常陸豊

○猪狩新

○志賀泰明

出証 三瓶忠美

休 矢内鹿造

出証 菅野清

費用

一、金六円九拾銭 御神酒式升

一、金参円也 豆腐二箱

一、金式円参拾銭 山鳥一羽

計金拾式円式拾銭也

一人差金壹円六拾銭

一、金七拾八銭也貯金

昭和十八年旧十月二十四日

昭和拾八年度稲作は平年作の三割落ち、干害のため甚

だしき所有り。昭和拾八年拾月十一日小田代に電灯付

く。昭和拾八年十月二十七日より十一月八日迄のプー

ゲンヒル鳥仲海戦第五次迄統キ其の戦下、一、戦艦

四隻 撃沈、二、空母 三隻 轟撃沈、三、其ノ他軍

艦二十数隻轟撃沈、四、飛行機五百余機撃ツイ。ハワ

イ海戦ニ続く大戦下である。昭和十八年、比島・ビル

マ・印度が独立す。十一月万四十才以下の国民兵教育

有り。又兵役は万四十五才迄と成る。本年は例年より

寒は早し。十一月十八日夜る雪降る。初雪にて一寸ぐ

らへ。

山鳥一羽 志賀喜義

鳩一羽 菅野清

喜義・豊・伝の諸氏は山に狩、残り人は小田代・東山

間の道路修理。道路も今迄に無く完全に作る。

前掲 当者志賀清記ヨリ

志賀伝三郎殿に目出度相渡申候也

〔史料 1-76〕 昭和十九年

順廻

○志賀伝三郎

○志賀喜義

○志賀伝

○常陸豊

○猪狩新

○志賀泰明

出証 三瓶忠美

○矢内鹿造

出証 菅野清

○志賀清記

費用

一、金拾円 御神酒代

一、金四円 豆腐二箱

計金拾四円也

一人差金二円也

有錢四拾銭、之ハ会計預リ、次回ノ祭典ニ合計貯金ス
ルモノトス。

昭和十九年旧十月十七日

本年十月ヨリ特別攻撃隊生レ、米英両国ニ対シ痛撃ヲ

加へ、現今迄ニあたへたる戦果左ノ如シ、空母撃破六

十余、戦艦二十数艦余、其他艦多数。(山鳥一羽志賀伝)

本年ノ稲作ハ前年通り豊作ナルモ、取上不足成リ。一

段ト増産並馬力ガ入り、木炭ハホウシヨウ金付ニテ、

何所ニテモ木炭増産の様テアル。此時日本は数日ニ亘

リ空襲ヲ受ケテ居リ、重大以上ノ重大テアル。決戦ハ

最後ノ段階ニ入ッて居る。時昭和十九年ノ冬デアル。

本年度政府共出出来、小田代ニテ割当六十俵ナリ。然

ニ部落民協力一到シ目出度完了ス。十一月一日ヨリ煙

草ハ隣保班配給トナリ、一人一日卷六本・刻五瓦トナ

リ、煙草不足ニテ困難ヲ来ス。

当前志賀伝三郎殿ヨリ

〔史料1-73〕昭和十六年

順廻

○矢内鹿造

出生 菅野清

○志賀清記

○志賀伝三郎

○志賀喜義

○志賀伝

○常陸豊

○猪狩新

休養 志賀久蔵

○三瓶忠美

費用

一、金六円四拾銭也 御神酒貳升

一、金貳円也 豆腐二箱

一、金壹円也 御茶菓子

計金九円四拾銭也

一人差シ金壹円貳拾銭

式十銭貯金、参十銭御サイ銭

計金六十一銭貯金

昭和十六年十月七日

規約例年ノ通り

天候不順ニヨリ作柄二分作、野菜上結果也。白米一升

四十三銭。食糧ハスベテ配給ニテ、大人一人当四合、

女ハ三合四勺、子供ハ五才以下一合、六才以上拾才迄

テ一合六勺。一般労働ニ従事セザルモノ三合一勺ノ配給也。事變四年近衛内閣改造、東條大将内閣生レ、日米間ノ交渉野村大使・来栖大使当リ、大洋洋問題ノ平和解決ニ努力申也。出征ノタメ会ヒカケザルコト。山

追、山鳥一羽・キシ一羽、志賀喜義氏捕獲ス。当前矢内鹿造ヨリ

菅野清殿へ目出度ク相渡シ申シ候也

〔史料1-74〕昭和十七年

順廻

○菅野清

○志賀主殿

○志賀伝三郎

○志賀喜代治

○志賀伝

○常陸豊

○猪狩新

○志賀泰明

○三瓶忠美

○矢内鹿蔵

費用

一、金四円六拾銭也 御神酒貳升代

一、金壹円五拾銭也 豆腐一箱代

一、金壹円七拾銭也 山鳥(雌)壹羽

メ金七円八拾銭也

老人当八拾五銭也

御賽銭四十六銭、有銭七十銭 菅野清氏ヨリ金壹円也寄附サル 計貳円拾六銭也貯金ス

昭和十七年旧十月十七日

規約例年之通り

本年ハ稀ナル豊作ニシテ大喜ビナリ。茲ニ大東亞戦争一周年ヲ迎ヒントシ、皇軍ノ戦果大イニ挙リ。銃前銃後一丸トナリ、英米倒ス最後ノ日マデ、何ガナンデモヤリ抜ク意気旺ナリ。食糧増産・木炭増産ノ奨励積極的ニシテ、過日モ炭山慰問ニ飴玉・塩引等を持参シ、役人達出張セリ。本年ハドコニテモ、サツマ芋タクサン收穫セリ。早魃ノ為、菜大根ハ思ハシカラズ。精米ノ石油モ配給少ナク、当部落ニテモ電気設置ノ運動ニ努力申ナリ。支那事變ニ続イテ、大東亞戦争ボツ発ノ為、極度ニ物資ハ欠乏シ、白米・麦・豆類ハ勿論、マツチ・片栗粉・塩・醤油・手拭・ズボン・紺地下タビ・餅・シヤツ等一切ハ隣保班ヲ通ジテ配給ナリ。「戦争ニ困難ハ付キモノナリ。国民ハ是非デモ、戦争ニ勝ツ為、資源不足ヲ克服シテ、更ニモ増産ニ力メラレタシ」東條英機首相ハカク訓ヘリ。目下昨日ヨリ警戒警報中ニシテ、夜間ハ灯火管制ス。看モ菓子モメッタ二口ニ入ラヌ時代トナリ。

ハト二羽 志賀喜代治・忠美

兔一羽 菅野清

山鳥一羽 三瓶忠美

ス。昨年ノ日支事変ハ今年ニナルモ終ラズ。出征兵士等一部原隊ニ帰リタルモ、部落出征者ハ未ニ帰ラズ。

川内出征者中ヨリ、菅波辰夫・猪狩安信・矢内良助・

秋元信一ノ四君ノ戦死者ヲ出ス。榎ネ〇ハ二等品一円

十銭、物価協定ト同ジニ物品ノ調整アリ。ゴム靴・ゴ

ム足袋等ノ不足ハ申シヨウナク、ゴム靴ハ一足四円五

十銭、足袋ハ一円二十五銭。昨年度ニ比シ四割以上ノ

高値ナリ。

御神酒一升 藤田浅雄氏ヨリ

今年度ハ 山鳥一羽 常陸豊氏

山鳥一羽 伝氏ト忠美氏

フクロウ一羽 常陸豊氏

ミ、ズク一羽 三瓶忠美氏

入営兵ハ 十二月十日 志賀喜代治君

明年三月一日 ヌ 正美君

〔史料1-71〕昭和十四年

順廻

○志賀泰明

○三瓶忠美

○菅野清

○矢内鹿造

○志賀清記

志賀伝三郎

志賀喜義

○志賀伝

○常陸豊

猪狩新

費用

一、金参円六十銭 御神酒貳升

一、金参円也 ニワ鳥二羽

一、金貳円也 豆腐二箱

計金八円六十銭也

一人差金八十六銭也

六十銭貯金ス

昭和十四年十月十六日

規約例年ノ通り

本年度ハ暖カニシテ、氣候順調也。農作物良好ニシテ

増収也。日支事変ハ終局トナラズ。欧州戦争起リ其ノ

新展振ハ驚ク程也。木炭槽丸一と一、金七十八銭、前

代ノ高値也。物品トウセイアリ（全部）。綿物ナク、

スフバカリナリ。地下足袋不足ガ平口ス。

当前より三瓶忠美殿へ

目出度ク相渡し候也

本年十月十二日、志賀清記君目出度戦地ヨリ帰還ス

〔史料1-72〕昭和十五年

順廻

○三瓶忠美

○矢内鹿造

○菅野清

○志賀清記

○志賀伝三郎

○志賀喜義

○志賀伝

○常陸豊

○猪狩新

休 志賀久蔵

費用

一、金五円五十銭 御神酒貳升

一、金貳円也 豆腐二箱

一、金壹円 御茶菓子

計金八円五十銭

一人当差金壹円也

五十銭貯金、貳拾八銭御サイ銭

メ有銭七十八銭（貯金）

昭和十五年十月十七日

規約例年通り

皇紀二千六百年、全国式典ヲ行イ、皇紀アル我帝国ノ

前途ヲ盛大ニ祝セリ。我方村ニテモ、諏訪神社ニ於テ

ハ御神幸ヲ執行イタシ、各氏子部落ヲ御廻リニナリ、

各氏子モ御供奉レリ。作ハ例年ヨリ平均四分落チ。

目出度終リタリ。目出度

三瓶忠美ヨリ

矢内鹿蔵君御渡し候

山鳥（雄）壹羽 三瓶忠美氏ヨリ寄附サル

瓶

一、山鳥二羽 喜義・忠美両氏

一、小鳥四羽 若連一同

御神酒一升 三瓶忠美殿

御神酒一升 菅野清殿

御神酒一升 志賀長門殿、ヨリ頂ク

本年ハ天候順調ニシテ、農作物ハ良好。二間年^(間カ)間ノ不
作ヨリ恵レ、明ク生麥ツタ様ナ感ガイタサレタノデ、
人民ノ嬉^喜ビ一方デナイ。之ニ依テ、幾分^(幾分)之カラ景気モ
恢復スルモノト思フ。(日独協定ガ成立ス)

万歳

明年度ヨリ御庭ノ掃除ヲ行フコト

以上三人様ヨリ御神酒頂戴仕リ候

目出度当前志賀伝ヨリ

常陸豊殿御渡申候

〔史料1—69〕昭和十二年

順廻

○常陸豊

○猪狩新

○志賀泰明

○志賀主殿

○志賀孫三郎

○志賀喜義

○矢内鹿造

○三瓶忠美

○志賀伝

費用

一、金貳円參拾錢也 御神酒貳升

一、金壹円也 豆腐二箱

一、金壹円八拾錢 御魚代

一、金五十錢也 御菓子代

計金五円六十錢也

一人差金六拾參錢也

有錢貳拾貳錢

昭和十二年拾月廿六日

規約例年ニ同ジ

本年度ハ氣候順調ニシテ、農作物良好段当七俵余ノ豊
作也。本年七月七日支那兵ノ不法射激^激ニヨリ、日支事
変起リ、本村内ヨリ八十六名ノ出征兵ヲ出シ、当部落
ヨリハ志賀清記君・志賀満君ノ二名ヲ出シ、原ヨリハ
渡辺寅久君。第七区内ヨリ三名。同君等ノ身体健固ノ
祈願等、国家総動員ニテ急也。軍馬徴発アリ。豊氏ノ
春風号、新氏ノ小澤号ノ二頭出征セリ。七区内ヨリ十
七頭徴発サル。楢根○二等品ニテ、目下小田代渡シ九
○錢也。然カモ十五錢下落セル値ナリ。本年度十二月
十日ニ志賀栄君ハ朝鮮歩兵ニ現役志願トシテ、又來年
一月十日ニハ志願喜代治君ガ歩二九ニソレノ入営ノ
筈ナリ。今月一杯ニテ補充兵特別教育ノ第一期終了ス。
非常時

目出度々当前ヨリ

猪狩新殿へ御渡シ申候也

〔史料1—70〕昭和十三年

順廻

○猪狩新

○志賀泰明

○志賀主殿

美富ス 志賀孫三郎

○志賀喜義

○矢内鹿造

○三瓶忠美

○志賀伝

○常陸豊

費用

一、金貳円六十錢也 御神酒貳升

一、金參円 豆腐二箱

一、金參拾五錢 兔一羽代

一、金五十錢 菓子代

一、金四十七錢 ライスカレ材料代

計金四円九十二錢

一人差金七十錢、有金六拾八錢

計金七拾七錢也貯金トス

昭和十三年拾月十二日

規約例年ニ同ジ

本年ハ冷氣ニシテ、稲作思シカラズ。七分作トス。野
菜ハ上作、白菜一ノ目最初十五六錢、後十錢位ニ下落

山鳥ハ志賀清記・伝トシクブチ

計金四円七拾銭也

目出度当前へ志賀喜代治ヨリ

本年度ハ雨量多ク夏土用、華氏六十二度自至六十五度

一、金三円 酒三升代收入

志賀「伝殿^{（七）}へ御力」渡シ

位イノ冷氣ニシテ、雨天四十二日ノ長キニ、稲開花出

差引残金一円七拾銭

来ズ。其レニ「キスイイモチ」「肥料イモチ」「イシク

一人差シ二拾五銭也、

〔史料1-68〕昭和十一年

病」等ノ稲病ニカ、リ、平年ノ四分作。昨年ニ比シ小

有銭拾一銭、五拾銭、合計金六十一銭有銭

順廻

田代ハ他部落ヨリ良く、平均一反三俵半位ニシテ、川

昭和拾年十月十日

○志賀伝

内村へ救済トシテ、サツマ・白米・金等ガ来マシタ。

規約例年ニ同、以上

○常陸豊

一、御神酒一升 渡辺虎夫氏より寄贈サル

例年ノ通り山追半日執行。

○猪狩新

目出度ク当前へ志賀孫三郎ヨリ

一、山鳥一羽 伝様

○志賀泰明

志賀喜義殿へ

一、小鳥四羽 若連

○志賀清記

〔史料1-67〕昭和十年

一、無穂 五六分作

○志賀喜代春

順廻

○志賀喜代治

本年度雨量多ク昨年同様不作。三分作ト云フ甚シ。種類ニ依テハ、六・七分作位ノモノモアル。

○矢内鹿蔵

○志賀伝

種類別

○三瓶忠美

○常陸豊

一、白志

費用

○猪狩新

一、陸羽一三三号 早手

一、金貳円式拾銭也 御神酒代

○志賀泰明

一、関山一合

一、金壹円拾銭也 豆腐代

○志賀清記

五六分作

一、金五拾銭也 魚代

○志賀孫三郎

一、無穂

計金四円八拾銭也

○矢内鹿蔵

一、愛国二十号 後手

有銭差^{（六）}六十一銭加^{（七）}へ

費用

二分作

一人差シ割当四拾六銭也

一、金二円也 御神酒代

一、御神酒一升 矢内鹿蔵様

有銭四銭也

一、金一円也 豆腐代

一、御神酒一升 志賀泰明様

昭和拾壹年拾月拾七日

一、金一円也 菓子代

一、御神酒一升 高野商店様

規約例年ニ同シ、以上

一、金七拾銭也 山鳥一羽代

以上三人様ヨリ頂ク

例年ノ通り山追一日執行。

○志賀喜義

○志賀伝

○常陸豊

○猪狩新

費用

一、金老円八拾銭 御神酒式升代

一、金八拾銭 豆腐二箱

一、金一円 魚代

一、金八拾銭 菓子代

計金四円四拾銭、前年度有銭十二銭

差引金四円二十八銭

御一人差金六拾一銭

昭和七年旧十月二十一日

有銭二銭

規約例年二同ジ、以上

例年の通り山追一日執行、小鳥二羽 志賀伝・猪狩新

両君射落ス。本年ノ農作物ハ上結果。農家ノ満足此ノ

上ナシ。十月十七日大暴風雨ニテ、各所ノ損害得大ナ

リ。福島県ノ損害五十万円トハ驚イタ。

当前志賀久蔵ヨリ

志賀清記殿へ目出度く申渡シ候也

スندگانゾ

〔史料1-65〕昭和八年

順廻

○志賀清記

○志賀孫三郎

○志賀喜義

○志賀伝

○常陸豊

○猪狩新

費用 八年休ミ 志賀久蔵

一、金一円五拾八銭 魚代

一、金一円也 豆腐二箱

一、金五拾銭 お菓子代

有銭八銭差引キ

合計金三円也

一人差金五拾銭也

昭和八年旧十月十七日

有銭五十銭

規約例年二同ジ、以上

山神社鳥居建替旧十月期日 同日

例年通り山追一日執行、狺ナシ。本年度農作物ハ昨年

ニ比シ、一割以上ノ増収。小田代平均七俵。

一、御神酒式升 渡辺虎夫氏ヨリ寄贈サル

一、御神酒式升 石田克巳氏ヨリ寄贈サル

目出度く当前へ志賀清記より

志賀孫三郎殿へ

〔史料1-66〕昭和九年

順廻

○志賀孫三郎 差合ニテ休ミ 志賀喜義

○志賀伝

○常陸豊

○猪狩新

費用 山鳥羽伝 志賀泰明

一、金五拾銭 魚代

一、金一円也 豆腐一箱

一、金式拾銭 砂糖代

一、金式円也 御神酒代

計金參円七十銭

有銭五拾五銭差引

一人差シ六拾三銭

昭和九年旧十月十七日

有銭無シ

規約例年二同ジ、以上

例年通り山追半日執行。

一、キジ 一羽 常陸豊

一、山鳥 一羽 大狺

一、小鳥 四羽 志賀清記ニ猪狩新両君

志賀清記ニ猪狩新両君

志賀清記ニ猪狩新両君

志賀清記ニ猪狩新両君

志賀清記ニ猪狩新両君

志賀清記ニ猪狩新両君

スタンダ〜

〔史料1-62〕昭和五年

順廻

- 常陸豊
- 猪狩新
- 志賀久蔵
- 志賀清記
- 志賀熊吉
- 志賀孫三郎
- 志賀喜義
- 志賀伝

費用

- 金貳円也 御神酒貳升代
- 金壹円貳拾錢 オリ酒貳升代
- 金八拾錢也 豆腐二箱代
- 金七拾錢也 イカ二把代
- 金五拾錢也 玉砂糖代
- メ金五円貳拾錢也
- 御一人前割当金（但シ遷宮費ヲ加ヘ）壹円〇七錢也
- 祭典費一人分廿八錢也、但シ前年度有錢四五錢差引
- 昭和五年旧十月十五日
- 本年ヨリ当前前後ニテ世話スルコトニ定ム
- 有錢四錢

此年山神宮立換致候 世話人 常陸留五郎

志賀喜義

- 御宮 代金四円也 大工 渡邊定智
- 遷宮御初穂 金壹円也 神官 久保田保之助
- 祭祝シテ一戸ニ付糶壹升五合ヅ、出シ、投餅シ、大根
- 菜・人蔘・里芋・吊シ柿其他ヲ供ヘタリ
- 一、釘貳百匁 志賀保様ヨリ寄附サル
- 一、金五拾錢也 志賀保様ヨリ御祝儀頂戴ス
- 費用金七円也
- 小田代氏子九戸、一戸ニ付七十八錢也
- 本日宿ヨリ砂糖餅ノ馳走アリ

〔史料1-63〕昭和六年

順廻

- 猪狩新
- 志賀久蔵
- 志賀清巳
- 志賀熊吉
- 志賀孫三郎
- 志賀喜義
- 志賀伝
- 常陸豊

費用

- 一、金貳円也 御神酒貳升代
- 一、金五拾錢 豆腐二箱
- 一、金四拾五錢 白砂糖三百匁
- 計金貳円九拾五錢也、前年度有錢拾貳錢

差引メ金貳円八拾三錢也

- 御一人差シ金三拾六錢也
- 昭和六年旧十月十六日
- 有錢五錢アリ

規約

例年ニ同ジ、以上

本年ハ山追一日執行シマシタ。山鳥一羽志賀喜義君射落シ、小鳥一羽ハ志賀清記君。兩人共大得意也。本年九月拾八日午前貳時半、我ガ国所有満鉄線ヘ北大宮ヨリ千二百米北方ニアタリ、支那正規兵破壊ヲ計リシヲ起点ニ事變ハ拡大化シ、理事会ニテ平和的解決ヲ計ルベク、世界ハ協力シツ、アルモ、今夕ニ解決ヲ見ズ。如何ニ其ノ後廻転スルヤ、国民ノ予則ヲ許サ、ルモノ也。稲作ハ田植後三拾五日余雨天ト、出穂ニアタリ毎日ノ旱天ニテ、作ハ面白カラズ。昨年ニ比シ七分ヨリ五分作位ニ終ル。

当前猪狩新より

志賀久蔵殿へ目出たく御渡し申上候也

すんだぞ〜

〔史料1-64〕昭和七年

順廻

- 当前○志賀久蔵
- 志賀清記
- 志賀孫三郎

〔史料1—60〕昭和三年

順廻

○志賀喜義

志賀伝

○常陸豊

猪狩新

志賀久蔵

○志賀兵蔵

○志賀清記

○志賀孫三郎

費用之部

一、金式円式拾銭也 御神酒二升代

一、金壹円也 豆腐二箱代

一、金七拾銭也 雉子一羽代

一、金七拾銭也 菓子代

一、金壹円四拾銭也 兔四羽代

計金六円也

一人分割当金一円也(但シ六人ニテ)

規約

例年二同ジ、以上

本年ノ山追モ一日行ナイマシタ。木ネズミ一羽獵有リ。

山追日ニ雨少アリテ、寒氣身ニ冷タリ。又爺様の炭小

屋ニテ暖マリシ。今年ハ得ニ御大礼ノ栄典、十一月十

日ニ行。国民一擲ノ祝賀会盛大ナリキ。今年ノ作ハ半

凶作ニシテ、誠二人々ノ驚異トナル所トナレリ。異ニ

高田島の事キハ異大ナリ。一反歩ヨリ二斗位ノ收穫ト

ハ、殆ト皆無ト同様ナリ。之即チ五月ヨリ六月十日頃

迄テ雨続ノ為ナリ。聞バ六十以上ノ人モ知ナイ位ダト。

半凶作ノ為、村デハ救済トシテ、家業用薪炭材一人分

ヲ配当サレタ。炭ハ安ク不景氣同様。有銭四十四銭也。

昭和三年十月十七日祭典執行

当前志賀喜義ヨリ

志賀伝殿へ目出度ク相渡シ候也

季節デナイ時、九月末カラ十月中頃ニ、梨・ツ、デ等

ノ花見ルハ近年ニ無キ事ナリ。

〔史料1—61〕昭和四年

順廻

○志賀伝

○常陸豊

○猪狩新

志賀久三

○志賀清記

○志賀兵蔵

○志賀孫三郎

○志賀喜義

費用之部

一、金式円四拾銭也 御神酒二升代

一、金壹円也 豆腐二箱代

一、金壹円三拾銭也 雉子二羽代

一、金五拾四銭也 砂糖三百目代

計金五円式拾四銭也、有銭五拾銭差引

一人分割当金六拾八銭、但シ七人ニテ

本年ノ有銭三十四銭

速記者 志賀清記

規約

例年二同ジ、以上

本年ノ山追モ一日執行イタシマシタ。小鳥三羽内二羽

ハ伝君ガ射オトス。自慢デ大得意。山追日ニハ雲リ、

寒氣少シクアリ。本年ハ新内閣の成立ナルヤ、現内閣

ハ緊縮方針ニヨツテ、節約ノ声ハ全国一擲ニ渡リ、当

村ニ於テモ緊縮ノ方針ヲ実行イタシ、実行員ヲ立テ節

約ニ務メテオル。次ニ山神祭典モ其ノ方針ニ於テ、執

行イタシタ積リ。今年ハ一昨年ニ倍シテ、農作物ノ豊

作ナル事ハ、百姓一擲ノ喜ビ一方ナラズ。但シ四ツ倉

方面ニ於テハ、浜風ノタメ、昨年ヨリハ他少收穫ハ少

ナカツタト。豆ハ取レル、粟ハ取レル、麦モ同様。又

タ近年ニ無ク、粟ハ大変ニナツタト。一日三斗以上モ

拾ツタ人モアル。一日一人平均一斗以上ハ拾ハレタ。

食物ハ豊富ニアルケレド、金ノ不廻リナル事ハ、一昨

年ヨリ以上ニ不景氣ニテ、實際生活ニハ苦難ナリ。殊

ニ小田代ニテハ共有地モ全伐イタシ、金取リニハ不自

由ニ相成リ、由ツテ一層生活苦難ト相成ツタ。有銭

昭和四年十月廿一日祭典執行

当前志賀伝ヨリ

常陸豊殿へ目出度ク相渡ス候也

双葉軌道貫通工事の最中ナリ。不景気風ハ依然其手ヲ緩メズ。本年ハ米作ニ適セザル気候ニヤ。本村トシテモ平均年ヨリモ減少セリ。有銭參銭。

大正拾四年十月十七日執行

当前志賀清記より

志賀兵藏殿へ目出度く御渡し申候也

〔史料 1—58〕 大正十五年・昭和元年

順廻

- 志賀兵藏
- 志賀伝三郎
- 志賀喜義
- 志賀伝
- 常陸豊
- 猪狩新
- 志賀徳衛
- 志賀主殿

費用之部

金式円四拾銭也 御神酒貳升代
 金式円四拾銭也 山鳥參羽代
 金七拾五銭也 豆腐壹箱半代
 金四拾銭也 砂糖參百目代
 計金五円九拾五銭也
 老人割当金七拾參銭也（昨年有銭三銭、本年サイ銭十銭アリ）

規約

- 一、祭典ニ付飯米ハ二度宿持トス
- 一、祭典ハ一日一夜二限ル
- 一、連中ニテ差合等有之、出合ザル者ニハ会費掛ザル事
- 一、差合等有之節ハ、談事ノ祭日ヲ定ムル事、但シ祭典ハ旧拾月中ニ執行ノ事、以上

本年山追一日致シ、キツ、キ一羽ノ獵アリ。今年モ暖ニシテ、未ダ降雪ナドノ模様ナク、作物モ並ニシテ雨量少シ。米一升廿八銭。木炭檜根〇九十銭、檜根□込

ノ七十五銭、檜根△込ノ六十五銭ノ相場ナリ。本年モ依然不景気甚シク、狩獵税ハ十五円、証明手数料・村県税・双葉獵友会会費、併セテ參円五拾銭。以上メテ拾八円五拾銭也、有銭貳銭。

大正拾五年旧十月廿七日祭典執行

当前志賀兵藏ヨリ

志賀伝三郎殿へ目出度く相渡申候

〔史料 1—59〕 昭和二年

順廻

- 志賀伝三郎
- 志賀喜義
- 志賀伝
- 常陸豊
- 猪狩積 代理人 菅野清
- 志賀徳衛

○後 志賀兵藏

○前 志賀清記

費用之部

金式円參拾銭也 御神酒二升代
 金壹円也 豆腐二箱代
 金壹拾銭也 いわし伍五ツ代
 金七拾銭也 雉子一羽代
 金五拾四銭也 砂糖三百目代
 金五拾四銭也 さげ缶二ツ代
 計金六円八銭也
 老人割当金七拾五銭也（昨年有銭一銭、今年ノサ不鐵木鐵アリ）

規約
 例年ニ同ジ、以上
 本年ノ山追モ一日致シ、カケス一羽獵アリ。今年ノ山追中に雷雨ニ降ラレ炭コヤニ入り、後チ山ニ出掛ケタリ。

全ク暖ナ年デ、豊年テモアツタ。田一反ニ付キ、一・二俵位ズ、取レ増シテ居ル。檜根丸九十五銭、雜丸八十銭。木炭ハ不景気ノ割合ニ、高値ニ売ル事ノ出来ルノハ、共有地ノ賜ナリト思イマス。誠ニ有難キ。御神酒三升猪狩誠氏ヨリ受ケ賜ハリマシタ。有銭ナシ。

昭和二年十月廿四日祭典執行
 当前志賀伝三郎ヨリ
 志賀喜義殿へ目出度く相渡し候也

〔史料1—56〕大正十三年

順廻

志賀清記殿へ御渡し申候也

ソラスンダゾくくく

〔史料1—57〕大正十四年

順廻

○志賀孫三郎

○志賀喜義

○志賀伝

○常陸豊

会費

一、参円七拾五銭 御神酒参升代

一、金壹円也 豆腐二箱

計金四円七拾五銭

一人差シ金六十銭

規約例年ノ通り

山追二日、山鳥一羽狩猟アリ。祝日ノ朝、小鳥二羽カ

ケス・テフマ猟アリ。電気前川事務所ヨリ御神酒壹升

頂戴ス。速記者志賀伝。

有銭拾参銭也、内八銭サイ銭・五銭サシ残金、壹円参

拾参銭共相渡申候

大正十二年旧十月廿一日

ソラスンダゾくくく

本年ハ暖気にして、未だ雪なし。九月一日(午後)午京浜地

方大震災、前古未曾有損害約二十億。当時東京地方ハ

一面ノバラック建なりと。本年降雨なく、大根菜ハ不

作。

当まへ猪狩新方

志賀久藏殿へ目出度相渡シ候也

○志賀久藏

○志賀清記

○志賀兵藏

○志賀孫三郎

○志賀喜義

○志賀伝

○常陸豊

○猪狩新

会費

一、金貳円四拾銭 御神酒貳升代

一、金壹円也 豆腐二箱

一、金壹円貳拾銭 兔一羽

計金五円六拾銭 砂糖五百目

有銭一円参拾参銭配当ス

差引金四円二拾七銭

一人差金五拾四銭

規約例年ノ通り

山追一日、小鳥一羽ノ猟アリ。

有銭拾参銭（八銭ハサイセン、五銭有銭）

大正拾三年十月廿三日

当前志賀久藏氏より

志賀清記殿へ御渡し申候也

ソラスンダゾくくく

〔史料1—57〕大正十四年

順廻

○志賀清記

○志賀兵藏

○志賀孫三郎

○志賀喜義

○志賀伝

○常陸豊

○猪狩新

○志賀久藏

記

一、金貳円四拾銭 御神酒貳升代

一、金五拾銭 豆腐壹箱代

一、金壹円也 キジ壹羽代

一、金七拾銭 缶詰式個代

一、金四拾銭也 砂糖参百目代

メ金五円零銭也

御老人前差金六拾銭也（昨年度有銭十三銭、本年度

サイ銭十銭アリ、四、七七円）

規約例年之通り

祭典当日山追半日ス。猟ナシ。本年未ダ降雪ナク、大

根菜は並作ナリ。当部落□兵清記君一人の入宮アリ。

〔史料 1—53〕 大正十年

順廻

- 志賀保
 - 常陸留五郎
 - 猪狩新
 - 志賀久蔵
 - 志賀主殿
 - 志賀兵蔵
 - 志賀孫三郎
 - 志賀喜義
- 会費
- 一、金参円九拾銭 御神酒三升代
 - 一、金壹円也 豆腐式箱代
 - 一、金貳円也 山鳥二羽代
 - 計金六円九拾銭也
 - 老人ニ付割当金八拾六銭五厘ツゞ
- 御祝儀として猪狩積様より一、金壹円也、志賀熊吉様より金一円也、志賀松之助様より五拾銭頂戴仕候也
- 大正拾年旧拾月廿六日

規約

- 一、祭典ニ付飯米ハ二度宿持トス
- 一、祭日ハ一日一夜ニ限ル
- 一、連中ニテ差合等有之、出合ハザル者ハハ会費掛サルコト
- 一、差合等有之候節ハ、談事ノ上祭日ヲ定ムルコト、

但シ祭日ハ旧十月中ニ祭典執行ノコト

本年山追一日半、小鳥四羽狩猟アリ。当年ハ何分降雨多クシテ、作柄ハ平年ヨリ幾分取オチナリ。大瀧根山ニハ雪一面ニ白クシテ、誠ニ寒ジ非常ナリ。ソラスンダヅくく

当前志賀保ヨリ 常陸留五郎殿へ有銭金拾参銭五厘供相渡し、目出度済す

〔史料 1—54〕 大正十一年

順廻

- 常陸豊
 - 猪狩新
 - 志賀久蔵
 - 志賀主殿
 - 志賀兵蔵
 - 志賀孫三郎
 - 志賀喜義
 - 志賀伝
- 会費

- 一、金参円六拾銭 御神酒参升代
- 一、金壹円也 豆腐ニヶ箱代
- 一、金貳円貳拾銭 山鳥・キジ女男代
- 計金六円八拾銭也
- 老人ニ付七拾銭也、アテ
- 外ニ猪狩積様より当講に金五十銭御祝儀被下、難有頂

戴致候、志賀保様より五拾銭御祝儀頂戴仕り候

大正拾壹年旧十月十六日 速記者 志賀久蔵

きやく

- 一、祭典に付飯米は二度宿持とす
- 一、祭日は一日一夜に限る
- 一、連中にて差合等有之、出合はざる者ニは会費掛ざる事

一、差合等有之候節者、談事の上祭日を定むる事、但シ祭日者旧拾月中に祭典執行の事

本年山追一日致し、兔一羽狩猟あり。当年者暖かにして、ツ、じ及びあけびなどの花、所々に開花あり。作柄者例年より幾分増収あり。白米者一升金三拾四五銭に候 有銭無シ

当まへ常陸豊氏より 猪狩新殿へ目出度相渡し候也

ソラスンダヅくく

〔史料 1—55〕 大正十二年

順廻

- 猪狩新
- 志賀久蔵
- 志賀清記
- 志賀兵蔵

志賀孫三郎様へ当前御□□候也

有銭金六銭五厘

○孫三郎

○重喜

○豊

○亀丸 保代り

○積

久蔵

主殿

〔史料1-51〕大正八年

一、規約例年之通

小田代山神連中ニテ、山追壹日半。兔沓羽・山鳥沓羽ノ獵アリ。本年ハ暖氣ニシテ、未ダ土モ(シミズ)木葉モ青キケ所諸々ニアリ。浜方地方ニハ(ツ、ジ)花咲キ居リ候由。川内ノ如キ寒村ハ、誠ニ幸福ニ候。然共諸物価騰貴ナルニハ恐入申候。山鳥沓羽代金沓円、免拾三割、白米沓升六十三銭、大豆三十銭、木炭沓俵込七十銭、生糸百目込式拾円位、手掛沓反式円、砂糖白百目三十銭、玉式十七銭、反物諸物追々直上ニ御座候。

大正八年旧閏七月廿八日、郷社御位二付、諏訪神社御神幸。小田代稻荷神社へ廿九日午前十時着。午後壹時目出度御帰社。記念トシテ鳥居新築。後年参考の爲め筆記ス。

大正八年旧十月十七日、祭典

一、御神酒沓升 代金沓円式十銭

一、豆腐沓箱式十丁 代金沓円四十銭

一、金三円六十銭 御神酒三升代

一、々沓円四十銭 豆腐式箱

合計金五円也

一、金三円也 是レハ山神松樺木代、屋敷九名ニテ割、

一人分三十三銭三リツ、

有銭十二銭

連中七人分有銭共

一、金式円四十五銭差引

引メ金式円五十五銭七人ニ割 一人分三十六銭四リツ、出金

順廻

当前○志賀孫三郎

○全 喜義

○全 保

○常陸豊

○猪狩積

○志賀久蔵

○全 主殿

志賀孫三郎ヨリ志賀喜義殿へ当前有銭共目出度 御渡申候也

〔史料1-52〕大正九年

順廻

○志賀喜義

○志賀保

○常陸豊

○猪狩積

○志賀久蔵

志賀主殿

○志賀孫三郎

会費

一、金式円四拾銭 御神酒式升代

一、金式円也 豆腐式箱代

一、金沓円三拾銭 山鳥沓羽代

一、金五拾銭 イカ沓東代

合金六円式拾銭也

沓人ニ付差金沓円○三銭三リ余

本講へ酒式升、池田工業会社田村忠太郎殿ヨリ寄贈

規約

一、祭典ニ付飯米ハ宿持

一、祭日ハ一日一夜ニ限ル

一、連中ニテ差合等有之、出会セザル者へハ会費掛サ

ルコト

一、差合等有之候節ハ、談事ノ上祭日ヲ定ムルコト、

但シ祭日ハ十月中ニ祭典執行ノコト

本年山追一日シテ、リツツ沓疋狩獵。オト、ワタシトス。

当前志賀喜義ヨリ

志賀保殿へ有銭六銭五厘共相渡シ済

老人ニ付差金七銭ツ、出金

一、金拾弍銭 有銭

一、酒五升 ③ 豆腐^煎阿氏ヨリ寄贈、御阿氏招待ス

規約

一、祭典ハ耆日耆夜ニ限り、飯米ハ尺度宿持トス

一、氏子ニテ（連名）差合等有之候節ハ、談事ノ上祭

日ヲ定ムルモ差岡ナキ事

一、出会ザル者ハハ会費掛ザル事

本年連中ニテ山追一日致シ、免參羽狩獵アリ。

当前常陸留五郎ヨリ

猪狩積殿へ芽出度相渡シ候也

〔史料1-48〕大正五年

大正五年旧十月廿二日祭

順廻

○志賀久蔵

○志賀主殿

○志賀孫三郎

○志賀喜義

○志賀保

○常陸豊

当前 ○猪狩積

一、金五拾銭 豆腐式箱代

一、〃〃壹円拾弍銭 正宗四本代

一、〃〃五拾銭 御神酒壹升代

合金式円拾弍銭也

有銭金拾八銭五リ配当ス

差引メ金壹円九拾三銭五リ

老人ニ付差式拾八銭、余分有銭トス

規約例年之通り

連中ニテ山追致シ、免参羽狩獵あり。本年者暖氣にし

て、野草多く木葉あり。為めに獵事は難氣^難なり。先月

頃者梨花（ツ、ジ）の花ありたり。

当前猪狩積ヨリ巡廻帳・有銭式錢五リ共

志賀久蔵殿へ目出度相渡シ申候也

〔史料1-49〕大正六年

規約例年の通り

連中ニテ山追半日致シ、獵ナク山鳥式羽買ヒ受、山神

仕候。本年ハ諸物高直ニシテ、生繭耆メ目九十円位、

白米耆升式拾八銭ナリ。目下木炭込耆俵代金五十銭以

上、誠ニ金廻り能く富貴ニ御座候。作ハ十分ニ御座候。

当前志賀久蔵ヨリ

志賀主殿ニ廻^{（通稱）}順長・有銭共目出度相渡シ申候也

大正六年旧拾月廿八日

順廻

○志賀主殿

○志賀孫三郎

○志賀重喜

○志賀保

○常陸豊

○猪狩積

当前済○志賀久蔵

一、金八拾銭 豆腐式箱代

一、金壹円六拾銭 御酒三升代

一、金六拾銭 山鳥式羽代

合金三元〇五銭五リ

一人に差金四十三銭六リツ、有銭分配ス

〔史料1-50〕大正七年

小田代山神講ニテ、山追耆日。狩獵ハ山鳥耆羽・リツ、

耆羽・チヨマ耆羽、其他ハ茸アリシノミ。下町高野鉄

三郎殿ヨリ、正宗五本代四五〇寄贈アリ。本年ハ狩獵

又ハ地方ノ肴ナクシテ、高野殿ヲ招待セズ。

記

一、金八拾銭也 酒壹升代

一、〃〃壹円也 豆腐二箱代

メ壹円八拾銭也

老人ニ付差金式拾六銭ツ、

講中ニテ会費出サ、ルトキハ、講中ニテ出会費スル事

トス

大正六年旧十月廿一日祭典

順廻

例年之通り

志賀主殿殿ヨリ

金式円六拾八銭
老人二付
差金参拾八銭五厘

祭典規約例年ノ通り

大正元年旧十月廿九日、芽出度相済

有銭式拾九銭 印

志賀孫三郎より

当前志賀喜義殿へ有銭共相渡候也

有銭参拾四銭式厘

〔史料1-45〕大正二年

順廻

○志賀喜義

●志賀保

●常陸留五郎

○猪狩積

○志賀久蔵

●志賀主殿

○志賀孫三郎

一、金壹円八拾銭 御神酒料

一、金四拾銭 豆腐式箱代

金式円式拾銭

老人二付
差参拾壹銭参厘宛

一、金五拾五銭九厘 有銭

規約

一、祭典ハ一日一夜夜ニ限り、飯米ハ式度宿持トス

一、仲間ニテ差合等有之候節ハ、談事ノ上祭日ヲ定ム

ルモ差間ナキ事、但シ出合ザル者へハ会費掛ザル

コト

一、連中ニテ山追一日致シ、免三羽及ケ一・リ一ノ狩

猟アリ

今年志賀孫三郎氏、山追ニテ免壹羽手捕ニ致シ、大手

柄など言語ニ尽シ難シ。本年ハ大洪水ノ為メ、半作以

下ナリ。此出水ハ六七ノ老翁ハ知ラザル出水ノ由。

今日ニ至リテ(タンボム)ノ花開キタルアリ。

一、金参拾九銭九厘 有銭

右有銭共志賀喜義より

当前志賀保殿へ

〔史料1-46〕大正三年

大正三年旧拾月七日祭

順廻

○常陸留五郎

○猪狩積

○志賀久蔵

○志賀主殿

○志賀孫三郎

○志賀喜義

当前 ○志賀保

一、金壹円五拾七銭五厘 御神酒参升五合代

一、金参拾九銭 豆腐代

計金壹円九拾六銭五厘

有銭六拾貳銭配分ス

老人二付差参拾九銭貳厘貳毛、金式拾銭ツ、出金

余金有銭トス金五銭五厘

規約

一、例年之通り

祭典ハ壹日壹夜ニ限り、飯米ハ式度宿持トス。連中ニ

テ山追壹日致シ、免貳羽狩猟あり。

本年度ノ作者上作なり。暖氣ニテ旧九月下旬頃(ツ、

ジ)ノ花大に咲く。ニイロフ、ドラドの大戦争にて、

不景氣ヲ見る。生糸者三円三四十銭、白米拾三四銭。

当前志賀保ヨリ

常陸留五郎殿へ目出度相渡シ申候

〔史料1-47〕大正四年

大正四年十月廿七日祭

宿廻

○猪狩積

○志賀久蔵

○志賀主殿

○志賀孫三郎

○志賀喜義

○志賀保

当前 ○常陸留五郎

一、金五拾銭 豆腐式箱代

常陸留五郎

一、金壹円也 酒式升五合代

一、〆四拾銭 豆腐式箱

メ金壹円四拾銭

但シ老人ニ付差式拾銭宛

一、金四銭 有銭

本年孫三郎氏山追ニ出合ズ。付テ免一羽代拾参銭ノ割合ニ勘定仕候。孫三郎氏ヲ除ノ外、一人ニ付差拾九銭壹厘宛出ス。

〔史料 1—42〕 明治四十三年

順廻

○志賀久三

○志賀主殿

○志賀孫三郎

○志賀喜治郎

○志賀保

○常陸留五郎

○猪狩積

一、金壹円四拾四銭 御神酒参升代

一、〆四拾銭 豆腐式箱

メ金壹円八拾四銭

但シ老人ニ付差金式拾六銭三リ

本年春掃星^⑧至りて度々出る。本年山追に出合ず、孫三郎・積氏、免一羽代拾四銭の割合にて勘定仕候

一、金四拾銭 豆腐式箱代

有銭十三銭八厘

祭典ハ列年ノ通り、壹日一夜限り、飯米ハ二度宿持トス

一、仲間ニテ差合等有之出合ザル節ハ、談事ノ上祭日ヲ定ルコト

一、仲間ニテ山追二日致シ、山鳥一羽・免壹羽・カケ

ス一羽・ミミック一羽狩猟アリ

今年者半作にて御座候。秋纏者前日迄に終ル。旧七月七日大洪水、其後も毎日〳〵日の雨天なりしが、十月中者雨少しもなし。

明治四拾参年旧十月晦日、当前目出度相渡シ申候

志賀久三ヨリ

順廻帳有銭共志賀主殿へ

〔史料 1—43〕 明治四十四年

順廻

○志賀主殿

○志賀孫三郎

○志賀喜義

○志賀保

○常陸留五郎

○猪狩積

○志賀久蔵

一、金壹円四拾七銭 酒参升代

一、金四拾銭 豆腐式箱代

メ金壹円八拾七銭

老人ニ付 差金参拾壹銭壹厘六毛

志賀久蔵・志賀孫三郎・常陸留五郎ノ三氏、山追ニ出合ズ。狩猟代割前ヲ出ス。

祭典規約例年ノ通り

仲間ノ内四人ニテ山追一日致シ、免式羽・長ま壹羽・

ひよ鳥式羽・かけす式羽猟あり。

明治四拾四年旧十月廿九日

志賀主殿より

志賀孫三郎殿へ有銭共相渡シ申候也

一、金拾九銭九厘 有銭

式銭消ス印

〔史料 1—44〕 明治四十五年・大正元年

順廻

二 ○志賀喜義

三 ○志賀保

四 ○常陸留五郎

五 ○猪狩積

六 ○志賀久蔵

七 ○志賀主殿

当前一 ○志賀孫三郎

一、金壹円六拾八銭 酒参升代

一、金四拾銭 豆腐式箱代

一、金六拾銭 鳥参羽代

〔史料1-39〕 明治四十年

順廻

- 志賀保
- 常陸留五郎
- 猪狩積

此年差合ニ付山追迄出候
又換テ猪積代出候

- 志賀久三
- 志賀主殿
- 志賀孫三郎
- 志賀喜次郎

- 一、金一円参拾八銭 御神酒三升代
- 一、金三十三銭 豆腐代十八丁
- 金式拾四銭五厘ヅ、
老人ニ付
- 一、式拾参銭式厘 有銭

規約

- 祭典ハ改正ノ通り壹日一夜限り、飯米ハ二度宿持トス
- 一、仲間ニテ差合等有之出合ザル節ハ、談事ノ上祭日ヲ定ルコト

- 一、仲間ニテ山追ニ日致シ、山鳥一羽・兔二羽・パンドリ小三羽狩猟アリ

此年ハ平作ニ御座候。山追ニ出テ、先ツ山ノ模様ソチコチニ雪チラ〜アリ。空ハ余リ暖ニ非ズ。平ナルベシト云フ。

明治四拾年旧十月廿九日、当前目出度相すまし

- 志賀保ヨリ順廻帳並ニ有銭供
- 常陸留五郎殿へ相渡し申候也

〔史料1-40〕 明治四十一年

順廻

- 常陸留五郎
- 猪狩積
- 志賀久三
- 志賀主殿
- 志賀孫三郎
- 志賀喜治郎
- 志賀保

- 志賀孫三郎
- 志賀喜治郎
- 志賀保

- 一、金壹円四拾五銭 御神酒参升代
- 一、金参拾二銭 豆腐拾六丁代
- 差メ金壹円七拾七銭
- 一、金拾参銭 兔壹羽代 宿ニ譲ル
- 一、金式拾六銭五厘 有銭配分

右差引メ金壹円三拾七銭五厘

老人差金拾九銭七厘

規約

- 祭典ハ改正ノ通り壹日一夜限り、飯米ハ二度宿持トス
- 一、仲間ニテ差合等有之、出合ザル節ハ、談事ノ上祭日ヲ定ルコト

一、仲間ニテ山追壹日致シ、(キジ)壹羽・兔三羽狩猟あり

今年ハ六分ノ作ニ御座候。山追ニ出候。当地方ニハ雪

無之候得共、大瀧根山ニハ一面白シ。風多くして寒さなり。秋纏は未だ終りならざれ共、あらく〜に相成申

候

明治四拾壹年旧十月晦日、当前目出度相済シ

- 常陸留五郎ヨリ
- 猪狩積殿へ順廻帳共相渡し申候也

〔史料1-41〕 明治四十二年

規約

祭典ハ列年ノ通り、壹日一夜限り、飯米ハ二度宿持トス

- 一、仲間ニテ差合等有之出合ザル節ハ、談事ノ上祭日ヲ定ルコト
- 一、仲間ニテ山追壹日致シ、兔三羽狩猟アリ

今年ハ八分ノ作ニ御座候。秋纏ハ先月中ニ大尾と相成、毎日ノ晴天暖気ノ為め、土もシミ申サズ候。富岡町ニ於テ新十一月廿日ヨリ品秤会、一昨日迄テ壹廻間アリタリ。

明治四拾貳年旧十月十六日、当前目出度相渡シ

猪狩積ヨリ

志賀久三殿へ順廻帳・有銭共相渡し申候也

順廻

- 当前 猪狩積
- 次前 志賀久三
- 志賀主殿

- 志賀孫三郎
- 志賀喜治郎
- 志賀保

一、金六拾銭 豆腐三箱代

メ金壹円五拾九銭

一、金貳銭三厘あり銭配分

二拾五銭九厘ツ、
老人ニ付差

規約

一、祭典ハ二日二夜ニ限り、米ハ四度宿持とす

一、仲間ニテ差合等有之候節ハ、談事之上祭日ヲ定ム

ルコト

一、仲間ニテ壹日半山追いたし、漸ク免壹羽狩獵アリ。

又堂小屋菅波西治氏ヨリ、御祝儀トシテ清酒壹升

被下、皆目出度相済ス。

明治廿七年旧拾月廿九日鳥居立換氏子中

廿七年旧拾月廿日

当前志賀主殿ヨリ

志賀孫三郎殿へ相渡ス申候也

〔史料 1—37〕 明治三十八年

小田代山神講人名

一、当前 志賀孫三郎

一、引受 部部 志賀喜次郎

一、其次 志賀保

一、次ノ一 常陸留五郎

一、次ノ二 志賀久蔵

一、次ノ三 猪狩積

一、次ノ四 志賀主殿

一、金七拾八銭 当年御神酒代

一、金參拾六銭 豆腐貳箱

メ金壹円拾四銭

老人ニ付差拾六銭 是ハ本年有配分ノ為メ消ス

本年宿ニテ差合ニ付山追ニ出ズ。狩獵金分式銭貳厘出

ス。是ヲ都合ニ抛リ有銭とす。

外ニ金四厘有銭、メ金貳銭六厘

規約

本年は不作ニ付、飯米者老度宿持とす

一、仲間ニ而山追壹日致、免壹羽狩獵あり、本日ノ狩

獵仲間、宿ヲ除クノ外六名

一、仲間ニテ差合等有之節者、談事之上祭日定むべき

事

明治參拾八年旧拾月式拾七日、目出度相済申候

当前志賀孫三郎方有銭貳銭六厘共

志賀喜治郎様へ相渡申候也

本年不作ニテ皆無届出

一、大豆 金

一、白米 金拾九銭 但シ壹升代

一、ランゲー 金拾六銭

一、本年ノ如キハ雨風もあたらずして皆無に相成候ハ

如何と云ふに、土用中ハ非常に寒くして火の傍を

去る難し

〔史料 1—38〕 明治三十九年

順廻

一、当前 志賀喜次郎

一、当前引受 志賀保

一、其次 常陸留五郎

一、其ノ一 志賀久蔵

一、其ノ二 猪狩積

一、其ノ三 志賀主殿

一、其ノ四 志賀孫三郎

一、金壹円貳拾九銭 御神酒料

一、メ參拾六銭 豆腐貳箱代

一、メ金壹円六拾五銭、有銭ハ配分差引

金貳拾貳銭六厘四毛

一、金參銭參厘 有銭

規約

本年半作ニ付、飯米ハ式度宿持トス

一、本年ヨリ規約改正シテ、飯米ハ式度宿持トス

一、仲間ニテ差合有之出合ザル節ハ、談事ノ上祭日ヲ

定ムル事

一、仲間ニテ山追壹日致シ、山鳥式羽青シ壹羽ミ、

ヅク壹羽狩獵あり。

明治廿九年旧十月晦日、当前目出度相済シ

志賀喜次郎方順廻帳共当前有銭共

志賀保殿へ相渡候也

○志賀孫三郎

○志賀喜治郎

○志賀保

一、金壹円拾七銭三厘 御酒三升四合代

一、〃四拾五銭 豆腐三箱代

〆金壹円六拾貳銭三厘

老人ニ付差
金貳拾七銭壹厘ツ、

一、金四銭貳厘 有銭

規約

一、祭典ハ二日二夜ニ限り、飯米者四度宿持トス

一、山神連中ニテ差合等有之候節ハ、談事之上祭日ヲ

定ヘキ事

一、連中ニテ二日山追致シ、山鳥三羽狩獵アリ

明治卅四年旧十月晦日、目出度相済

右有銭共志賀久蔵方

当前常陸留五郎殿へ相渡申候也

〔史料1―34〕明治三十五年

順廻

○猪狩積

○志賀主殿

○全 孫三郎

○全 喜治郎

○全 保

○常陸留五郎

本年常陸留五郎

○志賀久蔵

一、金七拾銭 清酒貳升代

一、金拾七銭 豆腐一箱代

〆金八拾七銭

老人ニ付さし
金拾貳銭四厘貳毛

一、金五銭八厘 あり銭

規約

例年ニ相かはらず候

本年寅之不作ニ付、飯米者老度宿持トす。仲間ニテ山

追半日致シ、山鳥二羽狩獵あり。此年旧十月廿九日山

追ニ参リ、ツ、ジ之花所々有之候也。

明治三十五年旧拾月廿九日、目出度相すまし候なり

右有銭とも常陸留五郎ヨリ

当前猪狩積殿へ相渡候也

〔史料1―35〕明治三十六年

順廻

猪狩○積

志賀○主殿

〃 ○孫三郎

〃 ○喜治郎

〃 ○保

常陸○留五郎

志賀○久蔵

有銭配分差引老人ニ付三十一銭九リツ、

一、金壹円六拾四銭 御神酒四升代

一、金貳拾銭 蛸一杯目量六百八十匁

一、金四拾八銭 豆腐二十四丁代

計金貳円三拾貳銭

老人ニ付さし
金三十三銭一厘余

一、金八銭九厘有銭 是ハ配分ス

規約

一、祭典ハ二日二夜ニ限り、飯米者四度宿持トす

一、仲間ニテ差合等有之候節ハ、談事之上祭日定ムベ

キ事

一、仲間ニテ二日山追致、山鳥五羽・鴨壹羽狩獵アリ

明治卅六年旧十月二十四日、目出度相すまし

当前猪狩積ヨリ

志賀主殿へ相度し申候也

〔史料1―36〕明治三十七年

順廻

○志賀主殿

〃 孫三郎

〃 喜次郎

〃 保

○常陸留五郎

○志賀久蔵

此年差合ニ付休
猪狩積

有銭配分差引老人ニ付二拾五銭九厘

一、金九拾九銭 清酒三升

- 一、祭日ハ二日二夜ニ限り
- 一、飯米者四度宿持トス

一、仲間にて差合等有之節ハ、談事之上祭日を定むべき事

明治三十一年旧十月廿九日

志賀久吉より当前

志賀喜治郎殿へ相渡申候也

〔史料 1-31〕 明治三十二年

覚

志賀喜次郎

志賀松之助

常陸留五郎

志賀久蔵

猪狩積

一、金六拾四銭 御神酒代清酒式升

一、〃参拾銭 豆腐代式箱

一、〃拾五銭 目出鯛壹

三日山追致シ、仲間にて山鳥式羽狩獵あり。

合計金壹円〇九銭

一人ニ付差金式拾壹銭八厘ツ、

一、金四銭九厘 有銭配分

山神規約

一、酒代濁酒之節者、其年の米相場にて御勘定可仕候

一、祭日者二日二夜ニ限り、飯米者四度宿持トス

一、仲間にて差合等有之候節者、談事之上祭日を定む事

明治卅貳年十月晦日

志賀喜治郎方当前

志賀松之助殿へ相渡申候也

此年山神宮立換致候

世話人 志賀熊吉

一、御宮 大工 渡職人

代金壹円六拾銭

一、遷宮御初穂 神官 久保田安之助

金五拾銭

一、御神酒 清酒壹升

代金三拾式銭

祭祀シテ投餅致候、但シ一戸ニ付米壹升ツ、

立換費用合金式円四拾式銭

一戸ニ付金式拾六銭八厘八毛ツ、

一、小田代氏子 九戸

右之通御座候也

〔史料 1-32〕 明治三十三年

順廻

〇志賀松之助

〇常陸留五郎

〇志賀久吉

〇猪狩積

〇志賀喜次郎

〇志賀孫三郎

一、金九拾銭 御酒三升代

一、〃参拾銭 豆腐代二箱

一、連中ニ而山追致、二日ニシテ兔六羽狩獵あり

差金〆壹円式拾銭

〆人ニ付差金式拾四銭宛

此内兔式羽壳 代金四拾七銭六厘

差引金七拾式銭四厘 一人分拾四銭五厘

規約

一、祭日者二日二夜ニ限り、飯米者四度宿持トス

一、山神連中ニ而差合等有之候節ハ、談事之上祭日を定むへき事

明治参拾三年旧十月廿二日

一、金壹銭九厘 有銭

当前有銭共、志賀松之助方

常陸留五郎殿へ相渡申候也

〔史料 1-33〕 明治三十四年

順廻

本年差合宿持 常陸留五郎

当前相積 〇志賀久蔵

〇猪狩積

〇志賀主殿

○志賀久吉

○猪狩積

○志賀喜治郎

一、金四拾銭 御神酒代

一、〃式拾八銭 山鳥二羽

一、〃拾九銭 豆腐代

計金八拾七銭

金拾七銭四リ一人分差

一、金六銭四リ五毛 有銭

右有銭之義者、志賀松之助より常陸豊治殿へ相渡シ申候也

〔史料 1—28〕 明治二十九年

記

○常陸豊治

○志賀久吉

○猪狩積

○志賀喜治郎

○志賀松之助

一、金三拾四銭 御神酒代三升

一、同拾八銭 豆腐代三十六丁

一、同四拾壹銭六リ たこ壺杯

二日山追致、中間にて山鳥一羽狩獵あり。

メ合計金九拾三銭六リ

金拾八銭八リ、明治廿九年十月晦日一人二付差

一、金八銭 有銭 有銭配分

右有銭之義ハ、常陸豊治ヨリ志賀久吉殿へ相渡申候也

一、山之神規約之儀者、左之通り定メ候事

一、神社祭日者二日二夜二限り候事

一、飯米ハ四度家宿持トス

一、御神酒代ハ其年の米相場ヲ以定むべき事

一、加名者之内差合等有之節ハ、中間協儀之上祭日を

定むべし

右之通り相定メ候也

明治二十九年旧十月晦日

常陸豊治より当前

志賀久吉殿へ相渡申候也

〔史料 1—29〕 明治三十年

記

○志賀久吉

○猪狩田丸

○志賀喜治郎

○志賀松之助

○常陸定之助

一、金五拾壹銭 御神酒代三升

一、金拾五銭六リとふふ代

一日山追致、中間にて山鳥壺把狩獵あり。

メ合計金六拾六銭六リ

有銭壹銭六リ

一、金三銭三リン五毛ツ、幣人二付

一、山之神取極メ候事

酒代者其年之米相場ヲ以御勘定可仕候事、祭日者二日

二夜二限り、飯米者四度宿持トス、差合等有之候節者、

仲間談事之上祭日を定む可き候事

明治三十拾年旧十月廿九日

猪狩龜吉ヨリ

此年久吉殿差合ニテ、龜吉当前引受申候

〔史料 1—30〕 明治三十一年

キ

○志賀久吉

○猪狩積

○志賀喜治郎

○志賀松之助

○常陸留五郎

一、金六拾銭 御神酒代濁酒五升

一、金四拾五銭 とうふ代三箱

一、金八銭 ゆはな代八疋

メ金壹円拾三銭

一人二付差式拾式銭六厘づ、

一、金三銭五リ 有銭

一、山之神取極メ之事

一、酒代ハ其年ノ米相場ヲ以テ御勘定可仕候事

一、〇七銭 とうふ代

メ金六拾六銭

一、金拾三銭式リ 差シ忝人分内

御祝儀差引メ
一、金拾壹銭四リ 忝人分差シ

但シ定約例年ノ通り

一、金壹銭九リ五毛 在銭

志賀久吉方

猪狩田丸様江相渡シ申候也

一、金九銭 常陸初太郎殿方御祝儀

志賀久吉方

山ノ神当前 明治廿五年由十月廿五日

猪狩田丸殿江相渡シ申候也

〔史料1—25〕 明治二十六年

酒料ハ其年之米相場ヲ以テ御勘定可致候事、山之神定

日之儀者二日ト夜ニ限ル、飯米ハ三度ヤト持トス

明治廿六年旧十月廿八日

志賀亀吉ヨリ

志賀喜次郎殿へ当前相渡シ申候也

○猪狩亀吉

○志賀喜次郎

○志賀松之助

○常陸豊次

○志賀久吉

一、金拾六銭

神酒代

一、〇式拾四銭 キジ壹把・山鳥壹把

一、〇拾五銭九リ とうふ代

計金五拾五銭九リ

忝人分
一、金拾壹銭壹リ八毛ツ、

明治廿六年旧十月廿八日

一、金三銭三リ五毛 有銭

〔史料1—26〕 明治二十七年

山之神規約之儀ハ左ノ如ク、酒料ハ其年ノ米相場ヲ以

テ御勘定可致候事、山之神定日ハ二日一夜ニ限ル、飯

米ハ三度ヤト持ト定メ、若シ差合等在之候節ハ、仲間

談事之上祭日ヲ定ムルコト

廿七年十一月六日雪フル、七日狩獵致シ候得共獵ナシ、

依テ山鳥壹把買

万々目出度叶ひ候也

明治廿七年旧十一月八日

志賀喜治郎ヨリ

志賀松之助殿へ当前相渡シ申候也

記

相済○志賀喜治郎

同 ○志賀松之助

同 ○常陸豊次

相済○志賀久吉

相済○猪狩太丸

一、合計金四拾五銭

一、金拾五銭 御神酒代

一、金拾六銭 山鳥壹把代

一、金拾壹銭 とふふ代

外二
一、金八銭八リ 差シ忝人分

明治廿七年度分
一、金四銭九リ五毛 在銭

右有銭之儀ハ、志賀松之助殿江相渡シ申置キ候也

〔史料1—27〕 明治二十八年

一、山之神規約之儀ハ左之如ク、酒料者其年ノ米相場

ヲ以テ御勘定可致候事、山之神祭日者二日二夜に

限り、飯米者四度ヤト持トす、若シ差合等有之候

節者、仲間談事之上祭日を相定メ可申候事

明治二十八年旧十月二十七日

志賀松之助方

常陸豊治殿へ当前相渡申候也

本年ハ狩獵壹日、山鳥男女打チ、とうふ三拾八丁・酒

四升、父駒ノ世話ニテ猪狩榮氏来ル、アイヅランサマ

黒鹿毛駒引来、イイ物ハ百式拾円、依テ八拾円ニ付ル

相談ニナラス引戻り候、又当日山西紋蔵氏戸渡父馬世

話ニ来ル。之ニ付廿八日三名ニテ戸渡ニ駒見參ルハヅ

ニテ、相談は整ハリ候、午后十時敗会ス、天気ハ晴天

也。

キ

○志賀松之助

○常陸豊次

五人割 金拾六銭九リ
有銭 貳銭五毛

〔史料 1-21〕 明治二十二年

記

- 一、金九拾六銭 鹿代
- 一、金九銭六リ とふふ代
- 合金 壹円五銭六リ、五人割 老入二付
- 一、金貳拾壹銭壹リ貳毛 差シ
- 太鼓 金割返シ 利老入二付
- 一、金貳拾貳銭四リツ、
- そば 金利老入二付
- 一、金三銭三リ二毛ツ、
- 有金老入二付
- 一、金五リ五毛ツ、

明治廿二丑年旧十月廿日ノ当まい志賀喜治郎

〔史料 1-22〕 明治二十三年

記

- 一、金四拾四銭 肴代
- 一、金三拾五銭 酒代
- メ金七拾九銭
- 六人割 老入二付
- 一、金拾三銭貳リ
- 太鼓 金利子貳口
- 一、壹円拾貳銭

五人割 老入二付 貳拾貳銭
ソハ金ノ利子
一、金貳拾銭

六人割 老入二付 三銭三リ三毛

明治廿三年十月三拾日調
有銭
一、壹銭八リ五毛

- 志賀松之助
- 常陸豊次
- 志賀久吉
- 猪狩亀吉
- 常陸初太郎
- 志賀喜次郎

明治廿三寅年旧十月三十日

右当前松之助殿ヨリ

右一飯二付五合宛時參致へき事

此規則ハ志賀松之助様当前ヨリ相定め候也

〔史料 1-23〕 明治二十四年

記

- 常陸豊次
- 志賀久吉
- 猪狩田丸
- 常陸初太郎
- 志賀喜二郎
- 志賀松之助
- 猪狩亀吉
- 常陸初太郎
- 志賀喜次郎
- 猪狩田丸
- 常陸豊次

明治廿四年
一、五拾六銭

酒代

一、四拾貳銭 さかな代
一、拾四銭 きち代

一、貳拾三銭貳リ とふふ代

メ金 壹円三拾五銭貳リ

老入二付 貳拾四銭六リ宛

一、酒料ハ其年ノ米相場ヲ以テ御勘定致スヘキ事

一、山神定日之義ハ一昼夜二付、飯米ハ二飯やと持二
相定メ

一、由ヒタシ差合等有之節者、此掛差金半額ヲ割まい
とス

明治廿四年旧十一月四日之ヲ決

一、壹銭三リ 有銭

常陸豊次ヨリ

当前志賀久吉様江相渡し申候也

一、金貳銭六リ 有銭

〔史料 1-24〕 明治二十五年

記

- 志賀久吉
- 猪狩田丸
- 志賀喜次郎
- 志賀松之助
- 常陸豊次

明治廿五年旧十月廿五日掛
一、金貳拾五銭

酒代

一、メ三拾四銭 キジ巻・カモ巻

老人ニ付八錢五リ

明治十八年旧十月卅日

御祝儀
一、金拾錢 万吉
一、金八錢 熊吉

一、金五拾貳錢五リ 猪子壹枚

一、八錢 鴨壹

一、貳拾五錢 とふふ

御祝儀拾八錢

差引
メ金六拾七錢五リ

有錢
一、金九拾錢九厘五毛

常陸戸右衛門ヨリ当前

志賀久左衛門江相渡シ申候也

〔史料 1-18〕明治十九年

記

○志賀久吉

○猪狩亀吉

○常陸初太郎

○志賀喜次郎

○志賀松之助

○常陸豊治

老人ニ付拾五錢七厘

明治十九年度旧十月三十日

有錢
一、金七拾錢七厘壹毛

御祝儀
一、金拾錢 青木喜惣太

御同
一、金拾錢 志賀熊吉

一、金九拾五錢 女鹿壹枚

一、金拾九錢貳リ 豆腐四十八丁

メ金九拾四錢貳リ

老人ニ付十五錢七リツ、

明治十九年旧十月三十日

志賀久吉

猪狩亀吉様江当前正二相渡シ申候也

〔史料 1-19〕明治二十年

キ

一、金拾三錢 いわし代

一、同貳拾四錢 とふふ代六十丁

老人ニ付
一、金七錢四リ 亀吉

喜治郎

松之助

豊治

久吉

明治二十年旧十月廿七日

有錢
一、金七拾錢四リ六毛

右之有錢六名江配分致候也

老人ニ付
一、金拾貳錢七毛ツ、当ル

猪狩亀吉

常陸初太郎

志賀喜治郎

志賀松之助

常陸豊治

志賀久吉

猪狩亀吉ヨリ常陸初太郎様江

秋ノ当前相渡シ申候也

明治二十年旧十月廿七日

右之通り相済シ候也

〔史料 1-20〕明治二十一年

猪狩亀吉

常陸初太郎

志賀喜次郎

松之助

常陸豊次

志賀久吉

明治廿一年子十月廿八日

常陸初太郎ヨリ

志賀喜治郎殿江当まい相渡候也

キ

一、金貳拾六錢四リ 豆腐代・六拾六挺

一、金七拾五錢 たこ式・鱈式

メ金老円志錢四リ

〔史料1-14〕 明治十五年十月

記

- 一、金貳円貳拾錢 鹿代
- 一、金壹円貳拾錢 酒代
- 一、拾三錢式り トウフ代
- 惣メ三元五拾三錢式り
- 御祝儀 一、金四錢 つち□
- 同、金五錢 長四郎様
- 引メ 一人ニ付差 一、金三四拾四錢式り
- 四拾三錢五毛
- 有錢金七拾五錢八リ、又二錢

- 志賀熊次郎
 - 〃 丹吾
 - 同 豊造
 - 常陸戸右衛門
 - 志賀久左衛門
 - 猪狩亀吉
 - 志賀孫左衛門
 - 常陸初太郎
- 明治十五年十月廿五日
- 当前志賀熊次郎様宿ヌクシ
- 旧二月当前ハ志賀丹吾様相渡シ申候也

〔史料1-15〕 明治十六年

記

明治十六未年
一、金三元

鹿代

御神酒

- 一、金壹円五拾錢
- 一、錢壹メ六百八十文 トヲフ代
- メ而四円六拾六錢六リ
- 御祝儀 一、五錢 長四郎様
- 一、拾錢 伊左衛門様
- 引メ金四円四拾壹錢八リ
- 老人ニ付 五拾五錢式り宛
- 有錢八拾壹錢八リ

- 志賀丹吾方
 - 志賀豊造様江相渡シ申候也
- 順廻記
- 志賀丹吾
 - 同 豊藏
 - 常陸戸右衛門
 - 志賀久左衛門
 - 猪狩亀吉
 - 志賀孫左衛門
 - 常陸初太郎
 - 志賀熊次郎

〔史料1-16〕 明治十七年

- 志賀豊造
- 常陸戸右衛門

○志賀久左衛門

○猪狩亀吉

○志賀孫左衛門

○常陸初太郎

○志賀熊次郎

○志賀丹吾

明治十七申年旧十月廿一日

- 一、金壹円貳拾六錢五リ 猪子代二枚
- 一、〃七錢六厘 くろから二疋
- 一、金貳拾六錢八リ とふ代

- メ金壹円六拾錢九リ
- 老人ニ付 一、金貳拾錢壹厘式毛
- 一、金八拾四錢八厘五毛 有錢 相渡シ

志賀豊造より当前

常陸戸右衛門江樋ニ相渡申候

〔史料1-17〕 明治十八年

- 常陸戸右衛門
- 志賀久左衛門
- 猪狩亀吉
- 志賀孫右衛門
- 常陸初太郎
- 志賀熊次郎
- 志賀丹吾
- 志賀豊藏

一、同壹円三十七銭五リ

猪代

一、酒代

金壹円

一、豆腐代

金十銭七厘

メ金貳円九拾銭弍リ

一、三メ六百三十宛
老人ニ付

有銭五拾四銭八リ五毛

記

○亀吉

○孫左衛門

○初太郎

○登工門

○豊造

○熊次郎

○久左衛門

丹吾

亀吉ヨリ

孫左衛門江樋ニ相渡シ申候也

明治十四年

〔史料1-12〕明治十四年十月

御祝儀
一、天保拾枚 長四郎様

一、拾銭 兼松様

一、拾式銭五リ 豊三郎様

メ金三拾銭五リ

一、金三円三拾三銭 鹿代

一、金壹円三拾五銭

酒代

一、金拾銭弍リ

とふふ

引メ金四円四拾七銭七リ

一、金五拾六銭ツ、
老人ニ付

○猪狩亀吉

志賀孫左衛門

○常陸初太郎

○同 戸右衛門

志賀豊蔵

○同 熊二郎

○同 久左衛門

○同 丹吾

明治十四年十月十四日

東山祝儀 孫太郎様金八銭也

有銭忍一、金六拾銭三リ

志賀孫左衛門方

常陸初太郎様へ相渡申候也

〔史料1-13〕明治十五年二月

○猪狩亀吉

○志賀久左衛門

○志賀孫左衛門

○常陸初多郎

○常陸戸右衛門

○志賀豊蔵

○志賀熊二郎

○志賀丹吾

サシ金壹人ニ付三拾九銭也

御祝儀
一、金拾銭

一、同拾銭

一、同五銭

一、同式拾銭

一、同銭

一、同拾銭

一、同拾銭

惣メ金八拾五銭

一、金 貳円五拾銭

一、金 壹円三十五銭

一、金 拾式銭

御祝儀
メ金八十五銭

一、金 貳円五拾銭

一、金 壹円三十五銭

一、金 拾式銭

有銭
一、金七拾壹銭六リ五毛

ヒキメ
一、金三円拾式銭

明治十五年旧二月九日

津右衛門当前

熊次郎様エ相渡シ申候也

猪代

神酒代

タウフ代

旧十月廿二日
有錢
一、四ノ百五十三文 戸右衛門方志賀豊藏へ

記

一、金壹円九拾壹錢六厘 猪代
一、ノ八錢 とふふ
一、ノ九拾八錢 造酒代壹斗四升
一、金貳円九拾七錢六厘
内四拾五錢七引
引ノ金貳円五拾壹錢四引
老人ニ付
金三拾壹錢五引

〔史料1-9〕 明治十三年二月

志賀孫左衛門
○猪狩亀吉
○常陸津右衛門
○志賀熊次郎
○志賀伊左衛門
○常陸豊治
○志賀久左衛門
○志賀豊藏
御祝儀
一、拾錢 孫七
一、拾錢 熊吉
一、拾錢 松之助
一、四錢八厘 長四郎
一、六錢四厘 豊三郎

有錢
一、四拾壹錢貳弍
一、四拾四錢五引也

記

一、金壹円貳拾七錢八厘 鹿代
一、六拾貳錢五引 神酒代
一、九錢 とふふ
ノ拾九ノ九百三十文
老人ニ付
一、壹ノ九百八拾七文ツ、
右之通り相済シ申候也
志賀豊藏方相渡シ
志賀久左衛門殿

〔史料1-10〕 明治十三年十月

志賀久左衛門殿
明治十三年二月吉日
割返七錢有
壹ノ八百九拾文ツ、
記
一、四円也 猪代
壹ノ八百七拾五文 猪代まし
一、壹円五十錢 神酒代
ノ金五円五十錢
御祝儀
一、十錢 孫七
一、十錢 兼松
一、十錢 熊吉
一、八錢 長四郎
一、八錢 豊三郎
引老人分
ノ六十五錢三引五毛ツ、

有錢
一、五十壹錢五引五毛

順廻

○丹吾
○熊二郎
○孫左衛門
○初太郎
○戸右衛門
○豊藏
○久左衛門
○亀吉

〔史料1-11〕 明治十四年二月

久左衛門方
亀吉殿
明治十三年辰ノ十月廿六日
御祝儀
一、金十錢 豊造様
一、金拾錢 孫七様
一、同拾錢 豊三郎様
一、同十錢 元次様
一、同十錢 六之丞様
一、同八錢 長四郎様
ノ金五拾八錢
一、金壹円 鹿代

順廻

- 亀吉
- 孫左衛門
- 初太良
- 熊次郎
- 丹吾
- 豊造
- 戸右衛門
- 久左衛門

有錢
三拾三錢九厘六毛

志賀熊次郎方

秋迄借文 印

常陸初太郎 印

〔史料 1-6〕明治十一年十月

諸掛

- 一、金貳拾八錢 雉子代
- 倉代
- 一、九錢三リ とふふ代
- 一、〃拾錢 左右衛門祝儀
- 一、四拾錢 神酒代
- 一、九拾六錢三リ、内拾貳錢四リ祝儀ヲ引
- 引メ金八拾四錢
- 拾錢五リ宛
- 拾錢五リ宛
- 一、三拾六錢四リ三毛 有錢

- 亀吉
- 孫左衛門
- 津右衛門
- 熊二郎
- 丹吾
- 豊造
- 登右衛門
- 久左衛門

右之通り御決候也

旧十月廿八日 宿熊二郎

〔史料 1-7〕明治十二年二月

- 一、七メ貳百文 鹿代
- 一、六貫文 神酒代
- 一、九百文 とふふ
- 一、メ拾四貫八百文也
- 一、御祝義壹メ五百四拾文

長四郎御隠居

長内様
福次郎様
熊吉

壹戸ニ付
壹メ八百九十四文宛
有錢
一、三拾九錢八リ三毛

志賀丹吾方相渡シ
常陸戸右衛門殿

- 亀吉
- 孫左衛門
- 初太郎
- 熊次郎
- 丹吾
- 戸右衛門
- 久左衛門
- 豊造

明次拾貳年旧二月十日

壹番屋敷志賀丹吾宿

〔史料 1-8〕明治十二年十月

- 一、拾貳錢 熊吉
- 一、拾貳錢八リ 豊三郎
- 一、拾錢 孫七
- 一、六錢四リ 松之介
- 一、四錢五リ 長四郎
- メ金四拾五錢七リ
- 亀吉
- 孫左衛門
- 初多郎
- 熊二郎
- 丹吾
- 戸右衛門
- 久左衛門
- 豊造

メ八名也

老人二付
一、沓ノ五百四拾五文
有錢
一、式ノ六百八拾文

右之通り正ニ受取申候也

志賀久左衛門方相渡シ引受

猪狩龜吉

亥十月旧廿六日

○志賀熊次郎

○常陸豊三郎

○志賀孫左衛門

○志賀豊藏

○常陸戸右衛門

○志賀伊左衛門

○志賀久左衛門

メ猪狩龜吉

右之通り実正ニ相濟申候、已上

スندگان

〔史料1-3〕明治九年

一、沓ノ百文 鹿肉

一、九百六拾文 とうふ

一、四貫文 酒価

メ金沓円拾七錢六厘

老人二付
沓ノ百拾七文

有錢
一、式ノ九百五文

御祝儀
一、式ノ八百三拾文

○龜吉

○孫左衛門

○初太郎

○熊二郎

○丹吾

○豊造

○登右衛門

○久左衛門

老人二附
拾沓錢沓厘七毛宛

九年拾月廿七日

猪狩龜吉方

志賀孫左衛門引受

右之通り正ニ相渡申候、御賀

〔史料1-4〕明治十年

覚

一、鹿代 拾沓貫文也

一、豆腐代 八百九拾文

一、式貫八百文 酒代

皆メ拾四貫六百八十文也

御祝儀沓ノ三百六十文

引メ拾三貫三百式十文

老人二付
沓ノ六百六十文宛

有錢
明次十年旧十月廿六日

一、三貫百三拾五文

順廻

○龜吉

○孫左衛門

○初太郎

○熊次郎

○丹吾

○豊藏

○戸右衛門

○久左衛門

三貫百三拾五文

右之通り正ニ相渡シ申候也

志賀孫左衛門方

常陸初太郎殿

〔史料1-5〕明治十二年二月

記

一、沓円拾貳錢五厘 猪代

一、八錢 かしら鹿代

一、三拾錢 沓斗酒代

一、四錢 沓箱たうふ代

一、メ沓円五拾三錢五厘

一、拾五錢 隠居様御祝儀

引メ一、沓円三拾八錢五厘

老人二付
拾七錢三厘貳毛

有錢
三拾四錢九厘六毛

明治十一年旧ノ二月拾四日

凡例

- (1) ここに翻刻するのは、福島県川内村小田代集落に残された山之神講文書「順廻帳」の一部である。「順廻帳」には、毎年の山の神祭祀の儀礼文書（横帳一冊）と、小田代集落の臨時祭礼の儀礼文書（横帳五冊）が一括して綴じられている。前者が本来の「順廻帳」であり、明治七（一八七四）年から、平成十七（二〇〇五）年までの記録が現存する。ここでは昭和六十三（一九八八）年までを翻刻した。後者は、「順廻帳」に綴じ込まれた五冊の資料、すべてを翻刻した。
- (2) 史料は古い順に配列し、「史料1」のように通し番号をつけた。このうち、本来の「順廻帳」の部分については、「史料1-1」のように、一回の祭祀記録ごとに枝番号をつけた。
- (3) 文書番号は、表2に対応している。
- (4) 漢字は常用漢字を使用した。
- (5) 変体仮名は仮名にあらためたが、助詞の「者」「江」「而」などは残した。
- (6) 適宜読点「、」と中黒「・」を補った。

また、長文にわたる記載事項については、句点「。」も使用した。

- (7) 判読できない文字は、該当する文字数を□で示した。文字数が判読できない場合には、「 」とした。内容が推定できる場合には（ ）で注記した。
- (8) 明らかな誤字は、正しい字を（ ）内に注記した。
- (9) 抹消箇所には、抹消線——を付した。抹消後に書き加えられた文字がある場合には、抹消線の直後に示した。ただし、「順廻帳」は、費用負担を記載する必要があったため、計算のメモや数字の誤記の修正が多くなされている。こうした費用負担にかかわる修正を反映すると、却って煩瑣になるため、それらについては再現しなかった。
- (10) 改行は再現しなかった。

〔史料1-1〕 明治七年

（表紙欠・横帳）

一、三〇〇式百文 酒代

一、拾壹〇文 鹿代

〆拾四〇式百文

内御祝儀

一、三〇〇〆四百拾文

老人二付

一、壹〆四百拾文宛

有銭

一、貳〆百八拾文

戌十月廿一日

常陸戸右衛門方相渡シ

志賀久左衛門様

志賀熊治郎

常陸豊三郎

志賀孫左衛門

志賀豊藏

常陸戸右衛門

志賀久左衛門

猪狩亀吉

右之通り正二相渡シ申候、以上

〔史料1-2〕 明治八年

一、金壹円七錢五り 酒代

一、金壹円貳拾九錢 鹿代

〆式円三拾六錢五り

御祝儀

一、三〇〇三拾文

鳥越皓之編、二〇一八、「原発災害と地元コミュニティ―福島県川内村奮闘記」東信堂

日本の食生活全集宮城編集委員会編、一九九〇、「日本の食生活全集4 聞き書 宮城の食事」農山漁村文化協会

藤川賢、二〇一八、「福島原発事故における避難指示解除後の課題―あぶくま地域の地域再生に向けて」『明治学院大学社会学部附属研究所年報』(四八)

水谷類、二〇一七、「祭りのはじまり 村の歴史―オビシヤ文書の発見と課題」『千葉史学』(七一)

水谷類・渡部圭一編、二〇一八、「オビシヤ文書の世界―関東の村の祭り」と記録」岩田書院

山口弥一郎、一九三八、「阿武隈山地における縁故下戻の公有林に依存する山村の経済地理―福島県双葉郡川内村(其二)―」『地学雑誌』五〇(六)

山本明、一九八八、「小田代の山神講」川内村史編纂委員会編『川内村史 第3巻民俗篇』川内村

付記

本研究はJSPS科研費JP17H0238、JP17KT0063の助成を受けたものです。

謝辞

本稿作成にあたっては、久保田幸男区長・志賀喜代登氏・久保田裕樹氏にご協力を賜った。また資料撮映では、加藤秀雄氏(成城大学)・庄子諒氏(一橋大学大学院)のお手を煩わせた。心より感謝申し上げます。

なお本稿のベースは民俗学調査入門の講義を通じて作成した。

コロナ禍のため、川内村での現地調査を楽しむにしていた履修者には、申し訳ない思いである。履修者のみなさんには、お詫びと謝意を表したい。

落の人びとの決断があつたに違いない。だが、それだけが唯一の要因であつたわけではないこともまた事実である。自家醸造や猟銃への規制といった政策的動向は、小集落の小さな祭祀にも大きな影響を与え、地域性に富んだ祭祀を一般的なそれへと変えてゆく要因となつていたのであつた。

注

- (1) 川内村の震災対応、その後の復興のプロセスについて論じた代表的な成果として以下のものがある。田中「二〇一六、二〇一七、二〇一九」、鳥越編「二〇一八」、藤川「二〇一八」など。
- (2) 厳密には、ヤシキⅡ班とはいえない事例もある。というのも班には、新規居住者を中心とする班など、新規に形成されたものも存在するからである。
- (3) 小牛田山神社については、鈴木「一九八三」を参照のこと。
- (4) 本史料は題箋を欠き、原題は不明である。「光山院代々略記」という後年の記載があるが、これは原題とは異なると考えられる。というのも、本史料の内容は、光山院のみの由緒を記したのではない。むしろ下川内村の寺社全体を記したものである。そのため、本稿では、仮題を「下川内村寺社由緒記」とした。成立も現時点では不明であるが、明治期と思われる。これらの点は、今後、義隣に関する研究が進むなかで解明されよう。
- (5) この記録が「順廻帳」と呼ばれたことは記載から確認できる。たとえば明治四十一年の記録には、「当前目出度相渡シ申候、志賀久三ヨリ順廻帳・有銭共志賀主殿へ」とある。
- (6) その際の成果は、金子編「二〇二〇」として公表した。
- (7) かつて炭焼の村として、著名であつた川内村は、外部から定着する人びとも少なくなかつた。こうした移住の様子を描いたものとして、「佐藤ほ

- か、一九四九」「鈴木、一九六五」「山口、一九三八」などがある。
- (8) 山追いについて、筆者は単なる狩猟行事ではなく、山の神祭祀における重要な儀礼であつたと考えている。詳細については別稿を期したい。

引用文献

- 岩本由輝、一九八四、「移住と開発の歴史—ムラの形成と変貌」網野善彦編『日本民俗文化大系第六巻 漂泊と定住』小学館
- 内菌惟幾、一九七八、「税務職員殉難小史—酒類密造等の沿革と併せて」『税務大学校論叢』(二二)
- 金子祥之編、二〇二〇、「川内村第七行政区東山の民俗—変わりゆく地域文化と原発災害」跡見学園女子大学地域文化研究会
- 川内村史編纂委員会編、一九八八、「川内村史第3巻民俗篇」川内村
- 川内村史編纂委員会編、一九八五、「川内村史第1巻通史篇」川内村
- 櫻井治男、一九九二、「蘇るムラの神々」大明堂
- 佐藤義弥ほか、一九四九、「林業調査実態報告（福島県双葉郡川内村製炭業調査）」林野庁
- 鈴木岩弓、一九八三、「小牛田山神社における現世利益信仰」渡辺信夫編『宮城の研究 第7巻民俗・方言・建築史篇』清文堂出版
- 鈴木貞夫、一九六五、「川内村高田島における土地利用と器業の変遷」『福島地理論集』(八)
- 田中正人、二〇一六、「原発被災地における居住者の避難プロセスと帰還／移住選択困難性の背景—福島県川内村萩・貝の坂地区の事例」『地域安全学会論文集』(二九)
- 、二〇一七、「原発被災地における居住者の帰還プロセスの実態とその背景—福島県双葉郡川内村の事例」『地域安全学会論文集』(三一)
- 、二〇一九、「原発被災地における居住者の帰還実態とその論点—福島県双葉郡川内村旧避難指示区域の事例」『地域安全学会論文集』(三五)

①明治中期には、祭日は旧十月末日を基本としており、祭日の拡大が行なわれようとしていた。祭日は一日一夜から、二日一夜、二日二夜と増加していった。しかも祭日の拡大は、秋の祭祀のみならず、二月祭祀の実施というかたちでもあらわれた。ただし、二月祭祀は定着することはなかった。祭祀にあつては、当番が濁酒を自家醸造する慣行があつた。またイノシシ・シカが祭祀に使われていた。山から鳥獣を狩ってくる山追い行事は、この時期にも行なわれていた。一方で、全戸加入であつた山之神講から、数軒が離脱していった。祭祀をめぐる、何らかの対立が生じた可能性がある。

②明治後期から大正期にかけては、祭日はやはり旧十月末日を基本としていた。ただし、前期にみられた祭日の拡大傾向は見られず、祭日は一昼夜に限定された。これには当番が講員たちの共食する米の負担を負っており、祭日の拡大による負担が自覚されたこと、また明治後期の不作が影響したものと考えられる。

また当番が醸造していた濁酒は、自家醸造が政策的に禁止されたことを受け、清酒の購入へと切り替わった。さらに、山追い行事も継続されていたが、祭祀の場で用いられた野生動物がイヤマドリ・キジ・ウサギに変化した。明治後期までは、講員の減少が続き、最小の五軒にまで減少した。この時期に祭祀規約が確立したが、それは講員の減少という困難な状況への対応とみて良いだろう。「共同体が十全に機能しているときには、規制など不文律ですむ」〔岩本、一九八四、四一二〕からである。

③昭和三十年までの期間には、祭日が旧十月十七日へと移行し

ていった。新宅の加入など講員数は上昇し、移住者の加入もみられる。購入された物品をみると、魚や菓子などこれまであまりみられなかった、付加的な物品が継続的に購入されるようになった。この時期にはまた、祭祀に関わる負担の軽減が模索され始める。祭祀規約には当番を隣家が補助する規定が設けられた。それでも、負担の大きい山追い行事は、実施が困難になっていった。昭和十二年には、山祇神社の社地が移転された。

④それ以降の時期になると、祭日は旧十月十七日に固定される。祭日の流動性がなくなつたことは、当番にとって不都合が多かつたため、当番都合により祭日を変更できる規約が設けられた。山之神講は、かつてのような集落全戸加入に戻つたが、一方で祭祀を特徴づけていた山追い行事が、銃規制の強化の影響も受け、中止されるに至る。また山の鳥獣を祭祀の場で用いることはなくなり、むしろ、鶏肉や豚肉が購入されるようになる。また魚の購入費用は、経費の半額を占める程度にまで拡大していった。講の目的も信心から親睦へと変化したものと考えられる。

以上、明治初期からの山之神講の変化は、地域性に富んだ山の神祭祀が、徐々に失われていったことを示している。言い換えれば、「順廻帳」の記載は、山の神への祭祀から地域性・固有性が失われ、祭祀内容が一般化する過程を明らかにしてくれる。やがて山之神講は、天王講と統合されることになるが、それまでの間に、統合が可能になる程度に、山の神祭祀の独自性は失われていったのである。

こうした祭祀内容の一般化には、もちろん講員である小田代集

表 8：御神幸の内容比較

	大正八年祭	昭和十五年祭	昭和四十三年祭
臨時祭礼の目的	神饌幣帛料供進指定記念	紀元二千六百年記念	明治百年記念
来賓	田中得太郎双葉郡長	記載なし	記載なし
御神幸ルート	諏訪神社→坂シ内→田沢→荒宿→原→東山→小田代→西山→堂小屋→宮渡→諏訪神社	諏訪神社→坂シ内→荒宿→東山→小田代→西山→堂小屋→宮渡→諏訪神社	諏訪神社→宮ノ下→堂小屋→西山→東山→熊越→毛戸→五枚沢→諏訪神社
御仮屋	①坂シ内 ②荒宿・元学校（小学校跡） ③東山・姥神社 ④小田代・稻荷神社 ⑤西山・八幡神社 ⑥堂小屋・馬橋ノ座元 ⑦宮渡・座元	①荒宿・佐久間長造氏庭 ②東山・姥神社 ③小田代・稻荷神社 ④西山・八幡神社 ⑤堂小屋・馬橋広場	①宮ノ下・せり場 ②西山・渡辺一氏庭 ③東山・七区公民館 ④熊越・福田哲之助氏宅 ⑤毛戸分校 ⑥五枚沢県道筋
日程	2日	1日	1日

「順廻帳」をもとに筆者作成

として、今日の御神幸は今迄一度も渡行のなかつた八区に行くこと、した為、小田代・宇津川方面へは時間の関係上行かず」とあるように、小田代集落への神輿渡御はなかつた。

大正・昭和前期の二つの臨時祭礼は、祭礼にあつたの負担が大きなものであつた。いづれも、集落内を清浄に保つように、細心の注意が払われた。大正十五年祭の場合には、「道掃除ハ三日間モ掛リテ、志賀ノ氏神稻荷社ニ御仮屋ヲ設、平梨ヨリ熊吉氏ノ門、久蔵氏ノ門、稻荷社マテ盛沙ヲ致

シ、屋敷中ハ所々ニ松ヲ立テ、縄ヲ張り、紙ヲハサミ、不浄ニハ青木ヲ立テ沙ヲマキ、又ハ布ヲ張り、糸立等ヲ廻シタルハ、実ニ心地能クアリマシタ」とある。「小屋敷ナルタメ、女中ハ糶コシライ、男ハ道掃除・御仮屋等ノ準備等、実ニ多忙デアリマシタ」というのは、偽らざる感想である。昭和十五年祭でも、「当日ハ早朝ヨリ平梨迄ノ道路ヲ掃キ、新宅入口ヨリハ両側ニ竹ヲ立テ注連縄ヲ廻シ、紙ヲ挟ミ、盛砂ヲシ、不浄ニハ杉等ヲ以テ囲ヒ、砂ヲ蒔キ浄メ」る対応がなされていた。

このように大正期から、外部世界の祝賀のために、集落として対応をする機会が設けられていったことがわかる。山の神は、その直接の舞台になつたわけではなかつた。だが、これらの臨時祭礼は、小田代集落として、いわばフォーマルに対応した経験であつた。それゆえに、集落全戸の担う山之神講の「順廻帳」に、これらの記録が綴じ込まれることになつたと思われる。

六、結語・祭祀の一般化

本稿の目的は、小田代集落に残された「順廻帳」を通じて、山の神への祭祀がどのように変遷していったかを検討することにあつた。

本稿の分析から明らかになつた、祭祀の変化をつぎの四つの時期に分けて整理してみる。それはすなわち、①明治中期（概ね一八九〇年頃）まで、②明治後期から大正期、③昭和前期から昭和三十年頃まで、④それ以降である。

(三) 外的世界とかかわる臨時祭礼

三つの臨時祭礼は、郷社諏訪神社から御神幸があった記録である。すなわち、川内村あげての祝典に際して、諏訪神社から神輿を各集落へと渡御した事例である。これらの事例は、山之神講と直接的にかかわるものではない。けれども、全体社会の動向が、小さな集落にも影響したことを示しており興味深い。

このうち、最も古い大正八年の祭礼は、郷社諏訪神社から御神幸があったことは確かであるが、その目的は明確に記されていない。「大正八年閏七月廿八日御祭典執行、同日御神幸廿七日定祭タリ。然ルニ郡長田中得太郎殿臨祭都合ニ依リ一日延テ、即チ廿八日祭典トシ」と記されている。傍点を付した通り、祭典の日取りや郡長の参加が明示されている。諏訪神社については、『川内村郷土誌』に、つぎのような記載がある。

一、宝物

【中略】

幣一本 長三尺巾一寸八分厚八分 白木製

大正八年九月双葉郡長田中得太郎奉納

一、神饌幣帛料供進指定

大正八年九月十六日福島県ヨリ指定「川内村史編纂室編、

一九八五、二二八」

大正八年の臨時祭礼は、閏七月二十八日に執り行なわれており、

これは新暦九月二十二日にあたる。この一週間ほど前の九月十六日に、諏訪神社は神饌幣帛料供進社の指定を受けたことがわかる。また臨席した田中得太郎双葉郡長の奉納した御幣が、宝物に数え上げられている。

これらの事実から大正八年の臨時祭礼は、神饌幣帛料供進指定の記念祭と判断して良いだろう。ただ、「順廻帳」の同年の記事には、「大正八年旧閏七月廿八日、郷社御位、二付諏訪神社御神幸、小田代稲荷神社へ廿九日午前十時着、午後壱時目出度御帰社、紀念トシテ鳥居新築、後年参考の為め筆記ス」とあり、郷社指定にかかわるといふ。しかし、『川内村郷土誌』には「明治六年三月磐前県ヨリ山榎葉六ヶ村郷社ニ被定」「同、二二七」とあるため、やはり供進社指定にかかわるものであろう。

指定を受けた神社は、祈年祭・新嘗祭・例祭にあたって県より神饌幣帛料を供進される。すなわち、祭祀費用の一部を公費で負担する神社となる。それゆえに、地域社会にとって指定は、「自分たちの神社がその公認性を高くし、かつ他に対して優位に立つとの思いをいだかせる」「櫻井、一九九二、七六」ものであり、それを祝し臨時祭礼が催された。

三つの臨時祭礼における御神幸を比較すると、表8の通りとなる。いずれも下川内中を神輿渡御するため、大掛かりな祭礼である。大正八年祭と昭和十五年祭は、人力のみでの渡御であり、各所に御仮屋を立て、休息をとりながら実施された。対して、昭和四十三年祭は、これまで渡御したことなかった、八区を渡御する計画であったため、車も利用し各所を回った。「神社側の方針

表7：山追いで捕えた鳥獣

年*1	大型の鳥類			小動物					小型の鳥類												
	ヤマドリ	キジ	タカ	ウサギ	リス	ネズミ	バンドリ	イタチ	カケス	スズメ	ハト	ツグミ	チヨウウマ	カモ	ミミズク	キツツキ	シギ	フクロウ	ヒヨドリ	アオジ	小鳥
明治27年 1894																					
明治28年 1895	2																				
明治29年 1896	1																				
明治30年 1897	1																				
明治32年 1899	2																				
明治33年 1900				6																	
明治34年 1901	3																				
明治35年 1902	2																				
明治36年 1903	5												1								
明治37年 1904				1																	
明治38年 1905				1																	
明治39年 1906	2												1							1	
明治40年 1907	1			2		3															
明治41年 1908		1		3																	
明治42年 1909				3																	
明治43年 1910	1			1				1					1								
明治44年 1911				2				2			1								1		
大正2年 1913				3																	
大正3年 1914				2																	
大正4年 1915				3																	
大正5年 1916				1																	
大正6年 1917																					
大正7年 1918	1				1							1									
大正8年 1919	1			1																	
大正9年 1920					1																
大正10年 1921																					4
大正11年 1922				1																	
大正12年 1923	1							1				1									
大正13年 1924																					1
大正14年 1925																					
大正15年 1926															1						
昭和2年 1927								1													
昭和3年 1928					1																
昭和4年 1929																					3
昭和6年 1931	1																				1
昭和7年 1932																					2
昭和8年 1933																					
昭和9年 1934	1	1																			4
昭和10年 1935	1																				4
昭和11年 1936	2																				4
昭和13年 1938	2												1				1				
昭和16年 1941	1	1																			
昭和17年 1942	1			1				1		2											
昭和18年 1943	1									1											
昭和19年 1944	1																				
昭和20年 1945								1	4						1	1					
昭和21年 1946	2				1																
昭和22年 1947	1		1					1	12		1	1									
昭和23年 1948			1	2	1			2		1	1										
昭和24年 1949	2							1													
昭和26年 1951	1	2			1																
昭和27年 1952		1										1									
昭和28年 1953	3	1																			
昭和29年 1954		1								1											
計	43	8	2	33	4	3	1	14	12	5	5	3	3	2	1	1	1	1	1	1	23

*1: 1898年、1912年、1930年、1937年、1939年、1940年は山追いの記載がない。1950年は中止となった。「順廻帳」をもとに筆者作成

五、臨時祭礼の記録と姿

(一) 「順廻帳」に綴じられた史料

「順廻帳」には、その年に起きた出来事が記録されていた。時代が下るにしたがって、その内容は豊富化する。このような毎年の記録については、八雲神社の「人名帳」と合わせ、今後分析してゆくことにしたい。

じつは、こうした地域の記録が、「順廻帳」には、もうひとつ残されている。大正八年、昭和十二年、昭和十五年、昭和三十九年、昭和四十三年と、五度の臨時祭礼の記録である。これらは「順廻帳」の最後に綴じられている。

記録された臨時祭礼は、大きく二つに分類できる。それはすなわち、小田代という集落にとっての臨時祭礼（Ⅱ内的世界の臨時祭礼）と、川内村や全体社会にとっての行事に合わせた臨時祭礼（Ⅰ外的世界とかかわる臨時祭礼）である。

前者は、昭和十二年の山津見神社移転祭、および昭和三十九年の遷宮祭が該当する。後者には、大正八年の神饌幣帛料供進指定記念祭、昭和十五年の紀元二千六百年祭、昭和四十三年の明治百年祭が該当する。それぞれ順を追って検討しよう。

(二) 内的世界の臨時祭礼

二つの内的世界の臨時祭礼のうち、昭和十二年の祭礼は、神社の移転を伴うものであった。移転の理由は、境内地に危険がある

ために実施された。「昭和十二年七月二至り、小田代大山津見神社ノ境内、松樅等数年前ヨリ枯レ、石段ハ其形ナク崩レ、之ガ暴風アルニ於テハ根ヨリ倒ル、ハ勿論、人家ニモ及ス恐レアル為メ、山神尊ヲ他ニ御移シスル事ヲ小田代氏子一決シ」たとある。移転先は、「調査ノ上、金比羅神社々宅ニ御移シスル事」としたという。このように、神社の移転を伴うものであったので、祭礼も盛大に行なわれた。「旧六月十五日ヲ以テ遷宮式ヲ挙行シ、神職ヲ招聘シ、又石出シ手伝及部落ノ年老者等ヲ招キ、女衆ノ手伝ニテ撒餅ヲシ、盛大ナル遷宮式ヲ挙行後、区長志賀喜義氏宅ニテ夜ノ九時頃迄大宴会アリ」。

昭和三十九年の臨時祭礼は、落雷により金刀比羅社と山神社の社殿が損傷し、修復が行なわれたことによる。「落雷のため、境内の松立木二本を損傷し、ついで雨屋の柱二本、及びツカ等を裂傷せしため、これが修理に右赤松を売却すべく、氏子総出で伐採搬出に当り、屋曲りをスジカイを入足して直し、周囲の雨すぶきを防ぐため、三方をトタン張となしたり」。

山の神の祭祀と、二つの神社の遷宮とを合わせて盛大に行なつた。「たまたま山ノ神講の祭典を期し、宮司久保田税氏を招聘し、遷宮せり。当日部落の古老連も招待し、宿に於いては婦人達も総出で投餅を作り、あんこ餅を馳走し、盛大裡に散会せり」。

このように二つの臨時祭礼は、神社の移転や修復に伴う臨時祭礼であり、通常のように、男性の講員だけが祭祀を担うかたちではなく、集落をあげて祭礼が執り行なわれた。

る。明治中期の祭日拡大の要求と、当番の負担とのバランスをみるなかから、祭日は「一昼夜」に限るものと定まった。また、この時期までは、当番が濁酒を用意する慣行があったようであるが、政策的動向とも関係しながら、清酒の購入に切り替えられた。昭和に入ると、宿の負担軽減が模索され、隣家の補助を規定するに至った。また昭和末期になると、当番の都合で祭日を変更できることが明記された。

（三） 山追い行事

第四の変化は、山追いである。山追いとは、「講日が来ると全員で山へ入って、雉、山鳥、兎など、見つけ次第狩って来る」しきたりであり、「それを肴に料理して酒を飲んだ」「山本、一九八八」という。

明治三十四（一九〇一）年規約を初出として、規定のなかに、山追いに関する記事が書き込まれるようになる。この記述は、山追いに關する規約ではなく、その年の、山追いの成果が規約の欄に書き込まれるようになったというものである。

規約

- 一、祭典ハ二日二夜ニ限り、飯米者四度宿持トス
- 一、山神連中ニテ差合等有之候節ハ、談事之上祭日ヲ定ヘキ事
- 一、連中ニテ二日山追致シ、山鳥三羽狩アリ

あえて規約に山追いの成果が書き込まれたのは、おそらくは、

山の神祭祀における山追い行事の重要性を示すのであろう。⁽⁸⁾ やがて、山追いの成果は、規約欄ではなく、その年の出来事として独立して記載されるようになっていった。

山追いについては、この規約に先だつ、明治二十七（一八九四）年に、初めて山追いの記事があらわれた。その後も継続的に記録されていったが、昭和二十九（一九五四）年規約において、「本年度ヨリ山追ハ一時中止スルコトニ申合せスル」と中止が宣言されていく。翌三十年には、前年の申合せに従い実際に中止した旨が記されており、この時まで実施されていたことが確認できる。

このように毎年の成果が記されており、それらを整理すると表7のようなになる。かつては祭祀に合わせて、山から多様な鳥獣を捕獲していたことが明らかとなる。

この山追いという行事も、政策的動向の影響を受けながら、消えていったという。「かつては」地区に狩猟免許をとった者が一人でもいれば、それでよかった時代だったので、タマを分けあつて、ほとんど全員が鉄砲を持って出かけた。そのほかの者は勢子に加つたり、川で魚とりをしたりした。しかし戦後になると鳥獣類が減少して来て、…免許もやかましくなつて来たので、昭和^(二十九)二十七年には旧来の慣行をやめて、その代りに経費を出し合して豚肉などを買って来て食べるようになった。「山本、一九八八」。

購入物品でみたように、山追いが失われたあとも、昭和三十年代はキジやヤマドリが購入されていた。だが、豚肉や鶏肉、そして魚に置き換えられていった。

通り壱日一夜限り」と定められた。前年が不作、前々年が半作と記されており、負担の大きさが自覚されたのかもしれない。たとえば、明治三十八（一九〇五）年規約には、「本年は不作二付、飯米者壹度宿持とす」とあり、四回の負担を一度に限定している。いづれにせよ、明治四十年以降、一日一夜が祭日であり、二度の食事を宿が負担すると形が定まっていた。

第二に、宿の負担と関連するが、御神酒も大きく変化している。先に示した明治二十九（一八九六）年規約に、「一、御神酒代ハ其年の米相場ヲ以定むべき事」という規定があった。これは、宿が酒を造ったことを意味しているとみて良さそうである。

というのも、明治三十二（一八九九）年規約には、「一、酒代濁酒之節者、其年の米相場にて御勘定可仕候」とある。宿が濁酒を造り用意した場合には、それにかかった米代を、米相場をもとに負担するという意味であろう。清酒を購入した場合は、経費の精算が容易であるが、造酒の場合は、経費をどのように精算するかをあらかじめ定めておく必要があった。それに対応する規定である。じつは、この明治三十二年規約が、宿の造酒に関する最後の記述である。これ以降は、清酒を購入する形に変化したとみられる。

自家醸造の濁酒から、清酒の購入への変化に関し、見逃すことができない政策的動向がある。それは、同年に自家用酒税法が廃止され、さらに自家醸造の全面禁止が実施されたことである。「日本の食生活全集宮城編集委員会編、一九九〇」。福島県は比較的小なかつたとはいえ、東北地方では、自家醸造に対する厳しい摘

発が行なわれた。大正七（一九一八）年までの二十年間に、六万六九四件が摘発されている「内園、一九七八」。このような政策的動向を受け、当番が酒を造る慣習も失われていったと考えられる。

第三に、祭祀主体となる当番の負担軽減が模索されてゆく。昭和五（一九三〇）年には、「本年ヨリ当前前後ニテ世話スルコトニ定ム」とあり、当番の両隣家が手伝うことが規定されている。昭和二十九（一九五四）年・三十（一九五五）年規約には、「一、祭日ノ世話ハ宿ノ後光ニテスルコト」とあるが、「後光」が何を意味するか定かではないが、おそらくは、当番の補助をうたう規定ではないか。

こうした補助に加えて、祭日も当番の負担を軽減する方向が模索されている。昭和六十（一九八五）年規約では、「一、祭典の十七日前の日曜日を祭日と決定し、宿に都合ある場合は後日日曜日とする」とある。それ以前は講員に忌服がある場合は、祭日を変えろという規定であったが、当番の都合に合わせる形に変更されている。このことは、さきに表3に示しておいたように、むしろ戦後になってから、祭日が旧十月十七日に固定化されていた事実に対応している。祭日が固定化されたために不都合が生じ、規定を設けることになったのであろう。実際、この規定以降は、旧十月十七日の当日ではなく、近い日取りが設定されるケースが増加している。

このように第一から第三の変化は、山之神講が当番となる家（当前・宿）が祭祀を担うトウヤ祭祀であることを反映したものであ

共食する米を各家が持参すべきことを定めた規則である。だが、翌年になると、米は宿が負担すべきものとして改められている。規約の形式が整うのは、明治二十九（一八九六）年の規約である。

山之神規約之儀者、左之通り定メ候事

一、神社祭日者二日二夜二限り候事

一、飯米ハ四度家宿持トス

一、御神酒代ハ其年の米相場ヲ以定むべき事

一、加名者之内差合等有之節ハ、中間協儀之上祭日を定むべし

右之通り相定メ候也

このように、山之神講規約は、祭日の規定（第一条）、費用負担に関する規定（第二条・第三条）、そして、忌服に関する規定（第四条）から構成されている。

これらの内容は、以降もほぼ変わることなく、たとえば、昭和四十六（一九七二）年の規約は、つぎの通りである。

規約

一、祭典は一日とし、飯米は式度宿持とす

一、祭典は旧十月十七日とするも、差合等有之場合は、談合の上

祭典日を決することを得

一、氏子にて差合等有之出会せざる者へは、会費かけざることを得
以上

順序が入れ替わったり、条文が組み合わせられたりしているが、やはり祭日の規定（第二条）、費用負担に関する規定（第一条・第三条）、忌服に関する規定（第二条・第三条）から成っていることがわかる。

（二）規約内容の変化

この祭祀規約から読み取ることのできる変化が四つある。それらを順に整理してゆこう。

第一に、祭日の変化である。祭祀にかかる日数について、明治二十四（一八九二）年時点では、「山神定日之義ハ一昼夜」とある。これが明治二十六（一八九三）年には、「山之神定日之儀者二日一ト夜」となり、明治二十八（一八九五）年には、「山之神祭日者二日二夜」と増加してゆく。

このような祭日の拡大傾向は、明治十一（一八七八）年～明治十五（一八八二）年にかけてもみられる。この時期は成文規約が書かれていないが、十月と二月の二度にわたって祭祀が行なわれたことが記録されている。だが、明治十六（一八八三）年になると、従前通り、十月の一回に戻ったことが確認できる。

このように明治中期ごろは、祭日の拡大が模索されていた。米を中心として、祭祀にかかる食事は宿が負担すると定められていったことは先にふれた。そのため、日数の増加は、宿の負担増につながることは見逃せない。

明治後期になると、一転して、祭日は一日一夜に限定される。すなわち、明治四十（一九〇七）年の改正では、「祭典ハ改正ノ

表6：山之神講の祭祀規約

年	名称	内容
明治23年 1890		右一飯ニ付五合宛時(持)参致へき事、此規則ハ志賀松之助様当前ヨリ相定め候也
明治24年 1891		一、酒料ハ其年ノ米相場ヲ以テ御勘定致スヘキ事。一、山神定日之義ハ一昼夜ニ付、飯米ハ二飯やと持ニ相定メ。一、由ヒタシ差合等有之節者、此掛差金半額ヲ割まいとス。
明治26年 1893		酒料ハ其年之米相場ヲ以テ御勘定可致候事。山之神定日之儀者二日一ト夜ニ限ル。飯米ハ三度やと持とス。
明治27年 1894	山之神規約	山之神規約之儀ハ左ノ如ク、酒料ハ其年ノ米相場ヲ以テ御勘定可致候事。山之神定日ハ二日一夜ニ限ル。飯米ハ三度やと持ト定メ、若シ差合等有之候節ハ、仲間談事之上祭日ヲ定ムルコト。
明治28年 1895	山之神規約	一、山之神規約之義ハ左之如ク、酒料者其年ノ米相場ヲ以テ御勘定可致候事。山之神祭日者二日二夜に限り、飯米者四度やと持とす。若シ差合等有之候節者、仲間談事之上祭日を相定メ可申候事。
明治29年 1896	山之神規約	一、山之神規約之儀者、左之通り定メ候事 一、神社祭日者二日二夜ニ限り候事。一、飯米ハ四度家宿持トス。一、御神酒代ハ其年ノ米相場ヲ以定むべき事。一、加名者之内差合等有之節ハ、仲間協儀之上祭日を定むべし。右之通り相定メ候也
明治30年 1897	山之神取極メ之事	酒代者其年ノ米相場ヲ以御勘定可仕候事、祭日者二日二夜ニ限り、飯米者四度宿持トス。 差合等有之候節者、仲間談事之上祭日を定む可き候事。
明治31年 1898	山之神取極メ之事	一、酒代ハ其年ノ米相場ヲ以テ御勘定可仕候事。一、祭日ハ二日二夜ニ限り、一、飯米者四度宿持トス。 一、仲間にて差合等有之節ハ、談事之上祭日を定むべき事。
明治32年 1899	山神規約	一、酒代濁酒之節者、其年ノ米相場にて御勘定可仕候、一、祭日者二日二夜ニ限り、飯米者四度宿持トス。 一、仲間にて差合等有之候節者、談事之上祭日を定む事。
明治33年 1900	規約	一、祭日者二日二夜ニ限り、飯米者四度宿持トス。一、山神連中ニ而差合等有之候節ハ、談事之上祭日を定むべき事。
明治34年 1901	規約	一、祭典ハ二日二夜ニ限り、飯米者四度宿持トス。一、山神連中ニテ差合等有之候節ハ、談事之上祭日ヲ定ヘキ事。一、連中ニテ二日山追致シ、山鳥三羽狩猟アリ
明治35年 1902	規約	例年ニ相かはらず候、本年寅之不作ニ付、飯米者壹度宿持とす。仲間ニテ山追半日致シ、山鳥二羽狩猟アリ。
明治36年 1903	規約	一、祭典ハ二日二夜ニ限り、飯米者四度宿持とす。一、仲間ニテ差合等有之候節ハ、談事之上祭日定ムベキ事。 一、仲間ニテ二日山追致、山鳥五羽・鴨壹羽狩猟アリ。
明治37年 1904	規約	一、祭典ハ二日二夜ニ限り、米ハ四度宿持とす。一、仲間ニテ差合等有之候節ハ、談事之上祭日ヲ定ムルコト。 一、仲間ニテ老日半山追いたし、漸ク免壹羽狩猟アリ。又堂小屋普波西治氏ヨリ、御祝儀トシテ清酒老升被下、皆日出度相濟ス。
明治38年 1905	規約	本年は不作ニ付、飯米者壹度宿持とす。一、仲間ニ而山追壹日致、免壹羽狩猟アリ。本日ノ狩猟仲間、宿ヲ除クノ外六名。一、仲間にて差合等有之節者、談事之上祭日定むべき事
明治39年 1906	規約	本年半作ニ付、飯米ハ貳度宿持トス。一、本年ヨリ規約改正シテ、飯米ハ貳度宿持トス。一、仲間ニテ差合等有之出合ザル節ハ、談事ノ上祭日ヲ定ムル事。一、仲間ニテ山追壹日致シ、山鳥貳羽・青ジ壹羽・ミ、ヅク壹羽狩猟アリ。
明治40年 1907	規約	祭典ハ改正ノ通り壹日一夜限リ。飯米ハ二度宿持トス。一、仲間ニテ差合等有之出合ザル節ハ、談事ノ上祭日ヲ定ムルコト。一、仲間ニテ山追二日致シ、山鳥一羽・免二羽・バンドリ小三羽狩猟アリ。
明治41年 1908	規約	祭典ハ改正ノ通り壹日一夜限リ、飯米ハ二度宿持トス。一、仲間ニテ差合等有之出合ザル節ハ、談事ノ上祭日ヲ定ムルコト。一、仲間ニテ山追壹日致シ、(キジ) 壹羽・免三羽狩猟アリ。
明治42年 1909	規約	祭典ハ例(例)年ノ通り、壹日一夜限リ。飯米ハ二度宿持トス。一、仲間ニテ差合等有之出合ザル節ハ、談事ノ上祭日ヲ定ムルコト。一、仲間ニテ山追壹日致シ、免三羽狩猟アリ。
明治43年 1910	規約	祭典ハ例(例)年ノ通り、壹日一夜限リ。飯米ハ二度宿持トス。一、仲間ニテ差合等有之出合ザル節ハ、談事ノ上祭日ヲ定ムルコト。一、仲間ニテ山追二日致シ、山鳥一羽・免壹羽・カケス一羽・ミツク一羽狩猟アリ。
大正2年 1913	規約	一、祭典ハ一日一夜ニ限リ、飯米ハ貳度宿持トス。一、仲間(氏子)ニテ差合等有之候節ハ、談事ノ上祭日ヲ定ムルモ差合ナキ事。但シ出合ザル者へハ会費掛ザルコト。一、連中ニテ山追一日致シ、免三羽及ケーリーノ狩猟アリ。
大正3年 1914	規約	一、例年之通り。祭典ハ壹日壹夜ニ限リ、飯米ハ貳度宿持トス。
大正4年 1915	規約	一、祭典ハ壹日壹夜ニ限リ、飯米ハ貳度宿持トス。一、氏子ニテ(連名)差合等有之候節ハ、談事ノ上祭日ヲ定ムルモ差合ナキ事。一、出合ザル者へハ会費掛ザル事。
大正9年 1920	規約	一、祭典ニ付、飯米ハ宿持。一、祭日ハ一日一夜ニ限ル。一、連中ニテ差合等有之、出合セザル者へハ会費掛ザルコト。一、差合等有之候節ハ、談事ノ上祭日ヲ定ムルコト。但シ祭日ハ十月中ニ祭典執行ノコト。
大正10年 1921	規約	一、祭典ニ付飯米ハ二度宿持トス。一、祭日ハ一日一夜ニ限ル。一、連中ニテ差合等有之、出合ハザル者へハ会費掛ザルコト。一、差合等有之候節ハ、談事ノ上祭日ヲ定ムルコト。但シ祭日ハ旧十月中ニ祭典執行ノコト。
大正11年 1922	きやく	一、祭典ニ付飯米は二度宿持とす。一、祭日は一日一夜に限る。一、連中にて差合等有之、出合はざる者ニは会費掛ざる事。一、差合等有之候節者、談事の上祭日を定むる事。但シ祭日者旧拾月中に祭典執行の事。
大正15年 1926	規約	一、祭典ニ付飯米ハ二度宿持トス。一、祭典ハ一日一夜ニ限ル。一、連中ニテ差合等有之、出合ザル者ニハ会費掛ザル事。一、差合等有之節ハ、談事ノ祭日ヲ定ムル事。但シ祭典ハ旧拾月中ニ執行ノ事。
昭和5年 1930		本年ヨリ当前前後ニテ世話スルコトニ定ム。
昭和21年 1946	規約	一、祭典ニ付飯米ハ二度宿持トス。一、祭典ハ一日一夜ニ限ル。一、連中ニテ差合等有之、出合ハザル者へハ会費掛ケザルコト。一、差合等有之節ハ、談事ノ上祭日ヲ定ムルコト。但シ祭典日ハ旧十月中ニ執行ノコト。
昭和23年 1948		今回ノ申合セデ、以後豆腐ハ壹箱トスルコト。
昭和27年 1952		昭和二十三年度ノ申合セニヨリ、豆腐ハ壹箱トスルコト。
昭和29年 1954	規約	一、来年度ヨリ山追ハ一時中止スルコトニ申合セスル。一、祭日ノ世話ハ宿ノ後光ニテスルコト。
昭和30年 1955		一、前年ノ申合により山追はやらず。一、祭日ノ世話は宿の後光にてスル。
昭和31年 1956	規約	一、祭典は一日とし、飯米は貳度宿持とす。一、祭典は旧十月十七日とするが、差合等有之場合は、談合の上祭典日を決することを得。一、連中にて差合等有之出合せざる者へは、会費掛ざること。
昭和46年 1971	規約	一、祭典は一日とし、飯米は貳度宿持とす。一、祭典は旧十月十七日とするも、差合等有之場合は、談合の上祭典日を決することを得。一、氏子にて差合等有之出合せざる者へは、会費かけざること。
昭和60年 1985	規約	一、祭典は旧暦十月十七日とし、宿は順廻りとし、二回の食事は宿持とし、費用は頭割とす。一、出合せざる者へも割当てること。一、祭典の十七日前の日曜日を祭日と決定し、宿に都合ある場合は後日曜日とする。一、八雲神社祭日は、二月第一日曜日と決定する。

購入された物品は、大きく三つに分けることができる。第一は、酒と豆腐で、これらの物品は必ず購入された物品である。言い換えれば、山之神講を開催するにあたっての必需品であったと言える。

ただ酒は、明治十七（一八八四）年から明治二十一（一八八九）年にかけて、購入されていない時期がある。この時期は、当番が酒を自家醸造していたと考えられる。この点は祭祀規約のところで再度ふれるが、明治中期までは、当番が自家醸造することが多くあったと考えられる。

第二は鳥獣で、これには時代により大きな変化がある。明治中期までは、シカやイノシシが山の神祭祀にあつて、欠かすことのできないものであった。ところが、明治中期以降になると、シカやイノシシにかわつて、ヤマドリ・キジ・ウサギといった鳥獣が購入されている。ここまでの、シカやイノシシ、ヤマドリ・キジ・ウサギといった鳥獣は、身近な里山に暮らす生き物であった。ところが、昭和三十年代以降は、こうした野生動物ではなく、鶏肉や豚肉が購入されるようになった。この点は次章に記す、山追いや行事とも、深くかかわるものと考えられる。

第三は、魚や菓子といった、付加的な物品である。魚や菓子は、毎年きまつて購入される物品ではなかった。とくに菓子は明治・大正期にはまったく購入されていない。魚に関しては、同時期には、タコやイワシが時おり購入される程度であった。

昭和七（一九三二）年頃から、魚や菓子を毎年購入するようになってゆく。もっとも戦時中はこれらの物品を購入することはな

かったが、戦後、昭和二十五（一九五〇）年以降は、つねに購入されることとなった。とくに魚代は経費の半額を占める規模になるまで膨らむ。つまり、身近な里山の鳥獣を山の神への祭祀で用いる形式から、肉や魚（海魚）、菓子といった、地元では手に入らない品を購入する形式へと変化したことがわかる。

以上の購入物品の変化は、おそらく、山之神講の性格の変化を示すのだろう。祭祀そのものよりも、徐々に親睦を目的とするものへと変化していったとみることができる。

四、祭祀規約にみる儀礼の実態

（一）祭祀規約の記載

百二十回の記述のうち、祭祀規約が登場するのは六十八回である。ただそのうち、約半数の三十二回は、「規約例年の通り」「規約例年二同ジ」といった規約に変更点がないことを確認したものに過ぎない。残る三十六回が規約の全文を記載するか、あるいは、規約の変更点を記載したものである（表6参照）。

つまり、規約が書かれない年も多く、規約が書かれる場合でも変更点がないことを確認したにとどまる記述も多い。だがそれでも、重要な変更点は記載されており、これらに注目して祭祀の変化をとらえてみよう。

もっとも古い規約は、明治二十三（一八九〇）年もので、直会に用いる米を持参することを定めている。「右一飯二付五合宛時（時）参致へき事、此規則ハ志賀松之助様当前ヨリ相定め候也」とある。

年	神酒	豆腐	大型動物		大型鳥類		小動物	食肉		魚	菓子
			シカ	イノシシ	ヤマドリ	キジ		鶏肉	豚肉		
昭和5年 1930	○	○								○	
昭和6年 1931	○	○									
昭和7年 1932	○	○								○	○
昭和8年 1933	△	○								○	○
昭和9年 1934	○	○								○	
昭和10年 1935	○	○			○						○
昭和11年 1936	○	○								○	○
昭和12年 1937	○	○								○	○
昭和13年 1938	○	○					○				○
昭和14年 1939	○	○						○			
昭和15年 1940	○	○									○
昭和16年 1941	○	○									○
昭和17年 1942	○	○			○						
昭和18年 1943	○	○			○						
昭和19年 1944	○	○									
昭和20年 1945	○	○								○	
昭和21年 1946	○	○									
昭和22年 1947	○	○									
昭和23年 1948	○	○					○				
昭和24年 1949	○	○								○	
昭和25年 1950	○	○			○					○	○
昭和26年 1951	○	○								○	○
昭和27年 1952	○	○								○	○
昭和28年 1953	○	○								○	○
昭和29年 1954	○	○								○	○
昭和30年 1955	○	○			○					○	○
昭和31年 1956	○	○						○		○	○
昭和32年 1957	○	○			○					○	○
昭和33年 1958	○	○					○			○	○
昭和34年 1959	○	○					○		○	△	○
昭和35年 1960	○	○					○		○	○	○
昭和36年 1961	○	○						○	○	○	○
昭和37年 1962	○	○			○					○	○
昭和38年 1963	○	○					○			○	○
昭和39年 1964	○	○						○	○	○	○
昭和40年 1965	○	○							○	○	○
昭和41年 1966	○	○						○	○	○	○
昭和42年 1967	○	○						○	○	○	○
昭和43年 1968	○	○							○	○	○
昭和44年 1969	○	○							○	○	○
昭和45年 1970	○	○							○	○	○
昭和46年 1971	○	○						○	○	○	
昭和47年 1972	○	○					○	○			○
昭和48年 1973	○	○						○		○	○
昭和49年 1974	○	○							○	○	○
昭和50年 1975	○	○							○	○	○
昭和51年 1976	○	○						○	○	○	○
昭和52年 1977	○	○						○	○	○	○
昭和53年 1978	○	○						○	○	○	○
昭和54年 1979	○	○			○					○	○
昭和55年 1980	○	○			○					○	○
昭和56年 1981	○	○						○	○	○	○
昭和57年 1982		○						○	○	○	○
昭和58年 1983	○	○						○	○	○	○
昭和59年 1984		○						○	○	○	○
昭和60年 1985	○	○						○	○	○	○
昭和61年 1986	○	○						○	○	○	○
昭和62年 1987	○	○						○	○	○	○
昭和63年 1988	○	○						○	○	○	○

「順廻帳」をもとに筆者作成

表5：祭祀にあったって購入した物品

年	神酒	豆腐	大型動物		大型鳥類		小動物	食肉		魚	菓子
			シカ	イノシシ	ヤマドリ	キジ		ウサギ	鶏肉		
明治7年 1874	○		○								
明治8年 1875	○		○								
明治9年 1876	○	○	○								
明治10年 1877	○	○	○								
明治11年 1878 2月	○	○	○	○							
明治11年 1878 10月	○	○					○			○	
明治12年 1879 2月	○	○	○								
明治12年 1879 10月	○	○		○							
明治13年 1880 2月	○	○	○								
明治13年 1880 10月	○			○							
明治14年 1881 2月	○	○	○	○							
明治14年 1881 10月	○	○	○								
明治15年 1882 2月	○	○		○							
明治15年 1882 10月	○	○	○								
明治16年 1883	○	○	○								
明治17年 1884		○		○							
明治18年 1885		○		○							
明治19年 1886		○	○								
明治20年 1887		○								○	
明治21年 1888		○								○	
明治22年 1889		○	○								
明治23年 1890	○									○	
明治24年 1891	○	○					○			○	
明治25年 1892	○	○					○				
明治26年 1893	○	○			○	○					
明治27年 1894	○	○			○						
明治28年 1895	○	○			○						
明治29年 1896	○	○								○	
明治30年 1897	○	○									
明治31年 1898	○	○								○	
明治32年 1899	○	○								○	
明治33年 1900	○	○									
明治34年 1901	○	○									
明治35年 1902	○	○									
明治36年 1903	○	○								○	
明治37年 1904	○	○									
明治38年 1905	○	○									
明治39年 1906	○	○									
明治40年 1907	○	○									
明治41年 1908	○	○									
明治42年 1909	○	○									
明治43年 1910	○	○									
明治44年 1911	○	○									
大正元年 1912	○	○			○						
大正2年 1913	○	○									
大正3年 1914	○	○									
大正4年 1915	△	○									
大正5年 1916	○	○									
大正6年 1917	○	○			○						
大正7年 1918	○	○									
大正8年 1919	○	○									
大正9年 1920	○	○			○					○	
大正10年 1921	○	○			○						
大正11年 1922	○	○			○	○					
大正12年 1923	○	○									
大正13年 1924	○	○					○				
大正14年 1925	○	○				○					
大正15年 1926	○	○			○						
昭和2年 1927	○	○				○				○	
昭和3年 1928	○	○				○	○				○
昭和4年 1929	○	○				○					

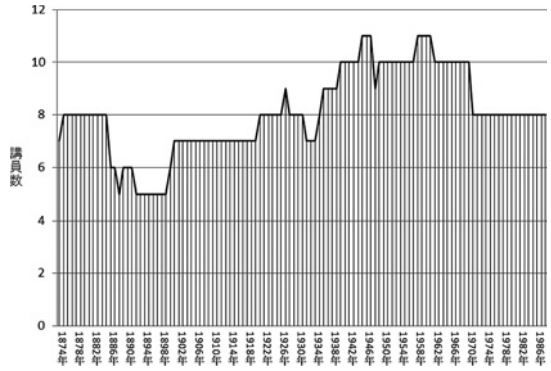


図1：講員数の変化

昭和十(一九三五)年までは、講員数は全戸数より二、三軒少ない状態が続く。なぜ講を離れた家があるのか、記載からは判断がつかない。ただ、この時期には、祭祀が大きく変化したことはたしかである。

一方でこの講は、新規に講へ加入することに寛容であったといえる。戦後、講員数が増加するが、このなかには少なくとも二軒の移住者が含まれている。移住者が加入する際には、十円から三十円の寄付を行なっている。これはその年の各戸の割り当ての一・六七〜二・一四倍にあたる金額である。

つまり、割当の二倍程度の金額を寄付することで、移住者であっても加入できたのである。おそらくは、移住者が木炭産業や林業

値は十軒で、平均は、七・八九軒であった。小田代は小集落であり、講も小規模である。

山之神講は、基本的には、集落の全戸が加入するものであったと考えられる。だが、実際には数軒が加入していない時期がある。明治初期から明治十八年までは、集落全戸が山之神講に属していた。ところが、明治十九(一八八六)年から

に携わったことから、山之神講への加入が容易であったのかもしれない。ただし、宗教講への移住者の加入は容易であるとはいえず、川内村内には、加入させない判断をした講もあった。

(二) 費用負担と購入品目

つぎに祭祀にかかわる費用負担を検討してみよう。

山之神講の場合、費用負担は戸数割であった。かかった費用を加入している成員数で割り、それを各家に割り当てる方式である。この割り当てには、忌服によって参加ができない家は、免除なし、割引きを受けていた。明治二十四(一八九一)年規約では、「忌服によって参加できない場合には」掛差金半額ヲ割まいとス」とあり、半額を割り当てていたことがわかる。

一方で、大正二(一九一三)年の祭祀規約では、「(忌服によって)出合ザル者へハ会費掛ザルコト」とあり、免除が規定されている。昭和四十六(一九七一)年規約にも、同様の規定があり、この規定が長く適用されてきたことがわかる。また昭和十六(一九四一)年には、「出征ノタメ会ヒカケザルコト」と記されており、出征した講員に対しても負担を求めていなかった。このように、忌服や出征という本人の意思に依らない欠席には、寛容な措置がとられていた。

では、このように集めた金銭を、山之神講では、どのような物品の購入に充てていたのだろうか。表5は、それらを一覧表にまとめたものである。表5からは、購入した物品が、時代により大きく変化していることがみてとれる。

それが大正期から昭和戦前期にかけて、徐々に旧十月十七日へと移行していったことが、表3からは理解されよう。この変化に対応するように、明治期までは新暦に換算すると、十一月下旬から十二月中旬にかけて行なわれていたものが、時代が下るにつれ、十一月中旬から十二月上旬へと移行したことがみてとれる。

加えて、全期間を通じて、必ずしも祭日が固定されていたとは言い切れないことも特徴的である。旧十月末日や旧十月十七日を中心としていたことはたしかであるが、とはいえ、それ以外の日も多く見られる。これは祭祀規約にあるように、忌服の場合には、協議の上で祭日を変更することが認められていたことと関連すると思われる。

また、明治十一（一八七八）年から明治十五（一八八二）年にかけては、二月にも祭祀を行っていた。祭日は二月九日・十日・十四日の記載がみられる。残念ながら、なぜこの五ヶ年のみ二月に祭祀が行なわれたのか、その理由が明らかとなる記載は、「順廻帳」にはみられなかった。いずれにせよ、この時期に祭祀の拡大が模索されたようである。

つづいて、「順廻帳」の記載から、講員についての理解を深めていきたい。

さきに、「順廻帳」は、本来、講員と当番を記すことが目的であった可能性を指摘した。表4は、「順廻帳」から講員と当番にかかわる記述を整理したものである。具体的には、講員の氏名を記す際にどのような表題が用いられているか、また、当番をどのような名称で記しているかを整理した。

表4：講員・当番にかかわる記載

年代	人名の記載				当番の記載		
	順廻*1	記*2	講員名	なし	当前	宿	なし
～1890	4	2		16	9	2	11
1891～1910	10	8	1	1	20		
1911～1930	20				18	2	1
1931～1950	20				14	1	5
1951～1970	20				3	4	15
1971～	18				5	5	10
小計	92	10	1	17	69	14	42
計	120				125*3		

*1：順廻には、宿廻（1915）・順廻記（1883）を含めた。

*2：記には、キ（1895、1898）・覚（1899）を含めた。

*3：5ヶ年（1915、1956、1957、1971、1972）は、宿・当前ともに記載がある。「順廻帳」をもとに筆者作成

表題としては、「順廻」という表記が多数を占めていることがわかる。「順廻帳」が、講員の間で、当番を順に回していくために用いられてきたことは、この点からも明白である。

つぎに当番の名称としては、宿と当前（当まい、当まへ）が用いられている。昭和二十年代までは、当前という言葉が頻繁に用いられていたが、時代が下るなかでその頻度が少なくなっている。「順廻帳」の後段には、誰から誰へ当番が渡されたかを記すことが通例となっている。この記載方法は変わらないが、そこで当前という表記が見られなくなっていく。

宿も当前も当番を指す用語であるが、宿は空間を、当前は役職を指す文脈で用いられる傾向がある。すなわち、宿はどの家を当番として執行したか、当前は、誰から誰に役職が移ったかを記す文脈で、用いられる傾向が見てとれる。

つぎに「順廻帳」の記載から講員数の変化をみよう。講員数の変化は、図1のように整理できる。講員数の最小値は五軒、最大

講に関しては近世末からの帳簿が残っており比較研究が可能である。そうしたことから、「順廻帳」の内容を検討してゆくことに積極的意義が見出せる。

以下、本稿では「順廻帳」の記載内容にしたがい、つぎのような分析を行なう。三章では①②③の内容をもとに、祭日・講員・費用など祭祀の基本構造について、四章では④祭祀規約について、五章では⑤その年の記録のうち、臨時祭祀の記録について、検討してゆくこととする。相互にやや重複する内容もあるが、これらの検討を通じて、六章では「順廻帳」からみえる村落祭祀の変化を整理する。

三、祭祀の基本構造の変化

(一) 祭日および講員

山之神講の祭日については、山本明の聞き取りにより、「旧十月十七日が集りの日で、この日は県下の山神講と共通している」^{〔山本、一九八八〕}と記録されている。

「順廻帳」の記述から祭日を整理すると、表3のようにまとめられる。たしかに、山本の記したように、戦後の山之神講の祭日は、旧暦十月十七日ではほぼ一定しており、少なくとも戦後の動向に関しては、記録された通りであることがわかる。

だが、それ以前にさかのぼってみると、明治期の祭日は旧暦十月末日を基本としていたように思われる。この期間には、山之神講は十月十七日に、まったく行なわれていないのも特徴的である。

表3：山之神講と祭日

年代	旧暦						新暦				
	10月17日			10月晦日			11月			12月	
	10日～16日	17日	18日～24日	25日～28日	29日30日	～11月7日	上旬	中旬	下旬	上旬	中旬
～1890	1		3	8	4				7	6	3
1891～1910	1		2	4	11	2 ^{*1}			5	9	6
1911～1930	3 ^{*2}	3	6	3	3			3	6	7	2 ^{*3}
1931～1950	5 ^{*4}	10	3	1			2	3	9	5	
1951～1970		17						8	4	5	
1971～	3	14					1	6	5	5	
小計	13	44	14	16	18	2	3	20	36	37	11
計	107 ^{*5}						107 ^{*5}				

*1: 1894年は、旧11月8日開催であるがこちらに含めた(以下同様)。*2: 1914年は、旧10月7日開催である。

*3: 1911年は、新12月19日開催である。*4: 1941年は、旧10月7日開催である。

*5: 記載のない8年間(1883、1913、1920、1946、1955、1965、1969、1980)、および2月祭礼(1878-1882)を除く。

〔順廻帳〕をもとに筆者作成

『寺社由緒記』には、小田代集落の氏神である、牛頭天王宮の「廻り宿連名記」が書き留められている。この史料は、安永四（一七七五）年二月の「疫癘除村祈禱帳」の一部である。その内容を示すと左の通りである。

当所村祈禱始覚、同廻り宿連名記

半蔵	徳之丞	武兵衛	幸吉	彦之丞	豊松	喜幸治
吉弥	孫七	喜惣兵衛	孫三郎	喜伝治	孫左衛門	
富七	元右衛門	庄兵衛	勘七	忠七	杢七	恒七
甚之丞	運七	多左右衛門	久太郎	与五郎		
勘右衛門						

右父市兵衛代宮立致し、惣世話致来申候

「疫癘除村祈禱帳」には、安永六（一七七七）年二月の祭祀規約も残されている。その一部を示してみよう。

右村祈禱等者牛頭天王於社内、毎年二月朔日ニ勤来申候

【中略】

一、廻り宿之儀者帳面之通相廻可被勤候、尤其節血忌・服忌等有之衆中ハ、次番之衆へ相廻シ順達ニ可被致候、此帳面末世ニ罷成むし喰候ハ、御書写し置可然候、以上

牛頭天王社で疫癘除の村祈禱を始めるにあたって、そのメンバーシップと、祭祀の執行方法が確認されたことがわかる。祭祀規約では、「廻り宿」の務め方を定めている。近年まで続いてき

たように、集落内の一軒が祭祀を担当するトウヤ制がとられてきたことを示している。またこの帳面が破損した場合でも、書き直す様にと記されているが、それは「廻り宿」を確認するうえで、「廻り宿連名記」が重要であったことを示すのであろう。これらの内容は宗教者（地藏院第二十五世・宥英法印舜応）が関与して定められている。

つまり、牛頭天王宮「廻り宿連名記」は、祭祀を担うメンバーシップと、トウヤの順序とを示した儀礼文書といえる。すると、山之神講の「順廻帳」は、その呼称からしても、また内容からしても、「廻り宿連名記」と同じ性格の記録であると考えられることができる。すなわち、本来、「順廻帳」は①や②を基礎とするものであったことがわかる。

このようなトウヤ祭祀にかかわる儀礼文書として、近年、関東地方のオビシヤ文書研究が展開されつつある「水谷、二〇一七、水谷・渡部編、二〇一八など」。このなかで水谷は、畿内・近畿地方の村落祭祀研究の豊富な蓄積に対し、「関東・東北では、そもそも中世はおろか、近世初期にまで遡る史料自体が極めて稀であり、とりわけ村落や村落祭祀に関する古文書、記録は近世に至ってからのものさえ、ほとんど知られてこなかった」「水谷、二〇一七、五〇」といい、関東地方に残された、オビシヤ文書の重要性を指摘している。

「順廻帳」の場合、現存する範囲は明治初期からであり、歴史的に遡るには限界がある。だが、「順廻帳」は、少なくとも近世中期からの連続性をもっていたことは明らかである。また、天王

番号	年	①成員	②当前の引継ぎ	③費用	④規約	⑤記録
1-65	昭和8年 1933	○	志賀清記 → 志賀孫三郎	○	○	○
1-66	昭和9年 1934	○	志賀孫三郎 → 志賀喜義	○	○	○
1-67	昭和10年 1935	○	△ 志賀喜代治 →	○	○	○
1-68	昭和11年 1936	○	○ 志賀伝 → 常陸豊	○	○	○
1-69	昭和12年 1937	○	△ → 猪狩新	○	○	○
1-70	昭和13年 1938	○	→	○	○	○
1-71	昭和14年 1939	○	△ → 三瓶忠美	○	○	○
1-72	昭和15年 1940	○	○ 三瓶忠美 → 矢内鹿蔵	○	○	○
1-73	昭和16年 1941	○	○ 矢内鹿造 → 菅野清	○	○	○
1-74	昭和17年 1942	○	○ 菅野清 → 志賀主殿	○	○	○
1-75	昭和18年 1943	○	○ 志賀清記 → 志賀伝三郎	○		○
1-76	昭和19年 1944	○	○ 志賀伝三郎 → 志賀喜義	○		○
1-77	昭和20年 1945	○	○ 志賀喜義 → 志賀伝	○		○
1-78	昭和21年 1946	○	○ 志賀伝 → 常陸豊	○	○	○
1-79	昭和22年 1947	○	○ 常陸豊 → 猪狩新	○		○
1-80	昭和23年 1948	○	○ 猪狩新 → 志賀泰明	○	○	○
1-81	昭和24年 1949	○	○ 志賀泰明 → 三瓶忠美	○		○
1-82	昭和25年 1950	○	○ 三瓶忠美 → 菅野伊佑	○		○
1-83	昭和26年 1951	○	○ 菅野清 → 志賀栄	○		○
1-84	昭和27年 1952	○	○ 志賀栄 → 志賀留夫	○	○	○
1-85	昭和28年 1953	○	○ 志賀清記 → 志賀伝三郎	○	○	○
1-86	昭和29年 1954	○	○ 志賀伝三郎 → 志賀喜代治	○	○	○
1-87	昭和30年 1955	○	○ 志賀喜代治 → 志賀弘	○	○	○
1-88	昭和31年 1956	○	○ 志賀弘 → 常陸茂	○	○	○
1-89	昭和32年 1957	○	○ 常陸茂 → 猪狩俊二	○	○	○
1-90	昭和33年 1958	○	△ 猪狩俊二 →	○		
1-91	昭和34年 1959	○	○ 志賀貞夫 → 三瓶忠美	○		
1-92	昭和35年 1960	○	○ 三瓶忠美 → 菅野伊祐	○		○
1-93	昭和36年 1961	○	○ 菅野清 → 志賀栄	○		○
1-94	昭和37年 1962	○	→	○		○
1-95	昭和38年 1963	○	○ ④ → 志賀英記	○		○
1-96	昭和39年 1964	○	→	○		○
1-97	昭和40年 1965	○	○ 志賀伝三郎 → 志賀喜代治	○		○
1-98	昭和41年 1966	○	→	○		○
1-99	昭和42年 1967	○	→	○		○
1-100	昭和43年 1968	○	→	○		○
1-101	昭和44年 1969	○	○ 猪狩俊二 → 志賀泰明	○		○
1-102	昭和45年 1970	○	○ 志賀泰三 → 三瓶忠美	○		○
1-103	昭和46年 1971	○	○ 三瓶忠美 → 志賀英記	○	○	○
1-104	昭和47年 1972	○	○ 志賀英記 → 志賀泰臣	○	○	○
1-105	昭和48年 1973	○	△ 志賀泰臣 →	○	○	○
1-106	昭和49年 1974	○	○ 志賀喜代治 → 志賀盛	○		○
1-107	昭和50年 1975	○	○ 志賀盛 → 常陸茂	○	○	○
1-108	昭和51年 1976	○	○ 常陸茂 → 猪狩俊二	○		○
1-109	昭和52年 1977	○	○ 猪狩俊二 → 志賀泰三	○	○	○
1-110	昭和53年 1978	○	○ 志賀泰三 → 三瓶哲夫	○		○
1-111	昭和54年 1979	○	○ 三瓶哲夫 → 志賀英記	○		
1-112	昭和55年 1980	○	△ → 志賀泰臣	○		○
1-113	昭和56年 1981	○	→	○		○
1-114	昭和57年 1982	○	○ 志賀喜代治 → 志賀泰臣	○		○
1-115	昭和58年 1983	○	○ 志賀盛 → 常陸茂	○		○
1-116	昭和59年 1984	○	○ 常陸茂 → 猪狩新	○		○
1-117	昭和60年 1985	○	○ 猪狩新 → 志賀泰三	○	○	○
1-118	昭和61年 1986	○	○ 志賀泰三 → 三瓶忠美	○		○
1-119	昭和62年 1987	○	○ 三瓶忠美 → 志賀英記	○		○
1-120	昭和63年 1988	○	○ 志賀英記 → 志賀泰臣	○	○	○
2	大正8年 1919		「御神幸記録」猪狩積譚記			
3	昭和12年 1937		「小田代山津見神社々御移記録」			
4	昭和15年 1940		「紀元二千六百年奉祝祭典 御神幸記録」猪狩新譚記			
5	昭和39年 1964		「金毘羅神社・山祇神社 雨覆修繕遷宮記録」記録係猪狩新			
6	昭和43年 1968		「明治百年を記念して 御神幸記録」猪狩新譚記			

凡例 ○：記載あり、△：不完全であるが記載あり、空欄：記載なし
「順廻帳」をもとに筆者作成

表2:「順廻帳」の記載内容一覧

番号	年	①成員	②当前の引継ぎ	③費用	④規約	⑤記録
1-1	明治7年 1874	○	常陸戸右衛門 → 志賀久左衛門	○		
1-2	明治8年 1875	○	志賀久左衛門 → 猪狩亀吉	○		
1-3	明治9年 1876	○	猪狩亀吉 → 志賀孫左衛門	○		
1-4	明治10年 1877	○	志賀孫左衛門 → 常陸初太郎	○		
1-5	明治11年 1878 2月	○	志賀熊次郎 → 常陸初太郎	○		
1-6	明治11年 1878 10月	○	△ (志賀) 熊二郎 →	○		
1-7	明治12年 1879 2月	○	志賀丹吾 → 常陸戸右衛門	○		
1-8	明治12年 1879 10月	○	○ (常陸) 戸右衛門 → 志賀豊蔵	○		
1-9	明治13年 1880 2月	○	志賀豊蔵 → 志賀久左衛門	○		
1-10	明治13年 1880 10月	○	○ (志賀) 久左衛門 → (猪狩) 亀吉	○		
1-11	明治14年 1881 2月	○	○ (猪狩) 亀吉 → (志賀) 孫左衛門	○		
1-12	明治14年 1881 10月	○	志賀孫左衛門 → 常陸初太郎	○		
1-13	明治15年 1882 2月	○	○ (常陸) 津右衛門 → 志賀熊次郎	○		
1-14	明治15年 1882 10月	○	志賀熊次郎 → 志賀丹吾	○		
1-15	明治16年 1883	○	志賀丹吾 → 志賀豊造	○		
1-16	明治17年 1884	○	志賀豊造 → 常陸戸右衛門	○		
1-17	明治18年 1885	○	常陸戸右衛門 → 志賀久左衛門	○		
1-18	明治19年 1886	○	志賀久吉 → 猪狩亀吉	○		
1-19	明治20年 1887	○	猪狩亀吉 → 常陸初太郎	○		
1-20	明治21年 1888	○	常陸初太郎 → 志賀喜治郎	○		
1-21	明治22年 1889	○	△ 志賀喜治郎 →	○		
1-22	明治23年 1890	○	△ 志賀松之助 →	○	○	
1-23	明治24年 1891	○	常陸豊次 → 志賀久吉	○	○	
1-24	明治25年 1892	○	志賀久吉 → 猪狩田丸	○	○	
1-25	明治26年 1893	○	志賀亀吉 → 志賀喜次郎	○	○	
1-26	明治27年 1894	○	志賀喜治郎 → 志賀松之助	○	○	○
1-27	明治28年 1895	○	志賀松之助 → 常陸豊治	○	○	○
1-28	明治29年 1896	○	常陸豊治 → 志賀久吉	○	○	○
1-29	明治30年 1897	○	猪狩亀吉 → 志賀久吉	○	○	○
1-30	明治31年 1898	○	志賀久吉 → 志賀喜治郎	○	○	○
1-31	明治32年 1899	○	志賀喜治郎 → 志賀松之助	○	○	○
1-32	明治33年 1900	○	志賀松之助 → 常陸留五郎	○	○	○
1-33	明治34年 1901	○	志賀久蔵 → 常陸留五郎	○	○	○
1-34	明治35年 1902	○	常陸留五郎 → 猪狩積	○	○	○
1-35	明治36年 1903	○	猪狩積 → 志賀主殿	○	○	○
1-36	明治37年 1904	○	志賀主殿 → 志賀孫三郎	○	○	○
1-37	明治38年 1905	○	志賀孫三郎 → 志賀喜治郎	○	○	○
1-38	明治39年 1906	○	志賀喜次郎 → 志賀保	○	○	○
1-39	明治40年 1907	○	志賀保 → 常陸留五郎	○	○	○
1-40	明治41年 1908	○	常陸留五郎 → 猪狩積	○	○	○
1-41	明治42年 1909	○	猪狩積 → 志賀久三	○	○	○
1-42	明治43年 1910	○	志賀久三 → 志賀主殿	○	○	○
1-43	明治44年 1911	○	志賀主殿 → 志賀孫三郎	○	○	○
1-44	大正元年 1912	○	志賀孫三郎 → 志賀喜義	○	○	
1-45	大正2年 1913	○	志賀喜義 → 志賀保	○	○	○
1-46	大正3年 1914	○	志賀保 → 常陸留五郎	○	○	○
1-47	大正4年 1915	○	常陸留五郎 → 猪狩積	○	○	○
1-48	大正5年 1916	○	猪狩積 → 志賀久蔵	○	○	○
1-49	大正6年 1917	○	志賀久蔵 → 志賀主殿	○	○	○
1-50	大正7年 1918	○	志賀主殿 → 志賀孫三郎	○	○	○
1-51	大正8年 1919	○	志賀孫三郎 → 志賀喜義	○	○	○
1-52	大正9年 1920	○	志賀喜義 → 志賀保	○	○	○
1-53	大正10年 1921	○	志賀保 → 常陸留五郎	○	○	○
1-54	大正11年 1922	○	常陸豊 → 猪狩新	○	○	○
1-55	大正12年 1923	○	猪狩新 → 志賀久蔵	○	○	○
1-56	大正13年 1924	○	志賀久蔵 → 志賀清記	○	○	○
1-57	大正14年 1925	○	志賀清記 → 志賀兵蔵	○	○	○
1-58	大正15年 1926	○	志賀兵蔵 → 志賀伝三郎	○	○	○
1-59	昭和2年 1927	○	志賀伝三郎 → 志賀喜義	○	○	○
1-60	昭和3年 1928	○	志賀喜義 → 志賀伝	○	○	○
1-61	昭和4年 1929	○	志賀伝 → 常陸豊	○	○	○
1-62	昭和5年 1930	○	→	○	○	○
1-63	昭和6年 1931	○	猪狩新 → 志賀久蔵	○	○	○
1-64	昭和7年 1932	○	志賀久蔵 → 志賀清記	○	○	○

戊十月廿一日 常陸戸右衛門方相渡シ志賀久左衛門様

志賀熊治郎

常陸豊三郎

志賀孫左衛門

志賀豊蔵

常陸戸右衛門

志賀久左衛門

猪狩亀吉

右之通り正二相渡シ申候、以上

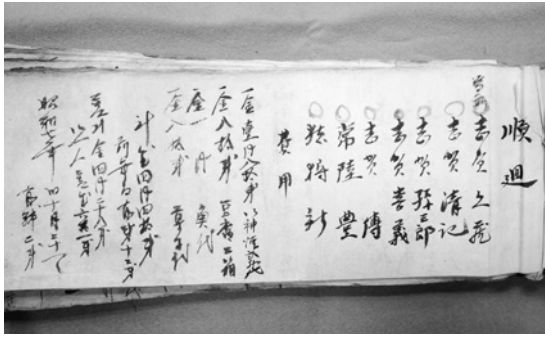


写真1: 巡廻帳

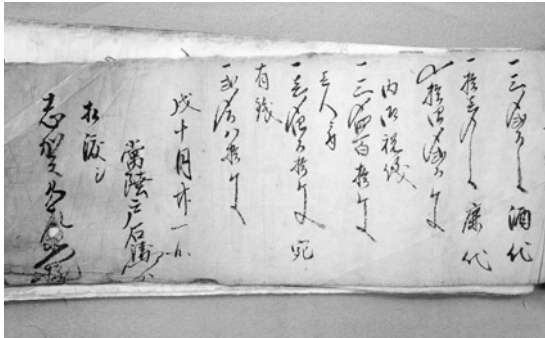


写真2: 明治7(1874)年の記録

このように基本的な記載内容は、①山の神講の成員(史料後段の七名)、②当前の受渡し〔中段の戸右衛門から久左衛門への記載〕、③祭祀の費用負担〔前段の費用と割当の記載〕である。これらに加え、その後、新しく記載されるようになった内容が二つある。④祭祀規約と、⑤その年の出来事の記録である。それぞれの初出は、④祭祀規約が明治二十三(一八九〇)年、⑤は明治二十七(一八九四)年である。

「巡廻帳」の記載内容の一覧を示すと、表2のように整理することができる。①成員と③費用負担については、百二十回いちども欠けることなく記載されている。また②の当前の受渡しについても、不完全なものも含め、百十二回記載があり、記載された割合は九三・三%にも及んでいる。

このように、①②③のほぼ毎回記載される項目に対して、④規約や⑤記録は記載率が低い。④は六八回(五六・七%)、⑤は八八回(七三・三%)である。両者ともに新たに書き加えられた項目であるため、記載率が低くなるのは当然であるが、両者を比較すると、つぎのような違いがある。④規約はとくに昭和三十二年以降、記載されないことも多い。一方で⑤記録は、ほぼ途切れることなく記載されている。つまり、④は断続的であるが、⑤は書かれることが通例となっていたといえる。

(三) 「順廻帳」とは何か

こうした内容が記載された「順廻帳」とは、いったいどのような性格の儀礼文書なのであるのか。

小田代
一、山ノ神

右同断

【中略】

寛保二年戊十月 右之通幣先御座候

これら二つの史料から、つぎの事実が確認できる。小田代の山の神は「小田代郷中」、すなわち小田代集落全体で祀った神であること、江戸中期には社殿を構える規模になったこと、そして祭祀には宗教者（幣先は光山院、建立別当は地藏院）が関与していたことである。

つまり山の神は、小田代集落にとっては、氏神である牛頭天王宮（現・八雲神社）に次ぐ重要な祭祀対象であった。そうであるがゆえに、すでに江戸中期には社殿をもつ規模になっており、祭祀にも宗教者が関与していたのであろう。

（二）「順廻帳」の保管状況と基本的な記載内容

本稿で扱う「順廻帳」⁵は、この山の神を祭祀してきた山之神講に残された儀礼文書である（写真1）。残念ながら近世の記録は失われているが、それでも明治七（一八七四）年から、祭祀が八雲神社の祭祀（天王講）に統合される平成十七（二〇〇五）年まで、約百三十年にわたる、村落祭祀の記録が残された。

「順廻帳」の約百三十年にわたる記録のなかで、本稿では、昭和六十三（一九八八）年までを対象として分析を行なう。これは後掲の翻刻と対応させるためである。すなわち、明治七（一八七四）年から昭和六十三（一九八八）年までの記載を検討してゆく。

この「順廻帳」は、二〇一九年度に第七行政区で実施した、集落調査の際に確認することができた。集落調査は、福島県地域振興課「福島県大学生の力を活用した集落復興支援事業」の助成を受けて実施したものであり、地域文化を記録することを目的として実施した⁶。

その際に、志賀喜代登氏が「順廻帳」をご紹介くださり、実見させていただいた。山之神講は天王講へと統合され継続されてきたが、長くつづいた祭祀は、震災によって、「平成二十二年十一月七日」を最後に途絶えてしまった。山之神講も天王講も、集落内の一軒を当番として行なわれるトウヤ祭祀であった。「順廻帳」には、その年の祭祀に関する記述が残され、当番となるヤド（宿）が保管してきた。喜代登氏は、平成二十三（二〇一一）年の当番を務める予定であったため、震災後は喜代登氏宅に保存されていたのであった。

では、「順廻帳」には、どのような内容が記されてきたのだろうか。最も古い記録である、明治七（一八七四）年十月の内容はつぎの通りである（写真2）。

一、三ノ式百文 酒代
一、拾壹ノ文 鹿代

メ拾四ノ式百文
内御祝儀
一、三ノ四百拾文
零人二付
一、壹ノ四百拾文宛
有銭
一、貳ノ百八拾文

度の小集落である。

二、小田代の山の神と「順廻帳」

(一) 小田代集落にとつての山の神

小田代集落は、たしかに小集落であるが、多くの神仏が祀られてきた。氏神である八雲神社のほか、山祇神社(山神社)・稲荷神社・金刀比羅神社・秋葉神社・石尊社などがある。このうち山の神については、男女それぞれに山之神講が組織されていた。男山の神(山之神講)は集落内の山祇神社の祭祀を行ない、女山の神(小牛田山之神講)は安産祈願で知られる、宮城県遠田郡美里町の山神社を信仰対象としてきた³⁾。本稿で見えてゆくのは、男性が祀り手となった山之神講である。

小田代集落の山の神は、歴史的にみて、どのような存在であったのだろうか。下川内村の佐久間義隣が記した『下川内村寺社由緒記』⁴⁾(以下、『寺社由緒記』とする)を紐解いてみたい。

『寺社由緒記』は、下川内村の庄屋相役を務めた、佐久間義隣(一八二三—一八九九)の手によるもので、下川内村の寺社由緒を丁寧に記録している。廃仏毀釈によって失われた修験寺院に関する記述が豊富であり、近世から明治にかけてのこの地域の社寺の実態を知るうえで貴重な史料である。著者である義隣の実証的な態度は、この史料の価値をさらに高めている。寺社に残されていた歴史史料や棟札などを、自ら各所をめぐって筆写した。それらの一次史料を基礎にしながら、自らの実体験や地域の故老が語

る口承も交え、本書を編纂している。

『寺社由緒記』には、小田代の山の神について、二つの記述がある。第一は、明和四(一七六七)年の棟札の写しである。棟札の大きさとまで記録されており、義隣が実見し筆写していることがうかがえる。記載からは新造立であったか、再建であったかは判断できないが、少なくともこの時点で社殿をもつに至ったことがわかる。

小田代向坂相立 棟札施主 太右衛門
奉建立山神宮一社 小田代郷中

明和四丁亥年載閏九月吉日 別当 地藏院

棟札長サ一尺一寸四分、 名主 猪狩藤治右衛門

横三寸二分、下タ二寸八分 大工 西山定右衛門

第二は、寛保二(一七四二)年十月、光山院幣先宮書上である。この史料は修験光山院が祭祀に関わった、上川内・下川内の三十分あまりの神仏を書き記したものである。

覚

^{ダシノコシ}一、山ノ神 氏子持

一、西内稲荷 右同断

【中略】

^{東山}一、山ノ神 氏子持

一、山ノ神 右同断

表 1：川内村の社会組織

レベル 1	近世村 《大字》*1	下川内村 225 戸→109 戸*2																						
レベル 2	村組 《行政区》	町組 72 戸→31 戸					西山組 60 戸→32 戸					東山組 69 戸→35 戸				下川内新田 24 戸→11 戸								
レベル 3	ヤシキ (屋敷) 《班》	大町	横町	根子町	新町	宮ノ下	宮渡	西山	中平	上ノ台	沼田	堂小屋	松原	荒宿	坊之内 (原)	東山	東山下	小田代	わらび平	萩新田	五枚沢	ぬか塚	毛戸	吉野田和
	1764 年	15	13	16	12	4	12	33	8	4	8	6	1	5	15	13	12	19	5	1	3	5	8	7
	1875 年	22					9		24			8		11		16			8		11			

*1《 》内には現在の該当する社会組織を示した。*2 戸数はいずれも 1764 年と 1875 年のものを記した。天保の大飢饉の前後の変化を示す。下川内諏訪神社文書『旧記録』に筆写された 1764 年「楢葉郡下川内村人別記」、1875 年「十戸組合帳」をもとに筆者作成

新田開発の結果、両村の石高は大幅に増加する。天保七（一八三七）年には上川内村が一五八七石を越え、下川内村も一四〇〇石余という大規模な村落を形成するにいたった。すなわち、新田開発によって、村高は、三〜六倍にも増加したのである。「川内村史編纂委員会編、一九九二、二七八〜二八〇」。

本稿で対象とする小田代集落は、旧下川内村に属した。集落は江戸初期の新田開発により拓かれ、寛永十三（一六三六）年に成立した。川内で行なわれた新田開発でも、初期のものであった。このようにして成立した、川内村の社会組織を考えるには、三つのレベルを念頭におく必要がある（表 1 参照）。

第一に大字Ⅱ旧村である。川内村は、明治二十二

（一八八九）年に、二つの近世村（上川内村・下川内村）の合併により成立した。旧村は現在、大字として残り、役場や学校は両大字の境界に建てられている。先にもふれた通り、小田代集落は、このうち旧下川内村（現在の大字下川内）に属した。

第二は、行政区Ⅱ村組である。旧下川内村は大村であり、四つの村組に分かれていた。町組・西山組・東山組、そして下川内新田である。現在、これらは行政区に再編され、それぞれ第五区（坂シ内）・第六区（西山）・第七区（東山）・第八区（毛戸ほか）となっている。小田代集落は、旧東山組、現在の第七区行政区内の集落である。

そして第三に、班Ⅱヤシキである。②第二の行政区Ⅱ村組の下位組織として、班Ⅱヤシキがある。集落内が五軒から十軒程度の班に分かれていることは、ごく一般的な事柄である。ただ川内村の場合、班が近代に新たに作られたものではなく、その多くが近世以来のヤシキ（屋敷）を再編したものである点特徴的である。第七区の場合には、荒宿・原・東山・小田代の四つの班Ⅱヤシキがある。ヤシキは地縁組織であるだけでなく、荒宿ヤシキのように同族団で構成され、血縁集団となる場合もみられる。

見てきたように、小田代集落は、大字下川内（旧下川内村）のうち、第七行政区（旧東山組）を構成する班（ヤシキ）のひとつである。集落の成立は新田開発によるため、七区の中心部からやや離れた山中に位置する。江戸時代中期には、二十四軒で構成されていたが、天保の大飢饉により人口が急減し、明治初年にはわずか八軒にまで減少している。その後も、現在に至るまで十軒程

福島県川内村小田代集落の儀礼文書(一)

——山之神講文書——

金子祥之

一、儀礼文書からみる祭祀の変遷

本稿の目的は、福島県川内村小田代集落に残された、「順廻帳」といわれる儀礼文書を通して、山の神への祭祀がいかに変遷していったのかを検討することにある。本稿の前半では、「順廻帳」の分析を行ない、後半では「順廻帳」の翻刻を示す。

本稿の事例地は、福島県双葉郡川内村にある小田代集落である。そこでまず、本稿のいわば舞台となる地域社会についての理解を深めていきたい。

川内村は、福島県内の地域区分によると浜通りに位置している。浜通りという言葉からは、海に面した場所であるように受け取られるかもしれない。だが実際には、浜通りのうち内陸部に位置しており、阿武隈高地の山村である。川内村とその近隣地域を、俗に「山榎葉」や、「榎葉山中」と呼んできたことから、そのことがうかがえる。

二〇一一年の東日本大震災とそれに伴う原発災害によって、川

内村の名は広く知られるようになった。川内村は福島第一原子力発電所から、わずか二〇から三〇kmに位置している。そのため、全村避難を決定することとなったが、震災から一年もたたない二〇一二年一月二十六日に帰村宣言を行なった。強制避難が実施された多くの自治体で、いまだ帰還の目途が立たないなか、川内村はいちはやく、行政として帰村の意思を明確に示した。賛否それぞれ、大きな反響があった。現在までに、人口は震災前の約三分の二まで回復している¹⁾。

川内村の歴史を、『川内村史』によって、概観しておきたい。この地域の歴史が史料上明確になるのは、中世末の文禄検地からである。文禄検地では、「上河内村」、「下河内村」とみえており、「上河内村」が二百五十石、「下河内村」は五百六十石余りであった。

江戸時代に入り、川内では、新田開発が何度も行なわれていった。寛永六(一六二九)年から元禄十二(一六九九)年にかけて、高田島新田・小田代新田・子安川新田・毛土新田・糠塚新田・吉野田和新田・木葉橋新田・五枚沢新田などが誕生していった。

令和2年度 東北学院大学学術研究会評議員名簿

会 長	大西 晴樹
評議員長	佐藤 篤
編集委員長	
評 議 員	
文学部	〔英〕 植松 靖夫 (編集)
	〔総〕 鐸木 道剛 (編集)
	〔歴〕 永田 英明 (編集)
	〔教〕 渡辺 通子 (編集)
経済学部	〔経〕 白井 大地 (編集)
	〔経〕 宮本 拓郎 (編集)
	〔共〕 宮地 克典 (編集)
経営学部	佐久間義浩 (会計・編集)
	山口 朋泰 (会計・編集)
法学部	大窪 誠 (庶務・編集)
	佐々木くみ (庶務・編集)
教養学部	〔人〕 坪田 益美 (編集)
	〔言〕 下館 和巳 (編集)
	〔情〕 佐藤 篤 (評議員長・編集委員長)
	〔地〕 目代 邦康 (編集)

東北学院大学論集 歴史と文化 第63号

2021年3月15日 印刷
2021年3月19日 発行 (非売品)

編集兼発行人 佐藤 篤
印刷者 笹氣 義幸
印刷所 笹氣出版印刷株式会社
発行所 東北学院大学学術研究会
〒981-8511
仙台市青葉区土樋一丁目3番1号
(東北学院大学内)

THE TOHOKU GAKUIN UNIVERSITY REVIEW

HISTORY AND CULTURE

(Formerly HISTORY AND GEOGRAPHY)

No. 63

March, 2021

- The Result of Forth Excavation of Kassenhara Ancient Tombs Hideto Tsuji 1
- Gathering Historical Materials of Medieval Castles in Tohoku Region : Miyagi
Prefecture version Hidefumi Takei 19
- Ritual Documents of Katashiro, Kawauchi Village, Fukushima Prefecture
(1) : Documents of the Mountain Deity Association Hiroyuki Kaneko (1)
- Research for the arrangement plan of Gate-Court and Innerwall-Outerwall
in Chinese capitals at Pre-Qin (秦) period (2) Mitsuru Taniguchi (81)

The Research Association
Tohoku Gakuin University
Sendai, Japan